

ISSN 2434-981X

広島文教大学 心理学研究叢書 第3巻

自由の心理学：

心理的リアクタンス理論

深田 博己 著

(広島文教大学 人間科学部 教授)

広島文教大学 心理学会

2023年(令和5年)2月

まえがき

広島文教大学心理学会では、会員の研究成果を発表する場として、単発的な研究の場合は年2回刊行の「広島文教大学心理学研究」を、一連の研究の場合は不定期刊行の「広島文教大学心理学研究叢書」を用意しています。私は、本学に着任以後の一連の研究成果をまとめて発表するために、後者の「広島大学心理学研究叢書」をすでに2回利用させていただきました。「広島文教大学心理学研究叢書 第1巻」(2019年刊行)の『親切の心理学』と「同 第2巻」の『コミュニケーションの心理学：卒業論文・修士論文指導の副産物』(2022年刊行)がそれです。本学を退職するにあたって、厚かましくも第3巻『自由の心理学：心理的リアクタンス理論』の刊行をお認めいただきました。

本書『自由の心理学：心理的リアクタンス理論』は、本学着任後の研究成果と本学着任前の研究成果がほぼ半々の割合で混在していますが、その理由は、私の主要な研究テーマの1つである心理的リアクタンス理論に関する研究成果をまとめる機会がこれまでになかったからです。教育研究職を引退する前の最後の仕事にしたいとかねてから心に決めていた心理的リアクタンス研究をまとめる作業に着手したのは、引退を決意した約半年余り前のことでした。約半年間という時間的制約の中、思わしくない体調に悩まされながらも、研究者としての区切りをつけたいという思いから、中途半端な仕上がりとなくなりましたが、何とか本書をまとめることができました。

広島文教大学での11年間は、上司や同僚の方々に恵まれ、楽しく勤務させていただきました。教育研究に携わる身として、最後の11年にこのような職業人生を送らせていただけたことは幸運であり、大変ありがたいことだと深く感謝申し上げる次第です。特に、体調を崩してからのこの半年間を何とか乗り切ってこられたのは、理事長はじめ、副理事長、学長、学部長、学科長から格別のご配慮を賜ったおかげであり、心理学科の同僚の方々や事務職員の方々のサポートのおかげであると心より感謝申し上げます。

最後に、個人的に多くの面で常にご配慮とご支援を頂戴してきた広島文教大学森下要治学長ならびに、日常的に私のお世話をしてくださり、本書の刊行にもご快諾いただいた広島文教大学心理学会会長の植田智教授(本学副学長・人間科学部長)に厚く御礼申し上げます。

2023年1月15日

広島文教大学 人間科学部 心理学科 教授 **深田 博己**

目 次

まえがき	1
目次	3

序章：本書の背景と目的および構成 7

第1節 本書の背景：わが国の心理的リアクタンス研究	7
第2節 本書の目的	8
第3節 本書の構成	9
引用文献	10

第1章 心理的リアクタンス理論の基本的枠組み 13

第1節 心理的リアクタンス理論とは	13
第2節 心理的リアクタンス理論における自由の概念	17
第3節 自由の侵害の形態	19
第4節 自由における正当性と合法性	24
第5節 心理的リアクタンス強度の規定因としての自由要因	28
第6節 心理的リアクタンス強度の規定因としての脅威要因	36
第7節 自由の侵害に内在する2つの機能	40
第8節 心理的リアクタンスの効果	44
第9節 態度の自由	52
引用文献	60

第2章 心理的リアクタンス生起過程モデル 63

第1節 心理的リアクタンス生起過程モデル	63
第2節 心理的リアクタンス過程の検討 (1)：母親に対する子どもの反発	74
第3節 心理的リアクタンス過程の検討 (2)：教師に対する生徒の反発	90
第4節 心理的リアクタンス過程の検討 (3)：強制脅威と禁止脅威に対する反発	101
引用文献	113

第3章 心理的リアクタンス研究の諸課題への取り組み 115

- 第1節 今城（2005）の「自由の文脈・決定・選択肢モデル」にみる集団主義文化圏での心理的リアクタンス研究 115
- 第2節 対人コミュニケーションによる自由侵害の正当性が心理的リアクタンスに及ぼす効果 120
- 第3節 コミュニケーションの検閲が心理的リアクタンスに及ぼす効果 128
- 第4節 リアクタンス特性尺度の有効性 136
- 第5節 自己愛的リアクタンス理論の検討 140
- 引用文献 150

第4章 子どもの反抗現象への心理的リアクタンス理論の応用 153

- 第1節 反抗現象への心理的リアクタンス理論の応用は可能か 153
- 第2節 反抗研究の方法 155
- 第3節 反抗研究の結果 161
- 第4節 子どもの反抗を誘発する母親の言葉 167
- 引用文献 172

第5章 自由の侵害が喚起する2つの動機：リアクタンス喚起状況でのリアクタンス動機と追従動機の役割 175

- 第1節 問題 175
- 第2節 予備実験 178
- 第3節 本実験の目的と方法 182
- 第4節 本実験の結果 184
- 第5節 本実験の考察 190
- 引用文献 193

第6章 わが国の心理的リアクタンス研究：文献案内 195

- 第1節 心理的リアクタンス理論に関する研究の原点 195
- 第2節 心理的リアクタンス理論の全体像の解明 199
- 第3節 心理的リアクタンス理論における個別的課題の検討(1)：今城周造の一連の研究 216
- 第4節 心理的リアクタンス理論における個別的課題の検討(2)：上野徳美の一連の研究 223

第5節	心理的リアクタンス理論における個別的課題の検討(3): 深田博己の一連の研究	230
第6節	心理的リアクタンス理論における個別的課題の検討(4): 多様な研究者による単発的研究	231
引用文献		241

**第7章 心理的リアクタンス理論の展開:
Rosenberg and Siegel (2017) の概要 249**

第1節	はじめに	249
第2節	第1の波:理論の提案と検証	251
第3節	第2の波:臨床心理学からの貢献	253
第4節	第3の波:コミュニケーション研究からの貢献	255
第5節	第4の波:リアクタンスの測定	258
第6節	第5の波:動機づけへの回帰	261
第7節	結論	262
引用文献		262
補助資料	本稿で紹介した Rosenberg and Siegel (2017) の引用文献情報	263

補章 警告の説得抑制効果における心理的リアクタンスの媒介機能 267

第1節	警告とは何か	267
第2節	事前警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス	268
第3節	事後警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス	270
第4節	虚偽説得における警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス	272
引用文献		274

序章 本書の背景と目的および構成

第1節 本書の背景：わが国の心理的リアクタンス研究

1. 筆者にとっての心理的リアクタンス研究

「右へ行け」と言われたら、左に行きたくなる。

「勉強をしろ」と言われたら、勉強をする気が無くなる。

「ゲームをするな」と言われたら、無性にゲームがしたくなる。

定期試験が近づき忙しくなると、急に部屋の片づけをしたくなる。

コンビニにお菓子を買いに行くと、売り切れに気づくと、途端にそのお菓子が欲しくなる。

他者や環境によって外圧がかかり、私たちの自由が奪われそうになると、私たちにはその自由を守りたい、取り戻したいという動機づけが生まれる。この動機づけが心理的リアクタンスと呼ばれる。その結果、強制された行動や態度は敢えてとらない、禁止された行動や態度を敢えてとることになる。心理的リアクタンス理論は、私たちが自由であると思っている行動や態度の自由を何らかの形で脅かされたときに生じる心の中の変化と、それに伴って出現する行動の変化を説明する非常に魅力的な理論である。

Brehm (1966) の心理的リアクタンス理論と出会ったのは、私が広島大学大学院の博士課程を終え、広島大学教育学部心理学科の助手に就任した頃であった。当時、心理的リアクタンス理論はまだ未知の理論であり、知る人はほとんどいなかった。私が広島大学教育学部紀要に心理的リアクタンスに関する最初の論文（深田, 1977）を発表した1977年に、偶然、当時東京大学文学部助手であった小関八重子氏が専門書『講座社会心理学 第1巻』（小関, 1977）の中で説得への抵抗を説明する有力な理論として心理的リアクタンス理論を紹介したのが契機となり、広く知られることとなった。

心理的リアクタンス理論は、1977年に初めて論文（深田, 1977）を発表して以来、常に関心ももち続けてきた研究テーマである。しかし、趣味的な研究として位置づけていたため、本腰を入れて取り組むことはなかった。文献の検索も十分に行わないまま、思いついたアイデアを実行に移す形で、研究の質を顧みないで気楽な研究を楽しんできた。1977年以来、筆者がこれまでに行ってきた心理的リアクタンス関係の研究をまとめ、この研究に区切りをつけたいという思いが強まった。

2～3年かけてじっくりまとめたいと考えていたが、諸般の事情から半年でまとめざるを得なくなり、はなはだ中途半端なまとめとなった次第である。

2. わが国の心理的リアクタンスに関する中核的研究と草分け的研究

わが国の心理的リアクタンス研究は今城周造氏（昭和女子大学特任教授／博士（文学））によって発展してきたと言っても過言ではない。今城氏の数々の優れたリアクタンス研究がわが国のリアクタンス研究を牽引してきたことは自明の理である。今城氏の研究の集大成が研究書『説得におけるリアクタンス効果の研究 自由侵害の社会心理学』（今城, 2001）であり、心理的リアクタンス研究を志す研究者や学生の方々にはぜひとも今城（2001）の「第1章、第2章、第5章、要約」を中心に一読されるよう強くお勧めする。今城（2002）の「説得への反発：心理的リアクタンス理論」も同様の価値をもつ編纂書論文であり、『説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線—』に収録されている。さらに、『心理学評論（第48巻第1号）』に収録された今城（2005）の展望論文「説得への抵抗と心理的リアクタンス——自由の文脈・決定・選択肢モデル——」は、集団主義文化圏に属するわが国で心理的リアクタンス研究を実施するための条件を指摘している。心理的リアクタンス研究に取り組もうとする初学者にとっては、今城（2001, 2002, 2005）は必読の書および必読の論文である。なお、今城（2001）は同氏の博士論文でもあり、これにより1999年に東北大学から博士（文学）の学位が授与された。

また、わが国の初期の心理的リアクタンス研究を担った上野徳美氏（大分大学名誉教授／博士（心理学））の研究成果を忘れてはならない。心理的リアクタンス理論からの説得への抵抗の問題は、上野（1989）の「説得への抵抗と心理的リアクタンス」として『社会心理学パースペクティブ1—個人から他者へ』に収録されており、わが国の心理的リアクタンス研究の道標となる初期の編纂書論文である。1980年代から1990年代前半にかけて発表された上野氏の優れた一連の研究論文は、その後の博士論文『説得への抵抗に関する実験的研究』（上野, 1993）としてまとめられ、1993年に広島大学から博士（心理学）の学位が授与された。

第2節 本書の目的

本書の目的は、心理的リアクタンス理論に関心をもつ研究者や学生の方々に対して、心理的リアクタンス現象と心理的リアクタンス理論に関する研究情報を提供することである。提供する具体的な情報内容に関しては、次の「**第3節 本書の構成**」で触れる。

本書は、今城（2001, 2002, 2005）や上野（1989, 1993）を超えるものでは決してないが、今城（2001,

2002, 2005) や上野 (1989, 1993) を読み終えた方々に対して、若干視点の異なる研究情報を提供することができれば幸いである。

第3節 本書の構成

本書は全9章構成である。既存の発表論文を使用している場合は、内容の修正や用語の統一を行っている。

序章 序章「本書の目的と構成」では、まず本書の背景を述べ、本書の目的と構成について説明をしている。

第1章 第1章「心理的リアクタンス理論の基本的枠組み」は、心理的リアクタンス理論の全体像を描くことを目的としており、深田 (1996, 1997, 1998) を使用している。心理的リアクタンス理論のバイブルとも言うべき Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) に基づいた理論の紹介であるが、筆者の関心によって紹介内容に濃淡があることをお断りしておきたい。

第2章 第2章「心理的リアクタンス生起過程モデル」に関しては、第1節は、深田 (1977) のモデルをベースにして大幅に書き換え、心理的リアクタンス生起過程モデルの構築を目指している。第2節～第4節は、深田・山根・植田 (2016a, 2016b, 2017) の実証的研究を使用し、3つの心理的リアクタンス生起過程モデルの検証を試みている。心理的リアクタンス研究の今後の方向性の1つを示したいという思いがある。

第3章 第3章「心理的リアクタンス研究の諸課題への取り組み」では、私がこれまでに単独あるいは共同で行ってきた心理的リアクタンス研究の諸課題に関する1つの理論的研究と4つのテーマに関する実証的研究の概要を紹介している。第1節の理論的研究は、深田 (2005) を使用している。第2節～第5節の実証的研究の概要は、新たに書き下ろしているが、投影法的な性質をもつ場面想定法を使用した実証的研究には、限界があることは言うまでもないことである。

第4章 第4章「子どもの反抗現象への心理的リアクタンス理論の応用」では、私がこれまで単独あるいは共同で行ってきた研究のうち、心理的リアクタンス理論を子どもの反抗現象に応用した実証的研究の概要を紹介している。手探りで進めてきたため、測度の一貫性など個々の研究間で統一性に欠けるところはあるが、反態度的脅威による心理的リアクタンスの増大など、一定の成果が得られている。新たに書き下ろした章である。

第5章 第5章「自由の侵害が喚起する2つの動機：リアクタンス喚起状況でのリアクタンス動機と追従動機」は、深田・樋口・疋田 (2009) の実証的研究を使用し、心理的リアクタンス喚起状況が相反する2つの動機を生じさせることを証明している。これにより、自由の侵害は心理的リアクタンスという反発的な反応だけではなく、追従という受容的な反応も同時に生じさせることが理解できるであろう。

第6章 第6章「わが国の心理的リアクタンス研究：文献案内」は、今回書き下ろした章であり、

わが国における心理的リアクタンス研究を網羅的に収集し、個々の文献を紹介する形で文献情報を提供している。これは、展望論文を作成する前の、文献整理の段階の情報であり、わが国の心理的リアクタンス研究の展望論文を作成したい方に利用していただければと考える。現実の社会問題の解決に心理的リアクタンス理論が応用できる可能性を示唆する研究の存在は、リアクタンス研究の将来に希望を与える。

第7章 第7章「心理的リアクタンス理論の展開：Rosenberg and Siegel (2017) の概要」は、深田 (2022) を使用して、海外の心理的リアクタンス研究に関する最新の展望論文である Rosenberg and Siegel (2017) の概要を紹介している。Brehm (1966) によって心理的リアクタンス理論が提唱されてから 55 年以上が経過し、かなり多くの研究が蓄積されてきているので、心理的リアクタンス研究の国際的動向を大まかに把握する際に、便利な情報として利用することができる。

補章 補章「警告の説得抑制効果における心理的リアクタンスの媒介機能」は、新たに書き下ろした傍系の研究である。警告研究は、心理的リアクタンス理論の直接的な検証を目的とした研究ではないが、警告による説得抑制効果の媒介過程として認知的反応である反論（非好意的思考）と感情的・動機的反応である心理的リアクタンスが有力視されているため、敢えて補章として取り上げた次第である。

謝辞

初出論文をほぼそのまま使用している場合の共同研究者の方々は、次の通りである（論文掲載順）。記して心より感謝申し上げたい。

山根 嵩史 氏（川崎医療福祉大学 医療福祉学部 講師）

植田 智 氏（広島文教大学 人間科学部 教授）

樋口 匡貴 氏（上智大学 総合人間科学部 教授）

正田 容子 氏（慶進中学校・高等学校 教諭）

原稿不統一のお断り

基本的に、独立した研究を節として章を構成した場合は、節ごとに改頁を行い、節ごとに図表の番号を付け、書き下ろした原稿の場合は、節ごとの改頁を行わず、図表の番号を章の通し番号としたが、この法則に従っていない章もあることをお断りしておきたい。

引用文献

Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.

Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.

- 深田 博己 (1977). コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要 第一部, **26**, 259-269.
- 深田 博己 (1996). 心理的リアクタンス理論(1) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **45**, 35-44.
- 深田 博己 (1997). 心理的リアクタンス理論(2) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **46**, 17-26.
- 深田 博己 (1998). 心理的リアクタンス理論(3) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **47**, 19-28.
- 深田 博己 (2005). 心理的リアクタンスの利用可能性—今城論文へのコメント— 心理学評論, **48**, 57-60.
- 深田 博己 (2022). 心理的リアクタンス理論の展開：Rosenberg and Siegel (2017) の展望論文の概要 広島文教大学心理学研究, **4(1)**, 1-16.
- 深田 博己・樋口 匡貴・疋田 容子 (2009). リアクタンス喚起状況でのリアクタンス動機と追従動機の役割 説得交渉学研究, **1**, 33-50.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2016a). 心理的リアクタンス過程の検討(1)：母親に対する子どもの反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(1)**, 19-34.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2016b). 心理的リアクタンス過程の検討(2)：教師に対する生徒の反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(1)**, 35-46.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2017). 心理的リアクタンス過程の検討(3)：強制脅威と禁止脅威に対する反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(2)**, 23-34.
- 今城 周造 (2001). 説得におけるリアクタンス効果の研究 自由侵害の社会心理学 北大路書房
- 今城 周造 (2002). 説得への反発：心理的リアクタンス理論 深田 博己 (編著) 説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線— 北大路書房 pp. 329-371.
- 今城 周造 (2005). 説得への抵抗と心理的リアクタンス——自由の文脈・決定・選択肢モデル—— 心理学評論, **48**, 44-56.
- 小関 八重子 (1977). 説得への抵抗 水原泰介(編) 講座社会心理学第1巻 個人の社会行動 東京大学出版会 pp.229-271.
- Rosenberg, B. D., & Siegel, J. T. (2017). A 50-year review of psychological reactance theory: Do not read this article. *Motivation Science*, Advance online publication, 1-20.
- 上野 徳美 (1989). 説得への抵抗と心理的リアクタンス 大坊 郁夫・安藤 清志・池田 謙一 (編) 社会心理学パースペクティブ1 個人から他者へ 誠信書房 pp.250-271.
- 上野 徳美 (1993). 説得への抵抗に関する実験的研究 広島大学博士論文 広島大学大学院教育学研究科

第1章 心理的リアクタンス理論の 基本的枠組み

要約 本章の目的は、Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) の2冊の著書の中で記述された初期の心理的リアクタンス理論の骨子を紹介し、心理的リアクタンス理論の基本的枠組みを明らかにすることである。本章の構成は、①心理的リアクタンス理論とは、②心理的リアクタンス理論における自由の概念、③自由の侵害の形態、④自由における正当性と合法性、⑤心理的リアクタンス強度の規定因としての自由要因、⑥心理的リアクタンス強度の規定因としての脅威要因、⑦自由の侵害に内在する2つの機能、⑧心理的リアクタンスの効果、⑨態度の自由、の9節構成である。

キーワード : 心理的リアクタンス理論、行動の自由、自由の削除、自由への脅威、自由回復行動

第1節 心理的リアクタンス理論とは

1. 序

1.1. 心理的リアクタンス理論の誕生と初期の展開

心理的リアクタンス理論 (theory of psychological reactance / psychological reactance theory) は、1966年に Jack W. Brehm によって提出された理論であり、個人のもつ自由とその自由に対する侵害がもたらす心理的リアクタンスという特殊な心理過程に焦点を当てたもので、人間の自由の問題に関する心理学的理論である。

J. W. Brehm は、1928年生まれで、1955年に Minnesota 大学で Ph. D を取得し、Yale 大学、Duke 大学を経て、Kansas 大学に籍を置き、2009年に永眠した社会心理学者である。心理的リアクタンス理論は、L. Festinger の認知的不協和理論にその源流を認めることができ、認知的斉合性理論 (認知的一貫性理論) に属する理論である。

心理的リアクタンス理論に関する専門書は、Brehm (1966) の『心理的リアクタンス理論』に引き続いて、Wicklund (1974) の『自由とリアクタンス』および Brehm & Brehm (1981) の『心理的リアクタンス：自由とコントロールの理論』が公刊されている。障壁 (barriers) を自由の侵害の重要な形態と位置づけているところに Wicklund (1974) の特徴があり、また、心理的リアクタンス理論を洗練し、充実させているところに Brehm & Brehm (1981) の特徴がある。このほかのまとまっ

た著作としては、心理的リアクタンス理論をコンパクトに紹介した Brehm (1972)、「態度の自由に対する脅威」の問題を論じた Brehm (1968)、「リアクタンス理論と学習性無力感モデル (learned helplessness model) との統合」を試みた Wortman & Brehm (1975)、「臨床場面へのリアクタンス理論の適用」を扱った Brehm (1976) などが発表されている。

1.2. わが国における初期の心理的リアクタンス研究

心理的リアクタンス理論は、小関 (1977) と深田 (1977) によって 1977 年にわが国に紹介された。小関 (1977) は Brehm (1966) の概要を紹介しているし、深田 (1977) は、Brehm (1966) に基づき、心理的反発生起過程モデルを提案している。その後、上野 (1989) は、Brehm & Brehm (1981) の新しい理論的枠組みを援用し、説得的コミュニケーションによる態度の自由の侵害を中心に述べている。わが国の心理的リアクタンス研究は、主として説得に対する抵抗の文脈で検討されており、上野徳美氏 (大分大学名誉教授) および今城周造氏 (昭和女子大学特任教授) による研究成果が蓄積されてきた。特に、今城氏は、わが国の心理的リアクタンス研究の第一人者であり、説得への抵抗の問題にとどまらず、リアクタンス喚起の前提条件や集団主義文化圏でのリアクタンスの検証可能性といった心理的リアクタンス理論の根幹にかかわる問題を追及してきた (今城, 2001, 2005)。わが国における心理的リアクタンス研究の発展は今城氏に負うところが極めて大きい。

1.3. 本章の目的

本章では、これまでにわが国で体系的に紹介されることのなかった心理的リアクタンス理論の全容を、主として Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) から紹介し、考察を加えることを目的とする。

2. 心理的リアクタンスの世界

2.1. 日常生活の中のリアクタンス現象

2.1.1. N氏の事例：マージャンの自由の行使

ある日曜日のN家の出来事を通して、自由と心理的リアクタンスの問題を考えてみることにする。N氏は、日曜日になると朝からマージャン仲間と雀荘に繰り出して、夜遅く帰宅することが多い。ほんのときたま、思い出したように日曜大工をしたり、テレビを見たりして家にいることがあるくらいなもので、ほとんどの日曜日はマージャンで明け暮れるのである。N氏のマージャン狂いに対して、N夫人は日頃から強い不満を抱いており、「たまには、日曜日に家にいたって罰 (バチ) は当たりませんよ。」とよく皮肉や小言をN氏に向かって言う。しかし、夫人の苦言もN氏にはあまり効き目がなく、雀荘通いが続いている。さて、ある日曜日の朝、いつものようにマージャンに出かけようとしてきたN氏に対して、夫人が「あなた！今日はいつものように必ずマージャンをしに行ってくださいね。高校時代の仲良しグループを招いてホーム・パーティをする予定なので、あなたがいたら友だちが気を遣うから、家にいないで下さいね。」と声をかけた。N夫人の普段と逆の言葉

を聞いた N 氏は、一瞬戸惑いの表情をみせながら口の中で「ああ」とあいまいな返事を返した。そして、いつもなら、夫人の制止を振り切ってマージャンに出かける N 氏が、今日に限ってぐずぐずして、いつまでたっても出かける素振りを示さない。そのうち、居間のテレビの前に座り込み、「今日はどうしても見たい番組があるし、かねてから計画していた本箱作りもしなければ。」とつぶやく。N 夫人は、夫の予想外の行動が理解できず、当惑を隠しきれないようであった。このあと N 夫人の友達が訪れ、ホーム・パーティが始まると、N 氏はわざととも受け取られるほどの大きな音でテレビを視聴し、さらには、騒がしい電動のこぎりの音や金槌の音をまき散らす行動にでることになる。

2.1.2. N 氏のマージャンの自由の非行使の解釈

さて、N 氏は一体なぜ予想に反する行動をとったのであろうか。N 氏は、夫人からマージャンに出かけるように言われたことによって、①マージャンをしなければならない（強制）、②テレビを見てはいけない（禁止）、③日曜大工をしてはいけない（禁止）、という 3 つの行動が強制あるいは禁止されたことになる。N 氏は、日曜日を自分の自由に過すことができると信じているはずである。すなわち、N 氏は、①マージャンをする自由としない自由、②テレビをみる自由とみない自由、③日曜大工をする自由としない自由、の全てが自分にはあると信じている。たいていの日曜日、N 氏はこれらの自由のうちから、①マージャンをする自由、②テレビをみない自由 ③日曜大工をしない自由を行使している。ところが、夫人の言葉によって、N 氏は、①マージャンをしない自由、②テレビを見る自由 ③日曜大工をする自由が脅かされたと感じたのである。その結果、これらの 3 つの行動の自由が自分には確かにあるのだと主張するために、N 氏は、マージャンに出かけることをやめて、家でテレビをみたり、日曜大工をしたりする方を選択したのである。もちろん、N 氏がこうした自分の心理過程を細部に至るまで明確に意識していたかどうかは分からないが、少なくとも、自分が当然保有している自由が脅かされたという認識はあったはずである。自由が脅かされたという認識の発生に伴って、その時点までは非常に魅力的に思っていたマージャンが途端に色あせてきて、逆に、あまり関心のなかったテレビ視聴や日曜大工が急に魅力的なことのよう思える、というように行動の選択肢の魅力に変化が生じていると推測される。明瞭にであるか漠然とであるかは別として、N 氏は、強制された行動（マージャン）の魅力の減少と禁止された行動（テレビ視聴と日曜大工）の魅力の増加を経験していたに違いない。すなわち、N 氏は、夫人に言われるまでは今日もしたいと思っていたマージャンが急にしたくなくなり、それまで頭の片隅にも浮かばなかったテレビ視聴や日曜大工が急にしたくなる、という自分自身でもうまく説明のできかねる心理的な変化を体験していたことになる。

2.1.3. N 氏の事例の拡張的解釈

N 氏の行動に関する解釈を単純化するために、問題となる自由を①マージャンをする自由・しない自由、②テレビをみる自由・みない自由、③日曜大工をする自由・しない自由として考えてきた。しかし、厳密に言うと、ここで取り上げた N 氏の行動に関係する自由にはもう 1 つ別の種類の自由がある。それは、家にいる自由（外出しない自由）と家にはいない自由（外出する自由）である。N 氏は、自分にはこの両方の自由があると思っており、通常は家にはいない自由（外出する自由）を行

使している。しかし、N夫人の言葉によって、家にいる自由（外出しない自由）が脅かされたことになる。その結果、N氏は、いつもなら魅力的に思える外出にあまり関心がなくなり、逆に、いつもならうっとおしく思える家にいることが何やら楽しいことのように感じられ、家にいる自由（外出しない自由）を再確立するために、家にいる（外出しない）行動を選択したのである。このように、現実場面では、強制や禁止といった外界からの圧力は、必ずしも自由の一方的な侵害を意味するだけでなく、自由に対する2重の侵害、多面的な侵害を意味することがある。

3. 心理的リアクタンスの定義

心理的リアクタンス（psychological reactance）は、個人が特定の自由（freedom）を侵害されたときに喚起される、自由回復を志向した動機づけ状態（motivational state）である。Brehm（1966）は、心理的リアクタンスを基本的に次のように考えている。“もしある人物の行動の自由が削除されたり、削除（reduction*）に脅かされたりするならば、彼は動機的に喚起されるであろう、と仮定するのが合理的である。この喚起はおそらく自由のこれ以上の消失（loss）に対して抵抗する方向に志向しており、すでに消失してしまった自由や脅かされた自由の再確立の方向に志向している。この仮説的な動機づけ状態は、人の行動の可能性についての削除あるいは削除の脅威（threats）に対する反応であり、概念的には反発力（counterforce）と考えられるので、その仮説的動機づけ状態は「心理的リアクタンス」と呼ばれる。”（p. 2）。

*筆者注：ここでの reduction は elimination と同義に使用されている。

4. 心理的リアクタンス理論の範囲

心理的リアクタンス理論で扱う自由は、客観的現実としての自由ではなく、主観的現実としての自由である。心理的リアクタンス理論は、個人が特定の行動の自由をもつと信じていると仮定し、もしその行動の自由が脅かされるならば、その自由を再主張する動機が喚起されるであろうと仮定する。つまり、すでに所有している自由を防護するように個人が動機づけられていると仮定するのである。そして、心理的リアクタンス理論の成立にとって、自分には行動の自由があるという知覚を個人がもつことが必要条件である。

心理的リアクタンス理論は、Brehm & Brehm（1981）によると、かなり限定された自由の問題を取り扱う理論であり、理論の適用範囲も限定されている。心理的リアクタンス理論では、人々が自分たちの行動の自由の侵害に対して抵抗・反発するように常に動機づけられていると期待しているわけではなくて、自由の侵害によって抵抗が生じやすい条件や抵抗・反発が生じにくい条件を明確化しようとする。

しかし、心理的リアクタンス理論は、人が自分には行動の自由があると知覚するための特殊な動機については何も仮定していないし、自分には自由があるという知覚が生じる理由についても触れていない。また、心理的リアクタンス理論は、人が所有する自由の数を増加したり、最大化したり

するような動機についても言及していない。このように、心理的リアクタンス理論は、自由の知覚を心理的リアクタンス喚起のための必要条件であると仮定しながら、そうした自由の知覚が生じる動機や自由の拡張動機に関しては一切言及していない。

第2節 心理的リアクタンス理論における自由の概念

1. 自由の実感

ある日曜日の朝、ベッドで目覚めた K 氏は、今日一日をどんなふうにご過ごそうかと、頭の中で思い巡らせる。「最初に、冷たい水で顔を洗って、気分をすっきりさせよう。次にセーターとジーパンに着替えて、朝食をとろう。そうだな、朝食には、こんがり焼いたトースト・パンを食べることにしよう。パンには、いつものように、バターといちごジャムを塗ろう。玉子と果物も欠かせないぞ。コーヒーは、確か封を切っていない新しいキリマンジャロがあったはずだ、楽しみだな。食事が終わったら、先週録画しておいた J リーグの試合のビデオを見て、それからドライブに出かけることにするか。天気がいいから、久しぶりに海岸まで足を伸ばそうか。・・・」 K 氏の頭に浮かんだ一連の行動は、そうした行動をとる自由が自分にあると K 氏が信じている行動である。その意味で、K 氏は、これらの行動に関する自由をもつ。

上の K 氏の例から分かるように、日常生活の中で私たちは多くの行動の自由を有しており、その自由を行使している。そのため、たいていの場合、私たちはいろいろな行動をとることが自由であるという感覚、望むままに行動を選択できるという感覚をもつことになる。

一般的に考えて、私たちが行動の自由をもつことは欲求の充足に役立つので、行動の自由 (freedom of behavior) は私たちにとって本質的に有益である。逆に、行動の自由が侵害されることは欲求の充足が妨害されることを意味するので、自由の侵害は私たちにとって不利益をもたらす不快な出来事である。

2. 行動の自由

行動の自由に対する侵害が心理的リアクタンスを生じさせるが、心理的リアクタンス理論で問題となる行動の自由は、一般的で抽象的な行動の自由ではなく、特定の具体的な行動の自由を指す。普通は特定の 1 つの行動あるいは特定のいくつかの行動が問題となる。行動の自由というからには、自由な行動が存在しなければならない。ある個人にとって、自由な行動 (free behavior) とは、現在の時点で、あるいは将来の時点で自分が従事できている、いくつかの行動から成る行動セット (behavioral set) のことである。例えば、第 1 節の N 氏の例で言えば、N 氏にとっての自由な行動とは、マージャン、テレビ視聴、日曜大工の 3 つであり、これらが N 氏の自由な行動を構成す

る行動セットである。したがって、3つの行動のうちのどれか1つでもとることができなくなると、N氏は心理的リアクタンスを経験するに違いない。Brehm (1966) は、“もしある人物が自由な行動のセットをもっているとすると、これらの行動のうちのどれかが削除されたり、あるいは削除 (elimination) に脅かされたりするときにはいつでも、彼は心理的リアクタンスを経験するであろう。” (p. 4) と述べている。

Brehm (1966) は、“・・・特定の行動が自由であるためには、個人はそうした行動に従事するための物理的能力と心理的能力をもたなければならないし、経験や習慣や公式協定によって、自分がそうした行動をとりうると知っていなければならない。” (p. 4) と述べている。この記述内容に関して、Brehm 自身はそれ以上の詳しい説明を行っていないが、この文章は次のように解釈できる。ある個人にとって、特定の行動 A が自由な行動であるためには、2つの条件が必要である。第1の条件は、個人にその行動 A をとるための能力があることであり、実行しようと試みたときに、行動 A が実行可能な行動であるかどうかに関係する。第2の条件は、行動 A をとることが現実には許容される範囲の出来事であるという知識を個人が持っていることであり、行動 A が許容できる行動であるかどうかという認識に関係する。これは、あとで触れる、行動の正当性と合法性の問題と密接にかかわってくる。これらの2条件は必要条件であり、片方の条件のみが満たされても、行動 A は自由な行動とならない。すなわち、個人にとって、行動 A を実行する能力があっても、行動 A が承認できないような種類の行動であれば、行動 A はその個人にとって自由な行動といえない。また、行動 A が承認できるような種類の行動であっても、本人に行動 A を実行する能力がない場合には、行動 A はその個人にとって自由な行動と言えない。

ところで、心理的リアクタンス理論で扱う「行動」の概念は、狭義には、表出された行動を指すが、ときには、思考や態度や意志決定のような内面的反応をも含み、特に「行動」の自由と並んで「態度」の自由が心理的リアクタンス研究の中で大きな位置を占めている。態度の自由の問題は、Brehm (1966) の著書の中でも当初から「説得と態度変容」として唯一の独立したトピックとして取り上げられていることから、その重みをうかがい知ることができる。

3. 自由の性質

心理的リアクタンス理論を理解する上で鍵となる主要な概念は「自由」と「脅威」であると考えた Brehm & Brehm (1981) は、自由には、①自由が存在するという知識、②自由を行使する能力、③自由が保持される強度、④絶対的な自由と条件付きの自由、の4つの側面があると捉えている。

3.1. 自由が存在するという知識

心理的リアクタンスが喚起されるためには、人は自分に行動 X を行う自由があると知っていなければならない。自分には行動 X を実行する自由があると気づいていることが必要である。もし、自分に行動 X を実行する自由があると知っていなければ、行動 X を禁止されても心理的リアクタンスは生じない。

3.2. 自由を行使する能力

自由が存存することに気づいているだけでなく、人は、その自由を行使するのに必要な能力を自分もっていると信じていなければならない。たとえ、行動 X を実行する自由があると知っていたとしても、自分には行動 X を実行する能力がないと思っている限り、行動 X を禁止されても、心理的リアクタンスは喚起されない。Brehm (1966) も指摘したように、自由が存在するという知識と自由を行使する能力は、行動の自由が成立する必要条件であり、心理的リアクタンス喚起の前提条件となる。

3.3. 自由が保持される強度

自分が自由をもっているという主観的印象にしても、自分が自由を行使する能力をもっているという感情にしても、有りか無しかといった 2 値的なものではなく、強い疑問から全面的な確信まで変化しうるものであり、それは程度で示される。自由がどの程度の強さで保持されているかによって、自由への脅威に対して喚起される心理的リアクタンスの強度は異なり、強く保持されている自由に対する脅威はより大きい心理的リアクタンスを喚起すると予測される。

3.4. 絶対的な自由と条件付きの自由

行動の自由は、自由が存在するという知識と自由を行使する能力とによって成立しており、自由はさまざまな強度で保持されているが、自由の利用のしやすさもまたさまざまである。現存も、将来も、あらゆる事態で広範に利用できる自由は絶対的自由という。多くの自由は、状況や文脈によって制約をうけるのが普通であり、こうした意味で、絶対的自由は、あることについて考えるといった内的過程に限定されると解釈してよい。これに対して、状況や文脈によって制約をうける自由は条件付きの自由と呼ぶ。多くの外面的な自由は絶対的ではなく、状況や文脈に依存しているが、条件付きの自由は、自由でないとは解釈するのではなく、範囲が限定されていると解釈する。たとえば、せんべいをぼりぼりと音を立てて食べる自由は、下宿で友人とおしゃべりをするときには存在するが、音楽ホールでコンサートを聞くときには存在しない。

自由の性格について、Brehm & Brehm (1981) は次のようにまとめている。“もし、ある人物が自分には行動 X を行う自由があり、自分にはその自由を行使する能力があると思っていて、自由が存在するための条件が満たされていると知覚しているならば、そのときその人物にとってこの自由は存存する。・・・(中略)・・・自由の主観的知覚が、自由の存存するための必要かつ十分条件である。”
(p. 22)

第 3 節 自由の侵害の形態

自由の侵害の仕方に関して、Brehm（1966）は、削除か脅威かという次元と、恣意的（personal）か偶発的（impersonal）かという次元から2次元的に捉えている。そして、これらの2つの次元の組み合わせに基づいて、自由の侵害のタイプを、①恣意的削除、②偶発的削除、③恣意的脅威、④偶発的脅威の4タイプに分類している。

1. 自由の削除と脅威

自由の侵害のタイプを決定する第1の次元は、自由の侵害が削除にあたるか、脅威にあたるかという観点である。

1.1. 自由の削除

自由の削除とは、当該の自由が取り返しのつかない形で失われたことを意味する。自由の削除には2つの典型的な事態が考えられる。1つは、当該の自由がすでに奪われてしまったあとであり、今後その自由は回復することが不可能である事態である。もう1つは、当該の自由を削除しようとする極めて大きい圧力に直面していて、その圧力を回避することも、将来的に自由を回復することも共に不可能であり、実質的に自由がすでに失われた状態にある事態である。いずれの事態も、いったん失われた自由を再び取り戻すことが不可能な場合に、自由が削除されたという表現が用いられる。

1.2. 自由の脅威

自由に対する脅威とは、当該の自由の維持が脅かされている状態を意味する。自由に対する脅威には、3つの典型的な事態が考えられる。最初は、当該の自由がすでに奪われてしまったあとであるが、その自由は回復することが可能である事態である。次は、当該の自由を削除しようとする圧力に直面しているが、その圧力を回避することが可能であり、したがって自由を維持することが可能な事態である。最後は、当該の自由を削除しようとする圧力が現時点ではまだ存在しないが、将来的にそうした圧力が生じると予期される事態であり、暗黙の脅威（implied threat）と呼ばれる事態である。

2. 自由の恣意的侵害と偶発的侵害

自由の侵害のタイプを決定する第2の次元は、自由の侵害が恣意的であるか、偶発的であるかという観点である。

2.1. 自由の恣意的侵害

恣意的な自由の侵害とは、特定の自由を奪おうとする圧力が明らかに意図的に特定の個人に対して向けられる場合を指す。この場合、個人は、自分のもつある特定の自由が、他者や組織によって

意図的に侵害されていると、容易に知覚することができる。すなわち、自由の侵害が存在することとその自由の侵害が自分自身に向けられていることに簡単に気づくことができる。例えば、テレビゲームに熱中する子どもに対して、親が「ゲームをいい加減にやめなさい」と言う場合（ゲームをする自由への脅威）、あるいは親が実際にゲーム機を子どもからとりあげる場合（ゲームをする自由の削除）である。

2.2. 自由の偶発的侵害

これに対して、偶発的な自由の侵害とは、特定の自由が偶発的な出来事によってたまたま侵害されてしまった場合を指す。この場合、個人は、自分のもつある特定の自由に対する侵害の存在を知覚しにくい。仮に自由の侵害の存在に気づいたとしても、その侵害が自分自身に対して意図的に向けられているとは知覚しにくく、自分に偶然生じた自由の消失は他のだれにでも起こりうる偶発的な現象であると知覚するのである。例えば、期末試験が迫っていて小説を読む時間がとりにくい場合（小説を読む自由への脅威）、あるいは欲しかった一点物の洋服が売れてしまい買えなくなる場合（その洋服を手に入れる自由の削除）である。

3. 自由の侵害のタイプの意味

先に述べたように、Brehm（1966）は、自由の侵害のタイプを、恣意的削除、偶発的削除、恣意的脅威、偶発的脅威として捉えている。自由の侵害の分類次元として、彼が恣意的－偶発的次元を考慮した理由は、リアクタンス喚起とリアクタンス効果が極めて一般的な現象であるということを実証するために、自由が偶発的に侵害される場合にさえ、リアクタンスが喚起され、その結果さまざまな心理的・行動的变化がもたらされることを強調する必要があったからである。

また自由の侵害の分類次元としての削除－脅威次元は、自由の直接的回復が可能であるかどうかを決定する次元である。自由に対する脅威がリアクタンスを喚起すると、脅かされた自由を回復しようと動機づけられ、自由の直接的回復を志向した行動が顕在化するであろうと、容易に想像できる。しかし、自由がいったん削除されると、その削除された自由を直接回復することは不可能である。自由の直接的回復が不可能であるにもかかわらず、自由の削除はリアクタンスを喚起し、削除された自由を再び行使したいという欲求が増加し、間接的にせよ自由の回復を志向した行動が動機づけられるところに、自由の削除が引き起こすリアクタンス過程の特徴があると言える。

4. 自由の侵害と社会的勢力

ところで、Brehm（1966）によれば、自由の恣意的削除が生じる状況には、自由の侵害者と被侵害者との社会的勢力関係あるいは社会的地位関係からみると、2通りの典型的な状況がある。第1に、個人のもつ特定の行動の自由は、その個人に対して勢力を及ぼしうる他者や組織によって削除される。これは、勢力の小さい個人の自由が、勢力の大きい他者や組織によって恣意的に削除され

る場合である。大きい勢力を有する他者や組織は、物理的な力を行使することによって、あるいは大きな罰を加えたり、報酬を取り消したりすると脅かすことによって、個人に行動の自由を放棄するように強制するのである。勢力の大きい侵害者が勢力の小さい被侵害者の自由を削除するための十分条件としては、侵害者は2つの能力を持たねばならない。被侵害者の自由を削除できるだけの大きい勢力、すなわち賞罰の強い統制力をもつことがまず第1の基本条件である。そして、被侵害者の行動を常に監視することによって、自由の削除が確実に生じていることを確認するための監視力をもつことが第2の条件となる。

第2に、勢力の大きい個人の自由が、相対的に勢力の小さい他者によって削除されることがある。これは、勢力の小さい自由の侵害者の非可逆的行為によって生じる。すなわち、こうした低勢力者による高勢力者の自由の削除は、高勢力者が自由を維持するために必要不可欠な事物や情報を二度と入手できなくすることによって実現する。高勢力者による自由の削除と異なり、低勢力者による自由の削除は、言語的脅威から生じることはない。ところで、低勢力者が自由を削除することをあらかじめ高勢力者が気づいていれば、高勢力者は自由の削除を防ぐことが可能である。しかし、どのように注意深い人であっても、他者の行動を完全に予測することはできないし、仮に他者の行動を予測できたとしても、他者の行動を四六時中監視し続けることはできないのである。したがって、低勢力者が高勢力者の自由を削除してしまうといった出来事が起こりうるのである。なお、低勢力者によって自由を一度削除された経験をもつ高勢力者は、低勢力者に対する報酬を減少させたり、罰を増加させたりすると共に、監視を強めることで、自由の削除が将来繰り返し生じないように防御策を講じるはずである。

5. 自由に対する脅威

これまで述べてきたように、当初 Brehm (1966) は、自由の侵害の形態を脅威－削除と恣意的－偶発的の2次元4タイプとして捉えていた。しかし、Brehm & Brehm (1981) は、自由の侵害の形態を2次的に4タイプに分類することに対して、このような分類が心理的リアクタンス理論にとって重要ではないという否定的な見解を示した。もちろん、彼らも、そうした分類が心理的リアクタンス理論の説明する範囲を明確化するのに役立つことは認めている。

自由の侵害の形態を脅威と削除に分類する必要がないと考えた Brehm & Brehm (1981) は、自由の侵害を脅威という用語で一括して表現することを選び、削除という用語を脅威と区別して使用することに消極的である。彼らは、自由に対する脅威を再定義し、“ある人物が自分にはある特定の自由があると信じているとすれば、その人物がその自由を行使することの困難さを増加させるような、その個人の上にかかるあらゆる力がその自由に対する脅威となる。したがって、自由の行使に対して抑制的に作用するようなあらゆる種類の企てられた社会的影響、あらゆる種類の偶発的出来事、および自由を保持している個人の側のあらゆる行動（その個人の嗜好を含む）が脅威として定義されうる。” (pp. 3-4) と述べている。自由の行使に対して抑制的に作用する3種類の脅威の具体例として、次のような事柄が指摘されている。

①脅成とみられる社会的影響の企ての例：命令、説得、賄賂による追従の企て、非追従に対する罰の脅し、合意形成のためのコミュニケーション。

②自由を脅かす偶発的出来事の例：制限的法案の可決、材料や製品の不足の発生、社会や自然に起因する事故（休暇を過す予定であった都市を地震が荒廃させるような場合）。

③自由をもつ個人自身の行動が脅威となる例：選択や決定によるある自由の行使の妨害（別の選択肢を手に入れるためにある選択肢を捨てなければならないような場合）。

Brehm & Brehm (1981) が脅威の種類の一つとして指摘した「自由をもつ個人自身の行動」は、Brehm (1966) が特に注目しなかった脅威の種類である。こうした種類の脅威に関して、Wicklund (1974) は意志決定過程における「自由に対する自己が課した脅威 (self-imposed threat)」として取り上げている。

6. 自由に対する内的脅威と外的脅威

6.1. 脅威の種類とその分類次元

Brehm & Brehm (1981) は、リアクタンスを喚起する源泉、すなわち脅威の源泉の位置によって、脅威を内的脅威 (internal threat) と外的脅威 (external threat) に分類できるとしている。上の「5. 自由に対する脅威」で述べた3種類の脅威のうちの③が内的脅威に相当し、①と②が外的脅威に相当する。そして、外的脅威は、さらに2つの独立した次元によって分類可能であるという。その第1の分類次元は、偶発的脅威—恣意的脅威の次元であり、第2の分類次元は、社会的脅威 (social threat) —非社会的脅威 (nonsocial threat) の次元である。

第1の分類次元については、「2. 自由の恣意的侵害と偶発的侵害」で例を挙げて説明した。第2の分類次元の社会的脅威としては、他者、集団・組織、社会による自由への脅威である。例えば、会社で上司から残業を要請された会社員の場合（定時に退社する自由への脅威）や、所属するスポーツクラブの強化合宿の日程が楽しみにしていた友人との旅行日程と重なった学生の場合（旅行に行く自由への脅威）などがある。また、非社会的脅威としては、気候、災害、未知の感染症の流行などによる自由への脅威である。例えば、雨が強く降りそうで外出の自由が脅かされる場合や、感染症の蔓延によって食堂の営業の自由が脅かされる場合などがある。

6.2. 自由に対する外的脅威

外的脅威の第1の分類次元である恣意的脅威—偶発的脅威という次元は、自由の侵害の形態の分類次元として Brehm (1966) が提案した次元でもある。Brehm (1966) によれば、恣意的脅威に関しては、人はその脅威が自分自身に意図的に向けられていると容易に知覚できるが、偶発的脅威に関しては、その脅威が自分自身に向けられていると容易に知覚できない。こうした Brehm (1966) の見解を基礎に置き、Brehm & Brehm (1981) は、恣意的脅威と偶発的脅威を区別する意味を考察している。恣意的脅威の場合、個人は自分のもつ特定の自由に対する脅威の源泉の影響意図を知覚しやすい。このことは、同一の源泉が将来的にも当該の自由あるいは別の自由を脅かす可能性が大

きいという認知を生じさせやすく、現存の自由に対する脅威に加えて、将来の自由に対する暗黙の脅威の存在は、喚起する心理的リアクタンスを増大させる。これに対して、偶発的脅威の場合、個人は自分のもつ特定の自由が脅威の源泉によって意図的に脅かされているとは知覚しにくいので、同一源泉が将来的に当該の自由あるいは別の自由を脅かす可能性は偶然的で小さいという認知を生じさせやすく、喚起される心理的リアクタンスは、恣意的脅威の場合に比べて、小さいと考えられる。このように、恣意的脅威と偶発的脅威とでは、それぞれの脅威が意味する将来の脅威（暗黙の脅威）の大きさが異なり、その結果として喚起される心理的リアクタンスの大きさが異なると推論されることから、恣意的脅威と偶発的脅威を区別する意味があると言える。しかしながら、政府や企業などの大組織は個人の自由を偶発的に脅かすが、こうした源泉からの脅威が個人の将来の自由に対する脅威を意味する場合もしばしばみられる。したがって、恣意的脅威－偶発的脅威という分類次元は、理論的に複雑すぎて、あまり有用ではないので、特定の変数に焦点を絞って自由の問題を検討する方が望ましい、と Brehm & Brehm (1981) は述べている。例えば、個人が脅威の源泉との将来の相互作用を期待するかどうかという変数に目を向けることによって、将来の相互作用の期待が将来の自由に対する脅威の意味を強め、心理的リアクタンス喚起の増大が予想できるようになり、自由の問題に関する具体的な検討が可能になるのである。

外的脅威の第 2 の分類次元である社会的脅威－非社会的脅威という次元は、Brehm (1966) が特に触れなかった次元である。心理的リアクタンス理論では、自由に対する脅威は社会的源泉からでも非社会的源泉からでも生じうると坂定している。したがって、リアクタンスが喚起されるために、脅威の性質が社会的でなければならないという必要はない。むしろ、脅威の源泉が社会的である場合には、すなわち社会的脅威に対しては、個人は、その源泉に特定の印象をもってもらおうと意図的にリアクタンスが喚起したかのような自由回復行動をとることによって、印象操作を行うことがある。このように、社会的脅威の場合には、印象操作としてのリアクタンスの行動がとられる可能性がある。そこで、社会的脅威に対して個人の示す自由回復行動が、リアクタンスに動機づけられた自発的回復行動であるのか、印象操作に基づく見せかけの自由回復の行動であるのか、を弁別的に判断する必要がある。

第 4 節 自由における正当性と合法性

1. 自由の侵害の正当性と合法性が心理的リアクタンス強度に及ぼす影響

心理的リアクタンス強度の規定因として、Brehm (1966) は、自由の侵害の正当性 (justification) と合法性 (legitimacy) の要因についても触れている。この正当性と合法性を説明するにあたって、Brehm (1966) は次のような例を挙げている。“ブラウン氏がベティに子守りをしてもらいたいとき、もしスミス氏が「今晚ベティに子守りをさせてはいけない。」と言えば、ブラウンはリアクタンスを

経験するはずである。しかしながら、ブラウンの反応がスミスの妨害の正当性／合法性によって影響されることは明らかである。もし、スミスが、ベティの母親は緊急手術のために入院したと付け加えて、侵害を正当化すれば、ブラウンは強いネガティブな反応を示さないであろう。もし、ベティが10代前半の子どもで、スミスがたまたま彼女の父親であるとすれば、スミスはベティの行動を合法的にコントロールできるので、やはりブラウンが強いネガティブな反応を示す可能性はないであろう。” (p. 7)。

自由の侵害の正当性と合法性が心理的リアクタンス強度に及ぼす影響の問題に関して、Brehm (1966) を参考にしながら、考察を進める。正当性と合法性は、脅威の範囲を限定するかどうかに関わりをもつ。自由が正当に侵害される場合は、侵害される自由行動の範囲が特定の単一の行動あるいは特定の行動セットに限定され、それ以外の行動にまで脅威が及ぶことは考えられない。例えば、上記の例で言えば、母親の緊急入院という正当な理由に基づいて、スミスはブラウンの自由行動（ベティに子守りをさせる）を侵害したので、ブラウンは、スミスが将来の事態でも同じように自由を侵害しそうだと思うことはないはずである。ブラウンの自由行動の中で、自由を侵害された行動は、現時点での特定の自由行動（ベティに子守りをさせる）に限定され、ほんのわずかな自由行動が侵害されたことにしかならないので、喚起される心理的リアクタンスの強度は小さい。これに対して、もしスミスが正当な理由もなく、ブラウンの行動の自由を侵害したとすれば、ブラウンは、スミスが将来の事態でも同じようにその自由行動を侵害しそうだと感じるはずである。ブラウンの将来の自由行動が暗々に侵害され、現時点での特定の自由行動の侵害にこれら将来の自由行動の侵害が加わることによって、侵害されるブラウンの自由行動の数が増加するので、心理的リアクタンスの強度は大きくなる。

自由が合法的に侵害される場合も、侵害される自由行動の範囲が限定される。例えば、上記の例で考えると、父親であるという合法的な理由に基づいて、スミスはブラウンの自由行動（ベティに子守りをさせる）を侵害したので、ブラウンはスミスが別の種類の行動（例えば、ネッドに犬の散歩をさせる）でも同じように侵害しそうだと思うことはないはずである。ブラウンの自由行動の中で自由を侵害された行動は、特定の自由行動（ベティに子守りをさせる）に限定されるので、喚起されるリアクタンスの強度は小さい。これに対して、もしスミスが合法的な理由もなく、ブラウンの行動の自由を侵害したとすれば、ブラウンは、スミスが別の事態でも同じように別の自由行動を侵害しそうだと感じるはずである。ブラウンの別の自由行動が暗々に侵害され、特定の自由行動の侵害に別の自由行動の侵害が加わることによって、侵害されるブラウンの自由行動の数が増加するので、喚起されるリアクタンスの強度が大きくなる。

自由の侵害の正当性と合法性が暗々に侵害される自由の数に関係することをみてきたが、上で挙げた例と説明は単純すぎたかもしれない。自由の侵害の正当性に関しては、不当性が増すにつれて、現時点での特定の自由行動 A に加えて、将来的にもその特定の自由行動 A2、A3、A4 が侵害される可能性が増加すると説明したが、不当な侵害は、将来における別の自由行動 B、C、D が侵害される可能性も増加させる。すなわち、ある特定の自由行動を、現時点で不当に侵害する人物は、将来その特定の自由行動を繰り返し侵害する可能性があるだけでなく、別の自由行動をも侵害する可能

性が十分あるとみなされる。こうして、自由の侵害の不当性が増加するほど、暗々に侵害される自由の数は増加するし、また、暗黙の脅威の程度も強く感じられることになる。自由の侵害の合法性に関しては、非合法性が増すにつれて、現時点での特定の自由行動 A に加えて、将来的に別の自由行動 B、C、D が侵害される可能性が増加すると説明したが、非合法的な侵害は、当然、将来におけるその特定の自由行動 A2、A3、A4 が侵害される可能性を増加させる。合法的な侵害も、現時点での特定の自由行動 A に加えて、将来的にも同じ特定の自由行動 A2、A3、A4 の侵害を予想させるけれども、自由行動 A の合法的な侵害が別の自由行動 B、C、D にまで波及することはない。したがって、別の自由行動に対する暗黙の侵害の可能性をもつ分だけ、非合法的な侵害によって暗々に侵害される自由の数は増加するであろう。

自由の侵害の正当性と合法性が心理的リアクタンス強度に及ぼす影響は、次のようにまとめることができる。侵害の正当性あるいは合法性が増加すると共に、暗々に侵害される自由の数が減少し、その結果、喚起される心理的リアクタンスの強度が減少するが、侵害の不当性あるいは非合法性が増加すると共に、暗々に侵害される自由の数が増加し、その結果、喚起される心理的リアクタンスの強度が増大すると考えられる。Brehm (1966) は、正当性と合法性が暗々に脅かす自由の数については言及している。

ところで、ここで重要なことは、心理的リアクタンスの生起にとって、正当性の欠如および合法性の欠如が必要条件であるかどうかという問題である。すなわち、自由の侵害の正当性や合法性が高ければ、心理的リアクタンスが生起せず、自由の侵害が不当であるときあるいは非合法的であるときにのみ、心理的リアクタンスが生起するかどうか、が争点となる。Brehm (1966) は、いかにうまく正当化される侵害であっても、また、いかに合法的な侵害であっても、自由の侵害は心理的リアクタンスを生起させると主張しており、自由侵害の正当性や合法性の欠如が心理的リアクタンス喚起の前提条件ではないと断言している。

しかし、Brehm (1966) は、自由の侵害の正当性と合法性の問題を正面から取り上げることに対して消極的な姿勢を示している。その理由は、自由の侵害の正当性と合法性は、リアクタンス強度の規定因として作用するだけでなく、心理的リアクタンスの効果に対しても影響を及ぼすからである。あとで詳しく触れるが、自由の侵害の正当性と合法性は、心理的リアクタンスが生じた結果としてもたらされる自由回復の試みの仕方に影響する。すなわち、自由の侵害の正当性あるいは合法性が低い場合は、侵害された自由を直接回復しようとする試みがとられやすいが、自由の侵害の正当性あるいは合法性が高い場合は、侵害された自由を直接回復しようとする試みは抑制され、むしろ間接的な自由回復の試みがとられやすくなる。このように、Brehm (1966) は、自由の侵害の正当性と合法性が心理的リアクタンス強度の有力な規定因であることを認めているものの、その全体的な効果が複雑であるため、それらの要因を心理的リアクタンス強度の規定因として積極的に位置づけることを回避してしまっている。Brehm & Brehm (1981) も、この自由の侵害の正当性と合法性の要因を全く取り上げていない。

2. 自由の侵害の正当性と合法性が自由の信念に及ぼす影響

確かに、自由の侵害の正当性と合致性の問題は、Brehm（1966）が気づいている以上に複雑なものであるように思われる。ここではこの問題をさらに掘り下げて考察してみることにする。

自由の侵害の正当性と合法性に関する Brehm（1966）の説明例をもう一度思い出してみよう。ブラウンがベティに子守りさせる自由を、スミスが侵害したわけであるが、スミスが自由を侵害する以前の時点では、ブラウンは自分にはベティに子守りをさせる自由があると知覚していたはずである。そこへ、スミスがやって来て、「ベティに子守りをさせてはいけない。」と言うのであるが、このとき、もしスミスが「ベティに犬の散歩を頼みたいから、別の子どもに子守りをさせてくれ。」と付け加えてブラウンの自由を侵害したとすれば、ブラウンの自由に対するスミスによる侵害は不当であるので、自分にはベティに子守りをさせる自由があるというブラウンの信念は揺らぐことなく保持される。他方、もし、スミスが、「ベティの母親が緊急入院したので、別の子どもに子守りをさせてくれ。」と付け加えたとすれば、ブラウンの自由に対するスミスによる侵害は正当であるので、自分にはベティに子守りをしてもらふ自由があるというブラウンの当初の信念は崩れ、自分にはベティに子守りをしてもらふ自由はないという方向へブラウンの信念は変化するはずである。このように、自由の侵害の正当性は、個人が当初もっていた自由の認識それ自体に影響を及ぼすのである。自由の正当な侵害は、当初保持していた自由の信念を低下させてしまうので、自由の侵害があったとしても、心理的リアクタンスはあまり強く喚起されない、ということになる。このように、自由の正当な侵害が、当初の自由の認識を低下させ、心理的リアクタンス強度を減少させるという側面と、先に述べたように自由の不当な侵害が暗々に侵害される自由の数を増すことによって、心理的リアクタンス強度を増加させるという側面とが絡まり合って、心理的リアクタンス強度を規定していると考えられる。すなわち、自由の侵害の正当性が高まるにつれて心理的リアクタンス強度は小さくなり、逆に、自由の侵害の不当性が高まるにつれて心理的リアクタンス強度は大きくなると予想されるが、そこには2つの独立したメカニズムが作用していると推測される。また、自由の正当な侵害が当初の自由の信念を消滅させ、自由の認識が存在しなくなるような極端な事態が生じた場合には、いわゆる自由の侵害が自由の侵害を意味しなくなるので、心理的リアクタンスが全く喚起されないことも起こりうる。

また、自由の侵害の合法性に関しても正当性と同じように考えることができる。同じ説明例で、スミスから自由を侵害される以前の時点で、ブラウンは自分にはベティに子守りをさせる自由があるという信念をもっていた。そこへ、ベティの隣人であるスミスがやって来て、「ベティに子守りをさせてはいけない。」と言えば、ブラウンの自由に対するスミスによる侵害は合法的でないので、自分にはベティに子守りをさせる自由があるというブラウンの当初の信念は揺らぐことなく保持される。他方、ベティの父親であるスミスが同じことを言ったとすれば、ブラウンの自由に対するスミスによる侵害は合法的であるので、自分にはベティに子守りをさせる自由があるというブラウンの当初の信念は弱まるか消失してしまう。こうして、自由の侵害の合法性も、個人が当初もっていた自由の認識それ自体に影響を及ぼすのである。自由の合法的な侵害は、当初保持していた自由の信念を低下させてしまうので、自由の侵害があったとしても、心理的リアクタンスはあまり強く喚起

されない、ということになる。こうして、自由の合法的な侵害が当初の自由の認識を低下させ、心理的リアクタンス強度を減少させるという側面と、先に述べたように、自由の非合法的な侵害が暗々に侵害される自由の数を増すことによって、心理的リアクタンス強度を増加させるという側面とが絡まり合って心理的リアクタンス強度を規定していると思われる。すなわち、自由の侵害の合法性が高まるにつれて心理的リアクタンス強度は小さくなり、逆に、自由の侵害の非合法性が高まるにつれて心理的リアクタンス強度は大きくなると予想されるが、そこにも2つの独立したメカニズムが作用していると推測される。そして、自由の正当な侵害の場合と同様に、自由の合法的な侵害が当初の自由の信念を消滅させてしまうような極端な事態では、いわゆる自由の侵害によって全く心理的リアクタンスが喚起されないこともありうるかもしれない。

以上のように、自由の侵害の正当性と合法性は、それぞれ2つの独立したメカニズムが作動することによって、心理的リアクタンス強度を規定していることを新たに指摘することができた。一見複雑そうに見えるこれら2つのメカニズムも検証可能であると判断できる。なぜならば、自由の正当な侵害あるいは合法的な侵害の場合に働くメカニズムと自由の不当な侵害あるいは非合法的な侵害の場合に働くメカニズムとを分離させて捉えることによって、これらのメカニズムの存在を検討できるからである。すなわち、心理的リアクタンス強度は、自由の侵害の正当性あるいは合法性の増加に伴う、自由の信念の低下を媒介とする心理的リアクタンス強度の減少と、自由の侵害の正当性あるいは合法性の減少に伴う、侵害される自由の数の増大を媒介とする心理的リアクタンス強度の増加との合成関数である。このように、心理的リアクタンス強度の規定因としての、自由の侵害の正当性と合法性は、Brehm (1966) が考えていた以上に複雑ではあるが、その検討を回避しなければならないほど複雑すぎるとは思わない。自由の侵害の正当性と合法性の要因は、心理的リアクタンス強度の極めて有力な規定因の1つであるので、今後積極的に取り上げて、検討すべきである。

第5節 心理的リアクタンス強度の規定因としての自由要因

1. 規定因の概観

1.1. Brehm (1966) が提示した規定因

心理的リアクタンス理論を構想するにあたって、当初 Brehm (1966) は、喚起される心理的リアクタンスの強度の規定因に関して、心理的リアクタンス強度が次の3つの変数の直接的な関数であると仮定していた (p. 4)。

- ① 削除されたり、あるいは脅かされたりする自由な行動の重要性
- ② 削除されたり、あるいは脅かされたりする自由な行動の割合
- ③ 自由な行動の削除の脅威のみが存存する場合、その脅威の程度

そして、これらの3つの変数以外にも、次の2つの変数が心理的リアクタンス強度に影響を及ぼ

すと考えているが、影響過程が複雑であるという理由から、積極的に取り上げようとはしなかった。

④自由の侵害の正当性

⑤自由の侵害の合法性

しかし、最終的に削除あるいは脅威によって喚起される心理的リアクタンスの強度は、次の諸要因の直接的関数である、と Brehm (1966) は再提示している (pp. 118-119)。

①個人にとっての自由の絶対的重要性。すなわち、潜在的に重要な欲求の充足に対するその自由の独自の道具的価値

②削除時点での、他の自由の重要性と比較した当該自由の相対的重要性

③削除された自由の割合

④自由の暗黙の削除

⑤自由の削除の脅威があるとき、追従させようとする圧力の程度

これらの5つの要因と当初の3つの要因との対応関係に目を向けると、当初の要因①(自由の重要性)が再提示の要因①(自由の絶対的重要性)と要因②(自由の相対的重要性)に分割されていることが分かる。また、再提示後の要因④(自由の暗黙の削除)は、新たに加えられた要因である。当初の要因②(侵害された自由の割合)と要因③(脅威の程度)は、再提示後の要因③(削除された自由の割合)と要因⑤(脅威となる圧力の程度)にそれぞれ対応している。

心理的リアクタンス強度の規定因に関する Brehm (1966) の見解は、彼の著書の中でも微妙な変化をみせている。心理的リアクタンス理論の枠組みを論じる際に、心理的リアクタンス強度の規定因として当初挙げられた要因①と要因②は、自由の削除と自由に対する脅威を共に考慮した上での、自由の重要性の問題であり、侵害される自由の割合の問題であった。しかし、心理的リアクタンス強度の規定因として再提示された要因①、要因②、要因③、要因④は、いずれも自由の削除のみを想定した場合の、自由の絶対的重要性と相対的重要性の問題、侵害される自由の割合の問題、及び自由の暗黙の侵害の問題に限定されており、自由に対する脅威事態を無視する表現となっている。自由の重要性、侵害される自由の割合、自由に対する暗黙の侵害といった問題は、自由の削除事態だけでなく、自由に対する脅威事態でも大切な検討課題であることに変わりはない。したがって、心理的リアクタンス強度の規定因に関する再提示の表現は明らかに誤っていると判断せざるをえない。

1.2. Brehm & Brehm (1981) が提示した規定因

1.2.1. 自由の性質に関わる規定因

心理的リアクタンスの強度の規定因に関して、Brehm & Brehm (1981) は、さらに洗練された整理を試みている。彼らによると、心理的リアクタンス理論を特徴づける2つの主要な要素は「自由」と「脅威」であり、心理的リアクタンス強度の規定因はこれら2つの要素に基礎を置くと捉えている。彼らは、心理的リアクタンス強度の規定因を、次のように自由の性質に関わる諸要因と脅威の性質に関わる諸要因とに大別した。自由の性質に関わる要因としては、次の3つの要因が指摘されている。

- ①自由の重要性
- ②脅かされた自由の数と割合
- ③自由の相対的重要性

Brehm & Brehm (1981) が心理的リアクタンス強度の規定因として挙げた、自由の性質に関する要因は、Brehm (1966) が再提示した要因とほとんど同じである。ただし、②脅かされた自由の数と割合の要因のうちの脅かされた自由の数という要因は、Brehm & Brehm (1981) の独自の提案である。

自由の性質に関する、心理的リアクタンス強度の規定因は侵害される自由の重要性と侵害される自由の数とに大別される。そして、侵害される自由の重要性は絶対的重要性と相対的重要性に二分され、侵害される自由の数は、絶対数と相対数である割合（自由の総数に占める侵害される自由の数）とに細分される。本論では、自由の性質に関する、心理的リアクタンス強度の規定因を次のように整理する。

- ①侵害される自由の重要性（絶対的重要性）
- ②侵害される自由の相対的重要性（他の自由の重要性との比較）
- ③侵害される自由の数（絶対数）
- ④侵害される自由の割合

1.2.2. 脅威の性質に関わる規定因

脅威の性質に関する、リアクタンス強度の規定因を説明するにあたって、Brehm & Brehm (1981) は、次のような項目を設定している。

- ①自由の行使に対する小さい圧力と大きい圧力の効果
- ②圧力と自由の重要性との交互作用効果
- ③Wortman と Brehm のモデル
- ④脅威の程度と知覚された説得意図
- ⑤単一の自由に対する複数の脅威の加算効果
- ⑥異なる自由に対する異なる脅威の加算効果
- ⑦Wortman と Brehm のリアクタンスと無力感に関する統合モデル
- ⑧暗黙のリアクタンス喚起

項目④では、脅威の1タイプとしての、説得的コミュニケーションにおける送り手の説得意図の知覚に論及しているが、この問題は、心理的リアクタンス強度の規定因として取り上げず、態度の自由に対する侵害の問題として、第9節で取り上げたい。また、項目②の一部および項目③と項目⑦は、侵害される自由の重要性と自由侵害の圧力が個人に及ぼす影響を、リアクタンスというネガティブな側面のみならず、追従というポジティブな側面からもこれらの合成効果として全体的に捉えようとする視点であるので、この問題は第7節で論じることにする。

自由の侵害の性質に関する心理的リアクタンス強度の規定因として、Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) が挙げた諸要因は次の6つの要因に整理できる。

- ①自由の侵害の程度

- ②単一の自由に対する複数の侵害
- ③複数の自由に対する複数の侵害
- ④自由に対する暗黙の侵害
- ⑤自由の侵害の正当性
- ⑥自由の侵害の合法性

ところで、要因①自由の侵害の程度に関しては、その主効果のみから心理的リアクタンス強度に及ぼす影響を説明するだけでは不十分である。侵害される自由の重要性の要因を考慮することによって、自由の侵害の程度の要因と侵害される自由の重要性の要因の交互作用効果として、喚起される心理的リアクタンスの量を説明することができる。本論では、こうした両要因の交互作用を自由の侵害の程度の要因の主効果とは別項目として取り上げることにする。他方、自由の侵害の正当性と合法性に関しては、Brehm（1966）の指摘以上に、複雑な固有の問題を含んでいるので、本稿では割愛する。その結果、本稿では、自由の脅威に関する心理的リアクタンス強度の規定因として最終的に次の4つの要因を考えた。

- ①自由の侵害の程度
- ②自由の侵害の程度と侵害される自由の重要性との交互作用
- ③単一の自由に対する複数の侵害
- ④複数の自由に対する複数の侵害
- ⑤自由に対する暗黙の侵害

2. 侵害される自由の重要性（絶対的重要性）

喚起されるリアクタンスの強度は、侵害される自由の重要性の直接的関数である。侵害される自由の重要性が高ければ高いほど、喚起されるリアクタンスの強度は大きくなると予想される。

侵害される自由の重要性は、個人にとってその自由がもつ絶対的重要性の問題であり、あとで触れる自由の相対的重要性の問題とは区別される。自由の重要性に関して、Brehm（1966）は、“ある特定の自由行動が脅かされたり、あるいは削除されたりしたと仮定すると、個人にとってその自由行動が重要であれば重要であるほど、リアクタンスの強度はますます大きくなるであろう。”（p. 4）と述べている。そして、自由の重要性の規定因に関する Brehm（1966）の見解によれば、自由を侵害された行動の重要性は、欲求充足に対して、その行動がもつ独自の道具的価値と、そうした欲求の現実的的最大値あるいは潜在的的最大値との乗法的結合の直接的関数である。Brehm & Brehm（1981）の言葉を借りれば、所与の行動の自由の重要性は、その行動が欲求の充足に対してもつ独自の道具的価値および個人の欲求強度という2つの要素から成り立ち、これら2つの要素の交互作用的所産である。すなわち、「自由の重要性＝欲求充足に対する行動の独自の道具的価値×欲求強度」である。

ところで、欲求の充足に対して所与の行動が持つ独自の道具的価値とは、その行動が所与の欲求を充足させるための唯一の行動であるかどうかにかかわらず依存する。所与の行動が所与の欲求を充足させるための唯一の行動であり、他のいかなる行動も所与の欲求を充足させることができないとき、所与

の行動は所与の欲求を充足させる独自の道具的価値をもつという。

自由が重要であるためには、自由行動が欲求の充足に対して独自の道具的価値を持つと知覚されなければならない。自由行動が独自の道具的価値を持つと知覚された場合に限り、自由の重要性は欲求強度の直接的関数として変化するのである。もし、自由行動が独自の道具的価値を持たないと知覚されたならば、欲求強度にかかわりなく、その自由行動の重要性はゼロとなり、そうした自由そのものが心理的に無意味なものとなってしまふ。

また、個人の欲求強度に関しては、Brehm (1966) が現実的的最大値あるいは潜在的 maximum と表現したように、必ずしも現時点での欲求の強度のみが関わるのではなく、将来的に起こりうる潜在的な欲求の強度も関わりをもつ。行動 A が欲求 X の充足に対して独自の道具的価値をもつことを前提として考察を進める。現時点で欲求 X の強度が大きければ、行動 A の自由が重要であることは明白に判断できる。しかし、欲求 X の強度が現在は小さくても、将来的に欲求 X の強度が大きくなると確信されている場合には、やはり行動 A の自由は重要である。例えば、最近強い欲求 X が生じたという経験があれば、現在は欲求 X を強く感じていなくても近い将来における潜在的欲求 X の顕現性は高いと、個人に知覚されやすい。このように、個人の欲求強度は、現実レベルと潜在レベルの両方を考慮する必要がある。

ここで、欲求充足に対してもつ独自の道具的価値の問題を再考する。欲求強度に関しては、現実レベルに加えて、潜在レベルを同時に考慮することが指摘されたが、このことは、独自の道具的価値も、現時点での道具的価値のみでなく、将来における独自の道具的価値も含めて考える必要があることを意味する。現在行動 A のみが欲求 X の充足に役立つならば、行動 A が欲求 X の充足に対する独自の道具的価値をもつことは明白である。しかし、現在のところ、行動 A が欲求 X の充足に役立つだけでなく、あるいは行動 A のほかにも欲求 X の充足に役立つ行動があるとしても、将来において欲求 X の充足に役立つ行動は行動 A のみであると確信される場合には、行動 A は欲求 X の充足に対して独自の道具的価値をもつと言える。欲求充足に対する自由行動の独自の道具的価値も、現実レベルと潜在レベルの両方を考慮する必要がある。

自由の重要性は、その自由が欲求充足に対してもつ独自の道具的価値の要因と欲求強度の要因によって、交互作用的に規定されるが、独自の道具的価値の要因と欲求強度の要因の関係は、前者の要因の規定力を後者の要因が増幅するという関係である。すなわち、自由行動 A のみが欲求 X を充足させるのに役立つならば、行動 A は独自の道具的価値をもち、重要である。そして、欲求 X の強度が強いほど、その欲求 X を充足させる行動 A の独自の道具的価値はますます高まり、行動 A をとる自由の重要性は一層高まる。

3. 侵害される自由の割合

心理的リアクタンスの強度は、侵害される自由の割合の直接的関数である。侵害される自由の割合が大きくなればなるほど、喚起される心理的リアクタンスの強度は大きくなるであろうと仮定される。

侵害される自由の割合の問題に関して、Brehm (1966) は、“個人の自由行動のセットを仮定すると、削除されたり、あるいは削除に脅かされたりする割合が大きくなれば大きくなるほど、心理的リアクタンスの強度は大きくなるであろう。” (p. 6) と述べている。そして、侵害される自由の割合が心理的リアクタンス強度に及ぼす影響を、Brehm (1966) は次のような例を挙げて説明している。もしある人物が行動 A、B、C および D に従事する自由をもつと信じているならば、行動 A と B の両方の削除は、A のみあるいは B のみの削除よりも、強い心理的リアクタンスを生じさせるであろう (説明例①)。あるいは、仮に行動 A が削除されたとするならば、元々の自由行動のセットが A と B から構成されている方が、元々の自由行動のセットが A、B、C および D から構成されているよりも、強い心理的リアクタンスが生じるであろう (説明例②)。

Brehm (1966) の説明例①のように、侵害された自由の割合は、単純には自由行動のセットの大きさを一定に保ちながら、そこで侵害される自由の数を変化させ、侵害される自由の割合を変化させることによって操作できると考えられるかもしれない。自由行動のセットを構成する行動選択肢の総数に占める、侵害される行動選択肢の割合が異なる事態を設定し、これらの事態間で喚起される心理的リアクタンスの強度を比較するのである。例えば、ある個人が、A、B、C、D、E という 5 つの行動選択肢から成る自由な行動のセットをもっているとする。これらの行動選択肢のうち行動 A の自由が侵害される事態 (侵害率 20%) よりも、行動 A、B、C の自由が侵害される事態 (侵害率 60%) の方が、喚起される心理的リアクタンスは大きくなるであろう、と仮定するのである。

しかしながら、このように自由行動のセットの大きさが等しくて、侵害される自由の割合が異なる 2 つの事態を設定することによって、心理的リアクタンス強度に及ぼす侵害される自由の割合の影響を検討しようとするやり方は、厳密な意味では必ずしも適切な方法であるといえない。なぜならば、2 つの事態における差異は、侵害される自由の割合の差異と侵害される自由の数 (絶対数) の差異という 2 つの側面を反映している。そのため、侵害される自由の割合が異なるようにみえる 2 つの事態の間で、喚起される心理的リアクタンスの強度に差異がみられたとしても、そうした心理的リアクタンスの差異の生じた原因が侵害される自由の割合であるのか、あるいは侵害される自由の数であるのか、決定することは不可能である。したがって、侵害される自由の割合に関する Brehm (1966) の説明例①は不適切な例であると言える。

侵害された自由の割合が心理的リアクタンス強度に及ぼす影響を厳密に検討するためには、Brehm (1966) の説明例②のように、侵害される自由の数の影響を統制し、侵害される自由の割合の純粋な影響を抽出する必要がある。すなわち、侵害される自由な行動の数を一定に保ちながら、自由な行動のセットの大きさ (セットを構成する自由行動の総数) の異なる事態を設定し、喚起される心理的リアクタンスの強度をこれらの事態間で比較しなければならない。例えば、4 つの行動選択肢から構成される自由行動のセットがある X 事態と、10 の行動選択肢から構成される自由行動のセットがある Y 事態とを想定してみよう。両事態で 2 つの行動選択肢が侵害されるとすれば、X 事態では 50% の自由が侵害されることになり、Y 事態では 20% の自由が侵害されることになる。侵害される自由の絶対数は 2 で等しいけれども、自由の侵害率は X 事態の方が Y 事態よりも大きいので、喚起される心理的リアクタンスの強度は、X 事態の方が Y 事態よりも大きくなると予想される。

ところで、侵害される自由の割合と侵害される自由の数とが共変する最初の例に立ち戻ってみよう。自由行動のセットの大きさは等しいが、侵害される自由の数（割合）が異なる事態を設定し、比較する方法は、論理的には、侵害される自由の数の要因と侵害される自由の割合の要因が交絡するので、これらの要因が心理的リアクタンス喚起に及ぼす影響を分析する目的からすれば不適切であると言わざるをえない。しかし、「侵害される自由の数あるいは侵害される自由の割合」という概念と明確に区別して、「侵害される自由の数かつ侵害される自由の割合」を意味する侵害される自由の度合いという概念を使用するならば、侵害される自由の数と侵害される自由の割合が完全に対応しながら共変する事態を設定し、心理的リアクタンス喚起に及ぼす自由の侵害の度合いの影響を検討することもそれなりの意味をもつものと思われる。この場合、侵害される自由の数と侵害される自由の割合の変化が完全に対応していることが必要条件であることは言うまでもないことである。

4. 侵害される自由の数

心理的リアクタンスの強度は、侵害される自由の数（絶対数）の直接的関数である。侵害される自由の数が増加すればするほど、喚起される心理的リアクタンスは大きくなるであろうと仮定される。

個人が持っている自由行動のセットの大きさが一定な事態で、侵害される自由の数の問題を考える場合には、行動セットを構成する行動選択肢の総数に占める侵害された行動選択肢の数、すなわち侵害された自由の割合（侵害される自由の相対数）を意味することになる。例えば、5つの行動選択肢から成る行動セットのうちで、1つの行動選択肢が侵害されるときと2つの行動選択肢が侵害されるときを比較してみると、侵害される自由の数は1個と2個であり、同時に、侵害される自由の割合は20%と40%である。

また、個人が持つ自由行動のセットの大きさそれ自体が異なるような事態間で、喚起される心理的リアクタンスの強度が侵害される自由の数によってどのように異なるかを比較することは無意味である。なぜならば、そこには、侵害される自由の数における差異だけでなく、侵害される自由の割合における差異も混入してしまっているからである。それゆえ、仮に2つの事態間で心理的リアクタンス強度に差異が生じたとしても、その差異の原因が侵害される自由の数であるのか、侵害された自由の割合であるのか、特定することは不可能である。例えば、4つの行動選択肢から構成される自由な行動のセットのうちの3つの行動選択肢が脅かされた事態Aと10の行動選択肢から構成される自由な行動のセットのうちの5つの行動選択肢が脅かされた事態Bとを比較してみる。侵害された自由の数は、事態Aで3個、事態Bで5個であるが、侵害された自由の割合は、事態Aが75%、事態Bが50%である。このように、事態Aと事態Bでは、侵害された自由の数と侵害された自由の割合の両方が異なるため、両事態において喚起される心理的リアクタンスの強度の差異について、その原因を説明することができないのである。

したがって、侵害される自由の数が心理的リアクタンス強度に及ぼす影響を検討するためには、侵害される自由の割合の影響を統制し、取り除かねばならない。それは、侵害される自由の割合を

一定に保つことによって達成される。すなわち、自由な行動のセットの大きさを一定の割合で変化させ、侵害される自由の数もその一定の割合で変化させることによって、侵害される自由の割合が等しくて、侵害される自由の数のみが異なる事態を設定し、これらの事態間の比較を行う必要がある。例えば、5つの行動選択肢から構成される自由な行動のセットのうちの2つの行動選択肢が侵害される事態 A と 10の行動選択肢から構成される自由な行動セットのうちの4つの行動選択肢が侵害される事態 B とを設定する。事態 A と事態 B において侵害される自由の割合は共に 40%であるので、両事態において喚起される心理的リアクタンスの強度の差異は、侵害された自由の数に起因すると結論を下だすことができる。

5. 侵害される自由の相対的重要性

心理的リアクタンスの強度は、他の自由と比較した場合の、侵害される自由の相対的重要性の直接的関数である。同一の自由行動セットを構成する他の自由の重要性が減少するほど、侵害される自由の相対的重要性は高まり、喚起される心理的リアクタンスは大きくなると予想される。

自由の相対的重要性に関して、Brehm (1966) は次のように述べている。“リアクタンス強度はまた、その時点での他の自由の重要性と比較した場合の、削除されたあるいは脅かされた行動の自由の相対的重要性の直接的関数である。所与の時点でのある人物の自由行動の全てを考慮し、削除されたり脅かされたりする自由行動の絶対的重要性を一定に保つならば、他の自由行動の絶対的重要性が減少するにつれて、削除されたり脅かされたりした自由行動の相対的重要性は増加する。” (p. 5) と述べている。

例えば、絶対的重要性が 0 (全く重要でない) から 100 (極めて重要である) までの 101 段階によって示される行動が 6 個あるとしよう。これらの行動の自由の絶対的重要性を、 $A=10$ 、 $B=20$ 、 $C=30$ 、 $X=70$ 、 $Y=80$ 、 $Z=90$ とする。ある個人が行動選択肢として A、B、C のセット①をもっている場合、あるいは B、Y、Z のセット②をもっている場合を想像してみよう。もし、行動選択肢 B を選択する自由が侵害されたならば、行動 B の絶対的重要性は 20 であり、一定であるが、行動 B の相対的重要性は、自由行動のセットを構成している他の行動選択肢の絶対的重要性の影響を受けて変化する。行動 B の自由が侵害されるとき、行動 B の自由の相対的重要性は、自由行動セットが A、B、C のセット①の場合に比べて、自由行動のセットが B、X、Y のセット②の場合の方が小さく、喚起される心理的リアクタンスも小さいと予想される。また、行動選択肢 A、B、X のセット③あるいは X、Y、Z のセット④を個人がもっている場合を想像してみよう。行動 X の自由が侵害されるとき、行動 X の自由の相対的重要性は、自由な行動セットが X、Y、Z のセット④の場合に比べて、自由行動のセットが A、B、X のセット③の場合の方が大きく、喚起される心理的リアクタンスは大きいと予想される。

第6節 心理的リアクタンス強度の規定因としての脅威要因

1. 自由の侵害の程度

心理的リアクタンス強度の規定因としての脅威の程度に関して、Brehm (1966) は、“ある重要な自由行動が削除に脅かされていると仮定すると、その脅威が大きければ大きいほど、リアクタンスの強度は大きくなるであろう。” (p. 6) と述べている。脅威が実行される可能性が高まるにつれて、その脅威は増大することから、脅威の程度は、脅威者と被脅威者との社会的勢力関係に密接にかかわる。自由を脅かす脅威者の方が、自由を脅かされる被脅威者よりも大きい社会的勢力を保有している場合には、自由に対する脅威は大きいものとなりうる。しかし、脅威者の勢力の方が被脅威者の勢力よりも小さい場合には、深刻な脅威が生じることはあまり考えられない。

Brehm (1966) は、脅威の程度と心理的リアクタンスの強度との間に単調な直線的関係を仮定しているが、脅威と心理的リアクタンスの関係は、Brehm & Brehm (1981) が指摘するようにもう少し複雑である。Brehm & Brehm (1981) の記述に従って、この問題を再考することにする。個人の知覚レベルにおいて、自由の行使の困難さを増加させる出来事は、その自由に対する脅威となるので、自由行使の困難さの増加が大きいほど脅威は大きいと知覚される。個人の自由を侵害する圧力の程度と脅威の程度の知覚との間の関係は、たいていの場合、侵害する圧力が大きくなると共に、脅威は大きくなると知覚され、両者の間に単調な直線的関係が予想される。しかしながら、自由を侵害する圧力が非常に小さい場合と非常に大きい場合には、自由侵害の圧力と脅威の知覚との間に、果たしてどのような関係が成立するのであろうか。

まず、自由侵害の圧力が極めて小さい場合に、脅威として知覚されないほど小さい圧力が存在しているのかどうか、すなわち、脅威の知覚に閾が存在するかどうか、という問題に注目してみる。Brehm & Brehm (1981) は、自由を侵害する圧力が小さすぎて、脅威として知覚されない閾下圧力が存在する、と述べている。脅威として知覚されない閾下圧力は、当然のことながら、心理的リアクタンスを喚起しない。そして、個々の閾下圧力は単独では脅威の知覚を生じさせることはないけれども、それらの閾下圧力がいくつか結合することによって脅威の知覚を生じることもある、と述べている。閾下圧力が結合し、脅威の知覚をもたらすという加算現象は、あとで触れる単一の自由あるいは複数の自由に対する複数の脅威の加算現象とも関係している。さらに、Brehm & Brehm (1981) は、自由に対する脅威の知覚を生じさせることができないほど小さい閾下圧力であっても、ポジティブな影響効果（圧力への追従）を生じさせることがありうると述べている。これは、明らかに Brehm (1966) の見解と一致しない。

閾値を越えているとき、自由侵害の圧力が次第に大きくなるにつれて、脅威も次第に大きく知覚されるようになるが、侵害の圧力がある水準まで高まると、自由に対する脅威が存在するという知覚が、自由が削除されてしまったという知覚へと質的に変化する。すなわち、閾値を越えた自由の侵害の圧力は、増加すればするほど侵害度は強いと知覚されるのであるが、ある水準を境にして、

侵害度の知覚が脅威から削除へと質的に変化するのである。脅威の知覚から削除の知覚への変化点は、知覚された侵害圧力と知覚された自由の重要性との大小関係が逆転する点である。これは、自由を行使しないことによる損失と侵害への圧力へ抵抗することによる損失との大小関係が逆転する点を意味する。自由に対する脅威の知覚が成立するということは、自由を侵害する圧力が存在したとしても、圧力の回避や自由の回復が可能であると知覚された場合であり、こうした知覚は、知覚された自由の重要性の方が知覚された侵害圧力よりも上回っているという知覚に、換言すれば、自由不行使に伴う損失の方が侵害への抵抗に伴う損失よりも上回っているという知覚に支えられている。これに対して、自由に対する削除の知覚が成立するということは、自由を侵害する圧力の回避も、自由の回復も不可能であると知覚された場合であり、こうした知覚は、知覚された侵害圧力の方が知覚された自由の重要性よりも上回っているという知覚に、換言すれば、侵害への抵抗に伴う損失の方が自由不行使に伴う損失よりも上回っているという知覚に支えられている。したがって、脅威の知覚から削除の知覚への変化点は、知覚された自由の重要性の優位性が知覚された侵害圧力の優位性へと変化する点、すなわち、自由不行使に伴う損失の優勢が侵害への抵抗に伴う損失の優勢へと変化する点であると言える。このように、閾値を越えた自由の侵害の圧力の増加は侵害度の直線的増加として知覚されるが、ある点で脅威の知覚から削除の知覚へと質的に変化するのである。

ところで、閾値を越える自由侵害の圧力と喚起される心理的リアクタンスとの間の関係は、自由侵害圧力とその知覚との間の関係とは若干異なる。Brehm & Brehm (1981)によると、自由侵害の圧力の増加に伴って、喚起される心理的リアクタンスは増大するが、侵害圧力に対する知覚が脅威から削除へと転換する圧力水準において、リアクタンス強度は最大になり、その圧力水準を越える侵害圧力（あるいは侵害度の知覚）は心理的リアクタンス強度にそれ以上の影響を及ぼさない。

以上のように自由侵害の圧力が自由に対する脅威として知覚される場合にのみ、喚起される心理的リアクタンスの強度は、脅威の増加と共に増加し、脅威から削除へと知覚が変化する点の圧力水準で最大値に達する。しかし、自由侵害の圧力が自由に対する脅威として知覚されない場合、すなわち侵害圧力が小さすぎて閾値に達しないときには、リアクタンスは全く喚起されないし、自由の削除と知覚されるほど侵害圧力が大きすぎるときには、最適圧力水準を越えて侵害圧力が増加してもリアクタンスは増加しない。

さらに、Brehm & Brehm (1981)は、自由が取り返しのつかない形で失われた削除事態におけるリアクタンスの問題に注目している。彼らは、削除という形である特定の自由を失ってしまった場合に、個人が継続的に心理的リアクタンスを喚起し続け、回復が不可能な自由を回復するように、強く動機づけられた状態にあり続けるのか、という疑問を抱いた。こうした問題に関しては、Brehm (1966)はほとんど言及していない。Brehm & Brehm (1981)は、自由が削除されてしまった場合の、時間経過に伴うリアクタンスの低減あるいは消失を説明するために、M. E. P. Seligmanの学習性無力感モデルとBrehm (1966)の心理的リアクタンス理論を統合したWortman & Brehm (1975)の「リアクタンスー無力感統合モデル」が有効であると考えている。「リアクタンスー無力感統合モデル」によると、非常に大きい侵害圧力によって自由が完全に削除されてしまったと個人が確信するならば、個人はその自由を放棄してしまうので、心理的リアクタンスがもはや喚起されないという。

すなわち、自由が削除された当初の時点では、心理的リアクタンス喚起は最大となると考えられるが、自由が完全に削除されてしまったので、その自由を二度と取り戻すことができないと個人が確信する段階に至ると、自由が放棄され、心理的リアクタンスは消失してしまうのである。

2. 自由の侵害の程度と自由の重要性の交互作用

Brehm & Brehm (1981) は、ある特定の自由に関して喚起されうる心理的リアクタンスの最大量がその自由の重要性によって影響されると考えた。そして、喚起される心理的リアクタンスの量は自由侵害の圧力の量あるいは脅威の量の直接的関数として変化するのではなく、自由に対する侵害圧力と侵害される自由の重要性の交互作用効果を反映すると主張している。すなわち、自由に対する侵害圧力（あるいは脅威）がいかに大きくても、重要性の低い自由に関しては、少量の心理的リアクタンスしか生じないであろうが、重要性の高い自由に関しては、大きい侵害圧力は多量の心理的リアクタンスを生じさせるであろう。さらに厳密に検討すると、心理的リアクタンス喚起に及ぼす自由侵害の圧力と侵害される自由の重要性の交互作用は、次のように予測することができる。

自由の重要性が低い場合、侵害圧力の増加と共に心理的リアクタンス強度は増加するが、その増加率は小さく、侵害圧力が低水準の段階ですぐに心理的リアクタンス強度の増加は停止して最大値をとり、それ以上侵害圧力が増加しても、心理的リアクタンス強度は増加しない。自由の重要性が中程度の場合、侵害圧力の増加と共に心理的リアクタンス強度は増加し、その増加率は中程度であり、侵害圧力が中水準の段階までリアクタンス強度の増加は続く。そして、中水準の段階で、心理的リアクタンス強度の増加は停止して最大値をとり、それ以上侵害圧力が増加しても心理的リアクタンス強度は増加しない。自由の重要性が高い場合、侵害圧力の増加と共に心理的リアクタンス強度は増加し続け、その増加率は大きく、侵害圧力の最高水準で生じる心理的リアクタンスの最大値は非常に大きい。

3. 単一の自由に対する複数の侵害

1つの自由が2つ以上の脅威によって脅かされるときは、1つの自由が1つの脅威によって脅かされるときに比べて、脅威の程度が大きいと知覚されるので、喚起される心理的リアクタンスの強度は増加すると予想される。複数の脅威が心理的リアクタンス喚起に及ぼす影響が単純加算的なののであるのか、それとも乗法的なのであるのかについて、Brehm & Brehm (1981) は、複数の脅威の効果にとって、脅威のタイミングが大切であると指摘している。すなわち、もしある1つの自由に対して2つ以上の脅威が同時に与えられるとすれば、加算効果が期待されるが、もし、ある1つの自由に対して1つの脅威をまず与えて、かなりの時間経過のあとにもう1つの脅威を与えるとすれば、最初の脅威は次の脅威に対して個人を敏感にするので、2番目の脅威は、それぞれの脅威の単独効果を単純加算した効果よりも大きいという。少なくとも、ある1つの自由に対する複数の脅威の結合効果は、それぞれの脅威の単独効果よりも大きいと考えられる。また、1つ1つの脅威が

弱くて、それぞれの脅威が単独では目に見える効果をもたらさないとき、これらの複数の脅威が結合して、効果を生じさせることがあると考えられる。

4. 複数の自由に対する複数の侵害

2つ以上の自由がそれぞれ異なる脅威によって脅かされるときには、1つの自由が脅かされるときに比べて、より大きい心理的リアクタンスが喚起されるであろうと予想される。第1番目の自由 A に対する脅威 A によって生じる心理的リアクタンスが、第2番目の自由 B に対する脅威 B によって生じる心理的リアクタンスに加算されるため、第2番目の自由 B に対する脅威 B が喚起する心理的リアクタンスが強くなるのである。この問題を考える際に、2つの脅威が与えられる時間にずれがあることを前提にする必要がある。なぜならば、2つ以上の自由が同時に脅かされる事態と1つの自由が脅かされる事態との比較は、脅かされる（侵害される）自由の数と割合の問題と全く同じものとなるからである。最初の脅威 A によって生じた心理的リアクタンスが完全に低減してしまわない時点で、次の脅威 B が与えられるときにのみ、脅威 A によるリアクタンスが脅威 B による心理的リアクタンスを増加させると考えられるので、脅威 A と脅威 B の時間的間隔は短すぎても、長すぎても加算効果を生じさせない。

複数の自由に対するそれぞれ異なる脅威がリアクタンスに及ぼす影響を扱う際に満たすべき基準として、Brehm & Brehm (1981) は次の3つを提案している (p. 80)。

- ①少なくとも2つの異なる脅威があって、それぞれの脅威が少なくとも2つの異なる自由のうちの1つに対する脅威でなければならない。
- ②2つの脅威の間に、あるいは2つの自由の間に潜在的な結びつきがあると仮定する必要があるが、2つの脅威は時間的に切り離されねばならない。時間的に切り離されているが、結びつきのある脅威であるから、加算的に作用する。
- ③最初の脅威によって喚起されたリアクタンスが低減せずに、心理的な力を保持し続けなければならない。

5. 自由に対する暗黙の侵害

Brehm (1966) は、個人の自由が直接的に脅かされる場合と違って、間接的に脅かされる2つの場合があることを指摘している。第1は、単一の自由に対する単一の直接的脅威が、暗々に他の自由に対する間接的脅威を意味する場合である。Brehm (1966) は、“ある人物の自由行動 A が削除されたり、削除に脅かされたりするとき、他の自由行動 B や C が、また、将来の事態での同一行動 A2 や A3 が削除されるかもしれないという暗黙の意味をその人物は感じる。” (p. 6) と述べている。ある1つの自由に対する脅威が、別の自由に対する脅威を暗々に意味したり、また、脅かされた自由の将来における脅威を暗々に意味したりする場合である。こうした暗黙の脅威が付け加わることによって、元々の脅威の程度が増大し、喚起される心理的リアクタンスの強度も大きくなると

予想される。このように単一の自由 A に対する脅威は、①将来における同じ自由 (A2、A3、A4・・・)、②現在における別の自由 (B、C、D・・・) に対する暗黙の脅威に加えて、③将来における別の自由 (B2、C2、D2・・・) に対する暗黙の脅威や、④これらの組み合わせ、を意味することがあると解釈できよう。

第 2 は、別の人物の自由に対する直接的脅威が、暗々にある特定の人物の自由に対する間接的脅威を意味する場合である。Brehm (1966) は、“ある自由行動が別の自由行動に対する脅威や削除によって脅かされるのと同じように、ある自由行動は、別の人物のその自由行動に対する脅威や削除によって脅かされる。” (p. 7) と述べている。この場合、個人と観察された別の人物との関係性が重要な鍵を握る。直接的に自由を脅かされる別の人物と個人とが、類似した立場に立っている必要がある。なぜならば、個人と別の人物との社会的地位、社会的勢力、社会的役割などが異なっていれば、それだけ別の人物の自由に対する脅威が自分にも確実に生じうるという個人の知覚が生じにくいからである。いずれにせよ、他者の自由に対する脅威が自分にも生じうると個人が知覚すれば、個人の自由は脅かされる。そして、他者の自由に対する脅威が自分自身の自由に対しても生じるかもしれないという暗黙の意味が強まれば強まるほど、喚起されるリアクタンスの強度は大きくなると予想される。

第 7 節 自由の侵害に内在する 2 つの機能

1. リアクタンス動機と追従動機

ここで極めて重要な視点の拡張があることに注目する必要がある。それは、Brehm & Brehm (1981) が、自由侵害の圧力 (脅威) には圧力 (脅威) への反発を促進する機能だけではなく、圧力 (脅威) への追従を促進する機能も含まれていると提案している点である。自由の侵害に内在し、相反するそれら 2 つの機能に関する Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルを図 1 に示す。こうした Brehm & Brehm (1981) の着想は、「自由侵害の圧力 = 圧力への反発」という単純な仮定から出発した Brehm (1966) の当初の心理的リアクタンス理論の基本的枠組をまさに根底から揺がすものである。

自由に対する侵害圧力は、個人に対する賞罰を伴うものであり、圧力への追従に対して賞や報酬をもたらす、あるいは圧力への非追従に対して罰や損失をもたらすので、圧力としての機能が保障されているのである。もし、ある作用に賞罰を統制する力が備わっていなければ、その作用は圧力とはならない。賞罰の統制力を備えてこそ、作用は圧力としての機能をもつのである。報酬や賞を得るために、あるいは罰や損失を避けるために、侵害圧力に追従したいという動機が個人に生じるわけであるが、この動機のことを本稿では追従動機と呼ぶことにする。このように、自由への侵害圧力は、Brehm (1966) の心理的リアクタンス理論が主張するような圧力への反発 (心理的リアクタンス) といったネガティブな影響力だけでなく、圧力への追従といったポジティブな影響力も潜

在的に秘めていると考えられる。本節では、追従動機と対比させるために、便宜上心理的リアクタンスをリアクタンス動機と呼ぶが、これら2つの用語の意味は全く同一である。

自由に対する侵害圧力は、個人に追従動機とリアクタンス動機の両方を喚起するわけであるが、結果的にどのような行動や効果が生じるかは、追従動機とリアクタンス動機のどちらが優勢であるかによって決定される。すなわち、もし追従動機の方がリアクタンス動機よりも優勢であれば、圧力に対する追従といったポジティブな影響現象が生じるであろう。しかし、もしリアクタンス動機の方が追従動機よりも優勢であれば、圧力に対する反発といったネガティブな影響現象が生じるであろう。そして、ポジティブな影響の大きさあるいはネガティブな影響の大きさは、2つの動機の強度にどのくらいの差があるかを反映する。結局、自由に対する侵害圧力による影響は、リアクタンス動機（のもたらすネガティブな影響）と追従動機（のもたらすポジティブな影響）の合成関数であると言える。自由に対する侵害圧力がリアクタンス動機と追従動機を喚起するという観点から、侵害圧力の強さと自由の重要性が最終的に個人にどのような影響をもたらすのか、考察する。考察に際して、Brehm & Brehm (1981) の記述を参考にする。

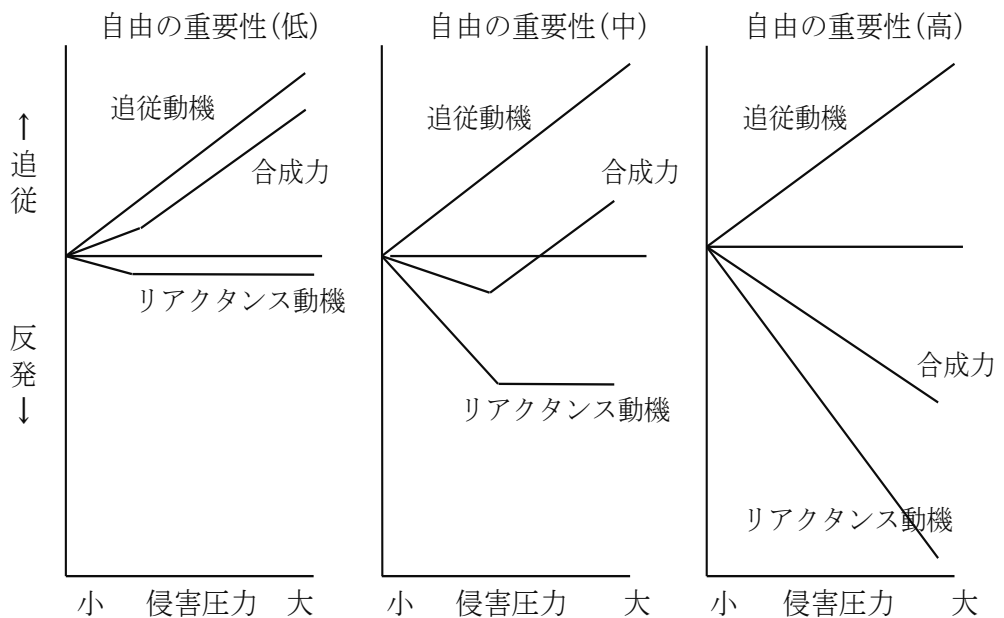


図 1 Brehm & Brehm (1981) の仮説モデル

注) 合成力：リアクタンス動機と追従動機を合成したものの（結果としての傾向）

2. 重要性の低い自由が侵害される場合

侵害される自由の重要性が低い場合には、自由に対する侵害圧力が増加すると共に、リアクタンス動機も増加するが、すぐにリアクタンス動機は最大値に達し、その最大値自体が小さく、それ以上侵害圧力が増加しても、リアクタンス動機は増加しない。すなわち、低水準の侵害圧力でリアクタンス動機は最大値をとり、その値は小さい。これに対して、追従動機は、侵害圧力の増加と共に直線的に増加し続け、しかも、侵害圧力が低水準のときにも、追従動機の方がリアクタンス動機よりも優勢である。したがって、自由の重要性が低い場合には、追従動機の方がリアクタンス動機よりも常に優勢であり、侵害圧力が低水準のときにリアクタンス動機が最大値に達するので、侵害圧力が増加するにつれて、追従動機の優勢度が強まり、リアクタンス動機が最大値に達した以降は、追従動機の優勢度はさらに加速される。このように、自由の重要性が低い場合には、自由に対する侵害圧力に追従しようとするポジティブな影響が生じ、そのポジティブな影響の強さは、侵害圧力の増加と共に増大する。しかも、侵害圧力が少し増加した段階で、侵害圧力の増加に伴うポジティブな影響の強さの増大が加速される。

3. 中程度に重要な自由が侵害される場合

侵害される自由の重要性が中程度の場合には、自由に対する侵害圧力が増加すると共に、リアクタンス動機も増加し、侵害圧力が中程度の水準に達したときに、リアクタンス動機も最大値に達する。重要性の低い自由が侵害される場合に比べると、侵害圧力の増加に伴うリアクタンス動機の増加速度が大きく、しかも増加範囲も大きいので、最大値も大きい。しかし、リアクタンス動機は、最大値に達したあとは、侵害圧力がそれ以上増加しても、変化しない。これに対して、追従動機は、自由の重要性が低い場合と同様に、侵害圧力の増加と共に直線的に増加し続けるが、リアクタンス動機が最大値に達するまでの間はもちろん、その後侵害圧力がかなり高水準に達するまで、追従動機よりもリアクタンス動機の方が優勢のまま推移する。ただし、リアクタンス動機が最大値に達するまでは、侵害圧力の増加と共にリアクタンス動機の優勢度も増加するが、リアクタンス動機が最大値に達したあとは、逆にリアクタンス動機の優勢度は減少する。そして、侵害圧力がかなり高水準に達したとき、初めて追従動機とリアクタンス動機が等しくなり、それ以後は侵害圧力の増加と共に、追従動機の方がリアクタンス動機よりも優勢に転じる。このように、自由の重要性が中程度の場合には、侵害圧力が低水準からかなり高水準にかけては、侵害圧力に反発するネガティブな影響が生じる。そして、侵害圧力が低水準から中水準へと増加するにつれて、ネガティブな影響は強まり、リアクタンス動機が最大値を示す侵害圧力水準において、ネガティブな影響の強さは最大となる。そして、侵害圧力がさらに増加すると、ネガティブな影響は次第に弱まり、リアクタンス動機と追従動機が等しくなる侵害圧力水準で消滅する。そして、さらに侵害圧力が増加すると、今度はポジティブな影響が出現し、侵害圧力の増加と共に、ポジティブな影響が増加する。

4. 重要性の高い自由が侵害される場合

侵害される自由の重要性が高い場合には、自由に対する侵害圧力が増加すると共に、リアクタンス動機は直線的に増加し続け、しかもその増加度は大きい。これに対して、自由に対する侵害圧力の増加と共に、追従動機も直線的に増加し続けるが、その増加度は、リアクタンス動機に比べて小さい。侵害圧力が低水準のときから、リアクタンス動機の方が追従動機よりも大きいので、侵害圧力が増加するにつれて、追従動機に対するリアクタンス動機の優勢度はますます強まり、ネガティブな影響が次第に大きくなっていく。

5. まとめと例外

以上のように、重要性の低い自由を行使しないように働きかける侵害圧力は、リアクタンス動機よりも追従への動機づけを高めるので、個人は自由の行使よりも圧力への追従の方を選んでしまい、圧力によるポジティブな影響が生じるのである。これに対して、重要性の高い自由に対する侵害圧力は、追従への動機づけよりもリアクタンス動機を高めるので、個人は圧力への追従よりも自由の行使の方を選んでしまい、圧力によるネガティブな影響が生じるのである。

しかしながら、自由への侵害圧力によってポジティブな影響が生じるのか、あるいはネガティブな影響が生じるのかという問題は、侵害される自由の重要性と侵害圧力の大きさとの大小関係に規定される。したがって、いくら重要性の高い自由であっても、その自由を行使することに反対する圧力が極めて大きい場合には、ポジティブな影響が生じることもありうるのである。例えば、恋人とのデートといった非常に重要な自由であっても、残業を断れば解雇される可能性があるといった極めて大きい侵害圧力が加えられるときには、個人は侵害圧力に屈して追従する方を選択するであろう。すなわち、恋人とデートするという自由を行使せず、残業しようとするであろう。

極めて強力な侵害圧力が作用する場合でも、ネガティブな影響が生じる唯一の例外的な自由がある。それは、個人が自分の人生において他のどのような自由よりもその自由の方が重要であり、人生において最も重要な自由、価値ある自由とみなしている自由である。また、個人が自分の人生そのものよりもさらに重要であるとみなしている自由がそれに該当する。個人にとって自分自身の人生に匹敵するほど重要な自由の場合には、どんなに大きな侵害圧力が加えられようとも、常に個人には圧力への追従を上回るリアクタンスが喚起され、圧力によるネガティブな影響が生じるのである。例えば、信仰に生きがいを見いだし、宗教に生きる人々は、死を意味する改宗への圧力がかけられるときでさえ、死を恐れず信仰を選ぶ、すなわち信仰の自由を行使する。

第8節 心理的リアクタンスの効果

1. 心理的リアクタンス効果の概観

1.1. Brehm (1966) の捉え方

心理的リアクタンスは、侵害された自由の回復・再確立に方向づけられた動機づけ状態であるので、ある個人に心理的リアクタンスが喚起されたならば、その心理的リアクタンスはその個人に対していろいろな効果を及ぼすことになる。Brehm (1966) は、“そこで一般的に、リアクタンスを経験する人は、あらゆる利用できる適切な方法によって、失われた自由あるいは脅かされた自由を再獲得することを試みるように動機づけられるであろう。” (p. 9) と考えている。そして、ある人物がリアクタンスを経験するときに、その人物には以下のような効果が生じる傾向があるであろうと指摘している (p. 119)。

- ①削除された行動あるいは脅かされた行動に対する欲求の増加、および削除されたり、脅かされたりした行動をとることができるという感情の増加
- ②脅かされた行動をとる傾向
- ③脅かされたり、削除されたりした行動を自分とはとることができるということを暗々に意味するあらゆる行動をとる傾向
- ④脅かされたり、削除されたりした行動を、あるいは自分がそうした脅かされたり、削除されたりした行動をとることができるということを暗々に意味する行動をとるようと、自分と同等な人物に奨励する傾向

これらの効果のうち、①は個人の主観的・内的反応における変化であり、②は自由の直接的回復行動、③と④は自由の間接的回復行動である。

1.2. 深田 (1977) の捉え方

心理的リアクタンスがもたらす効果に関する Brehm (1966) の記述に基づき、深田 (1977) は、心理的リアクタンスが個人の感情的側面と行動的側面に影響を及ぼすと捉え、心理的リアクタンスの効果を主観的感情の変化と自由回復の試みに大別し、次のようにそれぞれの効果をさらに細分している。

- ①主観的感情の変化
 - (a) 自己の運命に対する支配感情の増加
 - (b) 侵害された自由 (行動) に対する欲求の増加
 - (c) 侵害された自由 (行動) に対する魅力の増加
- ②自由回復の試み
 - (d) 自由の直接的回復
 - (e) 自由の間接的回復
 - (f) 自由の偽似的・主観的回復
 - (g) 自由の放棄

1.3. Brehm & Brehm (1981) の捉え方

心理的リアクタンス効果に関する Brehm & Brehm (1981) の捉え方は、どちらかといえば深田 (1977) の分類に近く、次のような分類を行っている。

- ①自由の直接的回復
- ②自由の暗黙の間接的回復
- ③主観的反応
 - (a) 脅かされたり、削除されたりした自由の魅力
 - (b) 敵意
 - (c) 自己支配
- ④脅威の否定
- ⑤他の自由の保護

1.4. 本稿での捉え方

本稿では、心理的リアクタンス効果を、①心理的リアクタンスの最も顕在的な効果としての自由の回復の試みに属する効果、②心理的リアクタンスの潜在的な効果としての内面的主観的反応の変化に属する効果、③リアクタンスの派生效果としての別の自由の保護、および④心理的リアクタンス効果の消失と深く関わる自由の放棄、に大きく4分類し、以下に示すような具体的な効果を考察してみたい。

- ①自由の回復
 - (a) 直接的回復
 - (b) 間接的回復
 - (c) 認知的回復
 - (c)-1 防衛反応的自由回復
 - (c)-2 対処反応的自由回復
- ②主観的反応の変化
 - (d) 侵害された自由行使欲求の増加
 - (e) 侵害された自由に対する魅力の増加
 - (f) 自己支配感情の増加
 - (g) 自由の侵害源に対する敵意と攻撃の感情の増加
- ③別の自由の防護
- ④自由の放棄

自由の回復に関しては、直接的回復行動の規定因を整理し、自由の放棄に関しては、自由の放棄と学習性無力感の問題に言及する。

2. 自由回復の試み

2.1. 自由の直接的回復

心理的リアクタンスは、侵害された自由の回復を志向した動機づけ状態であるので、取り返しのつかない形で自由が削除されてしまった場合を除けば、侵害された自由それ自体を回復・再確立する行動へと個人を駆り立てる。すなわち、自由の侵害が決定的な削除に至らなければ、通常心理的リアクタンスは、個人に直接的な自由回復行動を生じさせるのである。個人は、侵害された自由を行使することによって、自分にその自由があると再主張できるし、自由を完全に回復することができる。

例えば、ある個人が自分には行動 A をとる自由があると認識しているとき、他者から「行動 A をとってはいけない」と圧力をかけられたならば、その個人には心理的リアクタンスが喚起される。そして、喚起された心理的リアクタンスは、行動 A を遂行するように個人に作用し、個人は行動 A を遂行することによって、侵害された行動 A を行使する自由を取り戻すと予想される。また、ある個人が行動 A と行動 B から成る二者択一の自由行動のセットをもって、他者から「行動 A をとらなければならない」と圧力をかけられたならば、心理的リアクタンスが喚起された結果、その個人は行動 A をとらずに、行動 B をとることによって、侵害された自由を直接的に回復することができる。

2.2. 自由の間接的回復

自由が暗々に侵害されることがあるのと同様に、侵害された自由も間接的に暗々に回復することが可能である。侵害された自由を直接回復することが不可能であり、かつ、暗々に回復することが可能な場合に、自由の間接的回復が試みられる。侵害された自由を間接的に回復する方法には次の 2 種類がある。

①侵害された自由と同等な意味をもつ別の自由の行使

②自由を侵害された個人と同等な他者によるその自由の行使

第 1 に、自由を侵害された個人が侵害されたその自由を直接行使するのではなく、侵害された自由を自分が保持し続けていることを意味するような別の自由を行使することによって、侵害された自由を暗々に再主張する形で自由の間接的回復は行われる。

第 2 に、自由を侵害された個人とは別の人物が侵害されたその自由を直接行使することによって、自分自身がその自由を保持し続けていることを暗々に再主張できる場合に、個人は自分が侵害された自由をその別の人物に行使するように働きかけることによって、侵害された自由の間接的回復は行われる。

2.3. 自由の直接的回復と間接的回復の規定因

心理的リアクタンスが最も明瞭な形をとって顕在化するのには、個人が自由を回復するための直接行動を示す場合であるが、常に自由の直接的回復が試みられるとは限らず、自由の直接的回復行動がとられるためには、案外多くの制約が存在する。

まず、自由の直接的回復の試みは、自由の侵害のタイプによって規定される。自分の侵害には、削除と脅威という 2 つのタイプが存在することを「**第 3 節 自由の侵害の形態**」でみてきた。自由

の削除とは、自由が取り返しのつかない形で侵害された場合と、侵害の回避も自由の回復も不可能な強い侵害を受けた場合とを意味する。そこで、当然のことながら、自由の侵害が削除という形をとるときには、自由の直接的回復は生じないのである。このように自由が削除されるならば、自由の直接的回復は不可能であり、間接的回復に頼ることになる。他方、自由に対する脅威とは、自由の回復が可能であるか、自由の侵害が回避可能であるか、あるいは将来の自由に対する暗黙の侵害が予期されるか、のいずれかの場合を意味する。そこで、自由の侵害が脅威という形をとるときには、自由の直接的回復は可能である。このように、自由が脅かされるならば、自由の直接的回復と間接的回復のいずれも生じうる。

たとえ、自由の直接的回復が可能な事態であっても、直接的回復が常に試みられるわけではない。侵害された自由の直接的回復が企てられるかどうかは、次のような要因に依存すると、Brehm (1966) は指摘している (pp. 52-53)。

- ①自由の直接的回復が成功する可能性
- ②脅かされた行動をとることによって生じると推定される損失
- ③他の方法で自由を再獲得することの容易さおよび可能性
- ④心理的リアクタンスの強度と、自由回復行動に従事することでの期待された損失との大小関係

脅かされた自由の直接的回復行動をうまく遂行することができる可能性が高ければ高いほど、自由の直接的回復が促進される。逆に、その可能性が低ければ、自由の直接的回復行動は抑制され、間接的回復行動が促進される。

脅かされた行動をとることによって、個人は報酬を失ったり、罰を受けたりすることになるが、こうした自由の直接的回復行動に伴ってもたらされる損失が大きければ大きいほど、自由の直接的回復行動は抑制され、間接的回復行動が促進される。逆に、直接的回復行動に伴う損失が小さければ、自由の直接的回復が試みられる可能性が高まる。

脅かされた自由を回復するための別の方法が利用できて、しかもその別の方法が比較的容易で、自由の回復に役立つ可能性が高ければ、自由の直接的回復行動は抑制される。逆に、自由回復のための別の方法が利用できない場合や、たとえ別の方法が利用できても、その利用が困難であったり、自由回復が成功する可能性が低ければ、自由の直接的回復行動は促進される。

脅かされた自由の回復行動をとることに伴って生じると予想される損失の大きさが、喚起された心理的リアクタンスの強度を上回るときには、その自由を直接的に回復しようとする試みは抑制される。これに対して、脅かされた自由の回復行動をとることに伴う損失の大きさが、心理的リアクタンスの強度を下回るときには、その自由を直接的に回復しようとする試みは促進される。

これらの4つの要因以外にも、Brehm (1966) が触れているように、自由の侵害の正当性と合法性が自由の直接的回復の規定因として作用する。自由に対する脅威の正当性あるいは合法性が高ければ、自由の直接的回復は抑制され、自由に対する脅威の正当性あるいは合法性が低ければ、自由の直接的回復は促進される。自由の侵害の正当性あるいは合法性が高ければ、侵害された自由の直接的回復行動は正当性あるいは合法性の低い、いわゆる反社会的・反規範的な行動となる可能性が大きい。自由の直接的回復行動が反社会的・反規範的行動である場合には、自由を侵害された個人

は、自由の直接的回復を避けて、間接的回復を図ろうとするであろう。

以上のように、侵害された自由の直接的回復を規定する要因に関して、自由の直接的回復の促進という観点から整理すると次のようになる。

- ①自由の侵害のタイプ： 脅威と削除というタイプによる差は不明
- ②直接的自由回復の成功確率： 高→促進
- ③直接的自由回復に伴う損失： 小→促進
- ④別の方法による自由回復の容易さと可能性： 低→促進
- ⑤直接的自由回復に伴う損失に対するリアクタンス強度の優位性： 高→促進
- ⑥自由の侵害の正当性： 低→促進
- ⑦自由の侵害の合法性： 低→促進

侵害された自由の直接的回復行動は、上記の要因①を前提条件としながら、要因②から要因⑦までの6つの要因の直接的関数である。要因①が脅威のときに限り、要因②から要因⑦が右端に示した水準の場合に自由の直接的回復行動は促進され、間接的回復行動は抑制される。これに対して、要因①が脅威のときに限り、要因②から要因⑦が右端に示した水準と逆の水準の場合には、自由の直接的回復行動は抑制され、間接的回復行動が促進される。なお、要因①が削除のときには、自由の直接的回復行動は全く生じなくて、間接的回復行動のみが生じる可能性がある。

2.4. 自由の認知的回復

自由を侵害されたとき、個人は直接的・間接的に自由を回復するよう努力するはずである。しかし、侵害された自由の直接的回復と間接的回復を抑制する要因が存在するとき、もし侵害された自由が個人にとって重要な自由であるとすれば、その個人は極めて深刻な葛藤状態に陥るに違いない。重要な自由を侵害され、侵害された自由を回復する手段がなく、しかも重要な自由であるため簡単に放棄することもできないとき、我々は認知レベルで自由を回復しようと試みることがある。

自由の削除や脅威を否定し、自由を回復する試みは、不合理な認知的変化に基づく防衛反応としての自由の回復と、合理的な認知的努力に基づく対処反応としての自由の回復に大別することができる。不合理な認知的変化に基づく防衛反応には、自由の削除や脅威の存在それ自体を否定し、実際には自由の削除や脅威など無かったのだと認知を変化させる場合や、自由の回復の可能性を信じて、削除されたり、脅かされたりした自由を実際には行使しようと思えば行使できると認知を変化させる場合がある。Brehm (1966) が指摘した認知的変化による自由の回復や Brehm & Brehm (1981) が取り上げた脅威の否定は、こうした防衛反応的自由回復に相当する。また、防衛反応的自由回復は、認知を歪めることによるみせかけの自由回復であり、深田 (1977) が偽似的・主観的回復と呼んだ自由回復にも相当する。

認知レベルでの自由の認知的回復には、さらに適応的で対処的な方式が考えられ、本稿ではこれを対処反応的自由回復と呼ぶことにする。合理的な認知的努力に基づく対処反応には、自由の削除が本当に削除に該当するかどうか、自由の脅威が本当に深刻な脅威であるかどうか、再評価を行うことによって、自由が必ずしも削除されたわけではなく、脅威がそれほど深刻ではない、とい

った方向に認知を変化させ、自由を回復することが可能であると確信する場合である。

3. 主観的反応の変化

3.1. 心理的リアクタンスのもたらす主観的反応の変化

自由の侵害によって心理的リアクタンスが喚起されると、心理的リアクタンスは、侵害された自由を回復するように個人を動機づけるので、直接的あるいは間接的な自由回復行動が誘発される。こうした自由の直接的回復行動あるいは間接的な回復行動の試みと同時並行的に、心理的リアクタンスは個人の感情や欲求の変化を引き起こすと予想される。例えば、侵害された自由に対する魅力の増加、侵害された自由を行使したいという欲求の増加、自己の運命を自分で支配したいという感情の増加、自由の侵害源に対する敵意や攻撃の感情の増加などが生じると考えられる。

このように、個人の主観的反応の変化は、自由回復行動と共に、喚起された心理的リアクタンスを反映するもう1つの指標として有意義である。ところで、心理的リアクタンスが喚起された場合に、常に行動レベルでの自由回復が試みられるとは限らず、現実場面では直ちに自由回復行動がとられる場合よりも、自由侵害事態をしばらく静観し、自由の侵害に対する具体的対応策がとられることの方が多いかもしれない。こうした場合には、喚起された心理的リアクタンスを反映すべき自由回復行動が存在しないので、主観的反応が心理的リアクタンス反応を反映する唯一の指標となる。この意味で、心理的リアクタンス喚起によって引き起こされる主観的反応の変化は非常に重要な意義をもつのである。

3.2. 侵害された自由の行使に対する欲求の増加

ある特定の自由の侵害によって喚起された心理的リアクタンスは、侵害されたその自由を行使したいという欲求を高める。例えば、ある個人が行動 A、B、C から構成される自由行動のセットをもっているとき、行動 A をとる自由を侵害されるならば、その個人に心理的リアクタンスが喚起され、自由を侵害される前に比べて自由を侵害された後では、行動 A をとりたいという欲求が高まると予想される。

3.3. 侵害された自由に対する魅力の増加

ある特定の自由の侵害によって喚起された心理的リアクタンスは、侵害された自由に対する魅力を高める。例えば、ある個人が行動 A、B、C から構成される自由行動のセットをもっているとき、行動 A をとる自由を侵害されるならば、その個人にリアクタンスが喚起され、自由を侵害される前に比べて自由を侵害された後では、行動 A に対して感じる魅力が高まると予想される。

3.4. 自己支配感情の増加

ある特定の自由の侵害によって喚起された心理的リアクタンスは、少なくとも侵害されたその自由に関する自己の運命を支配するのは自分自身であるべきだという自己支配感情を高めるであろう。

自由を侵害されることで、自由の存在意義に対して注意あるいは意識が焦点化され、その結果、侵害された特定の自由に関して、自分がその自由を行使するかしないかは、自分で決定すべきことであり、外圧によって影響されるべきでないという意味での自己支配感情が増加するのである。

3.5. 自由の侵害源に対する敵意や攻撃感情の増加

ある特定の自由の侵害によって喚起された心理的リアクタンスは、自由の侵害源に対する敵意や攻撃の感情を高めることがあるが、このことは心理的リアクタンスが常に敵意や攻撃の感情を伴うことを意味するのではない。この場合の敵意や攻撃の感情は、自由の回復を目的とする攻撃的な道具的行為を伴う敵意や攻撃の感情ではなく、自由を侵害されたことによって引き起こされた感情の場合である。Brehm & Brehm (1981)によると、心理的リアクタンスが喚起されるときに、混乱や不快の感情が典型的に生じるかもしれないが、これらの感情が脅威者に対する敵意の感情を含むかどうかは、脅威の合法性の知覚、脅威者の脅威行使の自由、脅威者の意図などに依存するという (p. 11)。

4. 別の自由の防護

自由が削除され、その自由を回復することが不可能だと分かったとき、削除された自由についてはあきらめるしかない。しかし、現時点で削除された自由 A が将来にわたっても削除されることのないように、個人は将来の自由 A2、A3 を防護しようと行動するかもしれない。また、現時点での別の自由 B、C が削除されないように、これらの自由を防護しようと行動するかもしれない。このように、ある特定の自由 A の削除によって喚起された心理的リアクタンスは、それ以上の自由が削除されることを防ぐように個人に行動させることもある。社会的地位や勢力の高い個人が、社会的地位や勢力の低い他者によって、自由を侵害された場合、その個人は賞罰のコントロールを通して侵害者の行動を制限したり、侵害者に対する監視を強めたりして、再び自由の侵害が生じないように努力するであろう。

5. 自由の放棄

5.1. 自由の放棄

自由が侵害され、心理的リアクタンスが喚起されたとき、個人はその侵害された自由を直接的に回復しようと試み、条件によっては自由を間接的に回復しようと試みる。そして、自由の直接的回復と間接的回復のいずれも不可能である場合には、自由の侵害あるいは侵害された自由の回復に対する認知を変化させることによって、自由を主観的に回復しようと試みる。しかし、これらの直接的回復、間接的回復、主観的認知的回復の試みが全て不可能であることが分かったとき、個人は最終的に、自由を放棄せざるをえない段階を迎えることになる。すなわち、ある特定の行動 A をとる自由が自分にあると個人が信じている場合に、極めて強い侵害圧力が加えられて、その自由が削除

されてしまい、自由を回復することが不可能であると個人が確信するに至ると、個人は特定の行動 A をとる自由が自分にはないとあきらめてしまうであろう。

Brehm (1966) によると、ある特定の行動をとることが物理的に不可能であるとか、ある特定の行動をとることに対する罰が存在するとか、といった現実を個人はかなり正確に認識することができるので、自由の回復が不可能であると分かれば、その特定の行動をとることが自由であるという信念を放棄するのである。Brehm (1966) は、削除された行動をとることが自由であるという信念を放棄するために必要となる時間が次の 2 つの要因に依存すると考えている。

①自由の削除の明白さ：自由の削除が明白であればあるほど、その自由の放棄に要する時間は短いですが、自由の削除があいまいであれば、それだけ自由の放棄に要する時間は長い。

②削除によって喚起されるリアクタンスの強度：喚起される心理的リアクタンスは、自由の回復を志向した動機づけ状態であり、自由の放棄に反対方向への作用を生じるので、心理的リアクタンスが大きければ大きいほど、自由の放棄に要する時間は長くなる。したがって、心理的リアクタンスの強度の規定因が間接的に自由放棄に要する時間に影響を及ぼす。例えば、削除される自由が重要であるほど、個人のもつ自由が少ないほど、暗々に削除される自由が多いほど、心理的リアクタンスは大きくなり、自由の放棄に要する時間は長くなる。

自由の回復が不可能であると確信され、自由が一旦放棄されると、喚起された心理的リアクタンスは消失してしまうし、心理的リアクタンスによってもたらされた種々の主観的反応も消失してしまう。すなわち、削除された自由に対する魅力の増加、削除された自由の行使に対する欲求の増加、自由の侵害源に対する怒りや攻撃の感情の増加、自己の運命支配感情の増加などが消失してしまうのである。こうした自由放棄後の心理過程の特徴について、Wortman & Brehm (1975) は、心理的リアクタンス理論と学習無力感モデルを統合したモデルを提案することによって説明しようとしている。

5.2. リアクタンスと無力感の統合モデル

Wortman & Brehm (1975) の「リアクタンスと無力感の統合モデル」では、自由は行動的結果に対するコントロールの期待という概念に置き換えられ、自由をもつことはコントロールを期待することを意味する。例えば、ある個人にとって、特定の行動 A の自由とは、行動 A を選択する自由と行動 A を拒否する自由から成立するのであるが、行動 A の選択あるいは拒否によってもたらされる結果をコントロールできるという期待は、行動 A の選択あるいは拒否を自由にコントロールできるということの意味するのである。また、自由の侵害とは、結果のコントロールを危うくすることであり、自由の削除は結果のコントロールが不可能な状態を指し、自由に対する脅威は、結果のコントロールの可能性が低減することを指す。

統合モデルは、当初コントロールできると期待していた結果がコントロール不可能になったと個人が確信するとき、心理的リアクタンス喚起は消失するであろうと仮定する。そして、心理的リアクタンスが消失すると無力感が出現する。この無力感の強度は、心理的リアクタンスの強度の規定因の直接的関数であり、心理的リアクタンスの強度を増加する要因は無力感を増加する。すなわち、

自由が削除された（結果のコントロールが不可能になった）と個人が確認する時点を境にして、それ以前の時点で心理的リアクタンスの強度を高めた要因は、それ以後の時点で無力感を高める。例えば、重要な自由が削除される（重要な結果がコントロール不可能になる）ならば、削除（コントロール消失）の確信以前には、喚起される心理的リアクタンスは大きく、削除（コントロール消失）の確信以後には、もたらされる無力感は大きいと予想される。

自由の削除は、当初、最大の脅威であり、最大の心理的リアクタンスを喚起させるが、自由の削除後の時間経過に伴って、自由が完全に消失してしまったと個人に確信される時期に至ると、心理的リアクタンスは消失し、無力感がこれにとって代わる。Wortman & Brehm (1975) は、無力感の訓練量あるいはコントロール不可能な結果の経験度（自由の侵害の強さや頻度）とコントロール行使（自由行使）動機づけの大きさとの関係について、コントロールすべき結果（侵害された自由）の重要性の水準別に図示している。自由を放棄した後に、ただ単に心理的リアクタンスが消失するだけではなく、無力感が出現すると仮定するところに、統合モデルの特徴があり、自由放棄後の心理過程を考察する上で、この「リアクタンスー無力感統合モデル」は有用である。

第9節 態度の自由

1. 行動の自由と態度の自由

心理的リアクタンス理論では、自由は具体的な特定の自由を意味し、なおかつ、基本的に行動の自由を意味する。「人はしたいときにしたいようにしたい行動をとる自由を持っている」という一般的な通念が存在することを前提として、心理的リアクタンス理論は出発した。理論を構築するにあたって、自由を行動の自由に限定することで、理論の単純化が実現した。しかし、Brehm (1966) も当初から述べているように、我々が保有している自由は行動の自由だけではなく、考える自由を保有している。すなわち、「人は好きなときに好きなように好きなことを考える自由を持っている」という一般的な通念も存在する。むしろ、人が考えたり、感じたりすることは、その人が自分の意見や気持ちとして言語、ときには非言語を介して外部に表出しない限り、確認することが不可能であるので、外に現れる観察可能な行動と比較すると、ずっと自由度が大いはずである。

ところで、特定の対象に対する個人の行動に整合性を与えるような、その対象に対する評価的な内面的反応（認知と感情）のことを態度という。特定の対象に対する態度は、個人の行動に一貫性をもたらす機能をもつが、この態度の中核を成すのは、その対象に対する好き・嫌いといった評価的な感情であり、これは態度の感情的成分と呼ばれる。また、態度の感情的成分を支えている基礎的な側面は、対象に対する評価的な知識であり、これは態度の認知的成分と呼ばれる。例えば、隣同士のA夫人とB夫人とがいるとしよう。A夫人に対するB夫人の態度は、A夫人に関してB夫人がもっている、評価を伴う知識（例：A夫人はよく近所の悪口を言う、A夫人は子どもの自慢話

をする)と、そこから形成されたA夫人に関してB夫人がもっている評価を伴う感情(例:A夫人には嫌悪感を覚える、A夫人を軽べつする)とから構成されている。A夫人に対するB夫人の否定的な態度は、A夫人に対するB夫人の行動に時と場を越えて整合性をもたらす(例:いつどこで会っても、B夫人はA夫人に儀礼的なあいさつ程度しか口をきかない)。

考える自由や感じる自由、すなわち考えや感情の自由は態度の自由という概念でひとまとめにすることができる。先に述べたように、内面的な自由であることから、態度の自由は、行動の自由に比べて、制約が少なく、広範なものとなる。すなわち、人は、行動の自由よりもさらに大きい態度の自由をもっていると言える。上で挙げたA夫人与B夫人の例で考えてみよう。B夫人は、隣家のA夫人に対する行動の自由をかなり保有していると信じているであろう。例えば、A夫人が出席する会合や集会には参加しない、預かってほしいと頼まれたA夫人宛の宅配便の荷物を預かることを断わる、近所の人と一緒にA夫人を批判する、などの行動の自由をB夫人はもっていると確信しているであろう。しかし、A夫人の顔を力いっぱい平手で打つ、引越して私の前からいなくなれとA夫人を脅す、無言電話をかけてA夫人にいやがらせをする、などの行動の自由が自分にあるとはB夫人は思わないはずである。行動の自由は社会的制約を受けるため、行動の自由は無制限に拡大されるわけではない。これに対して、態度の自由は、社会的な制約をあまり受けないので、態度の自由は極めてその範囲が広い。先の例で考えれば、B夫人がA夫人に対してどのような敵対的な態度をもっていようと、その態度が行動として表出されない限り、社会的制約の対象とはならないので、その意味において、B夫人はA夫人に対するいかなる態度でも保有する自由があると信じることになる。極端な例としては、強い憎しみに駆けられて、A夫人を車でひき殺したいと考える自由をもB夫人はもっているのである。

個人は、行動の自由に比べて、はるかに多くの態度の自由を保有しているが、そうかといって、態度の自由が無制限であるわけではない。親は、子どもたちに社会的望ましい態度を形成させようとして、子どもたちが特定の態度をもつようにしつけという圧力をかける。また、企業は、社員に愛社精神を植えつけるために、社員教育という名の影響力を行使する。教会や宗教団体も同じように、地域の人々や信者に対して特定の宗教的態度を形成・強化するように働きかける。態度に対するこうした社会的制約を継続的に経験するうちに、社会的制約のうちの一部は、個人の内面に取り入れられる形で内在化し、個人の態度に対する心理的制約の機能をもつに至ることもある。例えば、豚肉を食べてはならないという厳格な戒律をもつ宗教を深く信仰する信者にとって、豚肉料理に対して肯定的な態度をもつことは、戒律に違反し、神を冒瀆することになるので、豚肉料理に対する態度の自由は存在しない。彼にとっては、パーティ会場で見たいような豚肉料理のことを思い浮かべること自体がしてはならないことなのである。

態度の自由は全く無制限に存在するわけではないが、その自由度の大きさは、行動の自由よりもはるかに大きい。特に、社会的な事象に対する態度に関しては、我々はほとんど常に自由があると考えてよい。客観的に証明することが可能であり、客観的真実を解明できる物理的事象に比べて、客観的真実の確認が不可能であるような社会的な事象に関しては、人々の考えや感じ方は必ずしも一致しない方が普通である。ある社会的な事象に関する人々の態度がかなり不一致であると個人が認知す

れば、その個人は、その社会的事象に関して、好きなように考え、好きなように感じる自由が、つまり態度の自由が自分にあると一層強く確信するはずである。

2. 態度の自由の侵害

ある事象に関して、態度の自由が自分にはあると個人が信じている限り、その個人に特定の態度をとるようにと働きかける圧力は、態度の自由に対する侵害であると知覚される。ある問題について、個人が自由に考え、自由に感じることを妨げようとする圧力は、全て態度の自由に対する侵害とみなすことができる。態度の自由に対する侵害の形態を考察すると、脅威と削除の区別が、行動の自由に対する侵害の場合よりも、はるかに困難であることが分かる。意見表明や感情表明のような形で外部に表出されない限り、個人の態度を外部から知る手段はどこにもない。したがって、態度の自由が完全に削除されるような事態は極めて希であり、態度の自由に対する侵害は脅威と置き換えて差し支えないと考えられる。

態度の自由が削除される例外的な事態は、次の3通りがあると思われる。

- ①態度の自由を諦めやすい条件が存在する事態
- ②行動の自由の削除が個人に自由の放棄と無力感を生じさせる事態
- ③極めて強い自由の侵害圧力による影響が内在化し、内的な心理的制約が生じる事態

2.1. 態度の自由を諦めやすい条件が存在する事態

態度の自由が削除される第1の事態は、態度の自由を諦めやすい条件が存在する事態である。行動の自由が削除された当初は、強い心理的リアクタンスが喚起されるので、その行動に関連する態度の自由についての信念は強化されることはあっても、弱くなることはない。例えば、ある商社会社に勤務するA氏は観劇の切符が2枚手に入ったので、同じ職場のOLであるK嬢を誘ったところ、K嬢にはB氏との先約があり、A氏が断られてしまった事態を想定してみよう。K嬢と一緒に観劇に出かけるというA氏の行動の自由は、B氏によって削除されてしまったが、A氏は行動の自由が削除されたことを知った時点で、心理的リアクタンスは最大値をとるはずである。そして、K嬢と観劇に行くことに対してA氏がもっている肯定的態度はますます強くなると予想される。なぜならば、前節の「3. 主観的反応の変化」で述べたように、心理的リアクタンスは、①侵害された自由の行使欲求の増加、②侵害された自由に対する魅力の増加、③自己支配感情の増加、といった主観的反応の変化を引き起こすので、行動の自由の削除によって喚起された心理的リアクタンスは、その行動と関連する態度の自由に関する信念を強めることが理解できよう。このように、たとえ行動の自由が削除されてしまった場合でも、その行動と関連する態度の自由が持続する（ときには強化される）という意味で、態度の自由は、行動の自由と比べて、削除されにくいことが明らかである。

ただし、態度の自由を諦めやすい条件が存在している事態では、行動の削除が態度の削除を比較的容易に導く。例えば、心理的リアクタンスを喚起しにくい人々（リアクタンス特性の低い人々）の場合は、行動の自由を削除されると自由の保持や回復を容易に諦めてしまい、その行動に関する

態度の自由の保持や回復にこだわる傾向は弱く、態度の自由を放棄しやすく、態度の自由の削除が生じやすい。また、削除される行動の自由の重要性が低い場合も、同様であり、その行動に関する態度の自由の保持や回復に対するこだわりは弱く、態度の自由を放棄しやすく、態度の削除が生じやすい。

2.2. 行動の自由の削除が個人に自由の放棄と無力感を生じさせる事態

態度の自由が削除される第2の事態は、行動の自由が繰り返し削除されることによって、あるいは決定的に削除されることによって、個人が自分にはその行動の自由がもはや存在しないと確信するに至った事態、すなわち行動の自由を放棄し、無力感を覚える事態である。行動の自由を放棄した段階では、それまで喚起されていたリアクタンスが消失し、無力感がそれにとって代わる。心理的リアクタンスが低減し、無力感の強さが増加するにつれて、当該の行動に関連する態度の自由に関する信念は低下し、最終的に態度の自由も放棄されると考えられる。例えば、圧倒的に強大な圧力によって行動の自由が削除された第二次世界大戦中のナチス・ドイツの強制収容所をイメージしてみよう。強制収容所では、ユダヤ系市民が人間らしく生きるためのあらゆる行動の自由が削除された。こうした苛酷な環境の中でも、人間としての誇りと信念を守り通した人々も大勢いたが、その一方で、考えることあきらめ、希望を捨てた人々も多数にのぼった。後者の人々こそ、行動の自由の削除によって生じた無力感から、態度の自由さえも削除されてしまった人々である。

2.3. 極めて強い自由の侵害圧力による影響が内在化し、内的な心理的制約が生じる事態

態度の自由が削除される第3の事態は、極めて強力な自由の侵害圧力が存在し、その侵害圧力の影響が内在化し、心理的制約の機能をもつに至った事態であり、行動の自由の削除とは切り離して考えてよい事態である。例として、テレビのアニメ番組「アルプスの少女ハイジ」を取り上げてみよう。スイスのアルムの山で豊かな自然に取り囲まれて祖父と暮らしていたハイジは、ゼーゼマン家の一人娘のクララのお相手役としてドイツの大都市フランクフルトに住むことになった。アルムの山と自然を恋しがり、山に帰りたいがるハイジに対して、ゼーゼマン家を預かるロッテンマイヤー女史は、クララが悲しがるという理由から、ハイジが山のことを口に出すことも、考えることも禁止してしまう。ロッテンマイヤー女史の命令を忠実に実行するハイジは、小さな胸を痛め、病気になるというストーリーである。このアニメでは、故郷のアルムの山のことを考えたり、思い出したりする自由をハイジは削除されてしまったのであるが、そこには、自分が山のことを考えるとクララが悲しむから、考えないようにしようという外的圧力の内在化が生じている。このように極めて強い外的圧力の内在化が生じることによって、態度の自由が心理的に制約される場合を除けば、態度の自由の削除はそう簡単には起こらない。

3. 態度の自由の重要性

態度は単純に考えれば、好き－嫌いあるいは賛成－反対という直線上の任意の点で表すことがで

きる。これは、態度を一次的に捉える場合であり、この一次元連続体上にある弁別可能な点が態度的立場（態度位置：一次的な「肯定的－中立的－否定的」態度連続体上の位置）と呼ばれる。もちろん、多次元構造をもつとみなす方が態度をより精緻に捉えることにはなるが、心理的リアクタンス理論で態度の多次元構造を仮定すると複雑になりすぎる。そこで、態度を一次元と仮定して、以後の考察を進めることにする。

ある対象に対する態度は、いくつかの弁別可能な立場を含む一次元連続体上にある。態度の自由という場合には、ある特定の立場をとる自由、それ以外の立場をとる自由、ある特定の立場をとらない自由、それ以外の立場をとらない自由が存在する。当然のことながら、ある特定の立場をとる自由とそれ以外の立場をとらない自由とは表裏の関係にあり、また、ある特定の立場をとらない自由とそれ以外の立場をとる自由とは表裏の関係にある。

Brehm (1966) は、ある事象に関して、特定の態度上の立場をとる自由の重要性は、個人が正しいと信じている立場からの距離の直接的関数であると仮定している。すなわち、個人が正しいと信じている立場をとる自由が最も重要であり、その立場に近い立場をとる重要性は大きく、その立場から遠い立場をとる重要性は小さい。逆に、個人が正しいと信じている立場をとらない自由は最も重要でなく、その立場に近い立場をとらない自由の重要性は小さく、その立場から遠い立場をとらない自由の重要性は大きい。

どのような態度の場合にも、ある立場をとる自由とその立場をとらない自由の2つが区別できると考えた Brehm & Brehm (1981) は、態度の自由の重要性に関して、以下のように述べている。

4. 曖昧な中立的態度

態度の自由に関する研究の方法的な特徴として、Brehm & Brehm (1981) は次の点を指摘している (pp. 122-123)。

- ①態度対象に対して中立的な立場をもつ（初期態度が中立的である）人々を被験者から除外している。
- ②態度対象に対してある特定の立場をもつ（初期態度が賛成及び／又は反対である）人々だけをあらかじめ被験者として選んでいる。
- ③だれでも特定の立場をもっているような（初期態度が明確であるような）態度対象を使用している。

中立的な初期態度をもつ人々が心理的リアクタンス研究の被験者として適切でない理由を、Brehm & Brehm (1981) に基づき、考察してみる。

ある態度対象に対するいろいろな立場（例：極めて賛成・肯定の立場から極めて反対・否定の立場まで）のうちどの立場が自分にとって望ましいのかは判断できないが、どの立場をとるかという事は重要なことであると信じている個人にとって、最も重要な自由は特定の立場をとらない自由である。特定の立場をとらない自由を最重要視する個人は、賛成でも反対でもなく、態度の決定を保留したあいまいな立場である中立的な態度をとる。すなわち、積極的に中立的立場を採用し、

初期態度としている。その個人に対して、明白な立場（賛成あるいは反対の立場）をとるように作用する圧力は、特定の立場をとらない自由を脅かし、心理的リアクタンスを生じさせる。しかし、その個人は、最もコミットメントが小さくてすむ中立的な立場に固執することによって、態度の自由（特定の立場をとらない自由）を再確立しようと試みるであろう。したがって、このような個人に対して賛成（あるいは反対）の立場をとるように強要したとしても、その個人は、反対（あるいは賛成）の立場をとることによって、態度の自由を回復しようとはしないはずである。なぜならば、強要された立場と反対の立場をとることは、その個人にとって最も重要な自由である「特定の立場をとらない自由」を脅かすことになるからである。特定の立場をとらない自由が最も重要な自由であるため、積極的に中立的な立場をとっている個人は、明白な特定の立場をとるように圧力がかけられると、心理的リアクタンスは喚起されるが、その心理的リアクタンスは中立的な立場への固執を強めるように作用するだけで、立場の変化（態度の変化）を生じさせないので、こうしたタイプの個人を被験者とする場合には、心理的リアクタンスによる態度変化の研究は成立しにくい。

他方、ある態度対象に対するいろいろな立場のうちのどの立場が自分にとって望ましいのかは判断できないが、どの立場をとるかということは重要なことでないと思っている個人にとって、特定の立場をとらない自由は重要な自由ではない。こうした個人は、元々明白な立場をもっているわけではなく、結果的にあいまいな中立的立場をとっている。すなわち、消極的に中立的立場を採用し、初期態度としている。こうした個人にとって、特定の立場をとらない自由は重要でないので、特定の立場をとるように作用する圧力は、重要性の低い自由しか脅かさず、心理的リアクタンスはほとんど喚起されない。その結果、もし賛成（あるいは反対）の立場をとるようという圧力が加えられると、個人はその圧力と同方向の賛成（あるいは反対）立場へと容易に立場（態度）を変化させてしまう。特定の立場をとらない自由が重要な自由でないため、消極的に中立的な立場をとっている個人は、明白な特定の立場をとるよう圧力がかけられても、心理的リアクタンスが喚起されず、圧力の方向へと態度が変化してしまうので、こうしたタイプの個人を被験者とする場合には、心理的リアクタンスによる態度変化の研究は成立しない。

以上のように、中立的な初期態度をもつ人たちは、心理的リアクタンスが喚起されなかったり、たとえ心理的リアクタンスが喚起されたとしても、それが態度変化を生じさせないという理由から、心理的リアクタンスによる態度変化研究の被験者として不適切であることが分かった。そのため、心理的リアクタンスによる態度変化を究明しようとする研究では、中立的な初期態度をもつ人たちが被験者から除外したり、あらかじめ明白な初期態度（賛成あるいは反対）をもつ人たちのみを被験者として選別したりする方法が用いられるのである。また、こうした被験者の除外や選別が困難な場合や、被験者の確保が困難な場合には、大多数の人たちが明白な初期態度（賛成あるいは反対）を保有している態度対象を使用して、全ての人たちを漏れなく被験者として活用する方法が用いられるのである。

次項からは、中立的な初期態度ではなくて、明白な特定の立場の初期態度を個人が保有していることを前提として論を進めていく。

5. 反態度的脅威と順態度的脅威

5.1. 反態度的脅威と順態度的脅威とは

ある特定の態度対象に対する態度が一次元連続体上の弁別可能な7つの立場(A~G)から成り立つとする。立場 A~C が賛成のサイドに属する立場であり、立場 E~G が反対のサイドに属する立場である。立場 D は、中立的立場ということになる。ここで、もしある個人が B の立場の初期態度をもっているとすると、E~G の立場を強制する圧力は、個人の立場が属するサイドとは逆のサイドに属する立場であるので、個人の初期態度に対する反対方向の圧力という意味で反態度的脅威 (counter-attitudinal threats) と呼ばれる。これに対して、A~C の立場を強制する圧力は、個人の立場が属するサイドの立場であるので、個人の初期態度と一致する方向の圧力という意味で順態度的脅威 (attitude-consistent threats) と呼ばれる。

ところで、圧力には、ある立場を強制する圧力の他に、ある立場を禁止する圧力も存在する。上の例で言えば、A~C の立場を禁止する圧力は、個人の初期態度とは反対方向の圧力であり、反態度的脅威である。他方、E~G の立場を禁止する圧力は、個人の初期態度と一致する方向の圧力であり、順態度的脅威である。

反態度的脅威が与えられる場合を、同じ例を使用して考えてみよう。個人が立場 B をとるとき、立場 F をとるように強制されるならば、その個人は、主として初期の立場 B を維持する自由と強制された立場 F を拒否する自由を脅かされる。これらの自由が脅かされた結果、心理的リアクタンスが喚起され、心理的リアクタンスは、初期の立場 B をさらに強めさせ、脅威とは逆方向のより極端な立場 A をとらせることによって自由の回復と再主張を導くであろう。

次に順態度的脅威が与えられる場合を考えてみる。完全な順態度的脅威は、個人の立場と圧力の立場が全く一致する立場である。立場 B をとる個人が立場 B を強制されるならば、個人は、立場 B を拒否する自由と立場 B 以外の立場をとる自由を脅かされる。これらの自由が脅かされて、心理的リアクタンスが喚起され、リアクタンスは、脅威と異なる立場の方向へと個人の立場を変化させるであろう。心理的リアクタンスが中程度であれば、立場 A あるいは立場 C をとることによって自由の回復が図られるであろうが、心理的リアクタンスが大きければ、立場 E~G をとることによって、自由の回復が試みられるであろう。

立場の異なる順態度的脅威の場合は、脅かされる自由が異なる。もし、立場 B をとる個人が立場 A を強制されるならば、個人は、主として立場 B をとる自由と立場 A を拒否する自由を脅かされる。これらの自由が脅かされて、心理的リアクタンスが喚起され、心理的リアクタンスは、立場 B をさらに強固に保持させることによって、ときには、立場 A から遠ざかる方向に立場を変化させることによって、自由の回復と再主張を導くであろう。

以上のように、反態度的脅威と順態度的脅威は、個人の態度の自由における異なる側面を脅かすことによって、心理的リアクタンスを喚起し、特有の態度変化を生じさせるであろうと、考察された。先の考察では、反態度的脅威と順態度的脅威によって最終的に導かれる態度変化の方向性の違いに焦点を絞った。しかし、態度の自由に対する脅威が反態度的脅威であるか順態度的脅威である

かは、ただ単に態度変化の方向性に影響を及ぼすだけではなく、態度の自由の重要性の変化を媒介として、心理的リアクタンス喚起の強度すなわち態度変化の程度にも影響を及ぼすと考えられる。さらに、個人が自己の態度的立場をどの程度強固に維持してきたかということ、すなわち自己の態度の自由に関する信念強度も態度の自由の重要性に影響を及ぼすと考えられる。

初期態度と脅威の一致性の要因と態度の自由に関する信念強度の要因とが、心理的リアクタンスの強度をどのように規定するかについて、Brehm & Brehm (1981) は次のような例を挙げて説明している (pp. 124-125)。ある単一の態度次元に関して、立場 X を信じ、立場 Y を拒否する人物を想定するとき、この人物の立場 X に関する信念強度を変化させながら、態度の自由に対する反態度的脅威と順態度的脅威によって脅かされる態度の自由はどの程度重要であるのか、さらには、喚起される心理的リアクタンスはどの程度大きいのか、Brehm & Brehm (1981) に従って、みていこう。

5.2. 態度の信念強度が中程度のとき

立場 X に関する信念が中くらいの強度であれば、自由な態度のセットと、セットを構成するそれぞれの態度の自由の重要性は次の通りである。立場 X を受容する自由は、立場 X を維持する自由と同義である。

- ①X を受容する自由 … 中くらい重要
- ②X を拒否する自由 … 少し重要
- ③Y を受容する自由 … 少し重要
- ④Y を拒否する自由 … 中くらい重要

「X を信じるな。Y を信じる。」という反態度的脅威は、上記の自由セットのうちの①と④を脅かし、次のような量のリアクタンスを喚起させる。

- ①X を受容する自由に対する脅威 … 中くらいのリアクタンス
- ④Y を拒否する自由に対する脅威 … 中くらいのリアクタンス

「X を信じる。Y を信じるな。」という順態度的脅威は、上記の自由セットのうちの②と③を脅かし、次のような量のリアクタンスを喚起させる。

- ②X を拒否する自由に対する脅威 … 少しのリアクタンス
- ③Y を受容する自由に対する脅威 … 少しのリアクタンス

5.3. 態度の信念強度が非常に強いとき

立場 X に関する信念が非常に強ければ、自由な態度のセットと、セット内の態度の自由の重要性は次の通りである。立場 X を受容する自由は、立場 X を維持する自由と同義である。

- ①X を受容する自由 … 非常に重要
- ②X を拒否する自由 … 重要でない
- ③Y を受容する自由 … 重要でない
- ④Y を拒否する自由 … 非常に重要

「X を信じるな。Y を信じる。」という反態度的脅威は、上記の自由セットのうちの①と④を脅か

し、次のような量のリアクタンスを喚起させる。

①Xを受容する自由に対する脅威 … 大きいリアクタンス

④Yを拒否する自由に対する脅威 … 大きいリアクタンス

「Xを信じろ。Yを信じな。」という順態度的脅威は、上記の自由セットのうちの②と③を脅かし、次のような量のリアクタンスを喚起させる。

②Xを拒否する自由に対する脅威 … リアクタンス無し

③Yを受容する自由に対する脅威 … リアクタンス無し

立場Xに関して極めて強い肯定的信念をもつ個人は、Xを拒否する自由やYを受容する自由は全く重要でなく、これらの自由をもたないとも言える。

5.4. 2つの原理

態度の自由に対する脅威はリアクタンスを喚起するが、喚起されるリアクタンスの量は、2つの要因の影響を受けることが明らかになった。

第1に、個人がある態度的立場を強く保持していればいるほど、その態度的立場をとる自由の重要性は大きくなり、その態度的立場をとる自由が脅かされると、喚起される心理的リアクタンスは大きくなる。すなわち、態度の自由の重要性と喚起される心理的リアクタンス強度は、態度に関する信念強度の直接的関数である。

第2に、個人の初期態度と脅威の立場との隔たりが大きくなればなるほど、脅威と初期態度との間の不一致が大きくなり、喚起される心理的リアクタンスは大きくなる。すなわち、反態度的脅威の方が、順態度的脅威よりも、より大きい心理的リアクタンスを喚起するであろう。

引用文献

Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.

Brehm, J. W. (1968). Attitude change from threat to attitudinal freedom. In A. G. Greenwald, T. C. Brock, & T. M. Ostrom (Eds.), *Psychological foundations of attitudes*. New York: Academic Press. pp. 277-296.

Brehm, J. W. (1972). Responses to loss of freedom: A theory of psychological reactance. In J. W. Thibaut, J. T. Spence, & R. C. Carson (Eds.), *Contemporary topics in social psychology*. Morristown, NJ: General Learning Press. pp. 53-78.

Brehm, S. S. (1976). Reactance theory. In Brehm, S. S. *The application of social psychological reactance*. New York: John Wiley & Sons. pp. 13-63.

Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York:

Academic Press.

- 深田 博己 (1977). コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要 第一部, **26**, 259-269.
- 今城 周造 (2001). 説得におけるリアクタンス効果の研究 自由侵害の社会心理学 北大路書房
- 今城 周造 (2005). 説得への抵抗と心理的リアクタンス——自由の文脈・決定・選択肢モデル——心理学評論, **48**, 44-56.
- 小関 八重子 (1977). リアクタンス理論 水原 泰介 (編) 個人の社会行動 (講座社会心理学第 1 巻) 東京大学出版会 pp. 247-271.
- 上野 徳美 (1989). 説得への抵抗と心理的リアクタンス 大坊 郁夫・安藤 清志・池田 謙一 (編) 社会心理学パースペクティブ 1 —個人から他者へ 誠信書房 pp. 250-271.
- Wicklund, R. A. (1974). *Freedom and reactance*. New York: John Wiley & Sons.
- Wortman, C. B., & Brehm, J. W. (1975). Responses to uncontrollable outcomes: An integration of reactance theory and the learned helplessness model. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, **8**, 277-336.

第2章 心理的リアクタンス 生起過程モデル

要約 本章では心理的リアクタンスの生起過程に焦点化し、心理的リアクタンスの生起を規定する要因や心理的リアクタンスのもたらす効果を含めつつ、時系列的な視点から心理的リアクタンスの生起過程を探る。第1節では、Brehm (1966) に基づいて作成された深田 (1977) の心理的リアクタンス生起過程モデル (旧モデル) と最近の知見を加味した修正モデル (新モデル) を紹介する。第2節では母親に対する子どもの反発 (リアクタンス)、第3節では教師に対する生徒の反発、第4節では強制脅威と禁止脅威に対する反発を取り上げ、それぞれの節で心理的リアクタンス生起過程モデルを実証的に検討する。

第1節 心理的リアクタンス生起過程モデル

要約 心理的リアクタンス理論の全貌を最初に公開した Brehm (1996) に基づき、理論を時系列的に整理した深田 (1977) の心理的反発生起過程モデルに関して、用語の修正を行ったうえで、心理的リアクタンス生起過程モデル (旧モデル) を再提示した。次に、最新の知見を加味し、新・心理的リアクタンス生起過程モデル (新モデル) を作成した。新旧モデルは共に4段階モデルであり、第1段階は自由の認識の段階、第2段階は自由の侵害の段階、第3段階は心理的リアクタンスの喚起の段階、第4段階は心理的リアクタンスの効果の段階である。

キーワード : 心理的リアクタンス生起過程モデル、自由の認識、自由の侵害、心理的リアクタンスの喚起、心理的リアクタンスの効果

1. 心理的リアクタンス生起過程のモデル化 : 旧モデル

心理的リアクタンス理論 (theory of psychological reactance / psychological reactance theory) は、J. W. Brehm によって 1966 年に提出された理論であり、認知的斉合性理論 (認知的一貫性理論) に属する理論である。Brehm (1966) によると、もし人が行動の自由を脅かされたり (threatened) 削除されたり (eliminated) したとき、人はその行動の自由を回復しようとする方向で動機的に喚起され、この仮説的な動機づけ状態が心理的リアクタンスである。

心理的リアクタンス理論では、①どのような条件が整えば心理的リアクタンスが喚起されるのか、②どのような形で行動の自由が侵害されるのか（脅かされたり、削除されたりするのか）、③自由の侵害が発生したとき、どのような要因が喚起される心理的リアクタンスの強度に影響するのか、④喚起された心理的リアクタンスは個人の感情や行動にどのような影響を及ぼすのか、といった問題が重要となる。こうした問題は、時系列的に捉えると、4段階の心理的リアクタンス生起過程を構成すると考えられる。すなわち、①自由の認識の段階、②自由の侵害の段階、③心理的リアクタンスの喚起の段階、④心理的リアクタンスの効果の段階である。

本節では、Brehm (1966) の著書である『心理的リアクタンス理論』に基づき、「心理的反発生起過程のモデル化」を試みた深田 (1977) のモデルの加筆修正を目的とする。キーワードとなる用語についても修正を行った。深田 (1977) のモデルで使用した用語（心理的反発、自由の制限、自由の除去、個人的、非個人的）をそれぞれ新たな用語（心理的リアクタンス、自由の侵害、自由の削除、恣意的、偶発的）に置き換えた。このほかにも、表記に修正を加えた。加筆修正した心理的リアクタンス生起過程モデルを図1に示す。

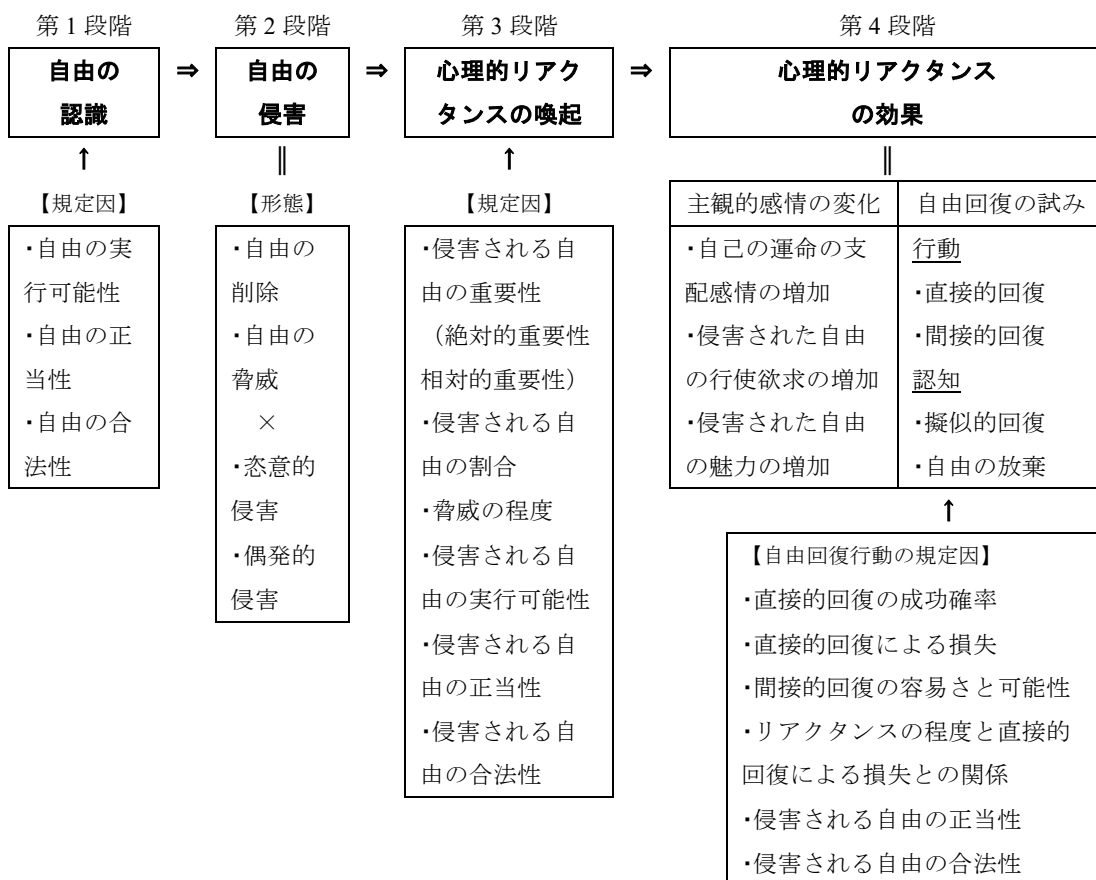


図1 心理的リアクタンス生起過程モデル（深田（1977）のモデルを一部修正）

2. 新しい知見を加えた新・心理的リアクタンス生起過程モデル：新モデル

図1に示した心理的リアクタンス生起過程モデルは、深田（1977）のモデルで使用された用語を一部修正したモデルであり、Brehm（1966）に基づくこのモデルを本稿では旧モデルと呼ぶ。旧モデルと比較すると、新モデルは以下の点で異なる。

2.1. 第1段階での修正点

Brehm（1966）以降の心理的リアクタンスに関する研究の中で、第1段階の「自由の認識の段階」に関しては、心理的リアクタンス喚起の前提条件としての「自由の認識」が強調されるようになった。例えば、Wicklund（1974）は、“・・・もしある人物が自分は完全な自由を持っていて、その自由が重要であると思っていれば、ネガティブな社会的影響は特に強いものになる可能性ある。すなわち、リアクタンス喚起の前提条件（preconditions for reactance）が充足され、変化への圧力は逆方向への変化を引き起こす可能性がある。”（p. 14）と述べている。また、今城（2001）も、自由の侵害によって心理的リアクタンスが喚起されるかどうかはその前提条件が満たされるかどうか依存し、リアクタンス喚起の前提条件は「自由の期待」と「自由の重要性」の2点であると考えている。そして、この前提条件が満たされているかどうかを確認することが、心理的リアクタンス研究を実施するうえで決定的に重要であると述べている。本稿では、心理的リアクタンス喚起の前提条件を、「自由の信念強度」と「自由の重要性」と表記する。

2.2. 第2段階での修正点

第2段階の「自由の侵害の段階」に関してはあまり大きな修正はない。自由侵害の形態として、ある行動に従事したい、あるいは従事したくないという行動欲求をもつ場合、その欲求と同じ方向の自由の侵害（自由の順欲求的侵害）であるか、その欲求と反対方向の自由の侵害（自由の反欲求的侵害）であるかという視点を加える。また、自由侵害の形態として、ある行動を禁止するタイプの自由侵害（自由の禁止的侵害）であるか、ある行動を強制するタイプの自由侵害（自由の強制的侵害）であるかという視点を加える。

2.3. 第3段階での修正点

第3段階の「心理的リアクタンスの喚起の段階」に関しては、Brehm（1966）も Brehm & Brehm（1981）も、心理的リアクタンスは仮説的の媒介変数と見なし、直接測定できない変数であると捉えていた。しかし、最近の研究、例えば Rosenberg & Siegel（2017）は、動機づけ状態としての心理的リアクタンス、すなわち状態リアクタンスが測定可能であると結論づけている。また、深田・樋口・疋田（2009）もリアクタンス動機を直接的に測定しようと試みた。本稿では、Rosenberg & Siegel（2017）の示唆に基づき、心理的リアクタンスは否定的認知、否定的感情、否定的行動意思の3側面から測定可能であると仮定する。

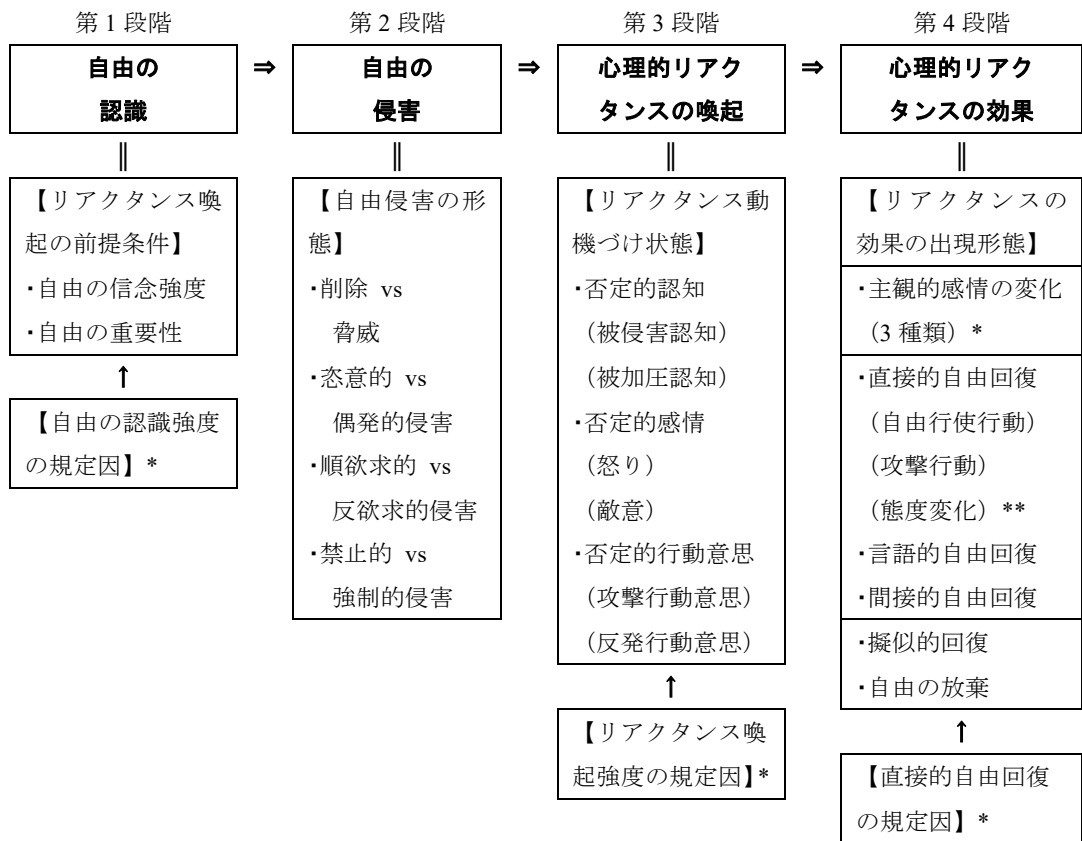


図2 新・心理的リアクタンス生起程モデル

注1) * 図1の旧モデル参照

注2) **説得などによる態度の自由の侵害が生じさせるリアクタンスの効果

2.4. 第4段階での修正点

第4段階の「心理的リアクタンスの効果の段階」に関しては、3種類の新たなリアクタンス効果を追加することによって、かなり大きい修正を行った。自由回復行動（直接的回復と間接的回復）や主観的感情の変化のほかにも、心理的リアクタンスの効果の出現形態はありうる。例えば、深田・山根・植田（2016a, 2016b, 2017）から、言語的行動の水準か実際行動の水準かといった反発行動の出現形態も示唆される。言語的行動によって脅かされた自由が完全に回復する場合もあれば、言語的行動と実際行動が矛盾する場合もあるため、言語的行動は、自由の間接的回復に類似した曖昧な意味合いをもつと解釈される。自由回復の一形態として言語的自由回復を追加する。

また、直接的自由回復には、2つのタイプの自由行使行動（禁止された行動を敢えて実行する、強制された行動を拒否する）だけでなく、深田他（2009）から示唆されるように、自由の侵害者に対する攻撃行動も加える方が良い。今城（2001）も、自由回復行動には「自由の行使」と「攻撃」

があるという立場をとっている。

さらに、態度の自由が説得によって侵害される場合には、態度の自由の直接的回復は、唱導方向と逆方向への態度変化である。しかし、今城（2001,2005）が指摘するように、唱導方向と逆方向への態度変化、すなわちブーメラン効果が出現することは稀であれば、様々な微妙な変化からリアクタンス効果を捉える必要があるので、態度変化だけでなく特定の態度的立場の受容度の変化などもリアクタンス効果の指標として加える。また、上野（1993）が一貫して使用しているメッセージ内容や送り手に対する評価も加える。

3. 新モデルの第1段階：自由の認識の段階

3.1. 心理的リアクタンス生起の前提としての自由の認識

自由の侵害に対して心理的リアクタンスが生じる前提条件として、個人にはその侵害の対象となる行動をとる自由が自分にはあるという認識や信念が必要不可欠である。個人にとって自由な行動（free behaviors）とは、その個人がそのときあるいは将来とりうるあらゆる行動であり、現実的に実行可能な行動である。

3.2. 心理的リアクタンスの喚起の前提条件としての自由の認識

心理的リアクタンスの喚起の前提条件は、自由の信念強度が強いことと、かつ、自由の重要性が高いことであり、これら2つの条件が同時に満たされて初めて、自由の侵害は心理的リアクタンスを喚起する。

3.2.1. 自由の信念強度

心理的リアクタンスの喚起に決定的な影響を及ぼす自由の認識に関わる第1番目の条件は、ある行動の自由を侵害される時点で、その行動の自由をどの程度もっているか個人が認識しているかであり、これが「自由の信念強度」である。自由の信念強度が強ければ、その自由を侵害されると、心理的リアクタンスが喚起されるが、自由の侵害強度が弱ければ、その自由を侵害されても心理的リアクタンスは喚起されない。なお、自由の信念強度という用語は、今城（2001）の自由の期待と同義である。

自由の信念強度は自由の実行可能性と類似した面をもち、相関関係が存在するが、自分がその自由をどの程度もっているかということと、自分がその自由をどの程度実行可能であるかということは、厳密には異なる。

3.2.2. 自由の重要性

心理的リアクタンスの喚起に決定的な影響を及ぼす自由の認識に関わる第2番目の条件は、侵害される行動の自由が個人にとってどのくらい重要な自由であると認識しているかであり、これが「自由の重要性」である。自由の重要性が高ければ、その自由を侵害されると、心理的リアクタンスが喚起されるが、自由の重要性が低ければ、その自由を侵害されても心理的リアクタンスは喚起されない。

3.3. 自由の認識に影響する要因

行動の自由 (behavioral freedom) の認識の成立には以下の3つの要因が影響する。

3.3.1. 行動の実行可能性

実行可能な行動に関しては、その行動をとることは自由であるという認識が成立しやすく、行動の自由の侵害に対して心理的リアクタンスが生じやすい。しかし、全く実行不可能な行動に関しては、その行動をとることが自由であるという認識は成立しないので、たとえ行動の自由を侵害されても、心理的リアクタンスは生じない。

3.3.2. 自由の正当性と合法性

自由侵害の対象となる行動をとることが正当であれば、あるいは合法的であれば、その行動をとることは自由であるという認識が成立し、行動の自由を侵害されると、心理的リアクタンスが生じる。しかし、不当な行動や違法な行動をとる自由があるという認識は成立しにくいいため、そうした行動の自由を侵害されても、心理的リアクタンスは生じない。

4. 新モデルの第2段階：自由の侵害の段階

4.1. 自由の削除と脅威

自由の侵害の形態には、侵害された行動の自由を直接的に回復することが可能かどうかという次元で、削除 (elimination) と脅威 (threat) という2種類の形態がある。本稿では、削除と脅威を包括する上位概念として侵害という用語を使用する。なお、Brehm (1966) では、2つの形態を組み合わせ、自由の恣意的削除、自由の偶発的削除、自由の恣意的脅威、自由の偶発的脅威という4タイプとして自由侵害の形態を捉えていた。

4.1.1. 自由の削除

自由の「削除」とは、ある行動の自由が取り返しのつかない形で侵害され、失われる場合を指す。行動の自由の侵害を予防したり回避したりすることも、一度失われた行動の自由を直接回復することも不可能な場合である。

4.1.2. 自由の脅威

自由の「脅威」とは、ある行動の自由が侵害される恐れのあるとき、その侵害を予防したり回避したりすることが可能な場合や、すでにある行動の自由が失われたときでも、その行動の自由を再び取り戻すことが可能な場合である。

4.2. 自由の恣意的侵害と偶発的侵害

また、行動の自由の侵害が恣意的に個人に向けられたものか、偶然個人が遭遇しただけなのかという次元で、恣意的 (personal) か、偶発的 (impersonal) かという2種類の形態がある。

4.2.1. 自由の恣意的侵害

行動の自由の削除あるいは脅威が、個人に対して意図的に向けられる場合が自由の「恣意的侵害」

である。普通は、相対的に大きい勢力をもつ他者や組織が個人の行動の自由を侵害することが多い。ときには、相対的に小さい勢力をもつ他者や組織が行動の自由を不可逆的に削除することもある。

4.2.2. 自由の偶発的侵害

特定の個人に向けられた行動の自由の侵害ではなくて、他者や環境などが偶然的に引き起こした侵害にたまたま遭遇する場合が自由の「偶発的侵害」であり、結果的に行動の自由が侵害される場合である。

4.3. 自由の順欲求的侵害と反欲求的侵害

自由侵害の方向と個人の欲求の方向が一致するのか、矛盾するののかによって、自由の順欲求的侵害と反欲求的侵害という自由侵害の形態が考えられる。これは、脅威という自由の侵害の形態で使用されてきた順態度的脅威と反態度的脅威という概念を、脅威と削除という自由の侵害の両方の形態で使用できるように、順欲求的侵害と反欲求的侵害に拡張的に置き換えたものである。

4.3.1. 自由の順欲求的侵害

自由を侵害する方向性が個人の欲求と同じ方向であって矛盾しない方向の場合を自由の「順欲求的侵害」と呼ぶ。自由の順欲求的侵害には、行動の自由の順欲求的削除と行動の自由の順欲求的脅威が含まれる。また、態度の自由の順態度的削除（現実には極めて例外的にしか生じない）と態度の自由の順態度的脅威も含まれる。

4.3.2. 自由の反欲求的侵害

自由を侵害する方向性が個人の欲求と逆方向であって矛盾する方向の場合を自由の「反欲求的侵害」と呼ぶ。自由の反欲求的侵害には、行動の自由の反欲求的削除と行動の自由の反欲求的脅威が含まれる。また、態度の自由の反態度的削除（現実には極めて例外的にしか生じない）と態度の自由の反態度的脅威も含まれる。

4.4. 自由の禁止的侵害と強制的侵害

自由侵害が個人の行動を禁止するのか、強制するのかによって、自由の禁止的侵害と強制的侵害の形態が考えられる。

4.4.1. 自由の禁止的侵害

自由侵害が個人の行動を禁止する形をとるときには、行動の自由の「禁止的侵害」であり、特定の態度や考えを禁止する形をとるときは、態度の自由の禁止的侵害である。

4.4.2. 自由の強制的侵害

自由侵害が個人の行動を強制する形をとるときには、行動の自由の「強制的侵害」であり、特定の態度や考えを強制する形をとるときは、態度の自由の強制的侵害である。

4.5. 自由侵害の形態の捉え方

自由侵害の形態を4つの次元から見てきたが、自由侵害の形態は、本来4次元の組み合わせとして理解されねばならない。すなわち、現実社会における自由の侵害の全ての事例は、「脅威 vs 削除」

×「恣意的 vs 偶発的」×「順欲求的 vs 反欲求的」×「禁止的 vs 強制的」の16種類の侵害形態に分類される。例えば、ある自由の侵害は、「恣意的・反欲求的・禁止的・脅威」と分類されるであろう。

5. 新モデルの第3段階：心理的リアクタンスの喚起の段階

5.1. 動機づけ状態としての心理的リアクタンス

自由であると信じていた重要な行動に圧力がかかり、行動の自由が削除の脅威にさらされたり、実際に削除されたりすると、侵害された行動の自由の防護・防衛を志向した動機づけ、あるいは失われた行動の自由の回復・再確立を志向した動機が喚起される。自由の侵害に対して自由の回復を志向した一種の反発力が心理的リアクタンスである。

5.2 心理的リアクタンスの測度

心理的リアクタンスは直接測定することの不可能な仮説的媒介変数であると長い間考えられてきたが、現在は直接的に測定することが可能であるという見解が定着しつつある。喚起された心理的リアクタンス（状態リアクタンス＝動機づけ状態）は、3つの側面から測定できると仮定した。

5.2.1. 否定的認知

心理的リアクタンスを構成する第1の要素は否定的認知であると思われる。この否定的認知は、自分の保持する自由が侵害されているという認知である「被侵害認知」や、自分の保持する自由に対して圧力がかかっているという認知である「被加圧認知」といった認知面から捉えることができるであろう。

5.2.2. 否定的感情

心理的リアクタンスを構成する第2の要素は否定的感情であると思われる。この否定感情は、自由を侵害された人がどのくらい「怒り」や「敵意」を感じているかという感情面から捉えることができるであろう。また、どのくらい「反感」や「屈辱感」などを感じているのかという感情面からも捉えることができるかもしれない。

5.2.3. 否定的行動意思

心理的リアクタンスを構成する第3の要素は否定的行動意思であると思われる。この行動意思は、自由の侵害者に対してどのくらい攻撃したいかという「攻撃行動意思」やどのくらい反発したいかという「反発行動意思」という行動意思面から捉えることができるであろう。また、「敵対行動意思」や「抗議行動意思」などから捉えることもできるかもしれない。

5.3. 心理的リアクタンス強度の規定因

自由の侵害によって喚起される心理的リアクタンスの大きさは、次に示す諸要因の直接的関数である。

5.3.1. 侵害される自由の重要性：絶対的重要性と相対的重要性

ある行動の自由が侵害されるとき、個人にとってその行動の自由の絶対的重要性が大きければ大きいほど、喚起される心理的リアクタンスの強度は大きくなる。また、侵害される行動の自由の絶対的重要性は一定であっても、侵害されない行動の自由に対する侵害される行動の自由の相対的重要性が増減すると、喚起される心理的リアクタンスの強度も増減する。

5.3.2. 侵害される自由の割合

個人が自由にとれる行動のうち、侵害される行動の自由の割合が大きくなると、喚起される心理的リアクタンスも大きくなる。

5.3.3. 脅威の程度

行動の自由を侵害する脅威が大きければそれだけ、喚起される心理的リアクタンスの強度は大きくなる。脅威の程度は、脅威者の脅威を実行する能力や脅威を実行する可能性に依存する。自由が将来にわたっても脅かされる恐れのあるとき、ほかの類似した自由も脅かされる恐れのあるとき、他者の自由の脅威が自分の自由の脅威にまで波及する恐れのあるとき、脅威の程度は増加する。

5.3.4. 侵害される自由の実行可能性、正当性、合法性

侵害される自由行動の実行可能性、正当性、合法性のそれぞれが高いほど、喚起される心理的リアクタンスの強度は大きくなる。

6. 新モデルの第4段階：心理的リアクタンスの効果の段階

自由の侵害によって生じた心理的リアクタンスは、個人の感情的側面と行動的側面に対して影響を及ぼす。

6.1. 主観的感情に及ぼす効果

6.1.1. 自己の運命支配感情の増加

行動の自由の侵害が心理的リアクタンスを喚起すると、自己の運命を決定するのは自分であるという自己の運命支配感情が増加する。自分のことは自分で決めたいと思う気持ちが強まる。

6.1.2. 侵害された自由行動の行使欲求の増加

行動の自由の侵害が心理的リアクタンスを喚起すると、その侵害された行動の自由を行使したいという欲求が増加する。禁止された行動をとりたい、強制された行動をとりたくないと思う気持ちが強まる。

6.1.3. 侵害された自由行動の魅力の増加

行動の自由の侵害が心理的リアクタンスを喚起すると、その自由を侵害された行動の魅力が増加する。禁止された行動が魅力的に思え、強制された行が魅力的でなくなる。

6.2. 行動に及ぼす効果：自由回復の試み

自由の侵害によって生じた心理的リアクタンスが大きいほど、侵害された自由を回復しようとする試みは増大する。

6.2.1. 自由の直接的回復

自由の直接的回復を試みることは、侵害された自由それ自体を敢えて行使することである。したがって、脅威によって自由が侵害されるときに試みられる自由回復の方法である。しかし、削除という取り返しのつかない形で自由が侵害されたときには、自由の直接的回復はありえない。

この「自由行使行動」には2つの形態がある。行動の自由に対する禁止的侵害の場合は、その禁止された行動の実行が自由の直接的行使であるが、行動の自由に対する強制的侵害の場合は、その強制された行動の拒否が自由の直接的行使である。

また、自由の侵害者に対する攻撃行動も自由の直接的回復に繋がる。

6.2.2. 言語的自由回復

自由回復行動と同等ではないが、言語的な表出行動によって自由を直接的あるいは間接的に回復することも可能である。しかし、自由回復行動を伴わない言語的自由回復の試みは、ときには言葉だけに終わることもあり、実際の自由回復を達成できないことも起こりうる。例えば、強制された行動をコミュニケーションによって拒否したとしても、最終的にその強制に従う場合もあるだろう。

6.2.3. 自由の間接的回復

自由の直接的回復が抑制される状況下では、暗黙の回復である間接的回復が試みられる。自由の間接的回復は、①当事者である個人が侵害された行動と類似の行動をとることによって、②類似した他者が侵害された行動をとることによって、③類似した他者が類似した行動をとることによって、達成される。類似した行動とは、その行動をとることが侵害された行動をとることができることを暗黙に意味する行動である。

6.2.4. 自由の擬似的・主観的回復

侵害された自由行動を、もし今から実行しようと思えばできると信じる方向に認知が変化することによって、自由を回復したと主観的に納得する場合もある。これを、筆者は自由の擬似的・主観的回復の試みと呼んでおく。

6.2.5. 自由の放棄

削除された自由の直接的回復および間接的回復を試みるのが物理的に不可能であったり、非常に厳しい罰を伴ったりするような状況下では、削除された自由を放棄してしまうことになる。すなわち、侵害された自由は自分にはない、あるいは元々自分にはなかったと信念を変えてしまう。

6.3. 態度の自由の侵害が喚起するリアクタンスの効果

説得的コミュニケーションなどのコミュニケーションによって、態度の自由が侵害されるときに喚起されるリアクタンスの効果には、行動の自由が侵害されるときに喚起されるリアクタンスの効果とは異なる指標が存在する。

6.3.1. 態度変化

典型的な説得への抵抗は、説得による唱導方向とは逆方向への態度変化や意見変化、いわゆるブーメラン効果であり、態度の自由の直接的回復に相当する。しかし、唱導方向とは逆方向への態度変化や意見変化は頻繁に生じるわけではないので、リアクタンスの喚起の効果を測定する測度の工

夫が求められる。唱導方向への態度変化や意見変化の減少に加えて、下記の(4)や(5)などの微妙な変化を取り上げることも必要であろう。

6.3.2. メッセージ内容や送り手に対する評価低減

認知的側面におけるリアクタンス効果であり、メッセージ内容に対する評価低減（derogation）や送り手に対する評価低減にリアクタンス効果が出現するメッセージ内容に対する評価は、信頼性、正確性、適切性などから測定され、送り手に対する評価は、信頼性、専門性、好感度、魅力度などから測定される。

6.3.3. 説得に対する反論や非好意的思考の増加

説得による態度の自由の侵害がリアクタンス喚起する場合、説得に対する反論や非好意的思考の増加が生じる可能性が高い。場合によっては、説得に対する賛成論・支持論や好意的思考の減少が生じるかもしれない。

6.3.4. 初期態度に関する確信度の変化

反態度的説得は、受け手の初期態度の確信度や元々の信念の強度を強めるかもしれないし、順態度的説得は、受け手の初期態度の確信度や元々の信念の強度を弱めるかもしれない。

6.3.5. 様々な態度的立場に対する受容度の変化

説得は、唱導する立場に対する受け手の受容度を減少させるかもしれないし、唱導方向と逆の立場に対する受け手の受容度を増加させるかもしれない。一次元態度連続体上の様々な態度位置の受容度や拒否度にリアクタンスが反映する可能性がある。

6.4. 自由回復の方法を規定する要因

6.4.1. 自由が削除された場合

取り返しのつかない形で自由が削除された場合なので、直接的な自由回復はできない。ただし、自由の削除者の統制力（賞罰をコントロールする力）や監視力が低下すれば、間接的な自由回復の試みは生じやすくなる。

6.4.2. 自由が脅かされた場合

自由の脅威は、回避可能な削除、あるいはすでに起きたが無効にできる削除であるので、自由の直接的回復と間接的回復の両方が利用可能である。自由の直接的回復が試みられるかどうかは、次に挙げる要因に依存する。①直接的回復の試みが成功する可能性、②脅かされた行動をとること（直接的回復）によって生じる推定される損失、③間接的方法による自由回復の容易性と可能性、④心理的リアクタンスの程度（A）と、直接的回復の試みによって生じる損失による抑制の程度（B）との関係。①が大きい、②が小さい、③が小さい、④が（A）>（B）の関係、であるとき、自由の直接的回復の試みが促進される。

なお、侵害された自由の正当性や合法性が高いほど、自由の直接的回復の試みは促進される。侵害された自由の実行可能性は、上述の自由の直接的回復の試みが成功する可能性と同義である。

第2節 心理的リアクタンス過程の検討(1) :

母親に対する子どもの反発

要約 母親の言語的脅威に対する子どもの心理的リアクタンス過程に関して、3種類の独立変数(脅威の方向、子どもの学年、子どもの性)、1種類の心理的リアクタンス(感情的反発)、2種類の主観的感情の変化(強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化)、2種類の自由回復の試み(言語的反発、行動的反発)を使用して、初期モデル、修正モデル、再修正モデル、最終モデルを作成し、モデルの妥当性を検討した。小・中・高校生800人のデータに関する共分散構造分析の結果、喚起される心理的リアクタンス(感情的反発)が強くなるほど、主観的感情の変化(強制された行動の魅力の減少と禁止された行動の魅力の増加)が引き起こされ、それと並行して自由回復の試み(言語的反発と行動的反発)が強まることが実証された。さらに、直接的な自由回復の試み(行動的反発)は、心理的リアクタンスからの影響だけでなく、主観的感情の変化のうちの強制された行動の魅力の減少からの影響、および心理的リアクタンスの言語的表出であると同時に間接的な自由回復の試みである言語的反発からの影響も受けることが証明された。

キーワード : 心理的リアクタンス過程、母親、子ども、共分散構造分析

1. 問題

1.1. 心理的リアクタンスとは

心理的リアクタンス理論は、Brehm (1966) によって提出され、その後 Brehm & Brehm (1981) によって発展させられた理論であり、認知的斉合性理論に属する理論のひとつである。心理的リアクタンスは、「侵害された(脅かされたあるいは削除された)自由の回復を志向した動機づけ状態」(Brehm, 1966, p.15) と定義され、侵害された自由を行使しようという欲求の増加や、侵害された自由を実際に行使する試みの増加によって特徴づけられる。

心理的リアクタンス理論がわが国で紹介されたのは1977年であり、小関(1977)が書籍の中で、また深田(1977)が論文の中で初めて取り上げた。小関(1977)はBrehm(1966)のエッセンスを要約し、紹介する形をとっており、深田(1977)はBrehm(1966)の理論に基づいて、4段階の心理的リアクタンス生起過程モデルを提案するものであった。その後、わが国における心理的リアクタンス研究は、上野徳美(例えば、上野, 1989)と今城周造(例えば、今城, 2001, 2002, 2005)による説得への抵抗研究として開花することとなる。特に、今城(2001)は、東北大学へ提出された博士論文が出版されたものであり、わが国で唯一の心理的リアクタンスに関する研究書である。

1.2. 説得への抵抗の研究としての心理的リアクタンス研究

わが国における心理的リアクタンス研究は、主として説得への抵抗の文脈において実施されてきたことは明らかである（今城, 2001, 2002, 2005; 小関, 1977; 上野, 1989）。このことは、心理学および社会心理学に関する辞典・事典の解説からも裏付けられる。

心理的リアクタンス理論は、『社会心理学小辞典 [増補版]』では、「説得や社会的影響に対する抵抗の生起過程を説明するための理論」（上野, 2002）、『改訂新版 社会心理学用語辞典』では、「態度変容に対する抵抗を説明するための有力な理論」（深田, 1995）と解説され、心理的リアクタンスは、『社会心理学事典』では、「説得への抵抗を示す4つの側面の1つ」（今城, 2009）として、『最新心理学事典』では、「一面呈示の説得メッセージが受け手に引き起こす反発」（今井, 2013）と解説されている。

1.3. 母子間のコミュニケーション研究としての心理的リアクタンス研究

1.3.1. 先行研究の概要

二者間のコミュニケーションである対人コミュニケーションの中で、母親と子ども間のコミュニケーションに注目し、母親からの言語的コミュニケーションが子どもの心理的リアクタンスに及ぼす影響を検討した筆者を中心とする一連の研究が存在する（深田, 1983, 1986a, 1986b, 1990, 1994; 深田・坪田・周, 1993; 深田・植田, 1993; 坪田・深田・周, 1992）。表1に示したように、これらの8つの研究の内の7つの研究では、社会的地位の上位者に対する下位者の反抗という視点から、母親の言語的脅威に対する子どもの心理的リアクタンスを共通に測定し、心理的リアクタンスの規定因を解明しようと意図している。

心理的リアクタンス理論は、心理的リアクタンスの効果として、主観的感情の変化と自由回復の試みが生じると仮定する（Brehm, 1966; 深田, 1977）。心理的リアクタンスがもたらす主観的感情の変化は、表1内に反発関連測度として示した。また、自由回復の試みは、表1内に反発測度として示した。

1.3.2. 反発測度の意味するもの

表1から分かるように、反発測度として、深田（1983, 1986a）は言語的反発の1種類のみを、深田（1986b）は感情的反発と言語的反発の2種類を、深田（1994）と深田・植田（1993）は感情的反発、言語的反発、行動的反発の3種類を使用している。

感情的反発は、母親からの言語的脅威によって、子どもが特定の行動の自由を侵害された時に生じる心理的・内面的な反発反応であるので、この感情的反発反応が心理的リアクタンスに最も近い反応である。子どもは、母親に対する感情的反発を経験したとしても、その感情的反発をそのまま言語的あるいは行動的に表出することが適切な行為であるかどうかを判断したうえで表出するので、感情的反発に比べて、言語的反発や行動的反発が弱くなると予想できる。

行動的反発は、自由に対する脅威者である母親に対して喚起された子どもの心理的リアクタンスの行動的表出であると同時に、脅かされた自由の直接的回復を意図する行為である。したがって、行動的反発は、リアクタンス表出行動と自由の直接的回復行動という2つの性質を併せもつ行動である。

言語的反発は、感情的反発と行動的反発の中間的な性質をもつ行動である。すなわち、言語的反発は、心理的リアクタンスである感情的反発が言語化され、表出された行動であるが、直接的な自由回復行動ではなく、自由回復をしたいと言語表現によって間接的に主張しているにとどまる。したがって、言語的反発は、心理的リアクタンスの言語的表出行動であると同時に、自由の間接的回復行動という2つの性質を併せもつ行動である。言語的反発をそのまま行動的反発の形で表出するかどうかは、子どものパーソナリティや母子関係や状況要因に依存する。

1.3.3. 反発関連測度の意味するもの

表1から、反発関連測度として、深田（1983）は、強制された行動への欲求変化、禁止された行動への欲求変化、脅威の正当性認知の3種類を、深田（1994）は、強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化の2種類を、深田・植田（1993）は、強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化、強制の不当性認知、禁止の不当性認知の4種類を使用している。

心理的リアクタンス理論は、強制された行動に対する魅力や欲求を減少させ、禁止された行動に対する魅力や欲求を増加させると予測する。また、脅威の不当性認知、強制の不当性認知、禁止の不当性認知は、喚起される心理的リアクタンスの強度を高めると予測できる。その一方で、強い心理的リアクタンスが喚起されるほど、脅威の不当性認知、強制の不当性認知、禁止の不当性認知が高まると推測できる。このように、脅威の不当性（正当性）認知、強制の不当性（正当性）認知、禁止の不当性（正当性）認知は、喚起される心理的リアクタンスの強度の規定因であると同時に、心理的リアクタンスの効果としての測度でもあるので、その取扱いは難しく、単純ではない。

したがって、主観的感情の測度としては、強制された行動に対する魅力や欲求の変化、禁止された行動に対する魅力や欲求の変化の方が格段に適切である。

1.3.4. 先行研究の問題点と解決の方向性

母親の言語的脅威に対する子どもの心理的リアクタンスの規定因を検討した7つの先行研究は、いずれも、表1に示した独立変数が心理的リアクタンス（感情的反発）、主観的感情の変化（強制された行動に対する魅力や欲求の変化、禁止された行動に対する魅力や欲求の変化）、自由回復の試み（言語的反発、行動的反発）に及ぼす効果を個別的に分析するにとどまっている。すなわち、これらの心理的リアクタンス、主観的感情の変化、自由回復の試みは、従属変数として並行的に分析されている。

しかし、本来、心理的リアクタンスと主観的感情の変化および自由回復の試みとの間には因果関係が仮定されるので、心理的リアクタンスが主観的感情の変化に及ぼす影響と、心理的リアクタンスが自由回復の試みに及ぼす影響を検討することが望ましい。こうした分析が可能な研究は、3種類の反発測度と、強制あるいは禁止された行動に対する魅力や欲求の変化という反発関連測度の両方を取り上げ、測定している先行研究である。この2つの条件を満たす先行研究は、深田（1994）と深田・植田（1993）の2研究である。この2研究の中で、単純な脅威の方向変数を独立変数としていること、小学生から高校生まで幅広い年齢層の子供を対象としていることから、深田（1994）のデータを利用して、心理的リアクタンス過程を解明することが望ましいと言える。なお、深田・植田（1993）では、強制脅威の方向と禁止脅威の方向を独立変数とし、対象者の年齢層は中学生に

限定される。

表1 母親の言語的脅威に対する子どもの心理的リアクタンスの規定因に関する研究のまとめ

深田 (1983)	
設定場面	テレビと勉強場面： 勉強を強制、間接的にテレビ視聴を禁止
実験参加者	小・中学生、240人
独立変数 (水準)	脅威の方向 [タイプ] (順態度的脅威、反態度的脅威)、 学年 (小2、小4、小6、中2)
反発測度	言語的反発 [言語的反抗]
反発関連測度	強制された行動への欲求変化 [態度変化]、 禁止された行動への欲求変化 [態度変化] 脅威の正当性認知
深田 (1986a)	
設定場面	遊びと帰宅場面： 帰宅を強制、間接的に遊びを禁止 テレビと入浴場面： 入浴を強制、間接的にテレビ視聴を禁止
実験参加者	幼稚園年長児、40人
独立変数 (水準)	脅威の方向 [タイプ] (順態度的脅威、反態度的脅威)、 性 (男児、女児)
反発測度	言語的反発 [言語的反抗]
反発関連測度	なし
深田 (1986b)	
設定場面	テレビと勉強場面： テレビ視聴を禁止、勉強を強制
実験参加者	小・中学生、312人
独立変数 (水準)	自由への脅威度 (強、弱)、 学年 (小4、小6、中2)
反発測度	感情的反発 [心理的反抗]、 言語的反発 [言語的反抗]
反発関連測度	なし
深田 (1994)	
設定場面	テレビと勉強場面： テレビ視聴を禁止、勉強を強制
実験参加者	小・中・高校生、800人
独立変数 (水準)	脅威の方向 [タイプ] (順態度的脅威、反態度的脅威)、 学年 (小2、小4、小6、中2、高2)、 性 (男子、女子)
反発測度	感情的反発、 言語的反発、 行動的反発
反発関連測度	強制された行動の魅力変化、 禁止された行動の魅力変化
深田・坪田・周 (1993)	
設定場面	テレビと勉強場面： テレビ視聴を禁止、勉強を強制
実験参加者	小学生、378人
独立変数 (水準)	脅威の方向 [タイプ] (順態度的脅威、反態度的脅威)、 国籍 (日本、台湾)、 学年 (小4、小5)、 性 (男子、女子)

反発測度	感情的反発〔内面的反発〕（反発度－受容度の異なる5種類の反発） 言語的反発〔言語的反発〕（反発度－受容度の異なる5種類の反発） 行動的反発〔行動的反発〕（反発度－受容度の異なる5種類の反発）
反発関連測度	なし
<hr/>	
深田・植田（1993）	
設定場面	テレビと勉強場面： テレビ視聴を禁止、勉強を強制
実験参加者	中学生（中2）、432人
独立変数（水準）	禁止脅威の方向〔タイプ〕（順態度的禁止脅威、反態度的禁止脅威） 強制脅威の方向〔タイプ〕（順態度的強制脅威、反態度的強制脅威） 性（男子、女子）
反発測度	感情的反発〔心理的反発〕、言語的反発、行動的反発
反発関連測度	強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化、 強制的不当性認知、禁止の不当性認知
<hr/>	
坪田・深田・周（1992）	
設定場面	テレビと勉強場面： テレビ視聴を禁止、勉強を強制
実験参加者	小学生、361人
独立変数（水準）	テレビ視聴欲求（強、弱）、国籍（日本、台湾）、学年（小4、小5）、 性（男子、女子）
反発測度	感情的反発〔内面的反発〕（反発度－受容度の異なる5種類の反発） 言語的反発〔言語的反発〕（反発度－受容度の異なる5種類の反発） 行動的反発〔行動的反発〕（反発度－受容度の異なる5種類の反発）
反発関連測度	なし

注1) 理解の混乱を避けるために、用語を統一した。表内の〔 〕内の用語は、それぞれの論文で使用された用語である。

1.4. 分析モデルの構築

1.4.1. 分析モデルに利用する変数

母親の言語的脅威に対する子どもの心理的リアクタンスの規定因を検討した深田（1994）の研究では、独立変数は脅威の方向（順態度的脅威、反態度的脅威）、子どもの学年（小2、小4、小6、中2、高2）、子どもの性（男子、女子）の3変数が使用され、反発変数として感情的反発、言語的反発、行動的反発の3変数、また、反発関連変数として強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化の2変数が測定された。これらの8変数を使用して、心理的リアクタンス過程を予測・説明するための分析モデルを作成する。

1.4.2. モデル1

「心理的リアクタンスが自由回復の試みと主観的感情の変化を並行的に生じさせる」と仮定するモデル1では、①脅威の方向変数と学年変数と性変数が感情的反発に影響をもち、②感情的反発が言語的反発と行動的反発に正の、強制された行動の魅力変化に負の、禁止された行動の魅力変化に

正の影響をもつ、というパスを仮定する（図1）。

脅威の方向と性はダミー変数であり、順態度的脅威条件を0点、反態度的脅威条件を1点、男子を0点、女子を1点とする。反態度的脅威の方が、また男子の方が感情的反発を増加すると予想されるので、感情的反発に対して、脅威の方向は正の影響を、性は負の影響を及ぼすと予想される。しかし、感情的反発に対する学年の影響については予想を留保する。こうした3変数の感情的反発に対する影響に関する予想は、モデル2でも共通である。

また、言語的反発と行動的反発の間に正の相関関係、および強制された行動の魅力変化と禁止された行動の魅力変化の間に負の相関関係を仮定する。こうした2種類の相関関係に関する仮定は、モデル2でも共通である。

1.4.3. モデル2

「心理的リアクタンスが主観的感情の変化を生じさせ、心理的リアクタンスと主観的感情の変化が自由回復の試みを生じさせる」と仮定するモデル2では、①脅威の方向変数と学年変数と性変数が感情的反発に影響し、②感情的反発が強制された行動の魅力変化に負の、禁止された行動の魅力変化に正の、言語的反発と行動的反発に正の影響をもち、③言語的反発と行動的反発に対して強制された行動の魅力変化が負の、禁止された行動の魅力変化が正の影響をもつ、というパスを仮定する（図2）。

1.4.4. モデルに関する分析結果の解釈での重要な注意点：強制された行動の魅力の変化の取り扱い

実際の分析の際には、全ての変数が反発方向の反応段階に高得点を付与する形式で得点化されているため、強制された行動の魅力変化は、意味的に逆転して解釈しなければならない。強制された行動の魅力の減少が高得点、増加が低得点となるからである。したがって、強制された行動の魅力変化に関わるパス係数と相関係数の「±」の符号は、逆転して解釈しなければならない。

モデル1の②で記述した、感情的反発からの強制された行動の魅力変化への負の影響は、本研究の分析結果では正のパスとして示される。

また、モデル1のところで記述した、強制された行動の魅力変化と禁止された行動の魅力変化の間の負の相関関係は、本研究の分析結果では正の相関として示される。

さらに、モデル2の②で記述した、感情的反発からの強制された行動の魅力変化への負の影響は、本研究の分析結果では正のパスとして、また③で記述した、強制された行動の魅力変化から言語的反発と行動的反発への負の影響は、本研究の分析結果では正のパスとして示される。

1.4.5. 心理的反発と言語的反発の得点化の基準

深田（1994）の研究では、感情的反発と言語的反発は、自由記述による回答反応を11カテゴリーに分類し、この11カテゴリーを反発度の異なる3段階で得点化して、分析に使用していた。しかし、その11カテゴリーは、反発度と受容度の異なる5段階での得点化も可能であり、5段階得点と元々の3段階得点とではどちらがより有効な指標となるのかという問題については、未検討である。

そこで、強い反発（5点：攻撃、拒否）、弱い反発（4点：不満、固執・延引、合理化）、反発と受容の中間的・混合的反応（3点：葛藤、代償、その他）、弱い受容（2点：服従）、強い受容（1点：

罪責、容認) という 5 段階の得点化基準 A と、強い反発 (3 点 : 攻撃、拒否)、弱い反発 (2 点 : 不満、固執・延引、合理化)、無反発 (1 点 : 5 段階のうちの反発と受容の中間・混合、弱い受容、強い受容) という 3 段階の得点化基準 B の、2 種類の得点化の基準を用意した。

そして、どちらがより有効な指標かを検討するために、得点化基準 A を使用して感情的反発得点と言語的反発得点を算出する場合を、モデル 1A、モデル 2A とし、得点化基準 B を使用して感情的反発得点と言語的反発得点を算出する場合を、モデル 1B、モデル 2B とした。したがって、本研究ではこれら 4 種類のモデルの妥当性を検討することになる。

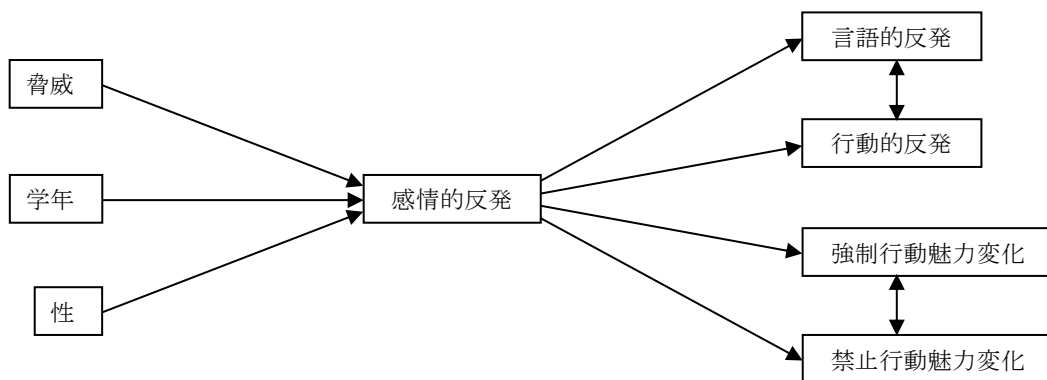


図 1 モデル 1

注 1) 一方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

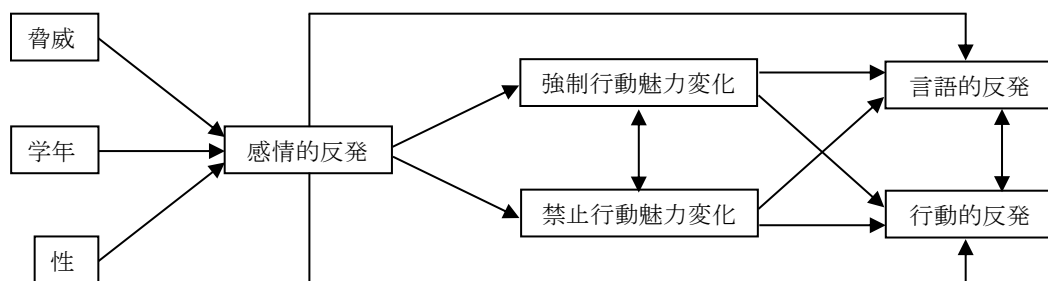


図 2 モデル 2

注 1) 一方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

1.5. 本研究の目的

3 種類の独立変数 (脅威の方向、学年、性)、心理的リアクタンス変数 (感情的反発)、2 種類の主観的感情の変化変数 (強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化)、2 種類の自由回復の試み変数 (言語的反発、行動的反発) を使用して、心理的リアクタンス過程モデルを作成し、そ

の妥当性を検討する。これにより、母親の言語的脅威に対する子どもの心理的リアクタンス過程を解明することが本研究の目的である。

2. 方法

方法の概要を以下に示すが、詳細な方法の記述は深田（1994）に譲る。なお、深田（1994）で使用した用語の一部を、本研究では変更して使用している。

2.1. 実験計画と実験参加者

脅威の方向（順態度的脅威、反態度的脅威）、実験参加者の学年（小2、小4、小6、中2、高2）、実験参加者の性（男子、女子）を独立変数とする $2 \times 5 \times 2$ の参加者間要因計画であった。従属変数として、リアクタンス（感情的反発）、自由回復の試み（言語的反発、行動的反発）、主観的感情の変化（強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化）を測定した。データ分析の対象とした実験参加者は、1条件当たり40人の合計800人であった。

2.2. 実験手続

母親が子どものテレビ視聴を禁止し、勉強を強制する仮想場面を設定し、投影法的な質問紙実験を行った。脅威の方向は、強制された行動（勉強）に対する子どもの肯定的な初期態度によって順態度的脅威条件を、禁止された行動（テレビ視聴）に対する子どもの肯定的な初期態度によって反態度的脅威条件を操作した。

2.3. 従属変数

感情的反発（心理的リアクタンス）と言語的反発（自由回復の試み）は、先に述べたように、自由記述で回答を求め、回答を11カテゴリーに分類し、2つの得点化基準（5段階と3段階）により得点化した。行動的反発（自由回復の試み）、強制された行動および禁止された行動の魅力の変化（主観的感情の変化）は、3段階の選択肢を用いて測定した。全ての従属変数において、反発方向の反応が高得点になるように得点化した。

3. 結果

3.1. 変数間の相関関係

分析に使用した8変数（ABを含めると10変数）間の相関関係を検討するために、ピアソンの積率相関係数 r を算出し、変数間の相関行列を表2に示した。

表2 変数間の相関行列表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 脅威	1.00	.00	.00	.13	.11	.36	.35	.27	-.09	.05
2 学年		1.00	.00	.22	.15	.19	.17	.35	.38	-.04
3 性			1.00	-.04	-.05	.06	.02	-.04	.07	.05
4 感情的反発 A				1.00	.90	.32	.29	.36	.32	.15
5 感情的反発 B					1.00	.24	.24	.30	.26	.13
6 言語的反発 A						1.00	.95	.41	.11	.09
7 言語的反発 B							1.00	.40	.09	.09
8 行動的反発								1.00	.27	.14
9 禁止行動魅力変化									1.00	.21
10 強制行動魅力変化										1.00

注1) 表内の.07以上の相関係数は、全て5%水準で有意である。

3.2. 初期モデルの検証

問題のところで提案した心理的リアクタンス過程の4種類の分析モデルに関して、共分散構造分析を用いて検証した。4つのモデルの適合度指標を表3に示した。CFIは0.95以上、RMSEAは.05以下が望ましく、TLIは1に近いほど、SRMRは0に近いほど望ましく、AICは相対的に最小の値をとるモデルが望ましい。4つのモデルは、全ての適合度指標が非常に低く、提出したモデルは妥当でないと言える。

得点化基準AとBを使用した分析結果は非常によく類似していた。AICの値は、基準Bの方が基準Aよりも優れていることを示したが、基準Aを使用した場合の方が基準Bをした場合よりパス係数の値がわずかに大きかった。また、反発反応と受容反応の中間的・混合的反応を基準にとる場合、反発方向の反応が3段階になるのと同様に、受容方向の反応も3段階になる。基準Aは、こうした受容反応の程度も考慮しているが、基準Bは受容反応の程度を無視して、中間的・混合的反応と同レベルの反応として扱うやり方であり、論理的に矛盾を内包している。したがって、ここでは、AICの適合度情報を敢て無視し、論理的により適切であると判断できる基準Aの得点化を適用した、モデル1Aに関する分析結果を図3に、モデル2Aに関する分析結果を図4に示した。以下の修正モデルの作成の際にも、モデル1Aとモデル2Aを採用した。

3.3. モデルの修正と検証

3.3.1. 初期モデルのパスの削除・追加による修正モデル

初期モデルの適合度が非常に低いことが判明したので、モデルに修正を加える必要性が生じた。修正の方針は、有意でないパスを削除することと、相関の高い変数間に新たにパスを引くことである。

表3 4つの初期モデルの適合度指標

	CFI	TLI	RMSEA	SRMR	AIC
モデル 1A	0.565	0.320	0.167	0.107	15789.484
モデル 1B	0.476	0.181	0.173	0.115	13310.810
モデル 2A	0.598	0.162	0.186	0.103	15766.459
モデル 2B	0.529	0.019	0.189	0.109	13275.983

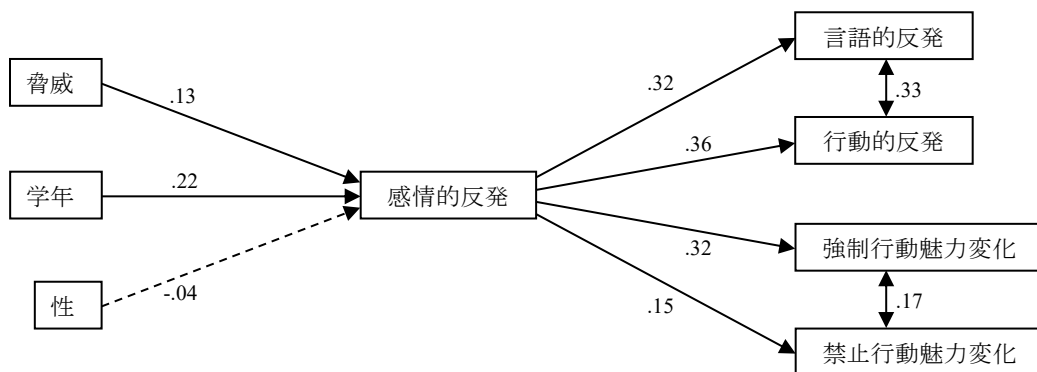


図3 モデル 1A の分析結果

注1) 一方の矢印は影響を示すパス、双方の矢印は相関関係

注2) 実線の矢印は有意なパスと相関 ($ps < .001$)、破線の矢印は有意でないパス

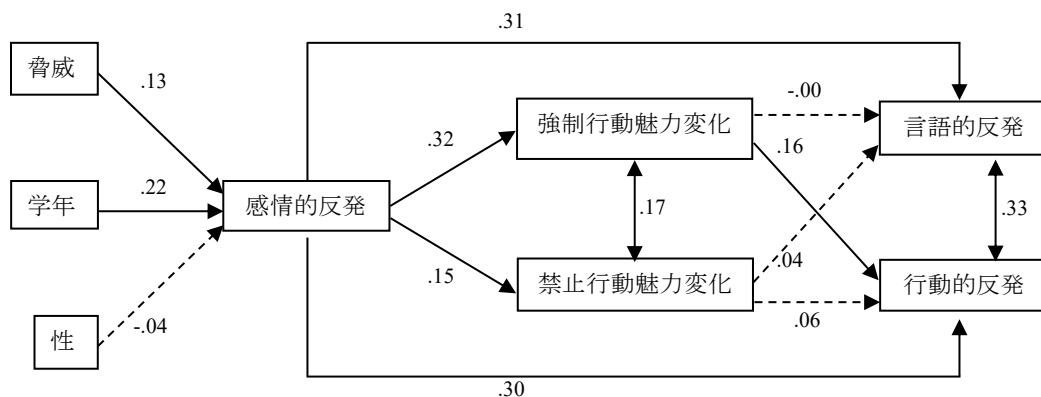


図4 モデル 2A の分析結果

注1) 一方の矢印は影響を示すパス、双方の矢印は相関関係

注2) 実線の矢印は有意なパスと相関 ($ps < .001$)、破線の矢印は有意でないパス

具体的にはモデル 1A とモデル 2A に関して、次のような修正を行った。①性から感情的反発へのパスを削除する。②脅威の方向から言語的反発へのパスを追加する。③学年から行動的反発へのパスを追加する。④言語的反発から行動的反発へのパスを追加する。

モデル 1A にそうした修正を加えたモデルをモデル 3、モデル 2A にそうした修正を加えたモデルをモデル 4 とする。モデル 3 に関する分析結果を図 5 に、モデル 4 に関する分析結果を図 6 に示した。モデル 3 とモデル 4 の適合度指標を表 4 の上段に示した。修正前の初期モデルであるモデル 1A とモデル 2A に比較すると、修正モデルであるモデル 3 とモデル 4 の適合度はかなり改善されたが、まだこれらのモデルは許容できる適合度に達していない。

3.3.2. 初期モデルの独立変数の削除・単純化による再修正モデル

モデル 3 に関して、独立変数である脅威の方向、学年、性の 3 変数を削除した再修正モデルをモデル 5 とする。また、モデル 4 に関して、同様に 3 つの独立変数を削除した再修正モデルをモデル 6 とする。モデル 5 に関する分析結果を図 7 に、モデル 6 に関する分析結果を図 8 に示した。モデル 5 とモデル 6 の適合度指標を表 4 の中段に示した。

表 4 修正モデル、再修正モデル、最終モデルの適合度指標

	CFI	TLI	RMSEA	SRMR	AIC
修正モデル 3	0.770	0.541	0.153	0.083	14470.203
修正モデル 4	0.787	0.290	0.190	0.077	14460.603
再修正モデル 5	0.938	0.846	0.092	0.046	10690.196
再修正モデル 6	1.000	1.000	1.000	0.000	10667.172
最終モデル 7	0.999	0.998	0.010	0.017	10664.407

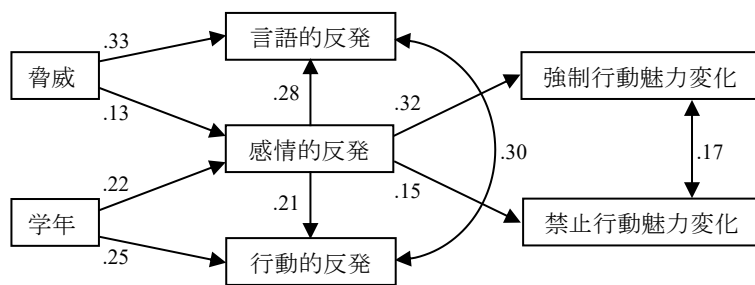


図 5 モデル 3 の分析結果

注 1) 一方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

注 2) 実線の矢印は有意なパスと相関 ($p < .001$)

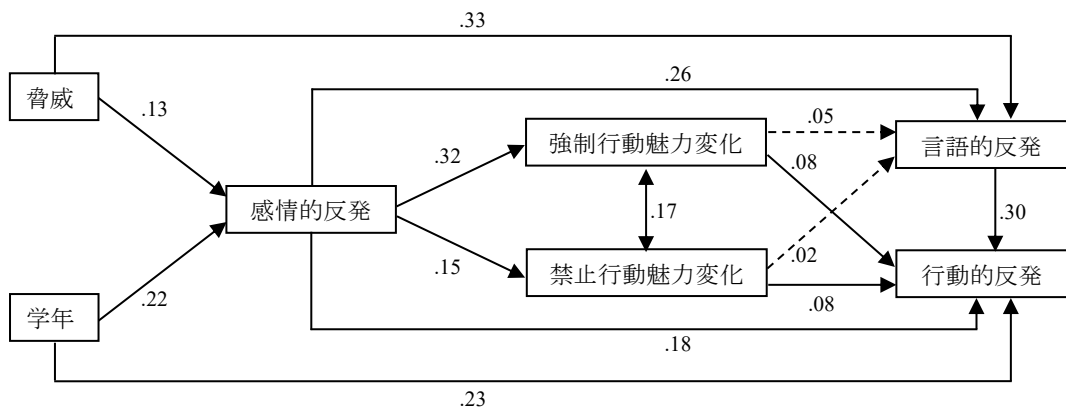


図6 モデル4の分析結果

注1) 一方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

注2) 実線の矢印は有意なパスと相関 ($p < .001$)、破線の矢印は有意でないパス

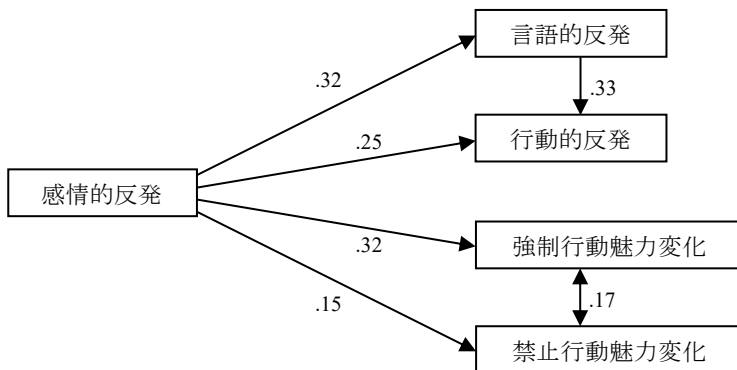


図7 モデル5の分析結果

注1) 一方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

注2) 実線の矢印は有意なパスと相関 ($p < .001$)

モデル3に比較して、モデル5は適合度の著しい改善を示し、一部の適合度指標に関しては満足できる値ではないが、ある程度許容できる範囲に近い適合度を示すモデルとなった。しかし、モデル6の場合は、全ての変数間にパスが引かれる飽和モデルとなったため、モデル4との比較ができなくなった。

3.3.3. 不要なパスを削除した最終モデル

モデル6から有意でなかったパスを削除してモデル7を作成した。このモデル7に関する分析結果を図9に、適合度指標を表4の最下行に示した。モデル7の適合度指標は全て許容できる範囲に達していた。

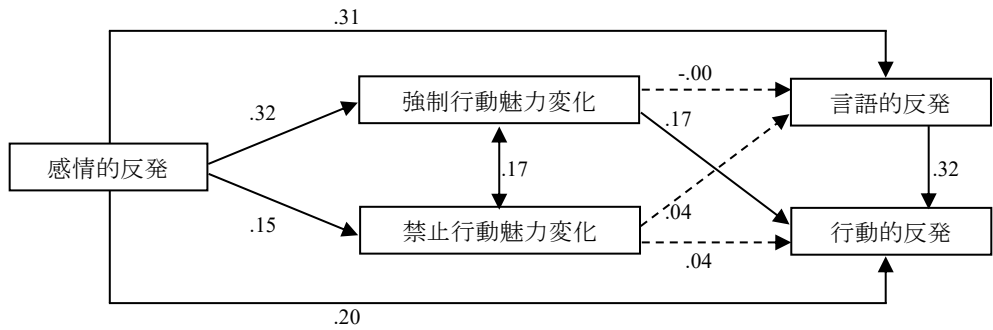


図 8 モデル 6 の分析結果

注 1) 一方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

注 2) 実線の矢印は有意なパスと相関 ($p < .001$)、破線の矢印は有意でないパス

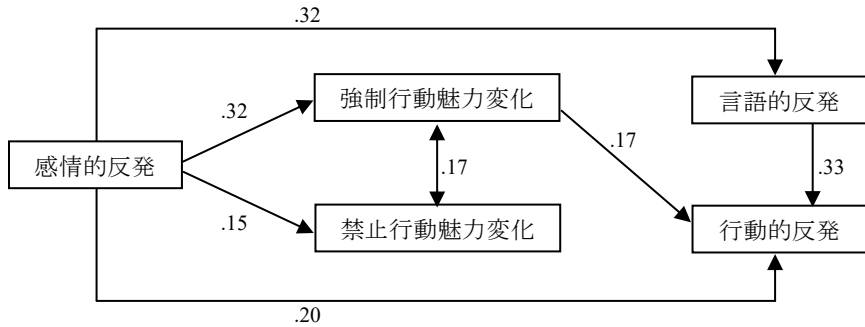


図 9 モデル 7 の分析結果

注 1) 一方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

注 2) 実線の矢印は有意なパスと相関 ($p < .001$)

3.4. 最終モデルに見る心理的リアクタンス過程

図 9 のモデル 7 によると、感情的反発から強制された行動の魅力変化と禁止された行動の魅力変化への正のパスが有意であり、同時に、感情的反発から言語的反発と行動的反発へのパスが有意であった。また、強制された行動の魅力変化と言語的反発から行動的反発への正のパスが有意であった。すなわち、感情的反発の増加が、強制された行動の魅力変化（減少）と禁止された行動の魅力変化（増加）を促進し、それと並行して言語的反発と行動的反発を増加することが判明し、さらには強制された行動の魅力減少と言語的反発の増加が行動的反発を増加することが判明した。これは、心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなるほど、主観的感情の変化（強制された行動の魅力の減少と禁止された行動の魅力の増加）が促進され、自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）が強まることを意味する。さらに、直接的な自由回復の試みである行動的反発は、心理的リアクタンスからの影響だけでなく、主観的感情の変化のうちの強制された行動の魅力の減少からの影響およ

び、心理的リアクタンスの言語的表出であると同時に間接的な自由回復の試みである言語的反発からの影響も受けていることが示された。このように、心理的リアクタンスの増加、強制された行動の魅力の減少、言語的反発の増加が、最終的な自由回復の試みである行動的反発を増加することが解明された。

しかし、強制された行動の魅力変化から言語的反発へのパスは有意でなかったし、禁止された行動の魅力変化から言語的反発および行動的反発へのパスはいずれも有意でなかった。主観的感情の変化の指標の1つである禁止された行動の魅力変化が、心理的リアクタンス（感情的反発）と自由回復の試み（言語的反発、行動的反発）を繋ぐ媒介変数として機能していなかったのは予想外のことであった。

4. 考察

4.1. 心理的リアクタンス過程モデルの妥当性

本研究は、深田（1994）のデータを利用し、心理的リアクタンス過程を検討した。具体的には、本来は独立変数である脅威の方向、子どもの学年、子どもの性の3変数、心理的リアクタンスに相当する感情的反発の1変数、主観的感情である強制された行動の魅力変化と禁止された行動の魅力変化の2変数、自由回復の試みである言語的反発と行動的反発の2変数、の8変数間の影響関係に関して分析モデルを作成し、共分散構造分析によってモデルの妥当性の検討を試みた。

4.1.1. 初期モデル

第1ステップに脅威の方向、子どもの学年、子どもの性の3変数を配置し、「心理的リアクタンスが自由回復の試みと主観的感情の変化を並行的に生じさせる」と仮定するモデル1、「心理的リアクタンスが主観的感情の変化を生じさせ、心理的リアクタンスと主観的感情の変化が自由回復の試みを生じさせる」と仮定するモデル2を、初期モデルとして設定した。この初期モデルは、感情的反発と言語的反発を「反発度－受容度」の5段階で得点化する基準Aと「反発度」のみの3段階で得点化する基準Bを反映したモデル1A、モデル1B、モデル2A、モデル2Bの4つのモデルであった。共分散構造分析によるパス解析を行ったが、得られた適合度指標は非常に低く、これら4つのモデルは、心理的リアクタンス過程を説明するには不適切であることが判明した。

4.1.2. 修正モデル

得点化に関する論理的考察に基づき、得点化基準Aを採用し、初期モデルのモデル1Aとモデル2Aに関して、有意でないパスを削除し、相関の高い変数間に新たにパスを引き、修正モデルであるモデル3とモデル4を作成した。分析の結果、これらの修正モデルの適合度は初期モデルに比べてかなり改善されていたが、まだ不十分であった。

4.1.3. 再修正モデル

修正モデルから本来独立変数であった3変数を削除して、単純化した再修正モデルであるモデル5とモデル6を作成した。モデル5の適合度はほぼ許容できる範囲に達していたが、モデル6は飽和モデルとなり、適合度指標が利用できない結果となった。

4.1.4. 最終モデル

モデル6から有意でないパスを削除した最終モデルであるモデル7を作成したところ、このモデル7の適合度指標は十分に許容できる範囲に達していた。

4.2. 解明された心理的リアクタンス過程

心理的リアクタンス過程を予測・説明するモデルとして、最終モデルであるモデル7が最も優れていることが解明された。この最終モデル7から、喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなるほど、主観的感情の変化（強制された行動の魅力の減少と禁止された行動の魅力の増加）が促進され、それと並行して自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）が強まることが実証された。さらに、直接的な自由回復の試み（行動的反発）は、心理的リアクタンスからの影響だけでなく、主観的感情の変化のうちの強制された行動の魅力の減少からの影響および、心理的リアクタンスの言語的表出であると同時に間接的な自由回復の試みである言語的反発からの影響も受けていることが証明された。このように、心理的リアクタンスの喚起は、Brehm（1966）や深田（1977）が予測した通り、主観的感情の変化と自由回復の試みを生じさせることが実証された。

しかし、主観的感情の変化の1つである禁止された行動の魅力の変化から行動的反発への正のパスが見出せなかった点は予想外のことであり、この点については別のデータによって再度検討する必要がある。すなわち、心理的リアクタンスによって、強制された行動の魅力の減少による行動的反発の増加は生じやすいが、禁止された行動の魅力の増加による行動的反発の増加は生じにくいという現象は一般的な事実であるのか、それとも、本研究に特有の結果であるのか、を確認しなければならない。本研究では、母親が子どものテレビ視聴を禁止し、勉強を強制する仮想場面を設定したが、今回使用した仮想場面が、禁止行動よりも強制行動に対して実験参加者の視点を焦点化するものであった可能性がある。禁止行動と強制行動の種類を変更する、あるいは行動禁止場面のみを独立に検討することで、禁止された行動の魅力の変化と自由回復の試みの関係についてより詳細に検討可能であると考えられる。

なお、本研究で解明した心理的リアクタンス過程を構成する変数間のパスの大きさ、すなわちパス係数の値は.15～.33の範囲にとどまっている。パス係数の大きさが必ずしも十分な値に達していないことは、変数間の影響関係があまり強くないことを意味し、得られた最終モデルの限界が示されていることを留意すべきであろう。

4.3. 今後の課題

本研究は、母子間のコミュニケーションに着目し、母親からの言語的脅威に対する子どもの心理的リアクタンス過程を予測・説明するためのモデル構築を目指し、最終モデル7を提案することに成功した。本研究で得られた知見は、母子間のコミュニケーションと異なる対人コミュニケーションにおいても適用可能であろうか。例えば、教師と児童・生徒間のコミュニケーションに焦点化し、教師からの言語的脅威に対する児童・生徒の心理的リアクタンス過程を検討する必要がある。

本研究では、特定の行動 X（テレビ視聴）を禁止し、特定の行動 Y（勉強）を強制するという脅

威を取り上げた。そして、行動 X（テレビ視聴）あるいは行動 Y（勉強）に対する肯定的な初期態度の設定によって、反態度的脅威あるいは順態度的脅威を操作した。しかし、現実には、行動 X（テレビ視聴）あるいは行動 Y（勉強）に対して、それぞれ肯定的な初期態度と否定的な初期態度が存在する。すなわち、反態度的脅威と順態度的脅威は、禁止脅威と強制脅威を考慮することによって、二次元的に捉えることが望ましく、二次元的に脅威を考慮しつつ、心理的リアクタンス過程を検討する必要がある。

第3節 心理的リアクタンス過程の検討(2) :

教師に対する生徒の反発

要約 教師の言語的脅威に対する生徒の心理的リアクタンス過程に関して、3種類の認知変数（自由の重要性認知、自由の実行可能性認知、自由への脅威度認知）、1種類の心理的リアクタンス変数（感情的反発）、2種類の主観的感情の変化変数（禁止された行動の魅力変化、自己の運命支配感の変化）、2種類の自由回復の試み変数（言語的反発、行動的反発）を使用して、モデルを作成し、その妥当性を検討した。352人の大学生に高校3年生時点での進路指導場面を想定させた。共分散構造分析の結果、自由の重要性認知と自由への脅威度認知が高まるほど、喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなることが、そして、喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなると、主観的感情の変化（禁止された行動の魅力の増加）を媒介にして、間接的に自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）が強まることが実証された。しかし、心理的リアクタンス（感情的反発）の増加は、言語的反発を直接増加するが、行動的反発に直接的に影響しないことが示された。後者の原因は、行動的反発のコストの過大さにあると解釈された。心理的リアクタンス過程では、3種類の認知変数のうち、自由の重要性認知が最も重要な役割を果たし、自由の脅威度認知が次に重要な役割を果たすことが解明された。

キーワード : 心理的リアクタンス過程、教師、生徒、共分散構造分析

1. 問題

1.1. 心理的リアクタンス過程の研究意義と研究課題

1.1.1. 研究意義

心理的リアクタンス理論 (Brehm, 1966; Brehm & Brehm, 1981) によると、心理的リアクタンスは、「侵害された（脅かされたあるいは削除された）自由の回復を志向した動機づけ状態」(Brehm, 1966, p.15) と定義される。わが国では、心理的リアクタンスは、主として説得への抵抗の文脈で研究されてきた経緯がある (今城, 2001, 2002, 2005; 小関, 1977; 上野, 1989)。これに対して、対人コミュニケーションの文脈で研究されてきた心理的リアクタンスも存在する (深田・山根・植田, 2016a)。母親の言語的脅威に対する子どもの心理的リアクタンスに関する一連の研究が心理的リアクタンスの規定因の解明にとどまっていると指摘した深田他 (2016a) は、心理的リアクタンス過程の解明の必要性を主張した。こうした主張の背景には、Brehm (1966) に基づいて提出された深田 (1977) の心理的反発生起過程モデルの存在が大きい。この心理的反発生起過程モデルでは、第1段階（自由の認識段階）、第2段階（自由の制限段階）、第3段階（心理的反発の喚起段階）、第4段階（心理的反発の効果段階：主観的感情の変化、自由回復の試み）の4段階の心理的リアクタンス過程を想定して

いる。

深田他（2016a）は、3種類の独立変数（脅威のタイプ、学年、性）、1種類の心理的リアクタンس変数（感情的反発）、2種類の主観的感情の変化変数（強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化）、2種類の自由回復の試み変数（言語的反発、行動的反発）を使用し、4種類の初期モデルを作成し、その妥当性を共分散構造分析によって検討した。その結果、心理的リアクタンス過程モデルとして、次のような最終モデルを採用した。喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなるほど、主観的感情の変化（強制された行動の魅力の減少と禁止された行動の魅力の増加）が引き起こされ、自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）が強まる。また、直接的な自由回復の試み（行動的反発）は、心理的リアクタンスからの影響だけでなく、主観的感情の変化のうちの強制された行動の魅力の減少からの影響および、心理的リアクタンスの言語的表出であると同時に間接的な自由回復の試みである言語的反発からの影響も受ける。

1.1.2. 研究課題

深田他（2016a）の研究では、主観的感情の変化の1つである禁止された行動の魅力の変化から自由回復の試みである行動的反発への正のパスが見出せなかった。これは予想外のことであり、この点については別のデータによって再度検討する必要があると指摘された。

また、深田他（2016a）の研究で得られた知見が、母子間のコミュニケーションとは異なるタイプの対人コミュニケーションにおいても適用可能であるか、を確認する必要のあることも指摘された。

これら2点の課題を検討するためには、例えば、心理的リアクタンス、禁止された行動の魅力の変化を含む主観的感情の変化、自由回復の試みを測定している研究であって、かつ、教師と児童・生徒との間のコミュニケーションに焦点化し、教師からの言語的脅威に対する児童・生徒の心理的リアクタンスを扱っている研究データを分析するのが最適である。

1.2. 教師の言語的脅威に対する児童・生徒の心理的リアクタンスに関する先行研究

1.2.1. 先行研究の概要

教師に対する児童・生徒の反抗の視点から、教師の言語的脅威に対する児童・生徒の心理的リアクタンスを検討した先行研究には、筆者を中心とする4点の研究（深田・木村, 1996; 深田・木村・牧野, 1997, 1998; 深田・植田, 1991）が存在する。これら4点の研究はいずれも心理的リアクタンスの規定因を検討した研究である。その概要を整理し、表1に示した。なお、このほかに、教師の説得メッセージに対する大学生の心理的リアクタンスを扱った山香・深田（2005）の研究もあるが、この研究は対人コミュニケーションに含まれないので、ここでは紹介を省略する。

深田他（2016a）でも触れたように、心理的リアクタンス理論は、心理的リアクタンスの効果として、主観的感情の変化と自由回復の試みが生じると仮定する（Brehm, 1966; 深田, 1977）。心理的リアクタンスがもたらす主観的感情の変化は、表1内に反発関連測度として示した。また、自由回復の試みは、表1内に反発測度として示した。

1.2.2. 反発測度の意味

反発測度には3種類があるが、表1から分かるように、4点の先行研究はいずれも、感情的反発、

言語的反発、行動的反発の3測度を使用し、測定している。

感情的反発は、教師からの言語的脅威によって、児童・生徒が特定の行動の自由を侵害された時に生じる心理的・内面的な反発反応であるので、心理的リアクタンスとみなすことができる。

行動的反発は、心理的リアクタンスの行動的表出であると同時に、脅かされた自由の直接的回復を意図する行為であるので、リアクタンスの行動的表出と自由の直接的回復行動という2つの性質を併せもつ行動である。

言語的反発は、感情的反発が言語化され、表出された行動であるが、直接的な自由回復行動ではなく、自由回復をしたいと言語表現によって間接的に主張しているので、心理的リアクタンスの言語的表出行動であると同時に、自由の間接的回復行動という2つの性質を併せもつ行動であり、感情的反発と行動的反発の中間的な性質をもつ行動である。

1.2.3. 反発関連測度の意味

反発関連測度は、心理的リアクタンスの先行変数（規定因）としての認知反応や後続変数（結果）としての主観的感情の変化である。

反発関連測度として、深田・木村（1996）は初期態度の方向認知（脅威の方向認知）、深田他（1997）は脅威の正当性認知、深田他（1998）は脅威の正当性認知、脅威者の勢力認知を測定しているが、これらの変数は、独立変数の操作チェック測度であり、心理的リアクタンスの先行変数である。

また、深田・植田（1991）は、自由への脅威度認知、禁止された自由の重要性認知、禁止された自由の実行可能性認知、禁止された行動の魅力変化、自己の運命支配感の変化、脅威の不当性認知を測定している。初めの3変数は独立変数の操作チェック変数、すなわち心理的リアクタンスの先行変数であり、次の2変数は主観的感情の変化、すなわち心理的リアクタンスの後続変数である。なお、最後の1変数は、心理的リアクタンスの先行変数と後続変数の性質が混合しているため、心理的リアクタンス過程を検討する際に取り扱いの困難な変数である。

1.3. 予想される心理的リアクタンス過程

1.3.1. 先行研究の問題点と解決の方向性

教師の言語的脅威に対する児童・生徒の心理的リアクタンスの規定因を検討した深田・木村（1996）、深田他（1997, 1998）の3研究は、いずれも、表1に示した独立変数の操作チェックを行うと同時に、各独立変数が心理的リアクタンス（感情的反発）と自由回復の試み（言語的反発、行動的反発）に及ぼす効果を個別的・並行的に分析しているにすぎない。唯一、深田・植田（1991）の研究は、独立変数の操作チェックとともに、各独立変数が心理的リアクタンス（感情的反発）と主観的感情の変化（禁止された行動の魅力変化、自己の運命支配感の変化）と自由回復の試み（言語的反発、行動的反発）に及ぼす効果を個別的・並行的に分析している。

したがって、先行認知変数が心理的リアクタンス喚起度を規定し、喚起された心理的リアクタンスが主観的感情の変化と自由回復の試みを生じさせるという心理的リアクタンス過程を検討するためには、深田・植田（1991）のデータが最適であると判断できる。

表 1 教師の言語的脅威に対する児童・生徒の心理的リアクタンスの規定因に関する研究のまとめ

深田・木村 (1996)	
設定場面	教室の黒板使用： 落書きを禁止、落書き消しを強制
実験参加者	小・中学生、180人
独立変数 (水準)	脅威の方向 [タイプ] (順態度的脅威、反態度的脅威)、 学年 (小4、小6、中2)、 性 (男子、女子)
反発測度	感情的反発、 言語的反発、 行動的反発
反発関連測度	初期態度の方向認知 [脅威のタイプ認知]
深田・木村・牧野 (1997)	
設定場面	教室の黒板使用： 落書きを禁止、落書き消しを強制
実験参加者	小・中学生、180人
独立変数 (水準)	脅威の正当性 (正当、不当)、 学年 (小4、小6、中2)、 性 (男子、女子)
反発測度	感情的反発、 言語的反発、 行動的反発
反発関連測度	脅威の正当性認知
深田・木村・牧野 (1998)	
設定場面	教室の黒板使用： 落書きを禁止、落書き消しを強制
実験参加者	小・中学生、168人
独立変数 (水準)	脅威者の種類 (教師、同級生)、 学年 (小4、小6、中2)、 性 (男子、女子)
反発測度	感情的反発、 言語的反発、 行動的反発
反発関連測度	脅威者の勢力認知
深田・植田 (1991)	
設定場面	進路指導場面： 特定大学の受験を禁止
実験参加者	大学生 (高校3年生時の仮想場面)、352人
独立変数 (水準)	自由に対する脅威度 (強、弱)、 禁止された自由の重要性 (高、低)、 禁止された自由の実行可能性 (高、低)
反発測度	感情的反発、 言語的反発、 行動的反発
反発関連測度	禁止された自由の重要性認知、 禁止された自由の実行可能性認知、 自由への脅威度認知、 禁止された行動の魅力変化、 自己の運命支配感の変化、 脅威の不当性認知
その他の測度	高校3年生時点での禁止経験および強制経験の有無と、その際の感情的反発 (評定法)

注1) 混乱を避けるために、用語を統一した。表内の [] 内の用語は、それぞれの論文で使用された用語である。

1.3.2. 分析モデルの構築

分析モデルの作成には、先行認知変数として、自由への脅威度認知、禁止された自由の重要性認知、禁止された自由の実行可能性認知の3変数、反発変数として感情的反発、言語的反発、行動的反発の3変数、また、反発関連変数として禁止された行動の魅力変化、自己の運命支配感の変化の

2変数、の合計8変数を使用する。深田他（2016a）の最終モデルに基づき、心理的リアクタンス過程を予測・説明するための分析モデルを作成すると、図1のようなモデルが作成できる。

自由への脅威度認知、禁止された自由の重要性認知、禁止された自由の実行可能性認知の増加は心理的リアクタンス（感情的反発）を増加させ、心理的リアクタンス（感情的反発）の増加は、主観的感情の変化（禁止された行動の魅力と自己の運命支配感の増加）をもたらし、これを媒介にして自由回復の試み（言語的反発と行動的反発の増加）を生じさせるであろう。また、感情的反発は自由回復の試み（言語的反発と行動的反発の増加）を直接生じさせるであろうし、言語的反発の増加は行動的反発の増加を生じさせるであろう。なお、禁止された行動の魅力と自己の運命支配感の間には相関関係を仮定する。これを初期モデルとする。

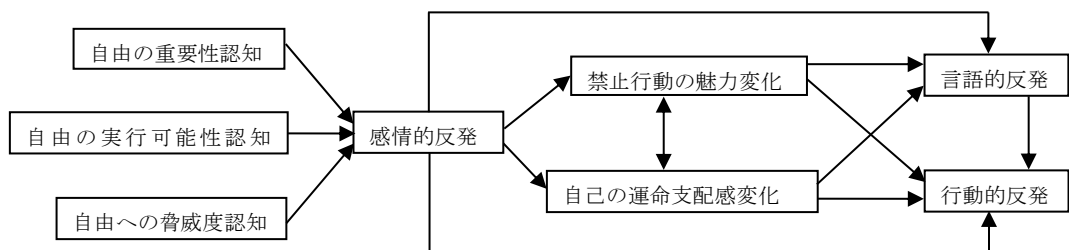


図1 初期モデル：モデルA

注1) 一方方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

1.4. 本研究の目的

3種類の認知変数（自由への脅威度認知、禁止された自由の重要性認知、禁止された自由の実行可能性認知）、心理的リアクタンス変数（感情的反発）、2種類の主観的感情の変化変数（禁止された行動の魅力変化、自己の運命支配感の変化）、2種類の自由回復の試み変数（言語的反発、行動的反発）を使用して、心理的リアクタンス過程モデルを作成し、その妥当性を検討する。これにより、教師の言語的脅威に対する生徒の心理的リアクタンス過程を解明することが本研究の目的である。

2. 方法

方法の概要を以下に示すが、詳細な方法の記述は深田・植田（1991）に譲る。なお、深田・植田（1991）で使用した用語を、本研究では一部変更して使用している。元々本研究は、大学生を実験参加者として、高校3年生の生徒が受験を希望する大学を教師に告げたとき、教師がその大学受験を禁止する仮想場面を用いた質問紙実験として実施された。

2.1. 実験計画と実験参加者

自由に対する脅威度（強、弱）、禁止された自由の重要性（高、低）、禁止された自由の実行可能

性（高、低）を独立変数とする $2 \times 2 \times 2$ の参加者間要因計画であった。独立変数の操作チェック変数として認知変数（自由への脅威度認知、禁止された自由の重要性認知、禁止された自由の実行可能性認知）を、従属変数としてリアクタンス（感情的反発）と自由回復の試み（言語的反発、行動的反発）と主観的感情の変化（禁止された行動の魅力変化、自己の運命支配感の変化）を測定した。データ分析の対象とした実験参加者は、1条件当たり44人の合計352人であった。

2.2. 実験手続

教師が生徒のA大学受験を禁止する仮想場面を設定し、投影法的な質問紙実験を行った。自由に対する脅威度は教師の言語による禁止圧力の大小によって、禁止された自由の重要性はA大学が第一志望の大学であるか否かによって、禁止された自由の実行可能性はA大学の合格可能性の高低によって、操作した。

2.3. 従属変数

感情的反発（心理的リアクタンス）と言語的反発（自由回復の試み）は、自由記述で回答を求め、回答を12カテゴリーに分類し、5段階得点化基準により得点化した。強い反発反応（5点：攻撃、拒否）、弱い反発反応（4点：不満、固執、合理化）、中間的・混合的反応（3点：不安、葛藤、代償、その他）、弱い受容反応（2点：服従）、強い受容反応（1点：罪責、容認）の5段階であった。

そのほかの変数は次のように5段階で測定した。行動的反発（5点：A大学を絶対受験する～1点：絶対受験しない）、禁止された行動の魅力変化（5点：A大学に行きたいという気持ちが非常に強くなる～1点：非常に弱くなる）、自己の運命支配感の変化（5点：進路の決定権が自身に非常にあると思う～1点：全くないと思う）、自由への脅威度認知（5点：教師の言葉を非常に押しつけがましく感じる～1点：全く押しつけがましく感じない）、禁止された自由の重要性認知（5点：A大学受験は非常に重要だと思う～1点：全く重要だと思わない）、禁止された自由の実行可能性（5点：A大学にはそれほど努力しなくても合格するだろう～1点：どんなに努力しても合格しないだろう）。

なお、禁止経験の有無として、高校3年生のとき、受験したい大学を教師から受験しないように言われた経験があるかどうかを尋ね、ある場合はそのときの感情的反発を5段階（5点：非常に感じた～1点：全く感じなかった）で測定した。強制経験については、無回答者が多数見られたため、記述を省略する。

3. 結果

3.1. 禁止経験の有無

352人の実験参加者のうち、高校3年生のときに、受験したいと思っていた大学を教師から受験しないように言われた経験、すなわち禁止経験をもつと報告した者は133人（37.5%）、そうした経験をもたないと報告した者は219人（62.2%）であり、4割弱の実験参加者が禁止経験をもっていた。禁止経験をもつ者ともたない者の比率には、有意差が見られ（臨界比 $CR = 4.58, p < .001$ ）、禁

止経験をもつ者の方が少ない。

禁止経験をした時に、実際にどの程度の感情的反発を感じたかに関して、感情的反発得点の平均は 3.60、標準偏差は 1.16 であった。平均値は中間的反応と弱い反発反応の間の値を示した。

次に、仮想場面における感情的反発得点に関して、禁止経験あり群 ($M=3.56, SD=1.03$) と禁止経験なし群 ($M=3.72, SD=0.98$) を比較したところ、感情的反発の大きさに有意差は存在しないことが確認できた ($t(350) = 1.45, ns$)。

3.2. 変数間の相関関係

分析に使用した 8 変数間の相関関係を検討するために、ピアソンの積率相関係数 r を算出し、変数間の相関行列を表 2 に示した。

表 2 変数間の相関行列表

	1	2	3	4	5	6	7	8
1 感情的反発	1.00	.46	.40	.39	.08	.36	.38	.01
2 言語的反発		1.00	.50	.42	.03	.21	.38	.14
3 行動的反発			1.00	.54	.14	.13	.55	.21
4 自由の重要性認知				1.00	-.07	.19	.43	.11
5 自由の実行可能性認知					1.00	.02	-.10	.09
6 自由への脅威度認知						1.00	.25	.00
7 禁止行動の魅力変化							1.00	.12
8 自己の運命支配感の変化								1.00

注 1) 表内の .11 以上の相関係数は、全て 5%水準で有意である。

3.3. 初期モデルの検証と修正

3.3.1. 初期モデルの検証

問題のところで提案した心理的リアクタンス過程の初期モデルであるモデル A に関して、共分散構造分析を用いて検証した。モデル A の分析結果を図 2 に、初期モデル、修正モデル、最終モデルの適合度指標を表 3 に示した。CFI は 0.95 以上、RMSEA は .05 以下が望ましく、TLI は 1 に近いほど、SRMR は 0 に近いほど望ましく、AIC は相対的に最小の値をとるモデルが望ましい。モデル A は、全ての適合度指標が非常に低く、提出した初期モデルは妥当でなかったため、モデルの修正が必要となった。

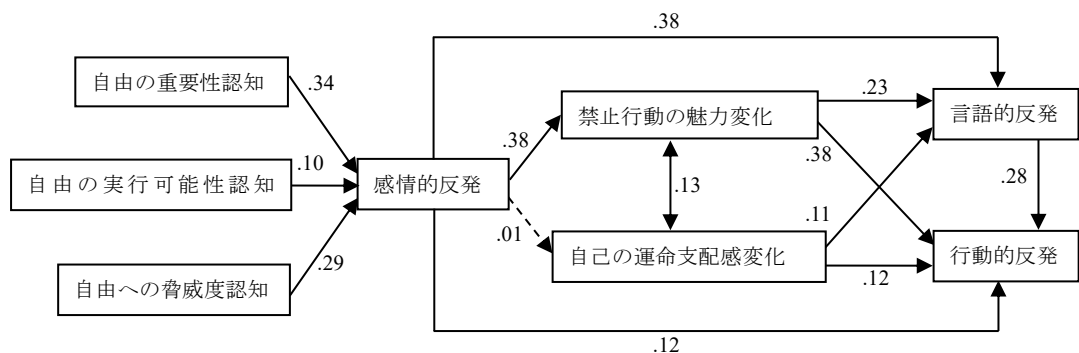


図2 モデルAの分析結果

注1) 一方向の矢印は影響を示すパス、双方向の矢印は相関関係

注2) 実線の矢印は有意なパスと相関 ($p < .05$)、破線の矢印は有意でないパス

表3 初期モデル、修正モデル、最終モデルの適合度指標

	CFI	TLI	RMSEA	SRMR	AIC
初期モデル A	0.791	0.564	0.169	0.097	7301.221
修正モデル B	0.939	0.830	0.106	0.043	7218.496
修正モデル C	0.946	0.806	0.113	0.041	7216.559
修正モデル D	0.949	0.861	0.101	0.035	7205.126
最終モデル E	0.994	0.971	0.056	0.016	5416.193

3.3.2. 修正モデルの検証

初めに、モデルAに関して、変数間の相関の大きさを考慮し、比較的大きい相関関係の見られる3組の変数間のパスを追加した。すなわち、自由の重要性認知から言語的反発、行動的反発、禁止行動の魅力変化への3つのパスを追加し、モデルBとしたが、適合度は改善されたものの、依然低い水準にとどまった。

次に、モデルBに関して、弱い相関関係の見られる2組の変数間のパスを追加した。すなわち、自由への脅威度認知から言語的反発と禁止行動の魅力変化への2つのパスを追加し、モデルCとしたが、適合度は改善されなかった。

さらに、モデルCに関して、有意でないパスと相関関係を削除し、モデルDとした。削除されたパスは、自由への脅威度認知から言語的反発へのパス、感情的反発から自己の運命支配感の変化へのパス、感情的反発から行動的反発へのパスの3つのパスであり、このほかに、自己の運命支配感の変化と禁止行動の魅力変化の相関関係も削除された。モデルDの適合度は、おおむね満足できる水準に達したが、パスが複雑に入り組み、解釈しにくいモデルとなった。

3.4. 最終モデルの確定

モデルの複雑化を解消し、解釈しやすくするために、モデル D からパス係数が.10 以下の 3 つのパスを削除したモデル E を作成した。すなわち、自由の実行可能性認知から感情的反発へのパス、自己の運命支配感の変化から言語的反発と行動的反発へのパスを削除した結果、自由の実行可能性認知と自己の運命支配感の変化の 2 変数がモデルから削除された。この修正により、モデル E の適合度は格段に改善され、十分満足できる水準に達したので、このモデル E を最終モデルとして採用することとした。

図 3 に示したように、モデル E によると、自由の重要性認知が感情的反発、言語的反発、行動的反発、および禁止行動の魅力変化に対して正の影響を及ぼし、認知変数の中で最も重要な役割を果たしていた。これに対して、自由への脅威度認知は感情的反発と禁止行動の魅力変化に正の影響を与えていた。自由の重要性認知と自由への脅威度認知の両変数から正の影響を受ける感情的反発は、禁止行動の魅力変化に正の影響を与え、言語的反発にも正の影響を与えていたが、行動的反発に対する影響は見いだせなかった。禁止行動の魅力変化は、言語的反発と行動的反発に正の影響をもつことが示された。また、言語的反発が行動的反発に正の影響を及ぼすことも確認された。

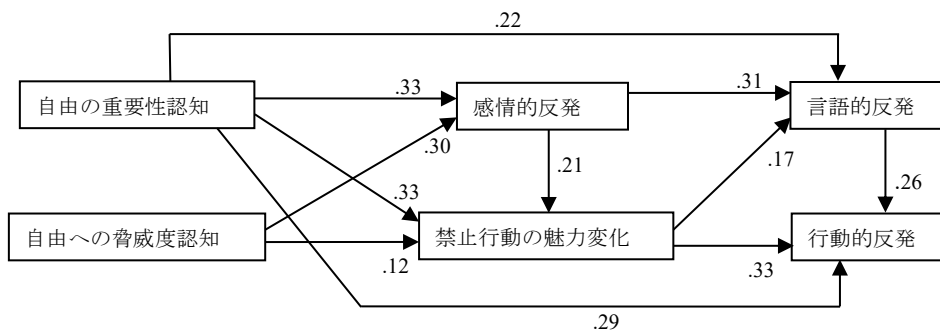


図 3 モデル E の分析結果

注 1) 一方向の矢印は有意なパス

4. 考察

4.1. 心理的リアクタンス過程モデル

本研究は、深田・植田（1991）のデータを利用し、教師からの言語的脅威に対する生徒の心理的リアクタンス過程を検討した。認知変数である自由の重要性認知、自由の実行可能性認知、自由への脅威度認知の 3 変数、心理的リアクタンスに相当する感情的反発の 1 変数、主観的感情の変化である禁止された行動の魅力変化と自己の運命支配感の変化の 2 変数、自由回復の試みである言語的反発と行動的反発の 2 変数、の 8 変数間の影響関係に関して分析モデルを作成し、共分散構造分析によってモデルの妥当性の検討を試みた。

第1段階に3つの認知変数、第2段階に心理的リアクタンス変数、第3段階に2つの主観的感情の変化変数、第4段階に2つの自由回復の試み変数を配置し、「3種類の認知が心理的リアクタンスを生じさせ、心理的リアクタンスは、主観的感情の変化を媒介して間接的に自由回復の試みを促すとともに、心理的リアクタンスは、直接的に自由回復の試みを促すであろう。」という初期モデル（図1）を仮定した。そして、共分散構造分析によってモデルの適合度を検証したところ、初期モデルであるモデルAの適合度が低かったため、パスの追加と削除を繰り返し、モデルEを最終モデルとして採用した。

4.2. 解明された心理的リアクタンス過程

4.2.1. 心理的リアクタンス過程の特徴

教師に対する生徒の心理的リアクタンス過程を予測・説明するモデルとして、最終モデルであるモデルE（図3）が最も優れていることが判明した。この最終モデルEから、自由の重要性認知と自由への脅威度認知が高まるほど、喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなること、そして、喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなると、主観的感情の変化である禁止された行動の魅力の増加を媒介にして、間接的に自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）が強まることが実証された。心理的リアクタンス（感情的反発）が、主観的感情の変化（禁止された行動の魅力の増加）を媒介して、間接的に自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）を生じさせるという本研究の結果は、母親に対する子どもの心理的リアクタンス過程を扱った深田他（2016a）の研究では証明できなかった成果である。

4.2.2. リアクタンス場面における反発のコスト

しかし、心理的リアクタンス（感情的反発）の増加は、直接的に自由の間接的回復の試み（言語的反発）を増加するが、自由の直接的回復の試み（行動的反発）には直接的に影響しないことが示された。こうした心理的リアクタンス（感情的反発）からの自由の直接的回復の試み（行動的反発）への直接的パスの欠如は、深田他（2016a）の研究結果と矛盾する。この矛盾は、自由の直接的回復の試み（行動的反発）のもつコストの大きさから解釈できる。すなわち、深田他（2016a）では、子どもが母親からテレビ視聴を禁止され、勉強を強制される場面をリアクタンス場面として使用したが、本研究では、生徒が教師から希望する大学の受験を禁止される場面をリアクタンス場面として使用した。したがって、自由の直接的回復の試み（行動的反発）は、深田他（2016a）の研究では、テレビを見るといった日常的な軽微な反発行動であり、子どもにとってのコスト（金銭的・労力的・時間的・精神的負担）は小さい。これに対して、本研究での自由の直接的回復の試み（行動的反発）は、教師の反対を押し切って希望する大学を受験するといった非日常的な重大な反発行動であり、生徒にとってのコストは大きい。こうしたコストの大きさが、心理的リアクタンス（感情的反発）による自由の直接的回復の試み（行動的反発）を抑制したと解釈される。ちなみに、言葉の上だけで反発を示す自由の間接的回復の試み（言語的反発）は、コストが小さいため、心理的リアクタンス（感情的反発）が自由の間接的回復の試み（言語的反発）を生じさせたと考えられる。

4.2.3. 自由に関する認知の役割

自由に関する3種類の認知変数のうち、自由の実行可能性認知は、心理的リアクタンス過程において顕著な役割を果たさないことが分かった。ところが、自由の重要性認知は、心理的リアクタンス過程において、極めて重要な役割を果たすことが実証された。すなわち、自由の重要性認知の増加は、心理的リアクタンス（感情的反発）と主観的感情の変化（禁止された行動の魅力）を直接的に増加させるだけでなく、自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）を直接および間接的に促すことが判明した。これに対して、自由への脅威度認知は、心理的リアクタンス（感情的反発）と主観的感情の変化（禁止された行動の魅力）を直接的に増加させるものの、自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）に対しては、心理的リアクタンス（感情的反発）と主観的感情の変化（禁止された行動の魅力）を媒介にして間接的に影響するにとどまることが明らかとなった。

4.3. 今後の課題

本研究では、教師と生徒のコミュニケーションに着目し、教師からの言語的脅威に対する生徒の心理的リアクタンス過程を予測・説明するためのモデル構築を目指し、最終モデルEを提案することに成功した。ただし、本研究で使用した自由回復の直接的試み（行動的反発）のコストは、禁止された大学の受験という非常に大きいものであったので、コストの比較的小さい自由回復の直接的試み（行動的反発）の場合の心理的リアクタンス過程も検討する必要があるだろう。

また、本研究では、特定の行動X（特定の大学の受験）を禁止するという脅威を取り上げた。これに対して、行動Xを禁止すると同時に、行動Y（別の大学の受験）を強制する事態も存在する。禁止脅威あるいは強制脅威という単一脅威事態と、禁止脅威かつ強制脅威という二重脅威事態との心理的リアクタンス過程を比較検討する必要があるだろう。

第4節 心理的リアクタンス過程の検討(3) :

強制脅威と禁止脅威に対する反発

要約 2種類の操作変数(強制脅威の方向、禁止脅威の方向)、心理的リアクタンス変数(感情的反発)、2種類の主観的感情の変化変数(強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化)、2種類の自由回復の試み変数(言語的反発、行動的反発)を使用して、心理的リアクタンス過程モデルを作成し、その妥当性を検討した。中学生432人を対象に母親からテレビ視聴を禁止され、勉強を強制される仮想場面を設定した。共分散構造分析の結果、心理的リアクタンス(感情的反発)が増加すると、間接的な自由回復の試み(言語的反発)と直接的な自由回復の試み(行動的反発)が増加すること、また、間接的な自由回復の試み(言語的反発)が直接的な自由回復の試みを増加することが解明された。しかし、心理的リアクタンス過程における2種類の主観的感情の変化変数(強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化)に関する結果は、予想と一致しなかった。

キーワード : 心理的リアクタンス過程、強制脅威、禁止脅威、共分散構造分析

1. 問題

1.1. 心理的リアクタンスを喚起する自由の削除と自由への脅威

1.1.1. 自由の侵害の2つの形態

心理的リアクタンス理論(Brehm, 1966; Brehm & Brehm, 1981)によると、心理的リアクタンスは、“侵害された(脅かされたあるいは削除された)自由の回復を志向した動機づけ状態”(Brehm, 1966, p.15)と定義される。この定義から理解できるように、心理的リアクタンスを喚起する自由の侵害の形態には、自由の削除(elimination)と自由への脅威(threat)と呼ばれる2つの形態がある(Brehm, 1966; 深田, 1977, 1996)。

1.1.2. 自由の削除

自由の削除に関して、深田(1996)は、“自由の削除とは、当該の自由が取り返しのつかない形で失われたことを意味する。”(p.39)と説明している。そして、自由の削除には、①当該の自由がすでに奪われてしまった後で、今後その自由を回復することが不可能な事態、②当該の自由を奪おうとする極めて大きい圧力に直面していて、その圧力を回避することも、将来的に自由を回復することも不可能な事態、すなわち実質的に自由がすでに失われた事態、の2つの典型的な事態があると指摘している。

1.1.3. 自由への脅威

また、自由への脅威に関して、深田(1996)は、“自由に対する脅威とは、当該の自由の維持が脅かされている状態を意味する”(p.39)と説明している。そして、自由への脅威には、①当該の自由

がすでに奪われてしまった後であるが、その自由を回復することが可能な事態、②当該の自由を奪おうとする圧力に直面しているが、その圧力を回避することが可能な事態、すなわち自由の維持が可能な事態、③自由を奪おうとする圧力は、現時点ではまだ存在しないが、将来直面すると予想される事態、の3つの典型的な事態があると指摘している。

1.1.4. 自由の削除に対する自由への脅威の優位性

Brehm (1966) は、自由の侵害の形態を重視し、自由の削除と自由への脅威を明確に区別して扱っている。しかし、Brehm & Brehm (1981) は、自由の侵害の形態に注目しておらず、自由への脅威のみを取り上げている。

同様に、自由の侵害のもう1つの次元である、自由の侵害が恣意的 (personal) か偶発的 (impersonal) かという問題についても、Brehm (1966) は明確に区別して扱っているが、Brehm & Brehm (1981) は、自由の恣意的脅威に焦点化している。

現実社会におけるリアクタンス現象を考える際に、自由に対する恣意的脅威の問題が極めて重要であることに間違いはない。

1.2. 自由への脅威の特徴を捉える次元

自由への脅威の特徴は、次のような6つの次元で捉えることができる。

1.2.1. 強度の次元

脅威を特徴づける最も基本的な次元は、その脅威がどの程度の強さであるのかという脅威の強度の次元である。これは、強度の次元から捉えた脅威である。本来連続量である脅威の強度が、独立変数として操作される場合、例えば2値的には、高脅威 (high threat) - 低脅威 (low threat)、強脅威 - 弱脅威、脅威大 - 脅威小といった表記がなされる。

1.2.2. タイプの次元

脅威の2番目の次元は、特定の行動を強制している脅威か、禁止している脅威かという脅威のタイプの次元である。これは、強制 - 禁止という脅威のタイプの次元から捉えた脅威であり、強制脅威 (compelling threat) - 禁止脅威 (forbidding threat) と表記される。この強制脅威と禁止脅威の次元は、後で述べる単一脅威 (single threat) と二重脅威 (double threat) の問題と密接に関係する。

1.2.3. 方向性の次元

脅威の3番目の次元は、脅威が対象者の初期態度と一致する脅威か、初期態度と反対の脅威かという、対象者の立場から見た脅威の方向性の次元である。これは、脅威の方向性の次元から捉えた脅威であり、対象者の初期態度と一致する脅威は順態度的脅威 (attitude-consistent threat)、初期態度と反対の脅威は反態度的脅威 (counter-attitudinal threat) と表記される。

1.2.4. 恣意性の次元

脅威の4番目の次元は、脅威が対象者に対して恣意的・意図的に与えられているか、対象者が偶発的・無意図的な脅威にたまたま遭遇しているかという脅威の恣意性の次元である。脅威が対象者に恣意的・意図的に向けられる場合が恣意的脅威 (personal threat)、対象者が偶発的・無意図的な脅威にたまたま遭遇する場合が偶発的脅威 (impersonal threat) と表記される。

1.2.5. 圧力源の所在の次元

脅威の5番目の次元は、脅威者が他者か、自分自身かという、脅威の源泉（圧力源）の所在の次元である。他者や状況が自由への脅威をもたらす場合が外的脅威（external threat）、自分自身の選択や行動が自由への脅威をもたらす場合が内的脅威（internal threat）と表記される。

1.2.6. 社会性の次元

脅威の6番目の次元は、外的脅威の下位次元であり、脅威の源泉が他者や集団や組織など社会的なものであるか、自然や環境などの非社会的なものであるかという次元である。前者は社会的脅威（social threat）、後者は非社会的脅威（nonsocial threat）と表記される。

1.3. 自由に対する単一侵害事態と二重侵害事態

1.3.1. 自由に対する単一侵害事態

自由に対する侵害によって心理的リアクタンスが喚起される典型的な事態、すなわちリアクタンス喚起事態には、自由に対する単一侵害事態と二重侵害事態の2つの事態がある。

妻が夫に対して「ドライブに行かないでほしい」と要請する場面を想定してみよう。妻の要請によって、夫は「ドライブに行く自由」を脅かされる。逆に、妻が夫に対して「ドライブに行ってもいい」と要請する場面を想定すると、妻の要請によって、夫は、「ドライブに行かない自由」を脅かされる。

このように、自由に対する単一侵害事態とは、行動Xをとる自由（ドライブをする自由）あるいはとらない自由（ドライブをしない自由）のどちらかが侵害される場合である。

1.3.2. 関連する自由に対する明確な二重侵害事態

行動Xの自由と行動Yの自由が密接に関連していて、一方の自由の侵害が他方の自由の侵害を生じさせる場合があり、これを自由の二重侵害事態と呼ぶ。

妻が夫に対して「ドライブに行かないで、庭木の手入れをしてほしい」と要請する場面を想定してみよう。妻の要請によって、夫は「ドライブに行く自由」と「庭木の手入れをしない自由」の2つの自由を脅かされる。逆に、妻が夫に対して「庭木の手入れはしないで、ドライブに行ってもいい」と要請する場面を想定すると、夫は「ドライブに行かない自由」と「庭木の手入れをする自由」の2つの自由を脅かされる。

このように、自由に対する二重侵害事態とは、行動Xをとる自由（ドライブに行く自由）に関連して行動Yをとらない自由（庭木の手入れをしない自由）の2つ自由が、あるいは、行動Xをとらない自由（ドライブに行かない自由）に関連して行動Yをとる自由（庭木の手入れをする自由）の2つの自由が侵害される場合である。

行動Xの自由のみが侵害される単一侵害事態に比べて、行動Xと行動Yの2つの自由が侵害される二重侵害事態の方が、喚起されるリアクタンスは大きくなると予想される。

1.3.3. 関連する自由に対する実質的な二重侵害事態

また、ドライブに行きたいと思っている夫に対して妻が「庭木の手入れをしてほしい」と要請する場面を想定してみよう。表面的には、こうした場面は、夫の「庭木の手入れをしない自由」が侵

害される自由の単一侵害事態のように見える。また、庭木の手入れをしたいと思っている夫に対して妻が「ドライブに行ってほしい」と要請する場面を想定すると、表面的には、こうした場面は、夫の「ドライブに行かない自由」が侵害される自由の単一侵害事態のように見える。

しかし、前者の場面では、庭木の手入れをしない自由と同時にドライブに行く自由が侵害されてしまうし、後者の場面では、ドライブに行かない自由と同時に庭木の手入れをする自由が侵害されてしまう。

このように、自由に対する二重侵害事態には、行動 Y をとらない自由（庭木の手入れをしない自由）を侵害することに関連して、実質的に行動 X をとる自由（ドライブに行く自由）を侵害してしまう場合、あるいは、行動 X をとらない自由（ドライブに行かない自由）を侵害することに関連して、実質的に行動 Y をとる自由（庭木の手入れをする自由）を侵害してしまう場合がある。

実質的に 2 つの自由が侵害される事態でも、単一侵害事態よりも大きいリアクタンスが喚起されると予想される。

1.4. 脅威のタイプから見た自由の侵害事態

禁止脅威は特定の行動の禁止であり、その特定の行動をとることを禁止する圧力であるので、特定の行動をとる自由に対する侵害である。また、強制脅威は行動の強制であり、その特定の行動をとることを強制する圧力であるので、特定の行動をとらない自由に対する侵害である。

1.4.1. 自由の単一侵害事態における禁止脅威と強制脅威

行動 X（例：ドライブ）の自由のみが侵害される自由の単一侵害事態には、2 種類の形態がある。1 つは、行動 X をとる自由（ドライブに行く自由）が侵害される場合である。ここでは、行動 X を禁止する圧力がかかる。すなわち、行動 X に対する禁止脅威（例：ドライブに行くな！）が作用する場合である。

もう 1 つは、行動 X をとらない自由（ドライブに行かない自由）が侵害される場合である。ここでは、行動 X を強制する圧力がかかる。すなわち、行動 X に対する強制脅威（例：ドライブに行け！）が作用する場合である。

1.4.2. 自由に対する明確な二重侵害事態における禁止行為と強制脅威

行動 X（例：ドライブ）の自由と行動 Y（例：庭木に手入れ）の 2 つの自由が密接に関連しあっていて、一方の自由の侵害が他方の自由の侵害を意味する自由の二重侵害事態には、2 種類の形態がある。

1 つは、行動 X をとる自由（ドライブに行く自由）と行動 Y をとらない自由（庭木の手入れをしない自由）が侵害される場合である。ここでは、行動 X を禁止する圧力と、行動 Y を強制する圧力がかかる。すなわち、行動 X に対して禁止脅威、行動 Y に対して強制脅威が作用する。

もう 1 つは、行動 X をとらない自由（ドライブに行かない自由）と行動 Y をとる自由（庭木の手入れをする自由）が侵害される場合である。ここでは、行動 X を強制する圧力と、行動 Y を禁止する圧力がかかる。すなわち、行動 X に対して強制脅威、行動 Y に対して禁止脅威が作用する。

1.5. 脅威のタイプと脅威の方向性

禁止脅威と強制脅威は、その脅威の強度という次元と絡めて詳細に理解しなければならないことは自明のことであるが、また、自由を侵害される個人の初期態度を判断基準とする脅威の方向性の次元（順態度的脅威－反態度的脅威の次元）と絡めて二元的に検討しなければならない。

1.5.1. 自由の単一侵害事態における脅威のタイプと脅威の方向性

行動 X（例：ドライブ）の自由に対する禁止脅威は行動 X を禁止する圧力であり、強制脅威は行動 X を強制する圧力である。もし個人がドライブに対して肯定的な初期態度（ドライブに行きたいという態度）をもっているならば、「ドライブに行くな！」という行動禁止の圧力は反態度的禁止脅威ではあるが、「ドライブに行け！」という行動強制の圧力は順態度的強制脅威となる。

逆に、もし個人がドライブに対して否定的な初期態度（ドライブに行きたくないという態度）をもっているならば、「ドライブに行くな！」という行動禁止の圧力は順態度的禁止脅威であるが、「ドライブに行け！」という行動強制の圧力は反態度的強制脅威となる。

反態度的禁止脅威と反態度的強制脅威はともにかかなり大きいリアクタンスを喚起させると予想されるが、順態度的禁止脅威と順態度的強制脅威はともにあまり大きいリアクタンスを喚起させないと予想される。

1.5.2. 自由の二重侵害事態における脅威のタイプと脅威の方向性

行動 X（例：ドライブ）の自由に対する禁止脅威と強制脅威が存在するのと同時に、行動 Y（例：庭木の手入れ）の自由に対する禁止脅威と強制脅威が存在する。行動 X と行動 Y という 2 つの行動の自由が関連しあっている場合には、個人の初期態度は、行動の種類と初期態度の種類から次のような 4 通りの組み合わせを考えなければならない。

(1) 個人が行動 X に対して肯定的な初期態度（ドライブに行きたいという態度）をもち、行動 Y に対して否定的な初期態度（庭木の手入れをしたくないという態度）をもつ場合：行動 X に対する禁止脅威（ドライブに行くな！）は反態度的禁止脅威であり、行動 Y に対する強制脅威（庭木の手入れをしろ！）は反態度的強制脅威となる。2 つの行動の自由に対する反態度的脅威は、最大のリアクタンスを喚起させると予想される。

(2) 個人が行動 X に対して否定的な初期態度（ドライブに行きたくないという態度）をもち、行動 Y に対して肯定的な初期態度（庭木の手入れをしたいという態度）をもつ場合：行動 X に対する禁止脅威（ドライブに行くな！）は順態度的禁止脅威であり、行動 Y に対する強制脅威（庭木の手入れをしろ！）は順態度的強制脅威となる。2 つの行動の自由に対する順態度的脅威は、最小のリアクタンスしか喚起させないと予想される。

(3) 個人が行動 X に対して肯定的な初期態度（ドライブに行きたいという態度）をもち、行動 Y に対しても肯定的な初期態度（庭木の手入れをしたいという態度）をもつ場合：行動 X に対する禁止脅威（ドライブに行くな！）は反態度的禁止脅威であるが、行動 Y に対する強制脅威（庭木の手入れをしろ！）は順態度的強制脅威となる。2 つの行動に対する反態度的脅威と順態度的脅威は、上記の(1)と(2)の中間のリアクタンスを喚起させると予想される。

(4) 個人が行動 X に対して否定的な初期態度（ドライブに行きたくないという態度）をもち、行

動 Y に対しても否定的な初期態度（庭木の手入れをしたくないという態度）をもつ場合：行動 X に対する禁止脅威（ドライブに行くな！）は順態度的禁止脅威であり、行動 Y に対する強制脅威（庭木の手入れをしろ！）は反態度的強制脅威となる。2 つの行動に対する反態度的脅威と順態度的脅威は、上記の(1)と(2)の中間のリアクタンスを喚起させると予想される。

1.6. リアクタンス過程を検討した先行研究からの示唆と研究課題

1.6.1. 母親に対する子どものリアクタンス過程に関する先行研究からの示唆

母親に対する子どものリアクタンス過程を検討した深田他（2016a）は、以下のような報告をしている。すなわち、“喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなるほど、主観的感情の変化（強制された行動の魅力の減少と禁止された行動の魅力の増加）が引き起こされ、それと並行して自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）が強まることが実証された。さらに、直接的な自由回復の試み（行動的反発）は、心理的リアクタンスからの影響だけでなく、主観的感情の変化のうちの強制された行動の魅力の減少からの影響、および心理的リアクタンスの言語的表出であると同時に間接的な自由回復の試みである言語的反発からの影響も受けることが証明された。”（p.19）。

深田他（2016a）では、行動 X（テレビ視聴）を禁止し、行動 Y（勉強）を強制するという場面設定のもとに、行動 X に対する肯定的初期態度によって反態度的脅威条件を、行動 Y に対する肯定的初期態度によって順態度的脅威条件を操作した。すなわち、反態度的条件は、反態度的禁止脅威によって、順態度的脅威条件は順態度的強制脅威によって操作された。このことは、反態度的脅威条件が禁止脅威によって操作され、順態度的脅威条件が強制脅威によって操作されたことを意味し、厳密に言えば、実験操作には、脅威のタイプ要因（禁止脅威と強制脅威）と脅威の方向性要因（反態度的脅威と順態度的脅威）の交絡が存在する。この点について、深田他（2016a）は、今後の課題として、脅威のタイプの次元（禁止脅威と強制脅威）と脅威の方向の次元（順態度的脅威と反態度的脅威）から、脅威を二次元的に捉えることの必要性を指摘している。

1.6.2. 教師に対する生徒のリアクタンス過程に関する先行研究からの示唆

教師に対する生徒のリアクタンス過程を検討した深田他（2016b）は、以下のような報告をしている。すなわち、“自由の重要性認知と自由への脅威度認知が高まるほど、喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなることが、そして、喚起される心理的リアクタンス（感情的反発）が強くなると、主観的感情の変化（禁止された行動の魅力の増加）を媒介にして、間接的に自由回復の試み（言語的反発と行動的反発）が強まることが実証された。しかし、心理的リアクタンス（感情的反発）の増加は、言語的反発を直接増加するが、行動的反発に直接影響しないことが示された。後者の原因は、行動的反発のコストの過大さにあると解釈された。心理的リアクタンス過程では、3 種類の認知変数のうち、自由の重要性認知が最も重要な役割を果たし、自由への脅威度認知が次に重要な役割を果たすことが解明された。”（p.35）。

深田他（2016b）では、行動 X（特定の大学の受験）に対する禁止脅威を取り上げた。この点について、深田他（2016b）は、行動 Y（別の大学の受験）に対する強制脅威も考えられることから、禁止脅威あるいは強制脅威という単一脅威事態と、禁止脅威かつ強制脅威という二重脅威事態との比

較検討が必要であると指摘している。

1.6.3. 研究課題

深田他（2016a, 2016b）の示唆に基づき、本研究は、脅威のタイプ次元（強制脅威と禁止脅威）と脅威の方向性次元（順態度的脅威と反態度的脅威）の二次元から脅威を取り上げることによって、深田他（2016a, 2016b）の心理的リアクタンス過程の分析をさらに精緻化する。この条件に一致する研究として、深田・植田（1993）が存在する。子どもに対する母親の言語的脅威によって喚起される心理的リアクタンスを解明しようとした深田・植田（1993）は、母親が子どものテレビ視聴を禁止し、勉強を強制する場面を設定した。そして、脅威のタイプ、脅威の方向性、性を独立変数とする $2 \times 2 \times 2$ の実験計画を使用し、従属変数として、リアクタンス（感情的反発）、言語的反発、行動的反発、強制された行動の魅力の変化、禁止された行動の魅力の変化、強制の不当性認知、禁止の不当性認知を測定した。本研究では、この研究データを利用して、心理的リアクタンス過程を分析する。

1.7. 予想される心理的リアクタンス過程

1.7.1. モデル構築に使用する変数

強制脅威の方向（ダミー変数）、禁止脅威の方向（ダミー変数）、リアクタンス（感情的反発）、言語的反発、行動的反発、強制された行動の魅力の変化、禁止された行動の魅力の変化の7変数を使用して、分析モデルを作成する。強制の不当性認知と禁止の不当性認知の2変数は、深田他（2016a）で指摘したように、心理的リアクタンスの強度を規定する要因であると同時に、心理的リアクタンスの影響を受ける効果測度でもあるので、その取扱いが難しく、分析には使用しない。そのほかの変数の基本的な取扱いは、深田他（2016a, 2016b）で記述した通りである。

1.7.2. 初期モデル

初期モデルは次のようなパス関係を仮定する。感情的反発（心理的リアクタンス）の増加は、強制された行動の魅力の減少と禁止された行動の魅力の増加を媒介にして、言語的反発と行動的反発を増加するであろう。また、感情的反発（心理的リアクタンス）の増加は、言語的反発と行動的反発を直接的に増加し、また、言語的反発の増加は行動的反発を増加させるであろう。なお、第1段階に置く強制脅威の方向（ダミー変数）と禁止脅威の方向（ダミー変数）の影響に関しては、他の全ての変数に対する影響を探索的に探る。

1.8. 本研究の目的

2種類の操作変数（強制脅威の方向、禁止脅威の方向）、心理的リアクタンス変数（感情的反発）、2種類の主観的感情の変化変数（強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化）、2種類の自由回復の試み変数（言語的反発、行動的反発）を使用して、心理的リアクタンス過程モデルを作成し、その妥当性を検討する。これにより、心理的リアクタンス過程を解明することが本研究の目的である。

2. 方法

方法の概要を以下に示すが、詳細な方法の記述は深田・植田（1993）に譲る。なお、深田・植田（1993）で使用した用語を、本研究では一部変更して使用している。元々本研究は、中学生を実験参加者として、母親が子どもにテレビ視聴を禁止し、勉強を強制する仮想場面を用いた質問紙実験として実施された。

2.1. 実験計画と実験参加者

強制脅威の方向（順態度的強制脅威、反態度的強制脅威）、禁止脅威の方向（順態度的禁止脅威、反態度的禁止脅威）、実験参加者の性（男子、女子）を独立変数とする $2 \times 2 \times 2$ の参加者間要因計画であった。従属変数としてリアクタンス（感情的反発）と自由回復の試み（言語的反発、行動的反発）と主観的感情の変化（強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化）、不当性認知（強制された行動、禁止された行動の不当性）を測定した。データ分析の対象とした実験参加者は、中学2年生で、1条件当たり54人の合計432人であった。

2.2. 実験手続

母親が子どものテレビ視聴を禁止し、勉強を強制する仮想場面を設定し、投影法的な質問紙実験を行った。強制脅威の方向は、勉強に対する子どもの肯定的初期態度（順態度的強制脅威条件）と否定的初期態度（反態度的強制脅威条件）によって操作し、禁止脅威の方向は、テレビ視聴に対する子どもの否定的初期態度（順態度的禁止脅威）と肯定的初期態度（反態度的禁止脅威）によって操作した。

2.3. 従属変数

感情的反発（心理的リアクタンス）と言語的反発（自由回復の試み）は、自由記述で回答を求め、回答を12カテゴリーに分類し、5段階得点化基準により得点化した。強い反発反応（5点：攻撃、拒否）、弱い反発反応（4点：不満、固執、合理化）、中間的・混合的反応（3点：不安、葛藤、代償、その他）、弱い受容反応（2点：服従）、強い受容反応（1点：罪責、容認）の5段階であった。

行動的反発は、5つの選択肢で測定した。①禁止脅威と強制脅威の両方への反発反応（テレビを見て、勉強しない）を3点、②禁止脅威と強制脅威の両方への受容反応（テレビを見ないで、勉強する）を1点、③そのほかの中間的・半反発反応である禁止脅威への反発反応と強制脅威への受容反応（テレビを見ながら、勉強する）、禁止脅威への一時的反発反応と強制脅威に対する延引反応（テレビを見て、その後勉強する）、禁止脅威への受容反応と強制脅威への反発反応（テレビは見ないが、勉強もしない）を2点とし、3段階で得点化した。

強制された行動の魅力変化に関しては、順態度的強制脅威条件では、（勉強を）したくなくなる（3点）、前と同じくらいしたい（2点）、ますますしたくなる（1点）の3段階で、反態度的強制脅威条件では、（勉強を）ますますしたくなくなる（3点）、前と同じくらいしたくない（2点）、したくな

る（1点）の3段階で得点化した。禁止された行動の魅力変化に関しては、順態度的強制脅威条件では、（テレビを）ますます見たくなくなる（1点）、前と同じくらい見たくない（2点）、見たくなる（3点）の3段階で、反態度的強制脅威条件では、（テレビを）見たくなくなる（1点）、前と同じくらい見たい（2点）、ますます見たくなる（3点）の3段階で得点化した。

上記の変数に関しては、全て反発方向の得点に高得点を与えるように得点化した。なお、ダミー変数である強制脅威の方向変数と禁止脅威の方向変数については、いずれも順態度的脅威条件を0点、反態度的脅威条件を1点と得点化した。

3. 結果

3.1. 変数間の相関関係

分析に使用した7変数間の相関関係を検討するために、ピアソンの積率相関係数 r を算出し、変数間の相関行列を表1に示した。

表1 変数間の相関行列表

	1	2	3	4	5
1 感情的反発	1.00	.23	.38	-.06	-.01
2 言語的反発		1.00	.30	.16	.01
3 行動的反発			1.00	.01	.13
4 強制行動の魅力変化				1.00	.02
5 禁止行動の魅力変化					1.00

注1) 表内の.13以上の相関係数は、全て1%水準で有意である。

3.2. 初期モデルの検証と修正

心理的リアクタンス過程の初期モデルに関して、共分散構造分析を用いて検証したところ、結果は、許容できる範囲の適合度（CFI=0.981、TLI=0.865、RMSEA=0.056、SRMR=0.024、AIC=6710.366）を示した。そこで、モデルを単純化するために、初期モデルから有意でないパスを削除し、修正モデルを作成し検証したところ、初期モデルとほぼ同様の高い適合度（CFI=0.972、TLI=0.919、RMSEA=0.045、SRMR=0.031、AIC=6704.354）が得られたので、修正モデルを採用することとした。

修正モデルを図1に示した。図1から次のような心理的リアクタンス過程の存在が示された。強制脅威の方向は、感情的反発、言語的反発、行動的反発に有意な正の影響を及ぼし、強制行動の魅力変化に対しては有意な負の影響を及ぼしていた。禁止脅威の方向は行動的反発に有意な正の影響を及ぼしていたが、感情的反発に対しては有意な負の影響を及ぼしていた。また、感情的反発は、強制された行動の魅力変化、言語的反発、行動的反発に有意な正の影響を及ぼし、禁止された行動の魅力変化は行動的反発に、言語的反発は行動的反発に有意な正の影響を及ぼしていた。

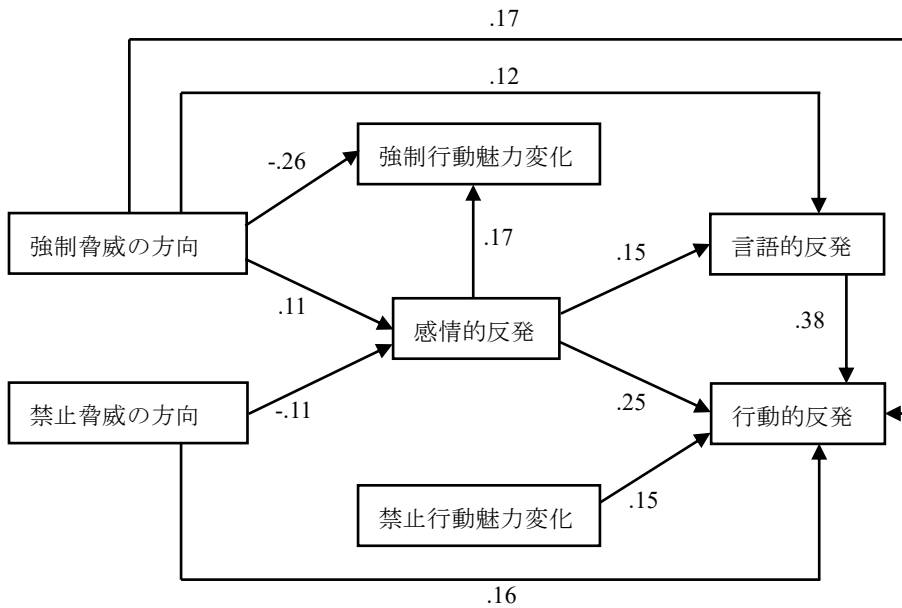


図1 修正モデルの分析結果

4. 考察

4.1. 解明された心理的リアクタンス過程

4.1.1. 心理的リアクタンスと自由回復の試みとの関係

修正モデルの分析結果から、以下のようなことが明らかとなった。心理的リアクタンスに相当する感情的反発が増加すると、間接的な自由回復の試みに相当する言語的反発と直接的な自由回復の試みに相当する行動的反発が増加することが解明された。本研究の結果は、深田他（2016a）の研究結果と一致しているが、感情的反発が言語的反発のみを増加し、行動的反発に影響しなかった深田他（2016b）の研究結果とは矛盾している。

また、間接的な自由回復の試みである言語的反発の増加は、直接的な自由回復の試みである行動的反発の増加をもたらすことが判明した。この結果は、深田他（2016a, 2016b）の研究結果と一致している。

以上のように、心理的リアクタンスと自由回復の試みとの影響関係に関して得られた本研究の結果は、心理的リアクタンス（感情的反発）が間接的な自由回復の試み（言語的反発）と直接的な自由回復の試み（行動的反発）の両方を増加させ、さらに、間接的な自由回復の試み（言語的反発）が直接的な自由回復の試み（行動的反発）を増加させるであろうという当初の予想を裏付ける結果であり、深田他（2016a, 2016b）の研究結果ともおおむね矛盾しないものであると解釈できる。

4.1.2. 主観的感情の変化の役割

主観的感情の変化である強制された行動の魅力変化と禁止された行動の魅力変化に関しては、心

理的リアクタンス（感情的反発）が、強制された行動の魅力の減少と禁止された行動の魅力の増加を生じさせ、こうした魅力の変化を媒介にして、間接的な自由回復の試み（言語的反発）と直接的な自由回復の試み（行動的反発）が増加するであろうと、当初予想していた。しかし、得られた結果は、当初の予想と全く異なるものであった。すなわち、心理的リアクタンス（感情的反発）は、強制された行動の魅力を増加させているが、禁止された行動の魅力には何ら影響していなかった。加えて、強制された行動の魅力の変化は間接的な自由回復の試み（言語的反発）と直接的な自由回復の試み（行動的反発）のどちらに対しても影響を与えていなかった。ところが、禁止された行動の魅力の増加は、直接的な自由回復の試み（行動的反発）のみを増加させていた。

本研究で得られた主観的感情に関する結果は、心理的リアクタンス（感情的反発）が、強制された行動の魅力の減少を媒介にして、直接的な自由回復の試み（行動的反発）を増加させるという深田他（2016a）の研究結果と矛盾する。さらに、心理的リアクタンス（感情的反発）が、禁止された行動の魅力の増加を媒介にして、間接的な自由回復の試み（言語的反発）と直接的な自由回復の試み（行動的反発）を増加するという深田他（2016b）の研究結果とも矛盾する。

以上のように、主観的感情の役割に関して得られた本研究の結果は、当初の予想と大きく食い違うものであり、先行研究の結果とも異なるものであった。先行研究の結果との矛盾の原因の一つは、第1段階に操作変数を導入したことにあるかも知れないが、納得できる解釈は見当たらない。

4.1.3. 操作変数の影響

操作変数である強制脅威の方向と禁止脅威の方向の2変数について、いずれも順態度的脅威条件を0点、反態度的脅威条件を1点とするダミー変数扱いとし、他の5変数に対する影響を探索的に検討した。強制脅威の方向変数の影響に関しては、順態度的強制脅威に比べて、反態度的強制脅威の方が、心理的リアクタンス（感情的反発）、間接的な自由回復の試み（言語的反発）、直接的な自由回復の試み（行動的反発）を増加させること、また、強制された行動の魅力を増加させることが分かった。心理的リアクタンス（感情的反発）、間接的な自由回復の試み（言語的反発）、直接的な自由回復の試み（行動的反発）への影響は予想通りであるが、強制された行動の魅力への影響は予想に反するものであり、その解釈は難しい。なお、強制脅威の方向は、禁止された行動の魅力変化には影響しないことも示された。

禁止脅威の方向変数の影響に関しては、さらに解釈困難な結果が得られた。すなわち、順態度的禁止脅威に比べて、反態度的禁止脅威の方が、心理的リアクタンス（感情的反発）を減少させ、直接的な自由回復の試み（行動的反発）を増加させるが、間接的な自由回復の試み（言語的反発）には影響しないことが分かった。直接的な自由回復の試み（行動的反発）への影響は予想通りであるが、心理的リアクタンス（感情的反発）への影響は予想と逆方向の結果である。この予想外の結果についての解釈は困難である。なお、禁止脅威の方向は、間接的な自由回復の試み（言語的反発）、強制された行動の魅力変化、禁止された行動の魅力変化に影響しないことが示された。

以上のように、操作変数の影響に関しては、①順態度的強制脅威よりも反態度的強制脅威の方が強制された行動の魅力を増加させる、②順態度的禁止脅威よりも反態度的禁止脅威の方が心理的リアクタンス（感情的反発）を減少させる、という予想とは逆の結果が得られた。このことは、深田

他（2009）が指摘しているように、リアクタンス喚起状況においてリアクタンス動機と追従動機という2つの相反する2つの動機が並行的に生じている可能性を示唆する。リアクタンス動機と追従動機を並行的に測定するためには、リアクタンス喚起状況で生じる動機を二次元的に測定する必要がある。本研究では心理的リアクタンス（感情的反発）を、「強い反発反応－弱い反発反応－中間的・混合的反応－弱い受容反応－強い受容反応」の5段階で一次的に捉えた。こうした測定法の改善を試みる事が重要である。すなわち、感情的反発（心理的リアクタンス）の程度を測定する次元と感情的受容（追従）の程度を測定する次元を明確に区別することによって、リアクタンス喚起状況で生じる動機を二次元的に測定する工夫が必要であろう。

4.2. 本研究結果の特徴と今後の課題

図1のパス図から明らかなように、本研究で得られた変数間の有意なパス係数は、11個である。しかし、このパス係数の大きさを検討すると、.30以上のパス係数はわずか1個のみであり、.20のパス係数も2個と少なく、.10以上のパス係数が8個とそのほとんどを占める。こうしたパス係数の値の大きさから、本研究で得られた心理的リアクタンス過程に関する知見の脆弱性は否めない。したがって、本研究の結果を採用する際には、その限界を認識する必要がある。

操作変数の影響の中に予想と逆の影響が見られたことから、リアクタンス喚起状況がリアクタンス動機だけでなく、追従動機も並行的に生じさせている可能性を検討するため、感情的反発反応（心理的リアクタンス）と感情的受容反応（追従）を別次元の反応として、二次元的に測定することが望ましい。これにより、操作変数が心理的リアクタンスに及ぼす影響がより正確に理解できるであろう。

引用文献

- Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- 深田 博己 (1977). コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要 第一部, **26**, 259-269.
- 深田 博己 (1983). 心理的反発に関する発達的研究 島根大学教育学部紀要 教育科学編, **17**, 31-39.
- 深田 博己 (1986a). 幼児の心理的反発に及ぼす順態度的脅威と反態度的脅威の効果 島根大学幼年期教育研究, **3**, 19-27.
- 深田 博己 (1990). 心理的反発を喚起する言語刺激のタイプ 広島大学教育学部紀要 第一部, **39**, 157-166.
- 深田 博己 (1994). 心理的リアクタンスにおける性差と年齢差 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **43**, 125-133.
- 深田 博己 (1995). 心理的リアクタンス理論 小川 一夫 (監修) 改訂新版 社会心理学用語辞典 北大路書房 pp.178-179.
- 深田 博己 (1996). 心理的リアクタンス理論(1) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **45**, 35-44.
- 深田 博己・樋口 匡貴・疋田 容子 (2009). リアクタンス喚起状況でのリアクタンス動機と追従動機役割 説得交渉学研究, **1**, 33-50.
- 深田 博己・木村 堅一 (1996). 教師の言語的脅威に対する小・中学生の反発—順態度的脅威と反態度的脅威— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **45**, 45-54.
- 深田 博己・木村 堅一・牧野 幸志 (1997). 小・中学生の反発に及ぼす教師の言語的脅威の正当性の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **46**, 27-32.
- 深田 博己・木村 堅一・牧野 幸志 (1998). 小・中学生の反発に及ぼす教師あるいは同級生の言語的脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **47**, 29-35.
- 深田 博己・坪田 雄二・周 玉慧 (1993). 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス(2) —日本と台湾の比較— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 37-43.
- 深田 博己・植田 智 (1991). 進路決定場面における教師に対する生徒の反発反応 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **40**, 95-102.
- 深田 博己・植田 智 (1993). 心理的リアクタンスに及ぼす強制脅威と禁止脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 29-35.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2016a). 心理的リアクタンス過程の検討(1): 母親に対する子どもの反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(1)**, 19-34.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2016b). 心理的リアクタンス過程の検討(2): 教師に対する生徒の

- 反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(1)**, 35-46.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2017). 心理的リアクタンス過程の検討(3): 強制脅威と禁止脅威に対する反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(2)**, 23-34.
- 深田 成子 (1986b). 子どもの心理的反発に及ぼす母親の言語的脅威の効果 鳥取女子短期大学研究紀要, **15**, 1-8.
- 今井 芳昭 (2013). せつとく 説得 藤永 保 (監修) 最新心理学事典 平凡社 pp.449-452.
- 今城 周造 (2001). 説得におけるリアクタンス効果の研究 自由侵害の社会心理学 北大路書房
- 今城 周造 (2002). 説得への反発: 心理的リアクタンス理論 深田 博己 (編著) 説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線— 北大路書房 pp. 329-371.
- 今城 周造 (2005). 説得への抵抗と心理的リアクタンス——自由の文脈・決定・選択肢モデル——心理学評論, **48**, 44-56.
- 今城 周造 (2009). 説得への抵抗 日本社会心理学会 (編) 社会心理学事典 丸善 pp.284-285.
- 小関 八重子 (1977). 説得への抵抗 水原泰介 (編) 個人の社会的行動 (講座社会心理学第 1 巻) 東京大学出版会 pp.229-271.
- Rosenberg, B. D., & Siegel, J. T. (2017). A 50-year review of psychological reactance theory: Do not read this article. *Motivation Science*, Advance online publication, 1-20.
- 坪田 雄二・深田 博己・周 玉慧 (1992). 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス——日本と台湾の比較—— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **41**, 49-56.
- 上野 徳美 (1989). 説得への抵抗と心理的リアクタンス 大坊 郁夫・安藤 清志・池田 謙一 (編) 社会心理学パースペクティブ 1——個人から他者へ 誠信書房 pp.250-271.
- 上野 徳美 (1993). 説得への抵抗に関する実験的研究 広島大学博士論文 広島大学大学院教育学研究科
- 上野 徳美 (2002). 心理的リアクタンス 古畑 和孝・岡 隆 (編) 社会心理学小辞典 [増補版] 有斐閣 p.130.
- Wicklund, R. A. (1974). *Freedom and reactance*. New York: John Wiley & Sons.
- 山香 玲子・深田 博己 (2005). 順態度的脅威が様々な態度位置の受容に及ぼす効果 広島大学心理学研究, **5**, 19-117.

第3章 心理的リアクタンス研究の 諸課題への取り組み

要約 心理的リアクタンス研究における5つの課題に取り組んだ。第1節では、今城(2005)の「自由の文脈・決定・選択肢モデル」に見る集団主義文化圏での心理的リアクタンス研究について考究した。そして、第2節では、対人コミュニケーションによる自由侵害の正当性が心理的リアクタンスに及ぼす効果を、第3節では、コミュニケーションの検閲が心理的リアクタンスに及ぼす効果を、第4節では、リアクタンス特性尺度の有効性を、第5節では、自己愛的リアクタンス理論の妥当性を実証的に検討した。

第1節 今城(2005)の「自由の文脈・決定・選択肢モデル」 にみる集団主義文化圏での心理的リアクタンス研究

1. 今城(2005)論文の全体的特徴

心理学評論第48巻第1号『特集：説得の心理学』に掲載された今城(2005)論文は、「説得への抵抗と心理的リアクタンス——自由の文脈・決定・選択肢モデル——」という題目である。今城論文の最大の特徴は、その副題が示すように、個人主義文化圏で誕生し発展してきた心理的リアクタンス理論を、集団主義文化圏のわが国で研究する際の枠組みとして「自由の文脈・決定・選択肢モデル (Context-Decision-Option (CDO) model of freedom)」を提案し、これにより心理的リアクタンス理論の再評価を確立し、心理的リアクタンス研究の活性化を促すところにある。

今城論文は、「リアクタンス研究の動向と問題点」と「リアクタンス研究の方向性と課題」という2つの柱から構成されており、さらに前者は「順態度的脅威の袋小路」と「リアクタンスと文化的要因」から成り、後者は「自由のCDOモデル」、「リアクタンス指標の再検討」、「有望な研究領域」から成る。「リアクタンス研究の動向と問題点」を論じるに先立ち、リアクタンス研究に対する今城氏の思い入れと苦心の跡が序文で語られている。そして、先行研究の追試実験を繰り返しても、説得への抵抗という形での明瞭なリアクタンスを発見できなかった今城氏の戸惑いと工夫がリアクタンス喚起の前提条件の重視へと結実していく軌跡を読み取ることができる。今城論文の基底には、リアクタンス喚起の前提条件重視が存在するが、今城(2001,2002)にも見られるように、これは今

城氏の一貫した基本的姿勢である。

本稿の「2. 反態度的脅威（反態度的説得）によるリアクタンス喚起」、「3. 集団主義文化でのリアクタンス研究の在り方」、「4. リアクタンス研究における“自由の CDO モデル”の果たす役割」、「5. リアクタンス研究の展開と応用」は、それぞれ今城論文の「順態度的脅威の袋小路」、「リアクタンスと文化的要因」、「自由の CDO モデル」、「有望な研究領域」に対応しており、また、「3.」と「4.」に今城論文の「リアクタンス指標の再検討」に関連するコメントが含まれている。

2. 反態度的脅威（反態度的説得）によるリアクタンス喚起

Wicklund（1974）の基本過程を踏襲した今城論文は、自由の期待（自由の信念強度）が大きいことと自由の重要性が高いことをリアクタンス喚起の前提条件であると考え、この2つの条件をリアクタンス研究に必須の条件とみなし、重視する姿勢をとっている。今城論文によれば、説得領域におけるリアクタンス研究が衰微してしまった原因は、研究が進むほど、限定された条件下でしかリアクタンスが説得への抵抗をもたらさないと示されたところにある。反態度的脅威の場合を除外することによって、脅かされる態度の重要性が高い場合を放棄し、また、大多数の受け手の意見が一致している話題を実験に用いることによって、脅かされる態度の自由期待が大きい条件を放棄する方向へと先行研究は進んだ、と今城論文は分析する。その結果、リアクタンス効果を検出する可能性の低い条件下で、換言すれば、リアクタンス喚起の前提条件が満たされにくい条件下で、リアクタンス効果を検出する努力が払われてきたことになり、当然明瞭なリアクタンス効果の検出に失敗することになる。今城氏が結論づけているように、順態度的脅威の効果を検出し続ける限り、態度変容領域でリアクタンス研究が再び隆盛になることがないのは確かであろう。

狭義の説得研究とは言えないが、承諾獲得方略あるいは命令・支持・禁止・強制といった言語的影響手段に属する研究として、筆者は、反態度的脅威と順態度的脅威が心理的リアクタンスに及ぼす効果を検討する一連の研究を行ってきた（深田 1983, 1994; 深田・木村, 1996; 深田・坪田・周, 1993; 深田・植田, 1993）。そこでは、反態度的脅威は、順態度的脅威に比べて、一貫してより大きいリアクタンスを喚起することが実証された。こうした研究結果は、態度の自由が反態度的脅威によって侵害される場合の方が、順態度的脅威によって侵害される場合に比べて、侵害される態度の自由はより重要であるという心理的リアクタンス理論の仮定（Brehm & Brehm, 1981; 深田, 1998a）と一致する。したがって、狭義の説得研究においても、順態度的脅威（順態度的説得）だけを取り上げるのではなく、むしろ積極的に反態度的脅威（反態度的説得）を取り上げることによって、本来の心理的リアクタンス理論の枠内での検証を徹底して行い、基礎研究の成果を蓄積していかねばならない。

その際、今城論文が主張するように、リアクタンス喚起の前提条件が満たされていなければリアクタンスは生じない。今城（2002）によると、順態度的脅威によってリアクタンスが顕在化するのは、受け手にとって話題の重要性が高いが、初期態度に関する受け手の確信度が低い場合であり、態度選択の重要度は重要であるが、初期態度に固執しない場合を指す。これに対して、反態度的脅

威によってリアクタンスが顕在化するの、受け手にとって話題の重要性が高く、初期態度に関する受け手の確信度が高い場合であり、禁止される立場を選択する自由が重要で、初期態度に固執する場合を指す。心理的リアクタンスによる説得への抵抗を理解するためには、そうした必要条件を満たす順態度的脅威あるいは反態度的脅威を扱う説得研究を実施しなければならない。

3. 集団主義文化でのリアクタンス研究の在り方

もともと心理的リアクタンス理論は、個人主義的文化・相互独立的文化をもつ欧米文化圏で誕生・発展してきた理論であるので、集団主義的文化・相互依存的文化をもつわが国では理論の妥当性や適用可能性が低下するという見解を今城論文は提出している。そして、「自由」、「脅威」、「リアクタンス」、「回復」の4段階のうち、「自由」と「回復」の段階で集団主義文化の問題が発生するという今城論文の見解は、文化差の問題を実際に検討可能な水準にまで具体化して提示した点で優れている。自由侵害に対する自然な反応としてのリアクタンスの場合でも、印象操作的反応としてのリアクタンスの場合でも、集団主義文化がリアクタンスを抑制する方向で作用することを指摘した今城論文の考察はよく整理されていて明快であり、わが国でリアクタンス研究を行う際に留意すべき重要な条件を示唆している。

わが国でリアクタンス研究を行う場合は、今城論文が指摘するように、自由が期待され重要視される場面を選び、また、直接的な自由回復行動だけでなく、婉曲的な自由温存行動を考慮することが求められる。しかし、ここでさらに考えなければならないことは、どのように行動レベルの顕在的な反応を測定するかということに加えて、内面レベルの潜在的な反応を多面的に測定することによって、リアクタンスの生起をきめ細かく測定することであろう。行動 A (テレビ視聴) が禁止され、行動 B (勉強) が強制される場面を想定してみよう。自由の直接的回復行動は、強制された行動 B をとらずに、禁止された行動 A をとることであるが、こうした直接的な自由回復行動が表出されにくいと予想される場合には、自由回復を意味する行動を多面的に測定することが望ましい。例えば、狭義の説得研究ではないが、行動 A を禁止し行動 B を強制する言語的脅威に対する自由回復行動を積極的拒否 (テレビを見て、勉強しない)、屈折的拒否 (テレビを見ないが、勉強もしない)、半固執・半受容 (テレビを見ながら、勉強する)、固執・延引 (テレビを見たあとで、勉強する) といった4カテゴリーの行動から測定した研究がみられる (深田他, 1993; 坪田・深田・周, 1992)。また、同様に言語的脅威に対する反発反応として、内面的な感情的反発反応と共に言語的反発反応と行動的反発反応を区別して測定した研究も存在する (深田, 1994; 深田・木村, 1996; 深田他, 1993; 深田・植田, 1991, 1993; 坪田他, 1992)。さらに、これらの研究では、組織的ではないものの、強制された行動の魅力あるいは魅力変化、禁止された行動の魅力あるいは魅力変化、自己の運命の支配感情の変化といったリアクタンス効果の一種である主観的感情反応に対する影響を測定している。このほかに、送り手に対する敵意、怒り、攻撃感情もリアクタンス喚起の有力な手がかりとなるであろう。説得研究では、送り手や説得メッセージに対する評価低減 (derogation) もリアクタンス喚起の手掛かりとして役立つはずである。そして、明瞭な態度変化が出現しない場合でも、強制され

た態度的立場（態度位置）に対する受容度や信念強度の減少、禁止された態度的立場（態度位置）に対する受容度や信念強度の増加といった微妙な変化がリアクタンス喚起を反映する可能性も考えられる（今城, 1995）。こうした多様な測度を使用することにより、集団主義文化圏に属するわが国においても、説得領域でのリアクタンス研究は実りある成果を獲得することができるであろう。

4. リアクタンス研究における「自由の CDO モデル」の果たす役割

今城論文で提出された「自由の CDO モデル」は、集団主義文化のわが国でリアクタンス研究を実施する際の基本的考え方を提供してくれる非常に斬新で独創的なモデルである。「自由の CDO モデル」によると、リアクタンス喚起の前提条件である自由の期待度と重要度は、文化的・社会的文脈（C）、個人のもつ決定権（D）、実行可能な行動選択肢（O）に依存するという。したがって、自由が重要となる私的場面のような社会的文脈であれば、また、個人に決定の裁量権がある個人的な活動内容についての決定であれば、さらに、脅かされる行動のほかにも実行可能な行動選択肢があれば、集団主義文化であっても、自由の侵害が心理的リアクタンスを喚起する可能性が高い、と「自由の CDO モデル」は予測する。個人主義文化の欧米では、多くの文脈で決定の自由が期待され重視されているため、文化的・社会的文脈や個人の決定権を考慮する必要はなく、行動選択肢にのみ注目すればリアクタンス研究が実行できるとする今城氏の見解は、わが国におけるリアクタンス研究の難しさを明快に説明すると同時に、わが国で優れたリアクタンス研究を効率的に実行するに当たっての具体的条件を明示している点が評価に値する。

説得におけるリアクタンス効果の典型例は、説得方向とは逆方向の態度変化が生じる現象、すなわちブーメラン効果の発生である。しかし、今城論文は、リアクタンス効果の指標としてブーメラン効果にこだわるのではなく、「主観的反応」、「非好意的思考」、「禁止された立場への許容度の増大」といった指標の重視を提案している。そして、態度変化自体を測定するだけにとどまらず、自己の態度的立場の確信度（信念強度）の変化や、自己の態度的立場以外の態度連続体上のさまざまな態度的立場（態度位置）の許容度の変化を測定することが、リアクタンス効果を捉えることになる、と「自由の CDO モデル」に即して巧みに論述している。「自由の CDO モデル」に基づくこうした今城論文の見解は、説得におけるリアクタンス効果を、顕在的説得効果として捉える従来型の発想から、潜在的説得効果として捉える新たな発想への切り換えを主張する、具体性を帯びた提案であり、今後のリアクタンス研究を刺激すると期待される。

5. リアクタンス研究の展開と応用

リアクタンス理論に関する基礎研究の蓄積が不足しているので、自由期待（自由の信念強度）の規定因や自由の重要性の規定因の解明など、説得領域だけでなく説得関連領域全般での基礎研究の充実が待たれる。これに関しては、当該の自由の正当性・合法性に対する認知が自由期待（自由の信念強度）に影響するという示唆（Brehm, 1966; 深田, 1996）に基づき、自由の正当性認知・合法性

認知と自由期待（自由の信念強度）の関係を検討した研究が存在する（深田, 2003; 深田・戸塚・児玉, 2003）。また、先に紹介した順態度的脅威と反態度的脅威の影響に関する筆者の一連の研究は、自由の重要性の規定因に関係する研究としての性質を有する。

自由侵害の脅威が強すぎる場合には、リアクタンスよりもむしろ承諾が生じる、と今城論文では判断している。自由侵害の脅威の増大は、リアクタンス動機とともに追従動機も増大する（Brehm & Brehm, 1981; 深田, 1997）。リアクタンス研究において、リアクタンス動機に関連する測度を用意するだけでなく、追従動機に関連する測度も用意することによって、説得の抑制効果と促進効果の両面を測定するならば、顕在的には説得の促進効果が検出される場合でも、潜在的にリアクタンスが喚起されている場合があることを証明することができるであろう。

企業や官庁の情報開示に対する社会的要請が一段と強く求められる時代になったが、いまだ十分な情報開示がなされているとは思われない。組織あるいは集団の内部で情報の検閲が実施されることにより、不十分な情報開示に終わってしまうことになる。情報の検閲問題に対して、心理的リアクタンス理論の立場からの検討が可能であり、また必要であろう（深田, 1977; Worchel & Arnold, 1973; Worchel, Arnold, & Baker, 1975）。

今城論文が注目する助言の研究のほかにも、多様なコミュニケーション現象の解明に心理的リアクタンス理論は応用可能であろう。「自由の CDO モデル」を参照しつつ、広範な領域で心理的リアクタンス研究が展開されることを期待したい。

第2節 対人コミュニケーションによる自由侵害の正当性が 心理的リアクタンスに及ぼす効果

正当性は、保有する自由の正当性として捉えるか、あるいは自由侵害の正当性として捉えるか、によって真逆の意味をもつ。侵害される自由の正当性が高いということは、自由侵害の正当性が低いことを意味し、逆に、侵害される自由の正当性が低いということは、自由侵害の正当性が高いことを意味する。合法性に関しても同様である。本節では、自由侵害の正当性に焦点化する。

1. 心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性と合法性の効果

1.1. リアクタンス強度の規定因としての自由侵害の正当性と合法性

喚起される心理的リアクタンスの強度を規定する要因として、著書の前半で Brehm (1966) は、①削除されたり、脅かされたりする自由な行動の重要性、②削除されたり、脅かされたりする自由な行動の割合、③自由な行動の削除の脅威のみが存在する場合の、その脅威の程度、の3要因を仮定した。そして、これらの要因以外にも④自由侵害の正当性、⑤自由侵害の合法性があると考えていた。しかし、同じ著書の後半で、Brehm (1966) は、後者の④⑤の2要因の影響過程が複雑であるという理由から、具体的な検討要因として取り上げることを避けた。その結果、リアクタンス強度の規定因に関する Brehm (1966) の最終見解として、①個人にとっての自由の絶対的重要性、②削除時点での、他の自由と比較した当該自由の相対的重要性、③削除された自由の割合、④自由の暗黙の削除、⑤自由の削除の脅威があるとき、追従させようとする圧力の程度、の5要因が挙げられている。

これに対して、「自由」と「脅威」が心理的リアクタンス理論を特徴づける2つの主要な要素であると考えた Brehm & Brehm (1981) は、リアクタンス強度の規定因を自由の性質に関わる要因と脅威の性質に関わる要因とに区別している。しかし、Brehm & Brehm (1981) は、前者の要因として、①自由の重要性、②脅かされた自由の数と割合、③自由の相対的重要性、の3要因を指摘しているものの、後者の要因については明確な形で示していない。

リアクタンス強度の規定因に関する Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) の見解を整理した深田 (1997) は、自由の性質に関わる要因として、①侵害される自由の重要性 (絶対的重要性)、②侵害される自由の相対的重要性、③侵害される自由の数 (絶対数)、④侵害される自由の割合、の4要因を挙げており、また、脅威の性質に関わる要因として、①自由侵害の程度、②自由侵害の程度と侵害される自由の重要性との交互作用、③単一の自由に対する複数の侵害、④複数の自由に対する複数の侵害、⑤自由に対する暗黙の侵害、の5要因を挙げている。そして、自由侵害の正当性と合法性の要因は、本来脅威の性質に関わるリアクタンス強度の規定因であるが、Brehm (1966) の指摘以上の複雑な影響過程が予想される要因であると解釈し、これら2要因をリアクタンス強度の規

定因のリストから敢えて外したうえで、自由侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度だけでなく自由の信念強度に及ぼす影響も含め、別枠で取り上げ詳しく論じている。

1.2. 自由侵害の正当性と合法性の影響

自由侵害の正当性あるいは合法性が高ければ、たとえ自由が侵害されても心理的リアクタンスは喚起されないであろうか。換言すれば、心理的リアクタンスが喚起されるためには、自由侵害は不当な侵害あるいは非合法的な侵害であることが必要であろうか。この点に関して、Brehm (1966) は、いかにうまく正当化される侵害であっても、いかに合法的な侵害であっても、自由の侵害は心理的リアクタンスを生じさせると断言している。したがって、自由侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響は、程度の問題として考えていくことになる。

自由侵害の正当性と合法性は脅威の範囲を限定するかどうかに関係し、それによって喚起されるリアクタンスの強度が影響される、と Brehm (1966) は述べている。Brehm (1966) に基づき、深田 (1996) は、自由侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響を“侵害の正当性あるいは合法性が増加すると共に、暗々に侵害される自由の数が減少し、その結果、喚起されるリアクタンスの強度が減少するが、侵害の不当性あるいは非合法性が増加すると共に、暗々に侵害される自由の数が増加し、その結果、喚起されるリアクタンスの強度が増大すると考えられる。”(p. 42) と述べている。

上記の Brehm (1966) の仮定以外に、深田 (1996) は、自由侵害の正当性と合法性が「自由の信念強度」に影響するという、独立したメカニズムが働くのではないかと仮定している。すなわち、自由侵害の正当性あるいは合法性の増加は、個人が当初保持していた自由の信念（自分にはある特定の自由があるという信念）強度を低下させてしまう可能性が高く、その結果、喚起されるリアクタンスの強度が弱くなると考えられる。逆に、自由侵害の不当性あるいは非合法性の増加は、個人の信念をより強固にする可能性が高い。こうした自由の信念強度の問題は、Brehm & Brehm (1981) がリアクタンス喚起の前提条件とみなしている自由の4つの性質と密接に関連する。彼らは、自由が存在するための必要十分条件の1つとして、自由が保持される強度を挙げているが、まさに自由が保持される強度こそが自由の信念強度を意味する。今城 (2001, 2002) は、「自由の期待」と「自由の重要性」をリアクタンス喚起の前提条件と呼び、自由の侵害によって心理的リアクタンスが生じるか否かは、その前提条件が満たされているかどうかによって依存する、と強調している。今城 (2001, 2002) の「自由の期待」は「自由の信念強度」と同義である。また、心理的反発生起過程モデルを提案した深田 (1977) は、心理的リアクタンス生起の前提条件として「自由の認識」を挙げている。この自由の認識という概念は、自由の信念強度（自由の期待）と自由の重要性の合成概念と解釈できる。

自由侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響過程には、暗黙に侵害される自由の数の増減と自由の信念強度の増減という2つの過程が存在すると考えられるが、リアクタンス喚起の前提条件に直接関係しているという意味では、後者の自由の信念強度の方がより重要な役割を果たしていると思われる。しかしながら、自由侵害の正当性と合法性が自由の信念強度を媒介にして

リアクタンス強度に影響を及ぼすかどうかという問題に関しては、実証的に検討した先行研究が全く存在しないばかりか、それら 2 要因がリアクタンス強度に及ぼす影響の問題に関しても、検討を試みた研究は皆無である。ただし、侵害された自由の正当性の要因のみを取り上げて、その影響過程には踏み込まずに、不当条件より正当条件の方が強いリアクタンスを喚起すると報告した研究は 1 例（深田・木村・牧野, 1997）みられる。

なお、Brehm（1966）が自由侵害の正当性と合法性をリアクタンス強度の規定因として指摘しておきながら、それ以上の検討を加えなかった理由は、これらの要因がリアクタンスによって誘発される自由回復行動にも影響するという複雑さにあった。すなわち、自由侵害の正当性あるいは合法性が低い場合は、侵害された自由の直接的回復が試みられる可能性が高まるが、自由侵害の正当性あるいは合法性が高い場合は、侵害された自由の直接的回復は抑制され、間接的回復が試みられる可能性が高まるという。こうした理由もあって、Brehm（1966）と Brehm & Brehm（1981）は、自由侵害の正当性要因と合法性要因を具体的に検討していない。

1.3. 心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性と合法性の効果の検証：深田（2003）

1.3.1. 目的と仮説

上述の問題意識から、検証すべき 2 つの仮説を設定した深田（2003）は、次の研究目的を達成するために場面想定法を利用した質問紙実験を行った。なお、自由侵害の正当性と合法性の間に正の相関関係が予想されるが、敢えて独立的な操作を試みた。

目的 自由侵害の正当性と合法性が、自由の信念強度を媒介にして、心理的リアクタンスの強度に影響するかどうかを検討する。

仮説 1 自由侵害の正当性あるいは合法性が減少するほど侵害された自由の信念強度は増加し、その自由の信念強度の増加は喚起されるリアクタンスの強度を強めるであろう。

仮説 2 自由侵害の正当性あるいは合法性の減少は、侵害された自由の直接的回復行動を増加するであろう。

1.3.2. 方法

(1) 実験計画

独立変数は自由侵害の正当性（高、低）、自由侵害の合法性（高、低）、実験参加者の性（男性、女性）の 3 要因であり、実験参加者間 3 要因計画であった。実験参加者は大学生 296 名で、 $2 \times 2 \times 2$ の 8 条件に 37 名ずつ無作為に配置された。自由侵害場面として、喫煙禁止場面と子犬飼育禁止場面の 2 場面を設定し、各実験参加者に両場面を提示した。場面設定、実験操作、従属変数の測定などの全てを小冊子によって行った。従属変数は、事後測定法によって測定した。実験は、喫煙禁止場面での実験操作と従属変数の測定、子犬飼育禁止場面での実験操作と従属変数の測定、両場面における実験操作確認項目の測定、の順序で進行した。

(2) 独立変数の操作

喫煙禁止場面*は、列車に乗っていて、禁煙車両内で（自由侵害の合法性高条件）あるいは喫煙できる車両内で（自由侵害の合法性低条件）たばこを吸おうとしたら、風邪をひいて咳き込んでいる

人から（自由侵害の正当性高条件）あるいはそうでない人から（自由侵害の正当性低条件）、「たばこを吸うのはやめてください」と言われる場面であった。子犬飼育禁止場面は、ペット飼育禁止のアパートで（自由侵害の合法性高条件）あるいはペット飼育可のアパートで（自由侵害の合法性低条件）、一日中よく吠える子犬（自由侵害の正当性高条件）あるいはおとなしい子犬（自由侵害の正当性低条件）を飼っていたら、隣の人から「犬を飼うのはやめてください」と言われる場面であった。

*筆者注）実験実施当時は、列車内での喫煙は自由であり、一部の車両のみ（通常は1両だけ）が禁煙車両であった。

(3) 従属変数の測定

両場面で、①心理的リアクタンス（反発を感じる程度）、②侵害者に対する抗議行動意思（抗議したい程度）、③侵害された自由の信念強度（自由であると思う程度）、④侵害された自由の直接的回復行動（禁止行動をとる程度）、⑤侵害された自由の重要性（重要な程度）を7段階で測定した。また、両場面で、実験操作の成否を確認するため、⑥自由侵害の合法性（合法である程度）、⑦自由侵害の正当性（正当である程度）を7段階で測定した。

1.3.3. 得られた知見

(1) 自由侵害の合法性と正当性の操作

自由侵害の正当性と合法性が独立に操作可能であるという立場から、これらの要因を独立変数として設定し、侵害された自由の信念強度や心理的リアクタンス強度に及ぼす効果を検討しようと試みた。しかし、実験操作の有効性を検討した結果、自由侵害の合法性要因と正当性要因が交絡していることが判明し、予定していた3要因分散分析の実施が不可能になった。そこで、両要因の交絡の形態から、合法性要因と正当性要因が共に高水準の場合および共に低水準の場合を抽出可能と判断し、両要因を合成して、新たに合法正当要因を設定した。自由侵害の合法正当要因と実験参加者の性要因の2要因分散分析の結果、以下のようなことが明らかとなった。

自由侵害の合法正当水準の増加は、侵害された自由の信念強度、侵害された自由の重要性（2分の1場面でのみ）、心理的リアクタンス、自由侵害者に対する抗議行動意思、侵害された自由の直接的回復行動を減少させることが実証された。このように、自由侵害の合法性と正当性は、分離できなかったけれども、心理的リアクタンスの生起に対して大きな規定力を有することが証明された。そして、自由侵害の合法性と正当性は、自由の信念強度を変化させることによって、心理的リアクタンスの強度を左右する可能性が示唆される。

なお、自由侵害場面として、喫煙禁止場面と子犬飼育禁止場面の2場面を用意したが、場面による違いが認められる。1つは侵害された自由の重要性に及ぼす合法正当要因の効果の違いであり、合法正当要因の主効果が子犬飼育禁止場面ではみられたが、喫煙禁止場面ではみられなかった。もう1つは性要因の効果の違いであり、喫煙禁止場面では、自由侵害の合法性認知、侵害された自由の重要性、自由侵害者に対する抗議行動意思、侵害された自由の直接的回復行動、の4つの従属変数に関して性要因の主効果が生じていたが、子犬飼育禁止場面では、性要因の主効果は全く生じていなかった。喫煙場面は性差が関連する場面であると解釈された。そして、その性差の内容は、男

性の方が女性よりも、喫煙に対する自由侵害をより合法性が低いと認知し、侵害された自由の重要性が高く、自由侵害者に対する抗議行動意思が大きく、侵害された自由の直接的回復行動がより大きい、というものであった。

(2) 仮説の検証

自由侵害の合法性と正当性の操作が成功しなかったため、実験参加者の個人内反応に注目し、自由侵害の合法性認知と正当性認知を含む個人内反応間の相関関係に基づき、仮説の検証を試みた。仮説を検証するために、自由侵害の合法性認知と正当性認知を第1ステップ、侵害された自由の信念強度を第2ステップ、心理的リアクタンスを第3ステップ、侵害された自由の直接的回復行動を第4ステップとするパス解析を場面別に行った。有意なパス係数（β係数）が得られたパスを図1（喫煙禁止場面）と図2（子犬飼育禁止場面）に示した。パス解析の結果は、仮説を全面的に支持した。ただし、パス係数の値は必ずしも十分ではなく、むしろかなり小さい値が多く見られたし、目的変数の説明率（ R^2 ）も小さいと言わざるを得ない。

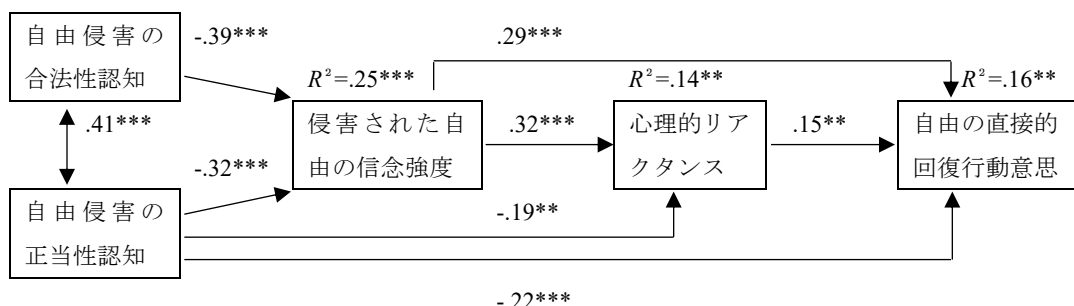


図1 喫煙禁止場面におけるパス解析の結果

注1) *** $p < .001$, ** $p < .01$

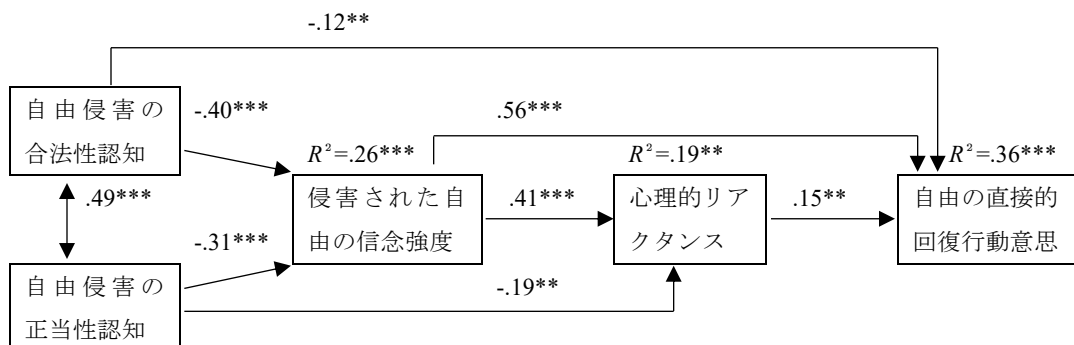


図2 子犬飼育禁止場面におけるパス解析の結果

注1) *** $p < .001$, ** $p < .01$

喫煙禁止場面と子犬飼育禁止場面の両場面において、自由侵害の合法性認知と正当性認知から自由の信念強度への有意な負のパスが見られ、また、侵害された自由の信念強度から心理的リアクタンスへの有意な正のパスが存在した。これは、自由侵害の合法性および正当性の減少が侵害された自由の信念強度を増加し、その侵害された自由の信念強度が心理的リアクタンスの強度を増加させるというもので、仮説1を強く支持する結果である。仮説1で提案したように、自由侵害の合法性あるいは正当性は、侵害された自由の信念強度を媒介にして、心理的リアクタンスの喚起に影響することが証明された。

さらに、喫煙禁止場面では、自由侵害の正当性認知から侵害された自由の直接的回復行動への有意な負のパスが見られ、子犬飼育禁止場面では、自由侵害の合法性認知から侵害された自由の直接的回復行動への有意な負のパスが見られた。2つの場面の一方でしか検証できなかったけれども、この結果は、自由侵害の合法性および正当性の減少が侵害された自由の直接的回復行動を増加させることを意味し、仮説2を支持するものである。

このほかに、①心理的リアクタンスの強度の増加は侵害された自由の直接的回復行動を促進すること、②侵害された自由の信念強度の増加は、心理的リアクタンスの強度の増加を媒介にすることなく、侵害された自由の直接的回復行動を促進すること、③自由侵害の正当性の減少は、侵害された自由の信念強度の増加を媒介しないで、直接的に心理的リアクタンスの強度を増加すること、が両場面で示された。

なお、侵害された自由の重要性認知を第2ステップに追加してパス解析を行ったところ、自由侵害の合法性および正当性と心理的リアクタンスとの間の媒介変数としては、侵害された自由の重要性は侵害された自由の信念強度ほど決定的な役割を果たしていないことが示唆された。

2. 自由侵害の正当性に関するその他の研究

心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性の効果に関しては、上記の深田（2003）のほかに深田他（2003）と深田他（1997）でも取り上げた。深田他（2003）では、第1研究で心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害（脅威）の正当性と脅威の強度の効果を、第2研究で心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害（脅威）の正当性と脅威の方向の効果を検討した。また、深田他（1997）では、児童・生徒の心理的リアクタンスに及ぼす教師の言語的脅威の正当性の効果を検討した。

2.1. 心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害（脅威）の正当性と脅威の性質の効果の検証：深田他（2003）

2.1.1. 研究の目的と方法の概要

深田他（2003）の研究は、小冊子を利用した場面想定法による質問紙実験であり、2つの研究から成り立つ。自由への脅威の性質として、深田他（2003）は、脅威の強度と脅威の方向という2つの側面に関心をもった。そして、一般的な社会的場面で未知の自由侵害者からの自由侵害が被侵害

者の心理的リアクタンスの喚起に及ぼす影響過程を解明しようと意図した。第1研究では、自由侵害の正当性（正当、不当）と脅威の強度（強脅威、弱脅威）がリアクタンスに及ぼす効果を、第2研究では、自由侵害の正当性（正当、不当）と脅威の方向（順態度的脅威、反態度的脅威）がリアクタンスに及ぼす効果を検討した。従属変数は、事後測定法によって測定した。

当初の仮説は、自由侵害の正当性が心理的リアクタンス（感情的反発）と負に関係し、脅威強度が心理的リアクタンス（感情的反発）と正に関係し、さらに心理的リアクタンス（感情的反発）が侵害された自由の準直接的回復行動（言語的反発）および侵害された自由の直接的回復行動（行動的反発）と正に関係するであろう、というものであった。

2つの研究で共通の2場面が使用された。電車内での喫煙禁止場面と自転車の路上への駐輪禁止場面であり、知らない人から、喫煙しないように、あるいは駐輪しないように言語的圧力をかけられる場面であった。喫煙禁止場面の正当条件は「満員電車で隣に風邪で咳き込んでいる人が座っている状況」、不当条件は「空いている電車で風邪もひいていない健康な人が座っている状況」であり、駐輪禁止場面の正当条件は「人通りの多い狭い道で駐輪場が近くにある状況」、「人通りの少ない広い道で駐輪場が遠くにある状況」であった。また、喫煙場面の強脅威条件は「タバコを吸わないでください、迷惑です」、弱脅威条件は「できたらタバコを吸わないで欲しいのですが」、駐輪禁止場面の強脅威条件は「ここに自転車を置かないでください、じゃまです」、弱脅威条件は「できたらここに自転車を置かないで、駐輪場において欲しいのですが」と描写した。実験手続きは深田（2003）とほぼ同様であった。

2.1.2. 得られた知見

研究1では実験操作が失敗に終わり、研究2では喫煙禁止場面のみで実験操作は成功したが、操作した2要因の効果を検出できなかった。そこで、実験参加者の個人内反応を利用したパス解析を行ったところ、以下のような知見が得られた。

パス解析から以下のことが明らかとなった。①脅威の正当性認知は、心理的リアクタンス（感情的反発）、自由の準直接的回復行動（言語的反発）、自由の直接的回復行動（行動的反発）に対して負の直接的影響あるいは負の間接的影響を与える。②脅威の強度認知は、心理的リアクタンス（感情的反発）に対して影響を与えていないが、自由の直接的回復行動に対して負の影響を与える。③心理的リアクタンス（感情的反発）は、自由の準直接的回復行動（言語的反発）、自由の直接的回復行動（行動的反発）に対して正の影響を与える。

①と③の結果は、事前の予想と一致するものであったが、②の結果は、事前の予想とは異なるものであった。当初は、脅威の強度が大きいと認知されるほど、自由の直接的回復行動は促進されると予想されていたが、脅威者（自由侵害者）からの圧力が大きくなると、脅かされた自由（侵害された自由）の直接的回復行動をとることがためらわれるのかもしれない。この点に関しては、侵害された自由の直接的回復行動の増減を決定する脅威の強度のターニング・ポイントがどこにあるのか、今後の詳細な検討が必要であろう。

2.2. 児童・生徒の心理的リアクタンスに及ぼす教師の自由侵害の正当性の効果の検証：深田他（1997）

2.2.1. 研究の目的と方法の概要

深田他（1997）の研究は、小冊子を利用した投影法的な場面想定法による質問紙実験であり、教室での黒板の落書きを禁止し、その落書きを消すように強制する教師の言語的脅威が児童・生徒の心理的リアクタンスに及ぼす効果を検討した。実験計画は、脅威の正当性（正当、不当）、児童・生徒の学年（小4、小6、中2）と性（男子、女子）の実験参加者間3要因計画であった。実験参加者は小・中学生180名であり、各条件に15名が無作為配置された。従属変数は事後測定法によって測定した。実験は、場面設定、実験操作、従属変数の測定、の順序で進行した。

脅威の正当性に関する仮説は、不当脅威条件の方が正当脅威条件よりも強い反発反応を生じさせるであろう、というものであった。正当脅威条件は、児童・生徒自身が書いた落書きを教師から咎められる状況、不当脅威条件は、他者の書いた落書きを教師から咎められる状況によって操作した。

2.2.2. 得られた知見

3種類の反発測度に関して、脅威の正当性の効果に関する仮説を支持する結果が得られた。すなわち、言語的脅威の正当性要因の主効果が有意であり、教師の言語的脅威が不当な場合は、正当な場合に比べて、児童・生徒の感情的反発（心理的リアクタンス）、言語的反発（準直接的な自由回復行動／間接的な自由回復行動）、行動的反発（直接的な自由回復行動）が全て有意に増加することが実証された。

また、追加分析の結果、脅威の正当性要因と反発次元要因（感情、言語、行動の3水準）との交互作用が有意であった。教師の言語的脅威が正当な場合は、児童・生徒の反発反応は全体的に弱いですが、それでも感情的反発の方が言語的反発や行動的反発よりも相対的に強かった。ところが、教師の言語的脅威が不当である場合は、児童・生徒の反発反応は全体的にかなり強いですが、中でも感情的反発が最も強く、言語的反発がその次に強く、行動的反発が相対的に最も弱いことが判明した。このことは、内面レベルでの心理的リアクタンス（感情的反発）が強く喚起されても、それが言語的な表出レベルにおける自由回復行動（言語的反発）として表出される場合には弱まり、また、行動的なレベルにおける自由回復行動（行動的反発）として表出される場合にはさらに弱まる、と解釈される。

第3節 コミュニケーションの検閲が心理的リアクタンス に及ぼす効果

1. 検閲効果に対して検閲者の勢力と自由回復の程度の果たす役割

1.1. 心理的リアクタンス理論からの検閲現象の捉え方

1.1.1. コミュニケーションと検閲

コミュニケーションには、主として意味伝達過程、相互作用過程、影響過程という3つの側面が存在する(深田, 1998b)。説得的コミュニケーションに分類されるコミュニケーションは、それらの側面のうち影響過程に焦点を当てるタイプのコミュニケーションである。一般的に説得的コミュニケーションとは、一定の態度的立場(態度位置)に立つ送り手が自己の立場の方向へと受け手の態度を唱導するコミュニケーションである。すなわち、送り手が自らの意図する方向へ受け手の態度変化を引き起こそうと働きかけるコミュニケーションである。

しかし、送り手が受け手に対して説得的コミュニケーションを提示することは、常に自由に行われるとは限らない。全体主義国家あるいは専制主義国家の場合には、国家体制あるいは独裁体制を揺るがしかねない情報やコミュニケーションに国民が接触することは、為政者側にとっては許しがたい行為であり、徹底した情報統制が行われる。また、民主主義国家であっても、カルト(狂信的な反社会的宗教集団)は、教団運営を妨害するような外部情報に信者が接触することを禁じ、ここでもまた徹底した情報統制がなされる(西田, 1995)。このように、コミュニケーションや情報をチェックし、強制力を行使して不都合なコミュニケーションや情報への接触を抑制する行為のことを検閲(censorship)という。

『マスコミュニケーション事典』によると、検閲とは、表現・伝達するコミュニケーション内容を、特定の判断基準に基づいてチェックし、何らかの強制力を持って抑制することである(香川, 1971)。検閲行為には、検閲者の態度的立場(X)をとることを強制し、逆に、検閲されるコミュニケーションあるいはその送り手の態度的立場(Y)をとることを禁止する、といった検閲者の側の意図が存在する。したがって、個人が検閲者のそうした影響意図(検閲意図)を認知すれば、その個人は、ある特定の話題に関して特定の態度的立場(X)をとらない自由と特定の態度的立場(Y)をとる自由が侵害されることになる。

コミュニケーションの検閲事態における当事者としては、コミュニケーションの送り手、コミュニケーションの受け手、コミュニケーションの検閲者、の三者が存在する。そして、典型的な検閲事態では、コミュニケーションの唱導方向(コミュニケーションあるいは送り手の態度的立場)と検閲の圧力方向(検閲者の態度的立場)とは相反する方向にある。

1.1.2. 心理的リアクタンス理論と検閲

心理的リアクタンス理論(Brehm, 1966; Brehm & Brehm, 1981)によると、コミュニケーションの

検閲は、潜在的受け手*（以下、受け手と略称）がコミュニケーションに接触する自由を侵害する脅威となる。このことは受け手がコミュニケーションの潜在的送り手*（以下、送り手と略称）と同じ態度的立場をとることを禁止し、検閲者と同じ態度的立場をとるように強制することを意味する。すなわち、検閲は、送り手と同一の態度的立場をとる自由を脅かし、検閲者と同一の態度的立場をとらない自由を脅かすのである。検閲によるこうした受け手の態度の自由に対する侵害は、心理的リアクタンスを生じさせ、受け手の態度をコミュニケーションの唱導方向（送り手の態度的立場）へと変化させる。すなわち、検閲の圧力方向と逆方向（検閲されたコミュニケーションの唱導方向）へと変化させると予想される。すなわち、検閲者の立場と逆方向（検閲されたコミュニケーションの唱導方向）へと態度を変化させることによって、受け手は態度の自由回復しようと試みる、と心理的リアクタンス理論は予測する。本研究は、心理的リアクタンス理論の枠組みから、コミュニケーションの検閲が態度変化に及ぼす影響を検討する。

*筆者注）検閲事態では、検閲者の意図通りに検閲が成功すれば、送り手はコミュニケーションを受け手に提示することができないため、厳密には送り手と受け手に該当しない。検閲がなければ、コミュニケーションの授受を行うはずの二者であることから、正確には潜在的送り手、潜在的受け手という。

1.2. リアクタンス理論の枠組みからの検閲効果に関する先行研究

心理的リアクタンス理論の枠組みから、Wicklund & Brehm（1967）は、投票年齢引き下げのコミュニケーションを検閲の対象とし、送り手を州選挙管理委員会の Feiffer 氏、受け手を中学生、検閲者を郡教育委員会の Hopkins 氏と設定した。期待していた講演が中止されたとき、講演の中止理由が教育委員会の決定によるキャンセルの場合の方が、講師（送り手）の急病による中止の場合よりも、実験参加者は講師の態度的立場の方向へより大きい態度変化を生じさせた。すなわち、検閲は、受け手の態度を検閲者の態度的立場とは逆方向へ変化させており、心理的リアクタンス理論からの予測が支持された。

続いて、Ashmore, Ramchandra, & Jones（1971）の研究では、大学への警察の介入に反対するコミュニケーションを検閲の対象とし、送り手を実験者、受け手を大学生の実験参加者、検閲者を学長と設定した。そして、受け手の初期態度と検閲されたスピーチの態度的立場が一致する条件と不一致の条件を用意し、実験者（送り手）が実験参加者（受け手）に話そうとしていたスピーチが学長によって禁止されたと告げた。その結果、統制条件に比べて、受け手の初期態度と同一方向のスピーチが検閲された条件では、受け手の初期態度がより強化（極化）され、受け手の初期態度と逆方向のスピーチが検閲された条件では、受け手の初期態度が逆方向へと変化した。両条件とも、検閲は、受け手の態度を検閲者の態度的立場とは逆方向へ変化させており、心理的リアクタンス理論からの予測が支持された。

さらに、検閲者が魅力的な場合でも心理的リアクタンスが生起するかどうかという疑問を抱いた Worchel & Arnold（1973）は、大学への警察介入反対のコミュニケーションを検閲対象とし、送り手を実験者、受け手を大学生の実験参加者、検閲者を魅力の異なる2団体、と設定した。そして、検閲者の魅力と検閲された録音テープの聴取期待（自由回復）を操作した。その結果、録音テープを

聞きたいという欲求は、検閲された録音テープの聴取期待（自由回復有り）条件よりも聴取非期待（自由回復無し）条件の方が大きかったが、検閲者の魅力による差異はみられなかった。ところが、検閲された録音テープの聴取期待条件では、低魅力検閲者による検閲の場合にのみ、検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化が受け手に生じ、高魅力検閲者による検閲の場合には、有意ではないがわずかに検閲者の態度的立場の方向への態度変化が受け手に生じた、このように、検閲によって脅かされた自由が回復しない場合は、検閲者の魅力に関わりなく、検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化が受け手に生じ、心理的リアクタンス理論からの予測は全面的に支持された。他方、検閲によって脅かされた自由が回復された場合には、検閲者の魅力の影響が認められ、低魅力検閲者による検閲のみが検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化を受け手に生じさせ、心理的リアクタンス理論からの予測は部分的に支持されるにとどまった。なお、Worchel & Arnold (1973) の研究結果から、脅かされた自由の回復という要因が検閲効果の規定因として重要な役割を果たすことが指摘された。深田・戸塚・湯 (2001) の研究では、この自由回復要因を独立変数として検討することになる。

ところで、Worchel et al. (1975) は、大学への警察介入のコミュニケーションを検閲対象とし、送り手を実験者、受け手を大学生の実験参加者、検閲者を魅力度と専門性の異なる 4 種類の団体、と設定した。彼らは、検閲されたスピーチの方向（受け手の初期態度と一致、不一致）、検閲者の魅力、および検閲者の専門性を操作した。その結果、受け手が自分自身の初期態度とは反対の態度的立場のスピーチを魅力的でかつ専門家の検閲者によって検閲された条件でのみ、スピーチを聞きたいという欲求が統制群よりも小さかった。他の 7 条件では、いずれも、スピーチを聞きたいという欲求が増加しており、送り手の立場の方向への態度変化が生じていた。すなわち、検閲は、7/8 条件で検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化を生じさせており、検閲が心理的リアクタンスを生じさせることが証明された。

検閲者の魅力や専門性と並ぶ有力な特性の 1 つである勢力を扱った研究に深田 (1977) がある。深田 (1977) は、制服廃止による服装の自由化のコミュニケーションを検閲の対象とし、送り手を大学祭実行委員会の K 女子大学生、受け手を一般の K 女子大学生、検閲者を K 女子大学当局と設定し、場面想定法を利用した質問紙実験を行った。そこでは、検閲者の勢力と検閲されるコミュニケーションの重要性が操作された。態度変化に及ぼす操作変数の効果が見られなかったため、受け手の初期態度と侵害された自由の重要性認知の 2 変数を事後分析変数として追加分析を行った。その結果、検閲されたコミュニケーションと反対方向の初期態度をもっていた受け手のみが、検閲によってコミュニケーションの唱導方向への態度変化（検閲者の態度的立場と逆方向への態度変化）を示した。また、服装が重要であるという初期認知をもっていた受け手のみが、同様の態度変化を示した。このように、検閲者の勢力が検閲効果にどのような影響をもつかという問題については、未解決なまま残されている。

Worchel & Arnold (1973) の研究によって検閲効果の重要な規定因であると証明された自由回復変数は、検閲者の勢力と極めて密接な関係をもつ変数であると考えられる。なぜならば、検閲者の勢力が大きくなるほど、検閲によって侵害された受け手のコミュニケーション接触の自由回復が困難

になると推測されるからである。このように、検閲者の勢力要因と自由回復要因は交絡する可能性が考えられるが、敢えて独立変数として操作可能かどうかを確認し、検閲効果に果たす両要因の役割を検証する試みがあってもよいと考える。また、Worchel & Arnold (1973) では、自由回復要因は直接的自由回復有り と直接的自由回復無し の 2 水準で操作されていたが、これに間接的自由回復有り (暗黙の自由回復有り) の水準を加えることも興味深い。

1.3. 検閲効果に対して検閲者の勢力と自由回復の程度が果たす役割の検証：深田他 (2001)

1.3.1. 目的と仮説

上述の問題意識から、深田他 (2001) は、小冊子を利用した場面想定法による投影法的な質問紙実験を行った。なお、検閲者の勢力と自由回復の程度との間には負の相関関係が予想されるが、敢えて独立的な操作を試みた。

目的 コミュニケーションの検閲が受け手の態度や諸反応に及ぼす影響に対して、検閲者の勢力と自由回復の程度がどのように関わるのか、を検討する。

仮説 検閲者の勢力が大きいほど、また、自由回復の程度が小さいほど、受け手の態度は検閲者の態度的立場と逆方向に変化し、検閲あるいは検閲者に対する受け手の諸反応はより否定的になるであろうが、送り手や検閲されたコミュニケーションに対する受け手の諸反応はより肯定的になるであろう。

1.3.2. 方法

(1) 実験計画

独立変数は検閲者の勢力 (高、低) と自由回復 (直接的回復、間接的回復、無回復) の 2 要因であり、実験参加者間 2 要因計画であった。実験参加者は大学生 119 名で、2×3 の 8 実験条件と 1 統制条件の計 9 条件に 17 名ずつ無作為配置された。なお、従属変数の測定には事後測定法を使用した。

(2) 場面設定

脳死に関して私立 K 医大で起こった検閲事件として情報を提示した。脳死を個体死と認めることはできないという趣旨の講演会を検閲の対象とし、送り手を私立 K 医大の大学祭実行委員会の学生、受け手を私立 K 医大の一般学生、検閲者を私立 K 医大の大学当局、と設定した。場面設定、実験操作、従属変数の測定は全て小冊子によって行った。

(3) 独立変数の操作

検閲者の勢力要因は、検閲者の監視能力と処罰能力の程度によって操作し、検閲者勢力高条件では大学当局に監視能力や処罰能力がある、検閲者勢力低条件では大学当局に監視能力や処罰能力がない、とした。自由回復要因は、検閲後に学生たちが講演内容を知る自由をどのように回復したかで操作し、直接回復条件では検閲があったにもかかわらず講演会が開催されたとし、間接的回復条件では、講演予定者の著書の要約ビラが学生によって配布されたとし、無回復条件では講演会中止されたとした。

(4) 従属変数の測定

検閲者の勢力に対する認知、自由回復認知、自由への脅威に対する認知、心理的リアクタンス、検閲者に対する評価、検閲に対する評価、送り手（大学祭実行委員会の学生）に対する評価、講演会に対する評価、話題（脳死判定）に対する態度を7段階で測定した。実験操作の検討項目除くすべての項目の得点方向を、検閲者寄りが低得点、送り手（大学祭実行委員会の学生）寄りが高得点となるように統一した。

1.3.3. 得られた知見

リアクタンスや説得話題に及ぼす検閲の効果を確認することができなかつたし、検閲者の勢力要因と自由回復要因の効果も検出できなかった。場面想定法を使用したため、設定した検閲事態を実験参加者が現実の事件として認識できにくかつたと考えられる。

検閲者の勢力に対する認知は、検閲者の勢力要因だけでなく自由回復要因の影響を受けていた。自由無回復条件と間接的回復条件の方が、直接的回復条件よりも、検閲者の勢力を高く認知させており、検閲者の勢力要因と自由回復要因は、独立変数として設定困難であると示唆された。

わずかに、自由回復要因の効果が一部の従属変数で見られ、自由無回復条件の方が、直接的自由回復条件よりも、検閲による自由への脅威をより強く認知させていたことは、心理的リアクタンス理論からの予想と一致する。しかし、送り手に対する評価に関しては、直接的回復条件と間接的回復条件の方が、無回復条件よりも、送り手に対する評価が高かつたが、これは心理的リアクタンス理論からの予想とは逆方向の結果であった。なぜならば、心理的リアクタンス理論の立場からは、無回復条件の方が自由への脅威が大きいため、検閲された送り手に対する評価がより好意的になるからである。こうした本研究の結果は、検閲の圧力に直面した送り手が自由を直接的あるいは間接的に回復する努力を払つたとして、好意的な評価を受けたのかもしれない、と解釈することができる。

2. 検閲効果に関するその他の研究

心理的リアクタンスの枠組みからの検閲効果を検討した研究には、上記の深田他（2001）のほか、深田（1977）と戸塚・大月・樋口・深田（2001）がある。深田（1977）では、検閲効果に対し検閲者の勢力とコミュニケーションの自由の重要性が果たす役割、また、戸塚他（2001）では、検閲効果に対しリアクタンス傾向と自由回復の程度が果たす役割、を検討した。

2.1. 検閲効果に対して検閲者の勢力とコミュニケーションの自由の重要性が果たす役割の検証：深田（1977）

2.1.1. 目的と仮説

この深田（1977）の研究は、筆者が行つた最初の検閲研究であり、深田他（2001）と紹介の順序が逆転してしまつたが、検閲者の勢力の要因と検閲されるコミュニケーションの重要性という、検閲研究を進めるにあたって最も事本的で重要な要因であると考えられる要因に注目している。

目的 検閲者の勢力の要因と検閲されるコミュニケーションの自由の重要性の要因を取り上げ、

受け手の態度変化に及ぼす検閲の効果に対して果たすこれら 2 つの要因の役割を、心理的リアクタンス理論の立場から究明する。

仮説 検閲者の勢力が大きいほど、コミュニケーションの自由が重要であるほど、喚起されるリアクタンスは大きく、その結果、検閲されたコミュニケーションの態度的立場の方向（検閲者の態度的立場と逆方向）への態度変化が大きくなるであろう。

2.1.2. 方法

(1) 実験計画

独立変数は検閲者の勢力（高、低）と検閲されるコミュニケーションの自由の重要性（高、低）の 2 要因であり、実験参加者間 2 要因計画であった。実験参加者は女子大学生 200 名で、 2×2 の 4 実験条件と 1 統制条件に 40 名ずつ無作為配置された。

実験は、場面想定法を利用した投影法的な質問紙実験であった。なお、従属変数の測定には事前―事後測定法と事後測定法を併用した。事前―事後測定法の場合は、事後得点から事前得点を差し引いた変化得点を分析に使用した。

(2) 場面設定

制服制度をもつ別の私立 K 女子大学での「制服廃止による服装の自由化」というテーマのアピール集会に対する検閲事件として情報を提示した。制服を廃止し、服装を自由化すべきだというテーマのアピール集会を検閲の対象とし、送り手を私立 K 女子大学の大学祭実行委員会の学生、受け手を私立 K 女子大学の一般学生、検閲者を私立 K 女子大学の大学当局、と設定した。場面設定、実験操作、従属変数の測定は全て小冊子によって行った。

なお、実験参加者の所属する女子大学では、建前として制服制度を採用しているが、実際に制服を着用している学生はほとんどいない。制服を 1 週間に 2 日以上着る者が 5 名いたが、実験参加者から削除した。

(3) 独立変数の操作

検閲者の勢力要因は、監視能力と処罰能力の高低によって操作し、検閲者の勢力高条件では、大学当局が高い監視能力と処罰能力をもつという情報を、検閲者の勢力低条件では、大学当局が監視能力と処罰能力をもたないという情報を提示した。また、検閲されるコミュニケーションの自由の重要性要因は、言論の自由を強調する情報を提示するか（自由の重要性高条件）、提示しないか（自由の重要性低条件）によって操作した。

(4) 従属変数の測定

事前測定 服装に対する関心度、大学での服装の重要性の認知、女子大学での服装に対する態度（4 項目中 2 項目を事後測定でも使用）、日常の制服着用頻度を測定した。

事後測定 検閲行為の正当性の認知、検閲者の勢力認知、K 女子大生にとってアピールを行うことの重要性の認知、K 女子大生にとってアピールを聞くことの重要性の認知、アピールを聞きたいという欲求、アピールの好ましさの評価、女子大学での服装に対する態度、大学での服装の重要性の認知、K 女子大生だと仮定した場合のアピール開催行動意思、K 女子大生だと仮定した場合のアピール参加行動意思、を測定した。

2.1.3. 得られた知見

独立変数である2要因に関して、実験操作の確認測度では有意差が認められ、実験操作はある程度成功していたことが確認されたが、受け手の態度変化に対しては効果を示さず、仮説は支持されなかった。

検閲操作を受けた実験群と検閲操作を受けなかった統制群の間に注目すべき差がみられた。コミュニケーションの検閲は、そのコミュニケーションに接したいという欲求を高め、コミュニケーションをより好ましいと評価させ、コミュニケーションの扱う話題がより重要だと認知させる効果をもった。

追加分析から、次のようなことが明らかとなった。まず、初期態度がコミュニケーションと逆であった実験参加者群（検閲者と同じ初期態度の群）にのみ、有意な検閲の効果が見られ、コミュニケーションの立場への態度変化が生じていた。これは、現在の態度的立場と逆の態度的立場をとる自由を脅かされたことによって、心理的リアクタンスが生じたためと解釈できる。

大学における服装の問題が重要であると元々認知していた実験参加者群は、そうでない実験参加者群に比べて、コミュニケーションの態度的立場の方向（検閲者の態度的立場と逆方向）への、検閲による態度変化が大きかった。態度対象が重要であるほど、その態度の自由を侵害されると、心理的リアクタンスが強まり、自由を侵害する検閲者の態度的意立場とは逆の方向に態度が変化すると解釈される。

検閲は2つの次元の自由を侵害する。1つは、態度的立場に関する自由の侵害の次元である。検閲という行為によって検閲者は、受け手が特定の態度的立場（検閲されるコミュニケーションの態度的立場＝送り手の態度的立場）をとることを禁止し、同時に、受け手が別の態度的立場（検閲者の態度的立場＝単純には送り手と逆の態度的立場）をとることを強制する。もう1つは、コミュニケーションの自由の侵害の次元である。検閲という行為によって検閲者は、受け手が特定のコミュニケーション（検閲者が反対するコミュニケーション）に接触することを禁止する形で、受け手がその特定のコミュニケーションへ接触する自由を侵害する。これは、暗黙裡に受け手に別のコミュニケーション（検閲者が賛成するコミュニケーション）への接触を強制する形で、受け手のその別のコミュニケーションへ接触しない自由を侵害することを意味する。

2.2. 検閲効果に対してリアクタンス傾向と自由回復の程度が果たす役割の検証：戸塚他（2001）

2.2.1. 目的と仮説

自由を侵害されたときに喚起される心理的リアクタンスの大きさは、個人差があると考えられ、そうしたリアクタンス喚起の個人差をリアクタンス傾向（特性的なリアクタンス傾向）という。戸塚他（2001）は、小冊子を利用した場面想定法による投影法的な質問紙実験を行った。

目的 コミュニケーションの検閲の効果に対して、潜在的受け手のリアクタンス傾向と自由回復の程度がどのように関わるのか、を検討する。

仮説 低リアクタンス傾向群よりも高リアクタンス傾向群の方が、また、回復有り条件よりも回復無し条件の方が、検閲効果は大きくなるであろう（潜在的受け手の態度が、検閲者の態度的立場

と逆方向により大きく変化するであろう)。

2.2.2. 方法

(1) 実験計画

独立変数はリアクタンス傾向（高、低）と自由回復（回復有り、回復無し）の2要因であり、実験参加者間2要因計画であった。実験参加者は大学生140名で、2×2の4実験条件に35名ずつ無作為配置された。なお、従属変数の測定には事後測定法を使用した。

(2) 場面設定

国立大学独立行政法人化に関して国立T大学で起こった検閲事件として情報を提示した。国立大学を独立行政法人化すべきだという趣旨の講演会を検閲の対象とし、送り手を国立T大学の学生団体、受け手を国立T大学の一般学生、検閲者を国立T大学の大学当局、と設定した。場面設定、実験操作、従属変数の測定は全て小冊子によって行った。

(3) 独立変数の操作

自由回復要因は、検閲後に学生たちが講演内容を知る自由を回復したかで操作し、回復有り条件では検閲があったにもかかわらず講演会が開催されたとし、回復無し条件では講演会は中止されたとした。リアクタンス傾向は、今城（1999）のHongリアクタンス尺度の日本語版（14項目）を使用し、中央値を超える実験参加者を高リアクタンス傾向群、中央値を下回る実験参加者を低リアクタンス傾向群とした。その結果、96名の実験参加者がリアクタンス傾向（高、低）×自由回復（有り、無し）の4群に分類された。

(4) 従属変数の測定

自由回復認知、自由への脅威に対する認知、心理的リアクタンス、検閲者に対する評価、検閲に対する評価、送り手（学生団体）に対する評価、講演会に対する評価、法人化のメリット評価、説得話題（国立大学の独立行政法人化）に対する態度を7段階で測定した。実験操作の検討項目を除くすべての項目の得点方向を、検閲者寄りが低得点、送り手（大学祭実行委員会の学生）寄りが高得点となるように統一した。

2.2.3. 得られた知見

独立変数である2要因は、いずれの従属変数に対しても、有意な効果を示さなかった。そこで、リアクタンス尺度の因子分析を行ったところ、3因子解（反抗、選択の自由、諫言への反発）が得られたが、この3因子解は、今城（1999）や小口・岡田（1999）の3因子解とも、Hong（1992）、Hong & Faedda（1996）、Hong & Page（1989）の4因子解とも異なっていた。上記の従属変数のうち態度を除く8変数、リアクタンス傾向の因子別得点3変数、実験参加者の性の合計12変数を説明変数とし、国立大学の独立行政法人化に対する態度を目的変数とする重回帰分析を行った。その結果、反抗（リアクタンス傾向の第1因子）やメリット評価の得点が高いほど、また、検閲者に対する評価が低いほど、男性よりも女性の方が、国立大学の独立行政法人化に対する態度は肯定的（送り手の態度的立場の方向、検閲者の態度的立場と逆方向）になることが判明した。特にメリット評価の影響（ $\beta = .66$ ）が大きかった。しかし、リアクタンス傾向は、一部の因子で弱い影響を示すのみであり、自由回復認知は全く影響しなかった。

第4節 リアクタンス特性尺度の有効性

1. リアクタンス特性尺度の開発

心理的リアクタンスの生じやすさには個人差が存在し、この個人差を測定するリアクタンス特性尺度がいくつか作成されている。Merz (1983) は、個人のリアクタンス傾向を測定するための18項目の Merz's Questionnaire for Measurement of Psychological Reactance (以下、「Merz 尺度」と略称)を開発した。小口・岡田 (1999) によると、Merz 尺度は、抵抗、否定、ブーメラン効果、他人の期待することと反対のことをする傾向、といった内容の項目から構成されているものの、Merz (1983) は、因子分析で得られた4因子の命名をしておらず、因子構造が不明であるという。また、この Merz 尺度を用いた研究からは、尺度の因子構造の不安定性や尺度項目の信頼性の低さが指摘されているという。

Merz 尺度に独自に10項目を加えることによって、今城 (1993) は、28項目の修正版尺度(以下、「今城修正版 Merz 尺度」と略称)を作成した。心理的リアクタンス理論に準拠した「自由(自由の強度と重要性)」、「脅威(自由への脅威に関する感受性)」、「リアクタンス喚起(主観的反応の強さ)」、「リアクタンス表出(自由回復行動を実行に移す程度)」を念頭に置き、尺度の4因子モデルを検討し、これら4因子に対応する因子を得た。

また、Merz 尺度の改良を試みた Hong (1992) は、14項目で4因子構造の Hong's Psychological Reactance Scale (以下、「Hong 尺度」と略称)を開発した。Hong 尺度を邦訳し、リアクタンス尺度を作成した小口・岡田 (1999) は、因子分析の結果、3因子構造(働きかけへの反発、選択の自由、反同調)であると報告している。

なお、今城 (1993) の10項目追加という見解を取り入れたうえで、Merz 尺度と Hong 尺度の特徴を併せ持つ尺度を作成するために、非常に安易であるが、今城修正版 Merz 尺度と Hong 尺度を単純に組み合わせた46項目の統合リアクタンス特性尺度(以下「統合尺度」と略称)を用意することも考えられる。

2. リアクタンス特性尺度の有効性の検討方法

リアクタンス尺度の妥当性を検討した研究が見られる。例えば、今城 (2003) は、Hong 尺度により測定されたリアクタンス特性と、リアクタンス効果に影響を及ぼすことが明らかになっている5つのパーソナリティ変数との関係、および説得効果との関係から、尺度の妥当性を検討している。

しかし、リアクタンスが喚起されても、説得に対する抵抗(説得効果の低減)が必ず生じるといいうわけではない。脅威がそれほど大きくないときには、ある程度のリアクタンスが生じて、直接的な自由の行使である説得への抵抗を生じさせるほどの強いリアクタンス反応を生じさせないことがある。また、説得への抵抗に伴うコストなどの抑制要因が作用して、自由回復行動(自由の行使)

がとられないこともある。そこで、リアクタンス研究では、自由回復行動（自由の行使）以外の測度をリアクタンス反応の指標とする場合がある。例えば、今城（1986）は、自由回復（自由の行使）がなされない場合でも、別の測度でリアクタンス反応が検出される可能性があるため、自由の行使以外に、リアクタンス喚起がもたらす主観的な反応も検討する必要があると述べている。今城（1986）は、脅威の否認や説得効果の評価などがリアクタンス反応の測度として有効であるかどうかを検討し、脅威の否認や説得効果の過小評価などの有効性を確認している。

このように、リアクタンス研究あるいは説得研究においてリアクタンスが喚起されたとしても、必ずしも自由の行使（自由回復行動）あるいは説得への抵抗が生じるわけではないので、自由の行使以外の複数の測度を使用することによって、リアクタンスの喚起を検討する必要がある。したがって、個人のリアクタンスの生じやすさ・生じにくさを測定するためのリアクタンス特性尺度も、尺度の有効性を検討する際には、自由の行使以外の複数のリアクタンス喚起関連測度との関係を検討しなければならない。

リアクタンス特性尺度としての有効性の高い尺度の場合、測定・算出されたその特性得点は、リアクタンスの喚起の時点で生じる諸反応および喚起に誘発されて生じる諸反応との間に、心理的リアクタンス理論から予測される方向での高い関連性を示すはずである。

なお、リアクタンス喚起に関連する測度としては、①意見変化（説得への抵抗）、②説得話題（自由）の重要性変化、③脅威認知、④送り手への攻撃行動意思、⑤リアクタンスの感情的反応、⑥脅かされた自由（行動）の魅力、⑦送り手への好意、⑧自己支配感情、⑨メッセージ評価、の9変数が考えられる。個人に喚起されたリアクタンスが大きければ、あるいは個人のリアクタンス特性が高ければ、①説得方向への意見変化の抑制（説得への抵抗の増加）、②説得話題（自由）の重要な増加、③脅威の増加、④送り手への攻撃行動意思の増加、⑤否定的感情の増加、⑥脅かされた自由（行動）の魅力の増加、⑦送り手への好意の減少、⑧自己支配感情の増加、⑨メッセージ評価の否定度増加、が予想される。

3. リアクタンス特性尺度の有効性の比較検討：高本・吉見・深田（2005）

3.1. 目的と仮説

高本他（2005）は、小冊子を利用した説得実験を実施し、その中でリアクタンス特性尺度の有効異性を検討した。

目的 4種類のリアクタンス特性尺度と9種類のリアクタンス喚起関連測度との関係性を分析することにより、各特性尺度の有効性を比較検討する。

仮説 有効性の高いリアクタンス特性尺度で測定されたリアクタンス特性低群と高群のリアクタンス喚起関連反応に関して、脅威小条件の場合には両群間に差が見られないであろうが、脅威大条件の場合には特性高群の方が特性低群よりも、リアクタンス喚起関連反応は顕著に出現するであろう。

3.2. 方法

3.2.1. 実験計画

独立変数は脅威（高、低）とリアクタンス特性（高、低）の2要因であり、実験参加者間2要因計画であった。リアクタンス特性要因については、得点の上位25%を高群、下位25%を低群とした。分析に利用したリアクタンス特性要因は、尺度レベルで4種類、因子レベルで14種類、の合計18種類であった。

実験参加者は大学生150名で、脅威大条件（74名）と脅威小条件（76名）に無作為配置された。後述するように、反態度的説得になるように、初期態度が説得に反対の立場である者に実験参加者を限定した。なお、従属変数の測定には事前-事後測定法と事後測定法を併用した。

3.2.2. 説得的コミュニケーション

説得メッセージは、「大学生のアルバイトに反対」のメッセージであり、今城（1994）の説得文を一部修正して使用した。説得メッセージが反態度的脅威になるように、不適切な実験参加者を削除した。すなわち、初期態度がアルバイトに反対でない実験参加者のみ残し、アルバイトに反対の実験参加者は除外した。また、説得メッセージの内容から、アルバイト未経験の実験参加者とアルバイトの目的が学費・生活費である実験参加者も除外した。場面設定、実験操作、従属変数の測定は全て小冊子によって行った。

3.2.3. 独立変数の操作

脅威要因に関しては、脅威高条件では、脅威低条件の説得文に、押しつけがましい表現と高圧的な表現を15個加えて作成し、操作した。リアクタンス特性要因に関しては、事後的な分類によって、特性高群と低群のセットを18種類設けた（「3.2.1. 実験計画」参照）。

3.2.4. 従属変数の測定

分析に利用する事前測定変数は4変数、事後測定変数は7変数、事前-事後測定変数は2変数であり、リアクタンス特性尺度の有効性の検討には、事後測定変数7変数と事前-事後測定変数2変数の合計9変数を利用した（7段階評定、「2. リアクタンス特性尺度の有効性の検討方法」参照）。

3.2.5. リアクタンス尺度

小口・岡田（1999）の邦訳版のHong尺度（14項目）、今城（1993）邦訳版のMerz尺度（18項目）、今城修正版Merz尺度（18+10項目）の実質42項目を使用し測定した。分析には、Hong尺度と今城修正版Merz尺度を組み合わせた統合尺度（14+18+10項目）も使用する。

3.3. 得られた知見

4種類のリアクタンス特性尺度に関して、主因子法、プロマックス回転による因子分析を行った。その結果、Hong尺度は12項目3因子（干渉への反発、同調への反発、自由侵害への反発）、Merz尺度は12項目3因子（感情的反発、自由侵害への反発、干渉への反発）、今城修正版Merz尺度は22項目4因子（意思決定の自由、直接的な自由回復の行使、感情的反発、脅威の感受性）、統合尺度は23項目4因子（直接的な自由回復の行使、意思決定の自由、感情的反発、脅威の感受性）となった。

4種類のリアクタンス特性尺度の総得点と因子別の得点のそれぞれ上位25%を高群、下位25%を低群とし、尺度レベルで4種類と因子レベルで14種類の合計18種類のリアクタンス特性要因（高群、低群）を設定した。この18種類のリアクタンス特性要因（高群、低群）のそれぞれと脅威要因（脅威高条件、脅威低条件）を独立変数とし、9種類のリアクタンス喚起関連反応を従属変数とする2×2の2要因分散分析を行った。

分散分析の結果に関して、リアクタンス特性要因の主効果、およびリアクタンス特性要因と脅威要因の交互作用効果という2種類の効果が有意 ($p < .05$) および有意傾向 ($p < .10$) である場合の数を数えた。そして、これら2種類の効果が心理的リアクタンス理論からの予測に一致している場合の数から、不一致の場合の数を差し引いて、正味の有効性の指標とした。なお、効果の総数は、3因子尺度の場合が72個（9変数×2効果×4尺度）、4因子尺度の場合が90個（9変数×2効果×5尺度）であり、この72個と90個がリアクタンス特性要因の有意な効果あるいは有意傾向の効果の出現率を算出する際の分母となる。

その結果、有意傾向を含む正味の効果の出現数（出現率）は、Hong尺度で3個（4.2%）、Merz尺度で3個（4.2%）、今城修正版Merz尺度で5個（5.6%）、統合尺度で9個（10.0%）であった。有意傾向を除き、有意な効果に限定すると、正味の効果の出現数（出現率）は、Hong尺度で1個（1.4%）、Merz尺度で1個（1.4%）、今城修正版Merz尺度で4個（4.4%）、統合尺度で5個（5.6%）にまで低下する。

リアクタンス特性尺度の有効性に関しては、相対的には統合尺度と今城修正版Merz尺度が優れていたが、正味の効果の出現率は非常に低かった。このように、今回使用したリアクタンス特性尺度は、個人のリアクタンス関連反応における個人差を識別するための尺度としては、全体的に識別力が極めて低く、リアクタンス特性尺度の有効性を確認することはできなかった。

第5節 自己愛的リアクタンス理論の検討

1. 研究の背景と必要性

レイプや性的強要行為は、多くの被害者にとってトラウマとなる深刻な個人的問題であると同時に看過できない社会問題でもある。しかし、こういった行動の原因についての一般社会の理解は不十分であり、加えて、原因追及のため模擬実験を行ってデータを収集することは倫理的にも現実的にも困難である。

そこで、これまでのレイプ事件の事例を検討した結果、こういった問題を起こしやすい男性の特徴や、問題の起こりやすい状況を説明するために、Baumeister, Catanese, & Wallace (2002) は自己愛的リアクタンス理論 (narcissistic reactance theory) を提案した。自己愛的リアクタンス理論とは、性的強要は自己愛 (narcissism) とリアクタンスの組み合わせによって説明できるという理論である。しかし、先行研究は海外でも1例しか存在せず、わが国での研究は皆無である。そこでこの自己愛的リアクタンス理論が有効であるのか、を検討する必要がある。もしこの理論が有効であることが実証されれば、レイプや性的強要の原因を理論的に説明することが可能になるであろう。そのことにより、現実社会で起こるレイプ事件や性的強要事件を減少させることに貢献できるであろう。よって、実行可能な研究方法として、場面想定法による質問紙実験を採用し、自己愛的リアクタンス理論の有効性を検討する意義が認められる。

2. 自己愛的リアクタンス理論

自己愛的リアクタンス理論に関する以下の記述は、Baumeister et al. (2002) に基づく。

2.1. 自己愛的リアクタンス理論の概要

自己愛的リアクタンス理論とは、性的強要場面における男性の特徴を心理的リアクタンス理論と自己愛を組み合わせで説明したものである。男性が女性とセックスしたいと望み、女性がそれを拒んだとき、男性は女性の意思にかかわらず、そのままセックスへと押し進めるか、もしくは彼女の拒否を受け入れてやめるかといった選択を迫られる。心理的リアクタンスはセックスを押し進める衝動を引き起こし、そして自己愛は女性が拒否した時点でリアクタンスの感じやすさを増加させ、また女性の拒否を受け容れることなく、強制的な暴力を振るう傾向を増加させる。

2.2. 心理的リアクタンス理論

心理的リアクタンス理論は Brehm (1966) によって提案された。人は行動の自由が外部から侵害された場合に、行動の自由を求め、侵害された行動をとるという反応を示す。リアクタンスの引き起こす3つの結果として、①行動の自由を侵害された直後、その行動を以前よりもますます魅力的

に感じる、②禁止された行動をとることによって、自由を取り戻そうとする、③自由を侵害した他者に対して、攻撃を行うもしくは攻撃的に振る舞う、ということが挙げられる。このリアクタンス理論を性的強要場面へ応用すると、リアクタンスが引き起こす3つの結果として、①男性にとってその女性とのセックスがますます魅力的になる、②セックスという失われた行動の自由を取り戻そうとより必死になる、③自由の侵害者であるその女性に対して、攻撃行動をとる、ことが挙げられる。その結果、その女性とセックスしたいという強い衝動が発生し、目的を果たすために攻撃的な暴力を振るうことが考えられる。

しかし、心理的リアクタンス理論を性的強要場面に単純に応用することには問題がある。まず、女性のセックスの拒否は日常的にあることだが、セックスの拒否に対する反応としてセックスの強要行為を行う男性は稀である。また、女性のセックスの拒否を男性が本当に自由の喪失と感じているか、セックスを行う選択権の自由が自分にあると考えているか、ということである。このように、女性のセックスの拒否に対してすべての男性が性的強要を行うとは考えにくく、性的強要を行う男性の特徴について考える必要がある。

2.3. 自己愛特性

そこで、性的強要行為を行う男性の特徴として取り入れられたのが自己愛である。自己愛は、自己の重要性に関する誇大な感覚、限りない成功・権力などの空想、自分は特別で独特な存在であるとの信念、特権意識、共感の欠如、尊大で傲慢な行動などによって定義される（American Psychiatric Association, 1994: 高橋・大野・染矢（訳）1995, pp. 230-231）。このように、ナルシストの男性は、自分を特別であって優れていると考えており、また他者よりも良い扱いを受けるべきであると考えている。そしてそれは性的な領域にも当てはまるため、特権意識によって女性からの性的な優遇を期待する度合いが高く、セックスの権利を強く感じているため、女性のセックス拒否に落胆し、それを自分に対する侮辱ととらえやすい。このようなことからナルシスト的男性は、女性のセックス拒否に対してリアクタンスを感じやすいと考えられる。

2.4. 自己愛状況

ここでは、自己愛を生まれつきの性格や変わらない性格としてだけでなく、ある特定の状況によって引き起こされる反応形態としても扱う。自己愛状況を引き起こす要因としては、職業的成功、恋愛におけるのぼせ上がり（romantic infatuation）、アルコールによる酔い、の3つが挙げられる。職業的成功とは、職業面において大きく成功することで、こうした男性は自己愛的な態度をとることがある。名声を得るなどの特に優れた成功は、自分は特別であり、他者にはない特権を与えられた人間であると感じさせる。次に、恋愛におけるのぼせ上がりとは、恋愛の中で理想化した相手から愛され、特別な人として扱われることで、自分に対する考えを高め、自己愛的で誇大化した自己イメージを抱くようになることである。特に恋愛関係の初期においては、自分自身の感情や要求に夢中になり、相手に対する誤解や無視が生じやすく、自己愛的な共感の欠如が表面化したり、相手を利用するような態度をとったりすることがある。最後に、アルコールによる酔いは、自己愛による

自己誇大感と似た自己誇大感を抱かせる。また、酔うと他者に対して鈍感になり、共感性が低下して、自己の権利が誇大化したと感ずるようになる。

2.5. 理論のまとめ

ある男性がある女性とセックスをしたいと望み、それを女性によって拒否されたとき、男性は、女性の拒否を無視してセックスへと押し進むか、女性の拒否を受け入れてセックスをやめるか、といった選択を迫られる。リアクタンスは男性をセックスへと押し進める衝動を引き起こし、自己愛的傾向は男性がリアクタンスを感じる可能性を増加させ、強制的な暴力を用いる傾向を増加させる。

3. 自己愛的リアクタンス理論に関する先行研究とその問題点

3.1. 唯一の先行研究

Bushman, Bonacci, van Dijk, & Baumeister (2003) は、3つの研究を実施することによって「性的強要の自己愛的リアクタンス・モデル (narcissistic reactance model of sexual coercion)」を検証しようと試みた。研究1では、男子大学生が調査対象であり、自己愛的人格目録によって測定された「自己愛」は、レイプ神話受容尺度で測定された「レイプ支持的信念」とポジティブな相関関係があり、レイプ共感尺度で測定された「レイプ犠牲者への共感」とネガティブな相関関係があると判明した。

研究2では、男子大学生を実験参加者とする3要因実験参加者間計画に基づいて、自己愛の程度の異なる2群の実験参加者(高自己愛群と低自己愛群)の各群の半数に対して加害男性に同一視するように、また、残りの半数に被害女性に同一視するように教示したうえで、市販の準成人向けビデオから作成した3種類のビデオ(男性による女性のレイプ・シーンのみのビデオ、レイプの前にキスや抱擁などの愛情行動があるビデオ、愛情行動のみのビデオ)のうちの1つを視聴させ、そのあとで、ビデオの楽しさ、面白さ、性的興奮、などを評価させた。その結果、自己愛的男性(高自己愛群)は、非自己愛的男性(低自己愛群)に比べて、愛情行動を伴うレイプ・シーンのビデオを、より楽しい、より面白い、より性的に興奮する、と好意的に評定していた。しかし、他の2種類のビデオでは自己愛による差は見られなかった。

研究3では、男子大学生を実験参加者とする3要因実験参加者間計画に基づいて、女性が読み上げる性的にあからさまな文章に対する男性の知覚の研究という設定のもとに、男性実験参加者の自己愛の程度(高自己愛群、低自己愛群)、報酬のお金に対する女性の欲求(高欲求条件、低欲求条件)、性的文章を読み上げる女性の態度(途中で読み上げを拒否する条件、自発的に進んで読み上げる条件)を操作し、魅力や攻撃的報復などの女性に対する反応を測定した。その結果、自己愛的男性(高自己愛群)は、非自己愛的男性(低自己愛群)に比べて、読み上げを拒否した女性に対して、女性の報酬額は少なくても良い、別の研究に女性と一緒に参加したくないと回答するなど、より懲罰的であった。

3つの研究の結果から、自己愛的リアクタンス理論は支持されたと言えよう。特に、研究2から、自己愛的男性は、登場人物の女性が愛情行動に応えることで登場人物の男性の性的欲求を助長して

いるように感じる場合、登場人物の男性による性的強要行為を受容しやすく、登場人物の男性を責める傾向が低いことが示され、自己愛的リアクタンス理論は強く支持された。

3.2. 先行研究の問題点と研究課題

自己愛的リアクタンス理論では、自己愛を性格などの個人的特性を反映した反応形態としてだけでなく、ある特徴的な状況を反映した反応形態としても扱っている。しかし、Bushman et al. (2003)では、特性要因としての自己愛特性が性的強要行為に及ぼす影響は検討されているが、状況要因としての自己愛状況が性的強要行為に及ぼす影響については検討されていない。また、また、リアクタンスの喚起のしやすさである特性要因としてのリアクタンス特性が性的強要行為に及ぼす影響も検討されていない。

そこで、自己愛的リアクタンス理論における自己愛の特性要因と状況要因、およびリアクタンス特性要因が性的強要行為に及ぼす影響を検討し、自己愛的リアクタンス理論の有効性を検討するという課題が指摘できる。なお、自己愛的リアクタンス理論は、リアクタンス状況を前提としているので、リアクタンス状況要因を取り上げる必要はない。

4. 自己愛的リアクタンス理論の検討方法の提言

4.1. 自己愛的リアクタンス理論を検証するための2つの実験法

自己愛的リアクタンス理論を検討するにあたって、実験場面として性的強要行為を起こすことは、倫理的にも現実的にも不可能である。よって、このような性的強要の実験を行うには特段の工夫が必要となる。

方法の1つには、性的強要場面を録画し、その録画を実験室で実験参加者に見てもらい、評価してもらおうという映像実験がある。この方法では、現実の性的強要場面に非常に近いものが視聴覚的に提示されるため、実験参加者の正確な反応が得られやすいという長所がある。しかし、その一方で録画内容の刺激が強すぎて実験参加者にネガティブな影響を及ぼすことも考えられ、倫理的な問題を内包しており、実行が難しいという短所がある。

もう1つの方法として、性的強要場面をシナリオの中で表現するという質問紙実験が考えられる。この方法では、上記の映像実験に比べて、性的強要場面の刺激強度が大きく和らぎ、倫理面での問題を克服できるという長所がある。しかし、実験材料の刺激が和らぐということは、現実の性的強要場面に対して実験参加者が示す実際の反応を得られにくいという短所がある。このような限界はあるが、倫理面での実現可能性を優先すれば、シナリオを用いた質問紙実験を採用することも有力な選択肢となる。

4.2. シナリオを用いた質問紙実験法

シナリオを用いた質問紙実験を行う場合にも、性的強要場面の設定操作に関しても2通りの方法が考えられる。

通常の実験法に近い第1の方法は、初めに実験参加者の自己愛特性とリアクタンス特性を測定し、次にシナリオでの場面設定で、実験参加者自身が直面する状況としての自己愛状況を操作することによって、操作された状況で実験参加者がどのような行動をとるかについての、実験参加者自身の判断を測定する方法である。しかし、この第1の方法では、社会的に望ましくない行為である性的強要行為を実験参加者自身がとるかどうかを測定するため、そこには次の3つの問題が存在する。第1に、操作された性的強要場面が実験参加者の現実の姿と乖離していて、実験参加者に違和感が生じる可能性があること、第2に、操作された性的強要場面が実験参加者に不快感を生じさせる可能性があり、倫理的に看過できないこと、第3に、社会的に望ましい姿を見せたいという欲求が実験参加者に働き、表出された反応が歪曲される可能性があること、を指摘できる。

第1の方法の問題点を克服するために、投影法的な手法を取り入れた第2の方法が考えられる。実験参加者の自己愛特性、リアクタンス特性を測定し、シナリオの場面設定では、架空の物語の登場人物の自己愛状況を操作することによって、操作された状況で登場人物がどのような行動をとるかについての、実験参加者の予想を測定する方法である。この第2の方法では、性的強要が実験参加者の行為ではなく、登場人物の男性の行為であるため、性的強要場面に実験参加者が違和感や不快感をもつ可能性が大幅に減り、社会的望ましきのバイアスも働きにくい。ただし、実験参加者の自己愛的特性とリアクタンス特性および登場人物の自己愛状況を用いて、登場人物の行動を予想することになるので、その予想が実験参加者自身の特性をどの程度反映しているかという点には限界がある。投影法的手法一般に見られるこうした短所が存在することは事実であるが、研究の実行可能性を最優先するならば、第2の方法の採用が現実味を帯びる。

5. リアクタンス状況下での性的強要男性と被害女性の印象に及ぼす自己愛状況、自己愛特性、リアクタンス特性の影響：山香・深田（2006）

性的強要場面における男性の特徴を説明する自己愛的リアクタンス理論の有効性を検討する。具体的には、シナリオを使用した質問紙実験を行い、シナリオの登場人物である加害男性に実験参加者を投影させる手法を用いる。自己愛状況はシナリオの性的強要場面を操作し、自己愛特性とリアクタンス特性は実験参加者の特性を使用し、実験参加者が形成する加害男性と被害女性の印象を測定する。

5.1. 目的と仮説

5.1.1. 目的

リアクタンス状況下で性的強要行為をとる加害男性の印象および被害女性の印象に及ぼす自己愛状況、自己愛特性、リアクタンス特性の影響を検討する。

5.1.2. 仮説

仮説1 男性に対する印象に関しては、自己愛的状況条件における自己愛特性とリアクタンス特性の共に高い実験参加者は、男性の印象を最も高く評価し、逆に、通常状況条件における自己愛特

性とリアクタンス特性の共に低い実験参加者は、男性の印象を最も低く評価するであろう。

仮説 2 女性に対する印象に関しては、男性に対する印象とは正反対であり、自己愛的状況条件における自己愛特性とリアクタンス特性の共に高い実験参加者は、女性の印象を最も低く評価し、逆に、通常状況条件における自己愛特性とリアクタンス特性の共に低い実験参加者は、女性の印象を最も高く評価するであろう。

5.2. 予備実験

5.2.1. 目的

本実験で使用するシナリオが自己愛状況の操作に適しているかどうかを確認する。

5.2.2. 方法

自己愛状況要因（自己愛的状況条件、通常状況条件）の実験参加者間 1 要因計画であり、実験参加者は大学生 52 名で、各条件に 26 名を無作為配置した。自己愛状況要因は、学業面とスポーツ面での成功、恋愛におけるのぼせ上り、アルコールによる酔い、の 3 側面（有り、無し）の情報によって操作した。シナリオ提示後に従属変数（操作確認のための 3 側面の認知、男性のセックス強要度、女性からのセックス拒否度、場面の想像のしやすさ、など）を測定した。

5.2.3. 結果と考察

2 条件間に、女性からの拒否度では差がなかったが、男性の強要度では予想外に有意差が認められた、しかし、2 条間に、3 側面の認知全てに予想した方向での有意差が生じており、実験操作は成功した。また、両条件で、場面は想像しやすいとの回答を得たので、検討したシナリオを本実験で使用することにした。

5.3. 方法

5.3.1. 実験計画と実験手続き

独立変数は、自己愛状況（自己愛的状況、通常状況）、自己愛特性（高、中、低）、リアクタンス特性（高、中、低）の 3 要因であり、実験参加者間 3 要因計画であった。実験参加者は大学生 299 名で、 $2 \times 3 \times 3$ の 18 条件に配置された。自己愛特性とリアクタンス特性に関しては、事後的にそれぞれ 3 群を設定した。

場面設定、実験操作、従属変数の測定は、全て小冊子で行った。実験は、自己愛特性の測定、リアクタンス特性の測定、シナリオ提示（場面設定と実験操作）、従属変数測定の順序で進行した。

5.3.2. 独立変数の操作と従属変数の測定

自己愛状況の操作は、予備実験と同じであった。自己愛特性は佐方（1987）の自己愛人格目録短縮版（30 項目）、リアクタンス特性は高本他（2005）のリアクタンス特性統合尺度（23 項目）によって測定し、尺度得点の平均値 ± 0.5 標準偏差を基準に、高・中・低の 3 群に実験参加者を分類した。

シナリオの登場人物の男性と女性に対する印象を、それぞれ大橋・三輪・平林・長戸（1973）の特性形容詞尺度（20 項目）によって測定した。事後分析により、この印象尺度は、「活動性」、「個人

的親しみやすさ」、「素朴さ」、「社会的望ましさ」、「おおらかさ」の5因子構造であることを確認した。尺度得点と因子別得点を分析に利用した。

5.4. 得られた知見

加害男性に対する印象に関しては、自己愛的状況条件の方が通常状況条件よりも、実験参加者は、加害男性に対して全体的に良い印象を示し（尺度得点）、活動的であるという良い印象を示した（因子別得点の1つ）。加害男性による性的強要が行われても、その加害男性が自己愛的状況にいる場合は、比較的良い印象を持たれることが分かり、仮説1が支持される傾向にあった。

しかし、被害女性に対する印象に関しては、仮説と逆方向であり、自己愛的状況条件の方が通常状況条件よりも、実験参加者は、全体的にも部分的にも良い印象をもった（尺度得点と因子別得点）。

6. 自己愛的リアクタンス理論の再検討

6.1. 山香・深田（2006）の研究の問題点

6.1.1. シナリオにおける男性の性的強要行動の描写内容

自己愛的リアクタンス理論は、男性が女性とセックスしたいと望み、女性がそれを拒否した場合、リアクタンスはセックスを押し進める衝動を男性に引き起こし、自己愛は女性が拒否した時点での男性のリアクタンスの感じやすさを増加させ、男性が強制的な暴力的セックス行う傾向を増加させると仮定する。したがって、理論を適切に検討するためには、性的強要の継続を望む男性が女性からセックスを拒否される状況を設定する必要がある。しかし、山香・深田（2006）では、男性が恋人の女性からセックスを拒否され、男性がセックスを諦めるというシナリオを実験参加者に読ませ、シナリオの登場人物である男性と女性の印象について回答させている。すなわち、男性の性的強要が女性の拒否によって消滅する状況を描写しているため、女性が拒否すれば男性が性的強要の継続を断念するという特殊な事例を取り上げていたことになる。自己愛的リアクタンス理論が扱う性的強要は、その後男性が強制的な暴力行為へと行動をエスカレートさせる可能性を想定している。そうした意味で、女性の拒否によって男性が性的強要を諦めるという山香・深田（2006）のシナリオ内容は不適切であると判断できる。

したがって、女性の拒否によって男性が性的強要を断念するのではなく、女性の拒否にもかかわらず男性が性的強要を継続する含みを持たせた描写へと、シナリオを修正しなければならない。ただし、倫理的な制約から、男性の性的強要の描写内容が露骨になりすぎないように、読み手である実験参加者の想像に委ねる要素をもった描写にする必要があることは言うまでもないことである。

6.1.2. 実験参加者の性

自己愛的リアクタンス理論は、女性に対する男性の性的強要を説明するための理論である。理論の検証には、男性の実験データが重要であることは明白である。しかし、山香・深田（2006）の実験では、男性だけでなく女性の実験参加者も含まれており、しかも、男性実験参加者と女性実験参加者のデータが込みにして一括分析されているため、男性実験参加者に関する結果のみを抽出する

ことは不可能である。男性実験参加者が同性である男性加害者の性的強要と異性である女性被害者の拒否をどのように評価するかということと、女性実験参加者が異性である男性加害者の性的強要と同性である女性被害者の拒否をどのように評価するかということとは、おのずから意味が異なるはずである。

したがって、実験参加者を男性に限定することによって、女性に対する男性の性的強要を男性実験参加者がどのように評価するのか、また、そうした評価が自己愛に直接関係する要因である自己愛状況と自己愛特性によってどのような影響を受けるのかを厳密に検討しなければならない。

6.1.3. リアクタンス反応測度

理論の有効性を検討するためには、性的強要の継続を望む男性が女性からセックスを拒否された場合の、男性のリアクタンスを測定し、確認する必要がある。しかし、山香・深田（2006）では、性的強要をした男性と拒否をした女性に対する一般的な対人印象のみが測定されており、リアクタンスに関係する反応は全く測定されなかった。

したがって、リアクタンス理論の研究（例えば、今城, 2002）で多用されている主観的反応（禁止された行動の魅力、敵意、自己支配感）と自由回復行動意図（自由の行使意図、攻撃意図）をリアクタンス喚起の測度として測定するとよいであろう。

従属変数に関しては、リアクタンスに加え、女性への共感を測定するとよいであろう。これは、自己愛者の特徴として、共感の欠如が挙げられている（American Psychiatric Association, 1994: 高橋・大野・染矢（訳）1995）ためである。自己愛者は、高揚した自己価値を維持するために、認知的歪みを利用して不当な行動を正当化する。すなわち、レイプ被害者が本当はセックスを望んでいた、またはある程度の同意を表わしていたと考える（Bushman et al., 2003）。このように、自己愛者はレイプ被害者に対して共感的ではないと考えられるので、被害女性に対する共感の測定には意味がある。

6.2. リアクタンス状況下での性的強要男性と被害女性の印象に及ぼす自己愛状況と自己愛特性の影響：深田・神谷・疋田・樋口（2007）

シナリオを利用した質問紙実験を行い、シナリオの登場人物である加害男性に実験参加男性を投影させることによって、性的強要場面での加害男性の反応と被害女性に対する加害男性の反応を測定する。自己愛状況はシナリオの性的強要場面を操作し、自己愛特性は実験参加男性の特性を使用し、加害男性に投影された実験参加男性のリアクタンス反応と被害女性への共感を測定する。

6.2.1. 目的と仮説

目的 山香・深田（2006）における方法論的問題点を改善したうえで、女性に対する男性の性的強要が女性に拒否されるという性的強要事態において、男性に喚起されるリアクタンスに及ぼす男性側の自己愛状況と自己愛特性の効果を検討することによって、自己愛的リアクタンス理論の有効性を検討する。

仮説 1 リアクタンスに関しては、自己愛的状況条件での自己愛特性の高い実験参加男性は最もリアクタンスを喚起しやすく、逆に、通常状況条件での自己愛特性の低い実験参加男性は最もリアクタンスを喚起しにくいであろう。

仮説 2 女性への共感に関しては、自己愛的状況条件での自己愛特性の高い実験参加男性は最も共感的でなく、逆に、通常状況条件での自己愛特性の低い実験参加男性は最も共感的であろう。

6.2.2. 方法

(1) 実験計画と実験参加者

独立変数は、自己愛状況（自己愛的状況条件、通常条件）と自己愛特性（高、中、低）の2要因であり、実験参加者間2要因計画であった。実験参加者は、男子大学生189名で、2×3の6条件に無作為配置された。自己愛特性に関しては、事後的に3群を設定した。

場面設定、実験操作、従属変数の測定は、全て小冊子で行った。実験は、自己愛特性の測定、シナリオ提示（場面設定と実験操作）、従属変数測定の順序で進行した。

(2) 独立変数の操作と従属変数の測定

自己愛状況の操作は、基本的には山香・深田（2006）と同じであったが、シナリオに登場する加害男性が性的強要を諦めるのではなく、シナリオは性的強要がさらに続くという表現で終わっていた。自己愛状況的条件では、シナリオに登場した男性は、部活や学業で成功して、恋愛にのぼせ上っていて、酒に酔っていると描写したが、通常状況で条件では、男性は部活や学業が平均的で、恋愛にのぼせていなくて、酒も飲んでいないと描写した。自己愛特性は小塩（1998）の自己愛人格目録短縮版（30項目、5段階評定）によって測定し、尺度得点の平均値±0.5標準偏差を基準に、高・中・低の3群に実験参加男性を分類した。

リアクタンス反応と女性への共感、シナリオの登場人物の男性の立場に立って回答するように求めた。リアクタンス反応は、今城（2002）を参考に、主観的反応（禁止された行動の魅力、敵意、自己支配感）、自由回復行動意図（自由の行使意図、攻撃意図）を測定した。女性への共感を4項目、実験操作の確認を3項目、シナリオの想像のしやすさを1項目で測定した（全て7段階評定）。

6.2.3. 得られた知見

部活や学業などがいつも通りで、恋愛にも特にのぼせ上っておらず、アルコールにも酔っていないような通常の状況では、女性からセックスを拒否されても、男性はリアクタンスを喚起しにくいことが示された。しかし、部活や学業に成功し、恋愛にのぼせ上っていて、アルコールに酔っているような自己愛の高まった状況では、女性からセックスを拒否されると、男性はリアクタンスを喚起しやすいことが示された。このように、自己愛的状況は男性に喚起されるリアクタンスを増加することが実証され、方向的に仮説1を支持するものであった。

ところが、自己愛特性に関しては、あまりこの要因の単独の効果は見られず、自己愛状況の要因と組み合わせたときに、独特な効果が出現した。自己愛特性が低い男性は、状況に左右されやすく、通常状況では女性からセックスを拒否されてもリアクタンスは喚起されないが、自己愛的状況では女性からセックスを拒否されるとリアクタンスを喚起されやすいことが分かった。一方、自己愛特性が高い男性は、状況の影響を受けにくいにもかかわらず、一部のリアクタンス測度に関しては通常状況の方でリアクタンスが喚起されやすいことが分かった。前者の結果は仮説1と方向的に一致するが、後者の結果は仮説1と方向的に矛盾する。

自己愛状況の効果は仮説1を支持する方向であったが、自己愛特性の効果は仮説1を支持しない

方向のものを含んでいた。そして、通常状況で自己愛特性が低い場合に、リアクタンスが最も喚起されにくいという仮説 1 の一部は支持された。しかし、自己愛的状況で自己愛特性が高い場合に、リアクタンスが最も喚起されやすいという仮説 1 の一部は支持されなかった。

仮説とは完全に一致しなかったけれど、自己愛状況と自己愛特性がリアクタンスに及ぼす効果が証明されたので、自己愛的リアクタンス理論の有効性がある程度証明されたと言えよう。

なお、女性への共感に関しては、自己愛状況と自己愛特性の効果は認められず、仮説 2 は支持されなかった。

引用文献

- American Psychiatric Association (1994). Quick reference to the diagnostic criteria from DSM-IV. 高橋 三郎・大野 裕・染矢 俊幸 (訳) (1995). DSM-IV精神疾患の分類と手引き 医学書院
- Ashmore, R. D., Ramchandra, V., & Jones, R. A. (1971). Censorship as an attitude change induction. Paper presented at the meeting of the Eastern Psychological Association, New York, April, 1971. In R. A. Wicklund (1974). *Freedom and reactance*. Potomac, MD: Lawrence Erlbaum Associates. pp.30-35.
- Baumeister, R. F., Catanese, K. R., & Wallace, H. M. (2002). Conquest by force: A narcissistic reactance theory of rape and sexual coercion. *Review of General Psychology*, **6**(1), 92-135.
- Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- Bushman, B. J., Bonacci, A. M., van Dijk, M., & Baumeister, R. F. (2003). Narcissism, sexual refusal, and aggression: Testing a narcissistic reactance model of sexual coercion. *Journal of Personality and Social Psychology*, **84**, 1027-1040.
- 深田 博己 (1977). コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要 第一部, **26**, 259-269.
- 深田 博己 (1983). 心理的反発に関する発達的研究 島根大学教育学部紀要 教育科学編, **17**, 31-39.
- 深田 博己 (1994). 心理的リアクタンスにおける性差と年齢差 広島大学教育学部紀要 第一部 (心理学), **43**, 125-133.
- 深田 博己 (1996). 心理的リアクタンス理論(1) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **45**, 35-44.
- 深田 博己 (1997). 心理的リアクタンス理論(2) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **46**, 17-26.
- 深田 博己 (1998a). 心理的リアクタンス理論(3) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **47**, 19-28.
- 深田 博己 (1998b). インターパーソナル・コミュニケーション—対人コミュニケーションの心理学— 北大路書房
- 深田 博己 (2003). 心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性と合法性の効果 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部(教育人間科学関連領域), **52**, 179-188.
- 深田 博己・神谷 真由美・疋田 容子・樋口 匡貴 (2007). ナルシシスティックリアクタンス理論の検討(2) 広島大学心理学研究, **7**, 71-86.
- 深田 博己・木村 堅一 (1996). 教師の言語的脅威に対する小・中学生の反発—一順態度的脅威と反態度的脅威— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **45**, 45-54.
- 深田 博己・木村 堅一・牧野 幸志 (1997). 小・中学生の反発に及ぼす教師の言語的脅威の正当性

- の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **46**, 27-32.
- 深田 博己・戸塚 唯氏・児玉 真樹子 (2003). 心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性と脅威の性質の効果 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部(教育人間科学関連領域), **52**, 189-197.
- 深田 博己・戸塚 唯氏・湯 永隆 (2001). 態度変容に及ぼす検閲の効果 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部(教育人間科学関連領域), **50**, 273-280.
- 深田 博己・坪田 雄二・周 玉慧 (1993). 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス(2) —日本と台湾の比較— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 37-43.
- 深田 博己・植田 智 (1991). 進路決定場面における教師に対する生徒の反発反応 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **40**, 95-102.
- 深田 博己・植田 智 (1993). 心理的リアクタンスに及ぼす強制脅威と禁止脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 29-35.
- Hong, S. M. (1992). Hong's Psychological Reactance Scale: A further factor analytic validation. *Psychological Reports*, **70**, 512-514.
- Hong, S. M., & Faedda, S. (1996). Refinement of the Hong Psychological Reactance Scale. *Educational and Psychological Measurement*, **56**, 173-182.
- Hong, S. M., & Page, S. (1989). A psychological reactance scale: Development, factor structure and reliability. *Psychological Reports*, **64**, 1323-1326.
- 今城 周造 (1986). リアクタンス喚起の測度の検討(1) 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **37**, 65-71.
- 今城 周造 (1993). 心理的リアクタンス尺度の検討(2) 日本教育心理学会第 35 回総会発表論文集, 502.
- 今城 周造 (1994). 圧力を伴わない行動制約的立場の唱導が禁止された行動の魅力に及ぼす効果—アルバイト禁止の教官指導に対する学生の反応— 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **45**, 123-130.
- 今城 周造 (1995). 禁止された立場の受容にリアクタンスが及ぼす効果：自由への脅威が態度と一致する場合に通常生じる効果は何か 社会心理学研究, **11**, 75-83.
- 今城 周造 (1999). Hong リアクタンス尺度と臨床リアクタンス尺度の比較(1)a : Hong 尺度日本語版の因子構造 日本心理学会第 63 回大会発表論文集, 64.
- 今城 周造 (2001). 説得におけるリアクタンス効果の研究—自由侵害の社会心理学— 北大路書房
- 今城 周造 (2002). 説得への反発：心理的リアクタンス理論 深田 博己 (編著) 説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線— 北大路書房 pp. 329-371.
- 今城 周造 (2003). リアクタンス尺度とパーソナリティ・説得効果の関連 北海道教育大学紀要 教育科学編, **53(2)**, 1-9.
- 今城 周造 (2005). 説得への抵抗と心理的リアクタンス—自由の文脈・決定・選択肢モデル— 心理学評論, **48**, 44-56.
- 香川 三郎 (1971). 検閲 南 博 (監修) マスコミュニケーション事典 学芸書林 pp. 187-189.

- Merz, J. (1983). A questionnaire for the measurement of psychological reactance. *Diagnostica*, **29**, 75-82.
- 西田 公昭 (1995). マインド・コントロールとは何か 紀伊國屋書店
- 小口 孝司・岡田 尚子 (1999). リアクタンスの3次元—「私」の・「好き」・「勝手」— 昭和女子
大学生生活心理研究所紀要, **2**, 14-31.
- 大橋 正夫・三輪 弘道・平林 進・長戸 啓子 (1973). 写真による印象形成の研究(2)—印象評定のた
めの尺度項目の選定— 名古屋大学教育学部紀要 教育心理学科, **22**, 83-102.
- 小塩 真司 (1998). 青年の自己愛傾向と自尊感情、友人関係のあり方との関連 教育心理学研究 **46**,
280-290.
- 佐方 哲彦 (1986). 自己愛人格の心理測定—自己愛人格目録 (NPI) の開発 和歌山県立医科大学進
学課程紀要, **16**, 63-76.
- 高本 雪子・吉見 恒平・深田 博己 (2005). リアクタンス特性尺度の検討 広島大学心理学研究, **5**,
51-68.
- 戸塚 唯氏・大月 義明・樋口 匡貴・深田 博己 (2001). 検閲効果に及ぼすリアクタンス傾向の影響
広島大学心理学研究, **1**, 69-78.
- 坪田 雄二・深田 博己・周 玉慧 (1992). 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス—
日本と台湾の比較— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **41**, 49-56.
- Wicklund, R. A. (1974). *Freedom and reactance*. New York: John Wiley & Sons.
- Wicklund, R. A., & Brehm, J. W. (1967). Effects of censorship on attitude change and desire to hear a
communication. Unpublished manuscript, Duke University. In R. A. Wicklund (1974). *Freedom and
reactance*. Potomac, MD: Lawrence Erlbaum Associates. pp. 30-35.
- Worchel, S., & Arnold, S. E. (1973). The effects of censorship and attractiveness of the censor on attitude
change. *Journal of Experimental Social Psychology*, **9**, 365-377.
- Worchel, S., Arnold, S. E., & Baker, M. (1975). The effects of censorship on attitude change: The influence of
censor and communication characteristics. *Journal of Applied Social Psychology*, **5**, 227-239.
- 山香 玲子・深田 博己 (2006). ナルシシスティックリアクタンス理論の検討 広島大学心理学研究,
6, 103-121.

第4章 子どもの反抗現象への心理的リアクタンス理論の応用

要約 本章では、心理的リアクタンス理論を子どもの反抗現象に応用することを試み、母親に対する子どもの反抗現象および教師に対する児童・生徒の反抗現象を心理的リアクタンス理論から説明可能であることを実証する。本章は、第1節「反抗現象への心理的リアクタンス理論の応用は可能か」、第2節「反抗研究の方法」、第3節「反抗研究の結果」、第4節「子どもの反抗を誘発する母親の言葉」、の4節構成である。

第1節 反抗現象への心理的リアクタンス理論の応用は可能か

1. 反抗の定義

反抗現象は日常的に観察される社会的行動の一形態である。中西（1971）は、“反抗行動とは支配的ヒエラルキーにおいて下位にあるものが上位にあるものに向ける攻撃行動である。”（p.6）と定義している。そして、中西（1971）によると、支配的ヒエラルキーの上位の者は、下位の者の攻撃行動に対して処罰により対処するため、反抗行動は3つの形態をとって出現する。すなわち、①直接権威者（親、教師、上司、支配者）に対して身体的あるいは言語的な攻撃が向けられる能動的・直接的反抗行動という積極的な形態、②攻撃が直接権威者に向けられない形で生じる、拒否やサボタージュ、ときにはハンガーストライキや自殺などように受動的・間接的攻撃行動という消極的な形態、③表面的には表れない敵意や怨恨などの態度的感情的な傾向といった内面的な形態、の3つである。しかし処罰を伴う能動的・直接的反抗行動は幼児期には見られるものの、青年期では特別な場合以外には見られないという。

2. 反抗とリアクタンスとの関連性

ところで、幼児の反抗は表面的な行為の次元で表現されるが、青年の反抗は行為の次元よりむしろ内面的な態度や感情や考え方の次元の方が重要な意味をもつ、と中西（1971）は述べている。外界に表出されない内面的な反抗が重要であるという中西（1971）の見解に、反抗現象を心理的リアクタンス理論の立場から捉え直すことの意義を見出すことができる。すなわち、「内面的な反抗」＝「内面的な反発」＝「心理的リアクタンス」、という関係を想定することができるし、「身体的攻撃

行動」＝「侵害された自由の直接的回復行動」、「言語的攻撃行動」＝「侵害された自由の間接的回復行動」（ときには直接的回復行動になることもある）、という関係を想定できる。

ところで、自我が芽生える乳幼児期の子どもや、自我の発達に支えられて自立の達成を目指す青年期の子どもにとっては、権威者から禁止されたり強制されたりすることによって自身の特定の行動の自由を侵害されることは、外部からの圧力・脅威と感じられるはずである。したがって、子どもの反抗を心理的リアクタンス理論の枠組みから捉えることは、全くの見当違いにはならないであろう。

実際に、川上（1988）は、子どもの反発行動に対してリアクタンス理論からのアプローチを試みている。“反発行動とは、権威を持っている個人、あるいは社会的規範によってあるひとつの行動をとるべく力を加えられた際に、その行動とは異なった行動をとることである。”（p. 191）と定義されており、反抗行動を反発行動と言い換えている。そして、反発行動は、子どもが自由の知覚を獲得すると同時に従うべき社会的規範を内在化するために、必用不可欠なものであると考え、子どもの行動の自由を制限加える場合には、その理由についての明確な説明をすることと、反発行動の結果について一貫したフィードバックを与えることが望ましいと提案している。

3. リアクタンス理論の視点からの反抗研究

以上のように、子どもが親や教師などに対して示す攻撃的行動や不服従行動を子どもの反抗行動と捉え、権威者に対する子どもの反抗現象に心理的リアクタンス理論を応用することによって、心理的リアクタンス理論の適用範囲の拡張を試みる。

子どもと権威者の二者間で対人コミュニケーションが交わされる一般的な状況を取り上げ、子どもの特定の行動の自由が権威者の言語的コミュニケーションによって侵害される状況を使用するやり方がある。そして、権威者としては母親あるいは教師を取り上げ、母親と子どもの間の、あるいは教師と児童・生徒の間の対人コミュニケーション場面を想定し、ある特定の行動を禁止したり強制したりすることによってその行動の自由を侵害するような、母親あるいは教師からの言語的脅威が子どもあるいは児童・生徒の反抗（＝反発＝リアクタンス）に及ぼす影響を検討する。

母親の言語的脅威に対する子どもの反抗は、深田（1983, 1986a, 1986b*, 1994）、深田・坪田・周（1993）、深田・植田（1993）、坪田・深田・周（1992）で、教師に対する児童・生徒の反抗は、深田・木村（1996）、深田・木村・牧野（1997, 1998）、深田・植田（1991）で扱った。しかし、試行錯誤的に実施したため、最も主要な用語である反抗の用語の統一も反抗の測度の統一も取れていないし、記述ミスや分析ミスもあるため、紹介可能な範囲でまとめた。

筆者注）*深田成子（1986b）は、筆者との共同研究論文であるが、部外者との共同研究を認めない雑誌に投稿したため、共同研究者が単独で発表した論文であり、表記の簡略化のために深田の一連研究として扱っている。

キーワードである反抗・反発・リアクタンスに関連する用語については、以下のように表記を統一したい。まず、内面的な反応については感情的反発（感情的反発、心理的反発、心理的反抗を含む）、言語的な反応については言語的反発（言語的反発、言語的反抗を含む）とする。行動的反応に

については行動的反発で表記は一貫している。

なお、母親に対する子どもの反発、教師に対する児童・生徒の反発、強制脅威と禁止脅威に対する反発から、深田・山根・植田（2016a, 2016b, 2017）が心理的リアクタンス過程を検討していることは、すでに第2章の第2節、第3節、第4節で詳細に記述した。

第2節 反抗研究の方法

1. 場面想定法

11件の反抗研究は、場面想定法を用いて、登場人物である子どもあるいは児童・生徒に対して実験参加者の子どもあるいは児童・生徒を同一視させ、登場人物である母親あるいは教師と実験参加者の母親あるいは教師とを同一視させた。11件中10件の研究では、略画による場面設定と実験操作を行い、幼児（幼稚園年長児）を実験参加者とする深田（1986a）では、腕人形（片手で一体の人形を操る）を用いた人形劇を利用して場面設定と実験操作を行った。

2. 設定場面

母親の言語的脅威に対する子どもの反抗を検討した研究では、7研究中6研究で「テレビと勉強」場面を使用した。略画に登場する母親がテレビを見ている子どもに対して、テレビ視聴を禁止して勉強を強制する場面設定であった。幼児を実験参加者とする深田（1986a）では、「遊びと帰宅」場面と「テレビと入浴」場面を使用した。人形劇に登場する母親が友だちと遊んでいる子どもに帰宅を強制する、あるいはテレビの前にいる子どもに入浴を強制する場面設定であった。

教師の言語的脅威に対する児童・生徒の反抗を検討した研究では、4件中3件で「黒板への落書き」場面を使用した。略画に登場する教師（1研究の1/2条件では同級生）が黒板の前にいる児童・生徒に落書きを禁止して、消すことを強制する場面設定であった。深田・植田（1991）では、大学生に高校3年時点を回想させ、「進路指導」場面を使用し、略画に登場する教師が生徒に対してA大学受験を禁止する場面設定であった。

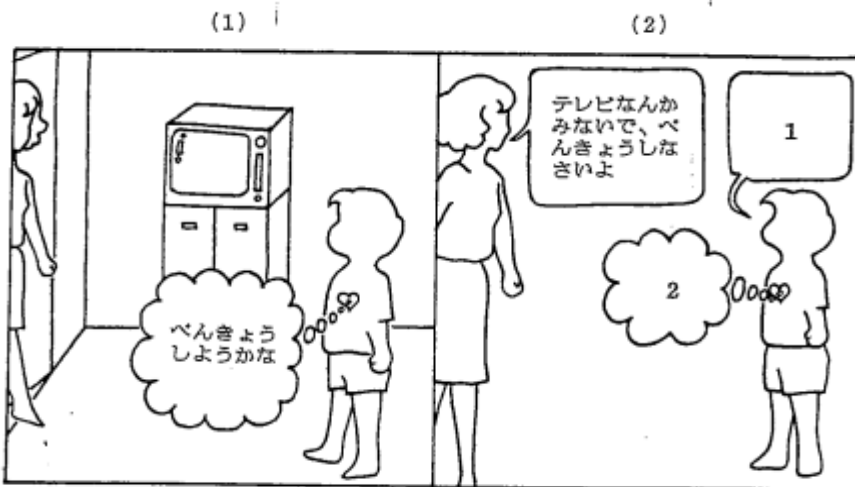
実験参加者が自己を登場人物に投影させやすいように、略画（あるいは人形）は男子用と女子用の2種類を用意した。実験参加者の年齢幅が大きい場合（深田, 1994）には、さらに小学生用と中学生・高校生用の2種類の略画を用意し、質問紙の表記に関しても、小学生用はほとんどを平仮名表記で、中学生・高校生用は漢字交じりの表記とした。質問紙がイメージ化できるように、深田（1994）の順態度的脅威条件の小学生男子用の質問紙を図1に例示した。

小学校 _____ 年生 男・女

えをみて、あとの間に^{とい}こたえてください。

これは、たろうのいえのできことです。たろうはあなたとおなじ年の男の子です。

- (1) たろうは「べんきょうしようかな」とおもっています。
- (2) そこへ、おかあさんがやってきました。おかあさんはたろうに「テレビなんかみないで、べんきょうしなさいよ。」といいました。



^{とい}問1. おかあさんのことをきいて、たろうはおかあさんにどんなことをいったとおもいますか。たろうがいったとおもうことばを、そろそろして下にかいてください。

1

図1 順態度的脅威条件の小学生男子用の質問紙 (深田, 1994)

問2. おかあさんのことをきいて、たろうはこころの中でどんなことをおもったとおもいますか。たろうがこころの中でおもったとおもうことを、そうぞうして下にかいてください。

2

問3から問5は、それぞれ1～3のこたえの中から、あてはまるものを1つえらんで、その番号に○をつけてこたえてください。

問3. このあと、たろうはどうするとおもいますか。そうぞうしてこたえてください。

1. テレビをみないで、べんきょうする、とおもう
2. テレビもみないが、べんきょうもしない、とおもう
3. べんきょうしないで、テレビをみる、とおもう

問4. おかあさんに「テレビなんかみないで、べんきょうしなさいよ。」といわれて、「べんきょう」にたいするたろうのきもちはどうなるとおもいますか。そうぞうしてこたえてください。

「おかあさんにいわれるまえにくらべて、たろうはべんきょうを……」

1. ますますしたくなる、とおもう
2. まえとおなじくらいしたい、とおもう
3. したくなる、とおもう

問5. おかあさんに「テレビなんかみないで、べんきょうしなさいよ。」といわれて、「テレビ」にたいするたろうのきもちはどうなるとおもいますか。そうぞうしてこたえてください。

「おかあさんにいわれるまえにくらべて、たろうはテレビを……」

1. ますますみたくなくなる、とおもう
2. まえとおなじくらいみたくない、とおもう
3. みたくなる、とおもう

A

図1 (続き)

3. 反抗の主要測度：3種類の反発

反発の測度としては、感情的反発、言語的反発、行動的反発の3種類が主要な測度である。感情的反発は心理的リアクタンスに近い概念であり、言語的反発は侵害された自由の間接的回復行動に、また、行動的反発は侵害された自由の直接的回復行動に近い概念である。初期の研究では、言語的反発1種類（深田, 1983, 1986a）あるいは言語的反発と行動的反発の2種類（深田, 1986b）を測定したが、これ以降の8研究では3種類の反発をすべて測定している。

3.1. 言語的脅威に対する反発反応の測定法

個人の行動の自由に対する他者からの言語的脅威に対するその個人の反応を測定するために、自由記述法により回答を求め、その収集した回答を一定のカテゴリーを用いて分類し、カテゴリーに得点を付与して得点化する方法を多用してきた。これは、言語的脅威を受けたときに、個人が最もよく行う反応である「第1選好反応」を測定する方法である。この第1選好反応の測定手続きは、個人の反応レパートリーに属する複数の反応のうちどの反応を個人が最も好んで使用するかを測定できるが、複数の反応のそれぞれをどの程度好んで使用するかということ、すなわち「反応選好度」を明らかにすることはできない。第1選好反応の測定には、最も特徴的な反応の使用実態を知ることができるという長所があるが、反応選好度の測定には、複数の反応の相対的な使用度、すなわち潜在的な使用可能性を知ることができるという長所がある。

11件の反抗研究のうち9件の研究では、第1選好反応としての感情的反発、言語的反発、行動的反発を測定してきた。そして例外的に、坪田他（1992）と深田他（1993）では、第1選好反応として行動的反発を、反応選好度として感情的反発と言語的反発を測定した。

3.2. 感情的反発と言語的反発

1つの研究の中では、感情的反発と言語的反発は、それぞれ自由記述によって実験参加者の反応を収集し、収集した反応を共通のカテゴリーを使用して分類し、反発の程度を評価している。分類カテゴリーは、中西他（1958）を参考に設定した。各研究で使用された分類カテゴリーの種類と数は、基本的には大きな違いはないが、研究ごとに若干の食い違いが見られる。各研究で使用した分類カテゴリーの数、得点化の手続き、反発率の算出状況は次の通りである。①深田（1983）では、言語的反発に関して、「その他」を含む11カテゴリーを5段階で得点化し、反発率も算出した。②深田（1986a, 1986b）では、感情的反発と言語的反発に関して、①の9カテゴリーから「その他」を削除した10カテゴリーを5段階で得点化し、反発率も算出した。③深田（1994）と深田・植田（1993）では、感情的反発と言語的反発に関して、①の11カテゴリーを3段階で得点化した。④深田他（1997, 1998）では、感情的反発と言語的反発に関して、③と同じ11カテゴリーを5段階で得点化した。⑤深田・木村（1996）では、感情的反発と言語的反発に関して、①の11カテゴリーを5段階と3段階で得点化したほかに、5選択肢を5段階で得点化する方法も併用し、さらに反発率も算出した。⑥深田・植田（1991）では、感情的反発と言語的反発に関して、①の11カテゴリーに「不安」を加え

表1 言語的反発反応の11 カテゴリーとその分類基準：母親に対する子どもの反発の場合

カテゴリー	基準
攻撃	母親の言葉や態度などを非難したり、責めたりする。むき出しの悪感情を言葉で表す。
拒否	母親の言葉の内容や母親が命令すること自体に対して、はっきり拒否を表明する。拒否感情を言葉で表す。
不満	母親の言葉や態度などが自分の意に反していることが気に入らず、不満を言葉で表明する。
固執・延引	母親から禁止された行動に固執したり、強制された行動を先延ばししたりしようとして、そのことを言葉で表明する。
合理化	母親から禁止された行動をとることや、強制された行動をとらないことに対して、もっともらしい理由をつけて言う。
葛藤	2つ以上の物事の間で、どちらにしようか判断がつかないと言う。2つ以上の矛盾したことを言う。
代償	母親の言葉を受け入れる代わりに、条件を出す。
服従	母親の言葉や母親が指示・命令すること自体は認めていないが、それに従う。
罪責	自分の非を認め、反省する。
容認	母親の言葉を認めて、それを受け入れる。
その他	その他の反応

注1) 感情的反発行動の場合の基準は、「口に出して言う、表明する」ではなくて、「心の中でそう思う、そう感じる」となる。なお、12 カテゴリーの場合の「不安」は、表2の中間的反応に分類される。

表2 反発反応カテゴリーの再分類による5段階得点化と3段階得点化、および反発率

カテゴリー	5段階再分類	5段階得点	3段階再分類	3段階得点	強い反発率
攻撃	強い反発反応	5点	強い反発反応	3点	反発率
拒否					
不満	弱い反発反応	4点	弱い反発反応	2点	
固執・延引					
合理化	中間的反応	3点	非反発反応	1点	
葛藤					
代償					
その他	弱い受容反応	2点			
服従					
罪責	強い受容反応	1点			
容認					

た 12 カテゴリーを 3 段階で得点化した。

言語的反発反応の 11 カテゴリーとその分類基準（母親に対する子どもの反発の場合）を表 1 に示し、反発反応カテゴリーの再分類による 5 段階得点化と 3 段階得点化、および反抗率について表 2 に示す。

上記のカテゴリーは、「強い反発反応」、「弱い反発反応」、「中間的反応」、「弱い受容反応」、「強い受容反応」の 5 段階に再分類され、5 点～1 点の 5 段階の反発得点として得点化することができる。この 5 段階の反発得点は、厳密には「反発－受容」得点と呼ぶ方が適切であろう。自由の侵害が引き起こす反応を「反発－受容」という自由侵害への「否定的－肯定的」反応軸で捉える 5 段階得点化手続きは、自由の侵害が相矛盾する 2 種類の動機（リアクタンズ動機と追従動機）を生じさせるという心理的リアクタンズ理論の新たな発展方向（Brehm & Brehm, 1981; 深田・樋口・疋田, 2009）と一致する。

また、反発反応にだけ注目すると、上記のカテゴリーは、「強い反発反応」、「弱い反発反応」、「非反発反応」の 3 段階に再分類され、3 点～1 点の 3 段階の反発得点として得点化することもできる。この 3 段階の反発得点は、まさに反発の程度を表わす「反発」得点であり、自由侵害がリアクタンズ動機のみを喚起すると仮定すれば、矛盾なく使用できるが、自由侵害が相反する 2 種類の動機を喚起する可能性を考慮するとき、1 点と得点化される「非反発反応」に受容度の異なる反応が含まれてしまうという欠点を内包することになる。

ところで、反発反応カテゴリーの再分類による 5 段階得点化と 3 段階得点化の問題に関して、深田・木村（1996）は、「反発－受容度」の 5 段階得点と「反発度」の 3 段階得点の間の相関関係を検討し、感情的反発では.902 ($p < .001$)、言語的反発では.932 ($p < .001$)、行動的反発では.909 ($p < .001$)という極めて高い正の相関関係を確認している。この結果から判断するならば、5 段階得点でも 3 段階得点でもほとんど違いはないので、研究目的に応じて使い分ければよいと結論付けることができる。

さらに、上記のカテゴリーのうちの「攻撃」や「拒否」といった「強い反発」を示すカテゴリーにのみ注目するならば、「強い反発」の出現率、すなわち「反発率」を算出し、利用することができる。「反発率」は極めて単純で理解しやすい反発の指標であるという長所をもつ。しかし、弱い反発の出現率は無視することになるし、それ以外の種類の反応の出現率も無視することになり、非常に粗い指標と言わざるを得ない。加えて、間隔尺度としての得点化手続きに比べて、名義尺度である「反発率」はデータ分析上の制約を受けるという短所をもつ。

3.3. 行動的反発

行動的反発の測度は研究間で不統一である。①深田（1994）では、3 選択肢（反発、半反発半受容、受容）を 3 段階で得点化した。②深田・植田（1933）では、5 選択肢（禁止脅威と強制脅威に対する反発と受容）を 3 段階で得点化した。③深田・植田（1991）では、単項目の 5 段階評定尺度により 5 段階で得点化した。④深田他（1997, 1998）では、感情的反発や言語的反発と同様に表 1 と表 2 に示した基準により 11 カテゴリーに分類し、5 段階で得点化した。⑤深田・木村（1996）では、

④の 11 カテゴリーを 5 段階と 3 段階で得点化したほかに、4 選択肢を 3 段階で得点化する方法も併用し、さらに反発率も算出した。深田・植田（1993）の 5 選択肢と 3 段階得点化について表 3 に示す。

表 3 行動的反発の 5 選択肢と 3 段階得点化（深田・植田（1993））

反発度	禁止と強制に対する反発と受容	選択肢	得点
反発	禁止脅威に反発、強制脅威に反発	勉強しないで、テレビを見る*	3 点
半反発・ 半受容	禁止脅威を受容、強制脅威に反発 禁止脅威に反発、強制脅威を受容 禁止脅威に反発、強制脅威を受容	テレビは見ないが、勉強もしない* テレビを見て、そのあと勉強する テレビを見ながら、勉強する	2 点
受容	禁止脅威を受容、強制脅威を受容	テレビを見ないで、勉強する*	1 点

注 1) *深田（1994）で使用した 3 選択肢

3.4. 特殊な反発測定

坪田他（1992）と深田他（1993）では、反発の 3 種類の主要な測定に関して特殊な測定方法を使用した。感情的反発あるいは言語的反発に関しては、「拒否」、「固執・延引」、「葛藤・代償」、「服従」、「容認」に対応する 5 種類の「気持ち」（内面的反応）あるいは「答え方」（言語表現）を示し、それぞれの気持ちにどの程度なると思うか、あるいはそれぞれの答え方をどの程度使うと思うか、3 件法（3～1 点）で回答させた。行動的反発に関しては、「積極的拒否」（3 点）、「屈折的拒否」（2 点）、「半固執・反受容」（2 点）、「固執・延引」（2 点）、「受容」（1 点）の 5 選択肢のうちから 1 つを選択させ、3～1 点の 3 段階で得点化した。

感情的反発と言語的反発に関する上記の測定方法は、今城（1995）の主張する心理的リアクタンスのより敏感な指標という考え方と共通するところがある。自由に関する前提条件が満たされ、かつ自由への脅威が強すぎない場合に限り、態度変化や行動変化などの自由回復行動が検出できないと考えた今城（1995）は、説得的コミュニケーションが禁止した立場に対する受け手の受容度の増加といった「禁止された諸立場の受容度」がリアクタンスの指標として有効であると証明した。また、山香・深田（2005）は、脅威が大きくなると、強制された諸立場の受容度が減少し、禁止された諸立場の受容度が増加するという仮説を導いたものの、仮説の検証には失敗した。反発強度や受容強度の異なる複数の感情的反応（選択肢）あるいは複数の言語的反應（選択肢）を用意し、それぞれの反応（選択肢）ごとに反発度・受容度を測定する試みは、より敏感な心理的リアクタンスの指標を模索する今城（1995）や山香・深田（2005）の姿勢と本質的に同じであろう。

第 3 節 反抗研究の結果

反抗研究では、反抗の主要な測度である感情的反発、言語的反発、行動的反発に及ぼす諸要因の効果を検討した。結果の説明が煩雑化することを避けるため、2・3の例外を除いて各要因の交互作用効果には触れず、主効果を中心に整理する。

1. 反発次元間の差異：3種類の反発の大きさの比較

反抗研究では、反抗の主要な測度として、感情、言語、行動という3つの次元における反発反応、すなわち感情的反発、言語的反発、行動的反発を測定してきた。リアクタンス喚起状況と考えられる反抗場面で生じる3種類の反発反応の大きさは同じであろうか、あるいは異なっているであろうか、という疑問が湧く。類似した測定方法によって算出された感情的反発得点と言語的反発得点を比較した深田（1986b, 1994）、深田・植田（1991, 1993）は、感情的反発得点の方が言語的反発得点よりも有意に大きいことを見出した。また、感情的反発得点と言語的反発得点と行動的反発得点の全てを類似した方法によって測定した深田・木村（1996）、深田他（1997, 1998）は、3種類の反発得点を比較した。その結果、深田・木村（1996）と深田他（1998）は、感情的反発得点の方が言語的反発得点と行動的反発得点よりも有意に大きいことを、また、深田他（1997）は、感情的反発得点 が最も大きく、行動的反発得点 が最も小さく、言語的反発得点 が両得点の中間の大きさであることを見出した。

このように、必ずしも明瞭とは言えないまでも、内面的レベルでの感情的反発が最も大きく、次に言語表出レベルの言語的反発が大きく、行動レベルの行動的反発が最も小さい、という傾向のあ ることが判明した。心の中で感じた反発は、そのまま表出されることはなく、言葉で表現する際には緩和され、行動で示す際にはさらに緩和されることが窺える。

2. 脅威の方向要因の効果

3種類の反発の規定因として最も多く検討した要因は、脅威の方向要因（反態度的脅威と順態度的脅威）であり、6研究で脅威の方向要因の効果を検討した。

2.1. 感情的反発に及ぼす効果

母親からの言語的脅威に対する子どもの感情的反発に関して、脅威の方向要因（反態度的脅威と順態度的脅威）の効果を検討した3研究の結果は、次の通りであった。反態度的脅威の方が順態度的脅威よりも大きい感情的反発を喚起することは、子どもの年齢段階（幼稚園児、小学生、中学生、高校生）に関わりなく、深田（1994）の反発得点、深田・植田（1993）の反発得点（禁止脅威と強制脅威の両脅威条件）、深田他（1993）の拒否得点、の全てにおいて一貫して実証された。しかし、教師からの言語的脅威に対する児童・生徒の言語的反発を扱った深田・木村（1996）の単項目尺度では予想した方向での効果が得られたものの、5段階反発得点、3段階反発得点、反発率ではそうした効果は認められなかった。

2.2. 言語的反発に及ぼす効果

母親からの言語的脅威に対する子どもの言語的反発に関して、脅威の方向要因（反態度的脅威と順態度的脅威）の効果を検討した5研究の結果は、次の通りであった。反態度的脅威の方が順態度的脅威よりも大きい言語的反発を喚起することは、深田（1983）の反発得点と反発率、深田（1986a, 1994）の反発得点、深田他（1993）の拒否得点、の全てで実証された。しかし、深田・植田（1993）では、そうした効果は強制脅威条件の反発得点で実証されるにとどまり、禁止脅威条件の反発得点では実証されなかった。そして、教師からの言語的脅威に対する児童・生徒の言語的反発を扱った深田・木村（1996）の5段階反発得点と3段階反発得点では予想した方向での効果が得られたものの、反発率と単項目尺度ではそうした効果は認められなかった。

2.3. 行動的反発に及ぼす効果

母親からの言語的脅威に対する子どもの行動的反発に関して、脅威の方向要因（反態度的脅威と順態度的脅威）の効果を検討した3研究の結果は、次の通りであった。反態度的脅威の方が順態度的脅威よりも大きい行動的反発を喚起することは、深田（1994）の反発得点、深田・植田（1993）の反発得点（禁止脅威と強制脅威の両脅威条件）、の全てで実証された。しかし、深田他（1993）の反発得点では効果が認められなかった。また、教師からの言語的脅威に対する児童・生徒の行動的反発を扱った深田・木村（1996）の5段階反発得点、3段階反発得点、反発率、単項目尺度のいずれでも効果は認められなかった。

2.4. まとめ

得られた脅威の方向要因の有意な効果は、全て反態度的脅威が順態度的脅威よりも大きい反発を生じさせるというものであり、効果の方向性は一貫していた。脅威の方向要因の効果は、感情的反発と言語的反発では比較的出現しやすいが、行動的反発では出現しにくいように見える。感情レベルで反発を感じることや、言語レベルで反発を表出することに比べて、行動レベルで反発を表出することは勇気を必要とする難しい行動であると解釈される。また、各研究で採用していた3種類の反発測度のうち、感情的反発と言語的反発はよく類似した手続きによって測定されていたが、行動的反発はそれら2種類の反発の測定手続きと異なる測定手続きであったことが、得られた結果に影響している可能性もある。

3. 脅威強度要因の効果

脅威強度の要因の効果は2研究で検討した。母親の言語的脅威に対する子どもの反発を検討した深田（1986b）では、感情的反発率と言語的反発率は、弱脅威条件よりも強脅威条件の方で有意に大きかったが、感情的反発得点と言語的反発得点にはそうした差が見られなかった。教師の言語的脅威に対する児童・生徒の反発を検討した深田・植田（1991）では、感情的反発得点と言語的反発得

点は、弱脅威条件よりも強脅威条件の方で有意に大きかったが、行動的反発得点にはそうした差が見られなかった。

脅威強度の要因の主効果は全ての反発測度で見られたわけではないが、全体的には脅威強度が増加すると、3種類の反発が増加する傾向は読み取れる。

4. その他の操作要因の効果

4.1. 禁止された行動への欲求要因の効果

母親の言語的脅威に対する子どもの反発を検討した坪田他（1992）では、言語的反発反応のうちの固執・延引得点のみと行動的反発得点は、禁止された行動への欲求弱条件よりも欲求強条件の方で有意に大きかったが、感情的反発反応の指標にはそうした差は見られなかった。

禁止された行動への欲求が強いことは、侵害された自由が重要であることを意味するので、禁止された行動への欲求を自由の重要性に置き換えることも可能であろう。

4.2. 自由の重要性要因の効果

教師の言語的脅威に対する生徒の反発を検討した深田・植田（1991）*では、感情的反発得点、言語的反発得点、行動的反発得点は、自由の重要性低条件よりも高条件の方がいずれも有意に大きかった。

筆者注）*行動的反発に関する記述が本文では欠落していたため、記述を補った。

禁止された行動への欲求要因の効果と併せ考えると、侵害される自由の重要性が高くなるほど、反発は大きくなることが分かる。

4.3. 自由の実行可能性要因の効果

教師の言語的脅威に対する生徒の反発を検討した深田・植田（1991）*では、行動的反発得点は、自由の実行可能性低条件よりも高条件の方がいずれも有意に大きかったが、感情的反発得点や言語的反発得点にはそうした差が見られなかった。

筆者注）*行動的反発に関する記述が本文では欠落していたため、記述を補った。

4.4. 脅威の正当性要因の効果

教師の言語的脅威に対する児童・生徒の反発を検討した深田他（1997）では、感情的反発得点、言語的反発得点、行動的反発得点は、脅威が正当な条件よりも不当な条件の方がいずれも有意に大きかった。自由に対する正当性の低い脅威、すなわち不当な脅威は、反発を増加することが明らかとなった。

4.5. 脅威者要因の効果

教師の言語的脅威に対する児童・生徒の反発を検討した深田他（1998）では、脅威者を教師ある

いは同級生と操作したが、3種類の反発得点のいずれにも、脅威者の違いによる差は見られなかった。ただし、行動的反発得点に関して、脅威者要因と学年要因の交互作用が見られ、行動的反発得点は、脅威者が教師の場合は小学4年生よりも中学2年生の方が大きく、脅威者が同級生の場合は、学年進行とともにU字型に変化していた。

5. 個人差要因の効果

5.1. 学年要因の効果：発達的变化

反発反応の発達的变化を検討するために学年要因を取り上げた研究は8研究であるが、このうちの2研究は小学4年生と5年生を実験参加者としており、学年差を検討するには不適切であるので、残りの6研究の学年要因の効果を見ていく。6研究のうち3研究が母親の言語的脅威を、3研究が教師の言語的脅威を扱っている。

5.1.1. 母親の言語的脅威への反発

小2、小4、小6、中2の子どもを実験参加者とした深田（1983）では、言語的反発率に学年要因の主効果が見られ、学年進行とともにU字型の変化を示していたが、言語的反発得点に学年要因の主効果は見られなかった。ただし、言語的反発得点は、反態度的脅威条件では学年進行とともに弱いU字型の変化を示していた。こうしたU字型の学年要因の主効果を後続の研究で確認することはできなかった。

小2、小4、小6、中2、高1の子どもを実験参加者とした深田（1994）では、感情的反発得点、言語的反発得点、行動的反発得点の全てに学年要因の主効果が見られ、学年進行とともにこれらの反発得点はいずれも増加していた。また、行動的反発得点に関しては、学年要因と脅威の方向要因の交互作用も見られ、小4～高1では順態度的脅威よりも反態度的脅威の方が反発は大きかったが、小2ではそうした脅威の方向の条件差は見られなかった。

小4、小6、中2の子どもを実験参加者とした深田（1986b）では、感情的反発得点、感情的反発率、言語的反発得点、言語的反発率の全てに学年要因の主効果がみられ、学年進行とともに反発は増加していた。

5.1.2. 教師の言語的脅威への反発

教師の言語的脅威に対する児童・生徒の反発を検討した深田・木村（1996）では、3種類の反発（感情的反発、言語的反発、行動的反発）に関する各4種類の測度（5段階得点、3段階得点、反発率、単項目尺度）の合計12種類の測度全てにおいて、学年要因（小4、小6、中2）の主効果が見られ、学年進行とともに反発は増加していた。

教師の言語的脅威に対する児童・生徒の反発を検討した深田他（1997）では、感情的反発得点に学年要因（小4、小6、中2）の主効果が見られ、学年進行とともに感情的反発得点は増加していたが、言語的反発得点や行動的反発得点にはそうした効果は見られなかった。

教師の言語的脅威に対する児童・生徒の反発を検討した深田他（1998）では、感情的反発得点と行動的反発得点に学年要因（小4、小6、中2）の主効果が見られ、学年進行とともに反発得点は増

加していたが、言語的反発得点にはそうした効果は見られなかった。

5.1.3. まとめ

反発の種類により若干の違いは存在するものの、全体的に見れば、反発に及ぼす学年の主効果はかなり明瞭に検出された。学年要因の主効果の方向は、学年進行とともに増加するというものであった。小2～高1まで5段階で各学年160名の合計800名を実験参加者とした深田（1994）の研究が最も年齢幅を広くとった研究であるので、暫定的にこの研究結果を信頼することにする。

ところで、一部の研究（深田，1983）でこれと矛盾する学年要因のU字型の主効果が検出されたが、このU字型の効果は主に小学2年生の反発が大きいことに起因しており、小学校低学年児童の反発の大きさについては再検討が必要であろう。ただし、小学1年生や2年生に対して、高学年児童と同様の質問紙実験を実施することは、現実的にかなり難しい。方法的な限界があるため、幼稚園児や小学校低学年児童に対して、高学年児童や中学生・高校生と直接的に比較可能な質問紙実験を実施するには特段の工夫が必要となることは言うまでもない。

5.2. 性要因の効果：性差

反発反応の性差を検討するために性要因を取り上げた研究は8研究である。8研究のうち5研究が母親の言語的脅威を、3研究が教師の言語的脅威を扱っている。

5.2.1. 母親の言語的脅威への反発

幼稚園年長児を実験参加者とした深田（1986a）では、唯一の反発指標である言語的反発得点に関して、性の主効果は見られなかったが、性要因と脅威の方向要因の交互作用効果が有意であり、他の3条件に比べ、反態度的脅威条件の男児のみがより大きい反発を示した。

小2～高1を実験参加者とした深田（1994）では、感情的反発得点、言語的反発得点、行動的反発得点のいずれに関しても性要因の主効果は見られなかったが、行動的反発得点に関しては性要因と脅威の方向要因の交互作用効果が見られた。すなわち、行動的反発得点が全体的に高い反態度的脅威条件では性差が見られなかったが、全体的に低い順態度的脅威条件では男子よりも女子の方が行動的反発は大きかった。

中2を実験参加者とした深田・植田（1993）では、感情的反発得点、言語的反発得点、行動的反発得点のいずれに関しても性要因の主効果は見られなかった。

小4・小5を実験参加者とした坪田他（1992）と深田他（1993）では、感情的反発と言語的反発の指標に関しては性要因の主効果はみられなかったが、行動的反発得点に関しては性要因の主効果が見られ、女子よりも男子の方が行動的反発は大きかった。

5.2.2. 教師の言語的脅威への反発

小4～中2を実験参加者とした深田・木村（1996）では、感情的反発、言語的反発、行動的反発に関するそれぞれ4種類の指標（5段階得点、3段階得点、反発率、単項目尺度得点）のいずれでも性要因の主効果は見られなかった。同様に、小4～中2を実験参加者とした深田他（1997）でも、感情的反発得点、言語的反発得点、行動的反発得点のいずれに関しても性要因の主効果は見られなかった。

小4～中2を実験参加者とした深田他（1998）では、行動的反発得点に関して性要因の主効果が見られ、女子よりも男子の方が行動的反発は大きかった。

5.2.2. まとめ

反発に及ぼす性要因の主効果は、学年要因の主効果に比べると、明瞭な形では検出されなかった。全体的に見ると、反発における性差はあまり明瞭でないと言えよう。

5.3. 国・地域要因の効果

日本と台湾における母親の言語的脅威に対する小4・小5の子どもの反発を取り上げた坪田他（1992）と深田他（1993）では、強い感情的反発の指標である拒否得点、弱い感情的反発の指標である固執・延引得点、弱い言語的反発の指標である固執・延引得点、行動的反発得点に関して、台湾よりも日本の方が反発は大きかった。

第4節 子どもの反抗を誘発する母親の言葉

1. 反抗を誘発する脅威者の言語的脅威の内容

反抗は、社会的地位関係における下位者が上位者に対して示す否定的反応である。反抗に関する心理学的研究には、『子供の反抗』（上武, 1957）や『反抗の心理』（中西, 1971）などの優れた専門書が公刊されてきたし、研究論文は散見されるものの（例えば、中西, 1959; 関, 1958）、反抗に関する本格的な心理学的研究は少ない。こうした研究状況を背景に、深田（1983, 1986a, 1986b）は、場面想定法による質問紙実験を実施して、母親の言葉に対する子どもの反抗現象に心理的リアクタンス理論（Brehm, 1966; Brehm & Brehm, 1981）を応用しようと試みた。心理的リアクタンス理論では、子どもの行動の自由を侵害する母親の言葉は、子どもの自由に対する言語的な脅威であり、子どもに心理的リアクタンスを喚起する原因となる。そして心理的リアクタンス理論では、弱い脅威に比べて、強い脅威はより強いリアクタンスを喚起すると予測し、また、子どもの初期態度と一致する順態度的脅威に比べて、初期態度と相反する反態度的脅威はより強いリアクタンスを喚起すると予測する。

小中学生を実験参加者とした深田（1986b）は、強脅威条件の方が弱脅威条件よりも、感情レベルと言語レベルでより強い反発を喚起することを証明した。そして、小中学生を実験参加者とした深田（1983）は、反態度的脅威の方が順態度的脅威よりも、言語レベルでより強い反発を喚起することを、また、幼児を実験参加者とした深田（1986a）は、反態度的脅威の方が順態度的脅威よりも、言語レベルでより強い反発を喚起することを証明した。このように、心理的リアクタンス理論からの予測は支持され、子どもの反抗現象に対して心理的リアクタンス理論を適用することの妥当性が実証された。

上記の反抗研究は、略画（深田, 1983, 1986b）や人形劇（深田 1986a）を利用して、仮想反抗場面を設定するという投影法的手法が使用された。中西他（1958）でも略画を利用する手法が用いられている。これらの4研究では、いずれも脅威者の言語刺激を一定に保ちながら、あるいは何通りかに固定しながら、そうした言語刺激によって生じる子どもの反抗を測定している。しかし、これらの研究では、どのようなタイプの言語刺激が子どもの反発や受容を引き起こすのかについて、データの裏付けのないまま進められてきた。そこで、いったん立ち止まり、特定の言語的脅威がどのような反応（反発や受容）を生じさせるのかという従来の研究の発想を逆転させ、特定の反応（反発や受容）はどのような言葉（言語刺激あるいは言語的脅威）によって生じさせられるのか、という問題について考えてみる必要があると思われる。すなわち、言語的脅威に対する子どもの反応（反発あるいは受容）を固定することによって、そうした反応を生じさせる脅威者の言語刺激を探ってみる必要がある。

子どもの反応を固定して、そうした反応を生じさせる脅威者の言語刺激を研究するにあたっては、2種類の研究方法を用いるのが適切であろう。第1の方法として、従来の反抗研究との比較を可能にするために、投影法的な仮想場面を使用することが求められる。第2の方法として、実際に子どもが脅威者からどのような言語刺激を受け取っているかを把握するために、実態を測定できるような現実の反抗場面を使用することが求められる。すなわち、従来の反抗研究で使用されてきた投影法的手法に加えて、実態調査的手法を併用することが望ましい。

反抗場面としては、先行研究で使用された「子どもがテレビを見ているときに、母親がテレビ視聴を禁止し、勉強を強制する場面」は一般性があって適当だと思われる。

2. 子どもの反発を喚起する言語刺激：深田（1990）

2.1. 目的

目的 1：子どもの反発反応あるいは受容反応を生じさせる母親の言語刺激を収集し、その特徴を比較検討する。

目的 2：子どもの反発反応あるいは受容反応を生じさせる母親の言語刺激を、子どもの直接経験に基づく現実場面と投影法的手法に基づく仮想場面の両側面から収集し、比較検討する。

2.2. 方法

2.2.1. 実験計画の概要

本質的には言語刺激を収集するための調査であるが、要因操作的に条件設定を行ったため、形式的には質問紙実験となる。独立変数は、場面要因（現実場面、仮想場面）と反応要因（受容反応条件、反発反応条件）であり、2×2の実験参加者内2要因計画であった。実験参加者は9小学校の6年生1101人であった。従属変数は、母親が実際に使用した言葉（現実場面）あるいは使用すると思う言葉（仮想場面）で、自由記述により記入させた。

2.2.2. 実験手続き

現実場面・受容反応条件 6年生になってから、テレビを見ているときに、お母さんから勉強するように言われて、「勉強する気になった」ことがあるかを尋ね、「①よくある、②ときどきある、③まったくない」の3選択肢から回答を選択させた。そして、①あるいは②と回答した子どもに、そのときの母親の言葉を自由記述させた。すなわち、母親から勉強を強制されて、それを受容した経験のある子どもにのみ、そのとき使用された母親の言葉を書かせた。

現実場面・反発反応条件 6年生になってから、テレビを見ているときに、お母さんから勉強するように言われて、「勉強する気がなくなった」ことがあるかを尋ね、上記と同様に回答を求めた。すなわち、母親から勉強を強制されて、それに反発した経験のある子どもにのみ、そのとき使用された母親の言葉を書かせた。

仮想場面・反発反応条件 略面を提示して、同年齢の太郎君（花子さん）の家の出来事であると説明し、太郎君（花子さん）がテレビを見ているところにお母さんがやってきて、太郎君（花子さん）に何か言ったところ、太郎君（花子さん）は「勉強なんかしないぞ（しないわ）」と思った、と解説し、お母さんがどんなことを言ったと思うか、想像して書くように求めた。

仮想場面・受容反応条件 太郎君（花子さん）は「勉強しよう」と思った、と解説した点のみが、仮想場面・反発条件と異なる。

2.3. 得られた知見

2.3.1. 回答反応率(回答反応数)から見えてくること

実験参加者が分類可能な回答反応を記述していたかどうかを分析してみると、投影法的手法を用いた仮想場面では、受容反応条件でも反発反応条件でも有効回答率（有効回答数）は100%（1101件）であった。テレビを見ているときに母親から勉強を強制される場合に、受容反応あるいは反発反応を誘発する母親の言葉を想像することは、小学6年生の実験参加者にとっては非常に容易な認知的作業であったと解釈できる。しかし、現実場面での分類可能な有効回答率（有効回答数）は、受容反応条件では75.6%（832件）に減少し、反発反応条件ではさらに47.0%（517件）まで大きく減少してしまう。これは、母親から勉強を強制されても、その母親の言葉を受け入れて「勉強する気になった」経験が全くない子どもが約25%も存在することを意味する。また、母親から勉強を強制されても、その母親の言葉に反発して「勉強する気がなくなった」経験が全くない子どもが50%以上に達することを意味する。

このことから、投影法的手法である仮想場面を使用する研究では、現実場面で生じる反発現象が誇張されている可能性が大きいことを留意すべきであろう。反発反応の場合ほどではないが、受容反応の場合にも、多かれ少なかれそうした受容反応が誇張されている可能性は否定できない。

2.3.2. 各反応カテゴリーの出現率から見えてくること

収集した言語刺激は、総反応数3551件であった。この言語刺激を一定の基準（例えば、1人の回答が2個以上の場合は、最初の回答を採用する）のもとに分類し、49個の小分類カテゴリー、19個の中分類カテゴリー、9個の大分類カテゴリーに分類した。大分類と中分類のカテゴリーの名称、およびカテゴリーの内容説明を表4に示した。また、場面別・反応条件別に見た大分類カテゴリー

の出現率を、出現率 10%以上のカテゴリーに限定し、表 5 に示した。実際の分析は、大分類と中分類のカテゴリー別出現率の角変換値を求め、角変換値に関して場面要因と反応要因の χ^2 要因分散分析を行い、場面ごとの反応条件差と反応条件ごとの場面差を検討するための下位検定を行ったが、詳細が省略する。

表 4 大分類と中分類のカテゴリーの名称、およびカテゴリー内容

1	強制・禁止型： 勉強の強制あるいはテレビの禁止
	1) 罰提示強制型： 罰を提示した勉強の強制
	2) 禁止型： テレビの禁止
2	非難・皮肉型： テレビばかり見て、勉強しないことへの避難・皮肉
	1) 非難型： テレビばかり見て、勉強しないことへの非難
	2) 皮肉型： テレビばかり見て、勉強しないことへの皮肉
3	命令型： 勉強の命令
	1) 単純命令型： 勉強の直接的命令
	2) 他者比較命令型： 他者と比較しながら勉強の命令
	3) 成績指摘命令型： 成績を引き合いに出した勉強の命令
4	理由強調型： 勉強する理由を強調した勉強の間接的命
	1) 将来利益強調型： 勉強することによる将来の利益の強調
	2) 将来不利益強調型： 勉強しないことによる将来の不利益の強調
	3) 現在不利益強調型： 勉強しないことによる現在の不利益の強調
	4) 時間強調型： 遅くなるという理由で勉強の命令
5	説得・奨励型： 勉強の説得あるいは激励
	1) 説得型： 勉強の説得
	2) 願望型： 母親の願望
	3) 激励型： 勉強の激励
6	問いかけ型： 問いかけを伴う婉曲的命
7	順序重視型： テレビを見ることを認めながら、先に勉強することを命
8	報酬・譲歩型： 報酬を提示した勉強の促し、あとで勉強することへの譲歩
	1) 報酬型： 報酬を提示した勉強の促し
	2) 譲歩型： あとで勉強することへの譲歩
9	その他

注 1) 1~9 は大分類カテゴリー、1)~4)は中分類カテゴリーである。

表5 場面別・反応条件別に見た大分類カテゴリーの出現率：出現率10%以上のカテゴリー

現実場面		仮想場面					
受容反応条件		反発反応条件		受容反応条件		反発反応条件	
命令型	48.1	命令型	56.3	報酬・譲歩型	30.2	命令型	67.6
理由強調型	18.9	理由強調型	14.5	理由強調型	21.2	理由強調型	13.5
問いかけ型	14.4			命令型	15.7		
				順序重視型	11.6		

注1) 表内の数値は%

言語刺激の場面差 カテゴリー出現率に関する現実場面と仮想場面の差異は、受容反応条件に比べて、反発反応条件の方でより小さい。すなわち、子どもの受容反応を引き起こす母親の言語刺激のタイプは、現実場面と仮想場面ではかなりの差異が認められるが、反発反応を引き起こす言語刺激のタイプは、現実場面であっても仮想場面であっても、それほど大きな差異は認められず、比較的良好に類似している。したがって、母親の言語的脅威に対する子供の反抗の研究を行う場合には、現実場面における母親言語刺激の実態を報告させなくても、仮想場面における母親の言語刺激を推測的に認知させることによって、目的を十分に達成できることが明らかとなった。

言語刺激の反応場面差 カテゴリー出現率に関する受容反応条件と反発反応条件の差異は、現実場面に比べて、仮想場面の方でより大きい。すなわち、現実場面において子どもの受容反応と反発反応を引き起こす母親の言語刺激のタイプの間には、あまり大きな差異は認められないが、仮想場面においては両反応を引き起こす言語刺激のタイプの間には大きな差異が存在する。これは以下のように解釈できる。

現実生活の中で、母親の同一の言語刺激に対して、子どもは、あるときは受容反応を示し、またあるときは反発反応を示すというように、同一刺激が相反する2種類の反応を生じさせる可能性があるが、そこには非言語刺激が関与しているように思われる。例えば、同一の言語刺激であっても、その言語刺激の非言語的側面（語調や声の大きさなど）の差異や、その言語刺激に伴う非言語的行動（表情や身振りなど）の差異が、同一言語刺激によってもたらされる反応の差異を説明するかもしれない。現実場面では、言語刺激には常にこうした非言語刺激が付随しているため、言語刺激のみを記述させる方法は、現実場面における脅威を検討する場合には不十分であるかもしれない。

一方、仮想場面において、子どもの反発反応と受容反応をもたらす母親の言語刺激のタイプの間には明瞭な差異があると認知されたのは、現実場面における非言語刺激が捨象され、純粋に言語刺激の差異が子どもに意識されたことによるのかもしれない。また、現実には母親が使用するわけではないが、理想として言って欲しい言葉（受容反応を引き起こす言語刺激）と行って欲しくない言葉（反発反応を引き起こす言語刺激）が、子どもの認知レベルにおいて明瞭に弁別され、存在しているとも考えられる。

いずれにせよ、相対立する2種類の反応を生じさせる言語刺激は、現実場面に比べて、仮想場面においてよりその差異が強調され、明瞭化されると解釈できる。すなわち、この種の研究で仮想場

面を使用することは好ましくないのではなく、むしろ条件差をより敏感に反映させることができるという意味で、仮想場面の使用が積極的に推奨されてよいと言える。ただし、「**2.3.1. 回答反応率(回答反応数)から見えてくること**」で考察したように、仮想場面を使用する研究では、現実場面で生じる反発現象が誇張される可能性があることを忘れてはならない。

引用文献

- Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- 深田 博己 (1977). コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要 第一部, **26**, 259-269.
- 深田 博己 (1983). 心理的反発に関する発達的研究 島根大学教育学部紀要 教育科学編, **17**, 31-39.
- 深田 博己 (1986a). 幼児の心理的反発に及ぼす順態度的脅威と反態度的脅威の効果 島根大学幼年期教育研究, **3**, 19-27.
- 深田 博己 (1990). 心理的反発を喚起する言語刺激のタイプ 広島大学教育学部紀要 第一部, **39**, 157-166.
- 深田 博己 (1994). 心理的リアクタンスにおける性差と年齢差 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **43**, 125-133.
- 深田 博己・樋口 匡貴・疋田 容子 (2009). リアクタンス喚起状況でのリアクタンス動機と追従動機の役割 説得交渉学研究, **1**, 33-50.
- 深田 博己・木村 堅一 (1996). 教師の言語的脅威に対する小・中学生の反発—順態度的脅威と反態度的脅威— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **45**, 45-54.
- 深田 博己・木村 堅一・牧野 幸志 (1997). 小・中学生の反発に及ぼす教師の言語的脅威の正当性の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **46**, 27-32.
- 深田 博己・木村 堅一・牧野 幸志 (1998). 小・中学生の反発に及ぼす教師あるいは同級生の言語的脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **47**, 29-35.
- 深田 博己・坪田 雄二・周 玉慧 (1993). 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス(2)—日本と台湾の比較— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 37-43.
- 深田 博己・植田 智 (1991). 進路決定場面における教師に対する生徒の反発反応 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **40**, 95-102.
- 深田 博己・植田 智 (1993). 心理的リアクタンスに及ぼす強制脅威と禁止脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 29-35.

- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2016a). 心理的リアクタンス過程の検討(1): 母親に対する子どもの反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(1)**, 19-34.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2016b). 心理的リアクタンス過程の検討(2): 教師に対する生徒の反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(1)**, 35-46.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2017). 心理的リアクタンス過程の検討(3): 強制脅威と禁止脅威に対する反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(2)**, 23-34.
- 深田 成子 (1986b). 子供の心理的反発に及ぼす母親の言語的脅威の効果 鳥取女子短期大学研究紀要, **15**, 84-91.
- 今城 周造 (1995). 禁止された立場の受容にリアクタンスが及ぼす効果: 自由への脅威が態度と一致する場合に通常生じる効果は何か 社会心理学研究, **11**, 75-83.
- 上武 正二 (編) (1957). 子どもの反抗 (児童心理選書 第三巻) 金子書房
- 川上 和久 (1988). 子どもの反発行動—リアクタンス理論からのアプローチ— 古畑 和孝 (編) 発達社会心理学講座 第1巻 社会的行動の発達 学芸図書 pp. 190-211.
- 中西 信男 (1959). 反抗行動の発達の研究 教育心理学研究, **6**, 144-152. & 201-202(Abstract).
- 中西 信男 (1971). 反抗の心理 福村出版
- 中西 信男 他 (1958). 反抗機制の研究(4)—投影法による解明— 日本心理学会第22回大会 中西 信男 (1971). 反抗の心理 福村出版 pp. 124-131.
- 関 計夫 (1958). 発達段階と反抗期 九州大学教育学部紀要 教育心理学編, **5**, 1-22.
- 坪田 雄二・深田 博己・周 玉慧 (1992). 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス—日本と台湾の比較— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **41**, 49-56.
- 山香 玲子・深田 博己 (2005). 順態度的脅威が様々な態度位置の受容に及ぼす効果 広島大学心理学研究, **5**, 19-117.

第5章 自由の侵害が喚起する2つの動機：

リアクタンス喚起状況でのリアクタンス動機 と追従動機の役割

要約 本研究の目的は、リアクタンス喚起が期待される状況において、自由の重要性と自由への脅威がリアクタンス動機と追従動機に及ぼす影響、さらにリアクタンス動機と追従動機が自由回復行動意思に及ぼす影響を検討することであった。独立変数は自由の重要性（高・低）と自由への脅威（大・小）、媒介変数はリアクタンス動機と追従動機、従属変数は自由回復行動意思（反発行動意思・攻撃行動意思）であった。大学生 253 名に対し、場面想定法を利用した質問紙実験を行った。実験参加者の反応を使用した分析から、自由への脅威はリアクタンス動機を強く増加させるが、追従動機を減少させることが分かった。そして、リアクタンス動機は攻撃行動意思を促進し、追従動機は反発行動意思を抑制することが実証された。

キーワード：心理的リアクタンス理論、リアクタンス動機、追従動機、自由の重要性、自由への脅威

第1節 問題

1. 心理的リアクタンス理論

説得への抵抗を説明する最も有力な理論のひとつである心理的リアクタンス理論（psychological reactance theory）は、Brehm（1966）が提出し、Brehm & Brehm（1981）が修正を加えている。理論の中心概念である心理的リアクタンスとは、個人が特定の自由を侵害されたときに喚起される、自由回復を志向した動機づけ状態、すなわち、失われた自由を回復し、失われそうな自由を確保しようとする動機づけ状態である。リアクタンス理論の立場に立てば、態度変容を目的とする説得の圧力は、個人の態度の自由に対する侵害であり、態度の自由への脅威である。

今城（2001, 2002, 2005）では、一貫して Wicklund（1974）の言うリアクタンスの前提条件（自由の期待が大きく、自由の重要性が高い条件）をリアクタンス研究に必須の条件とみなし、重視している。中でも、今城（2005）の展望論文は2つの新たな見解を提出している。そのひとつは、順態

度的説得（順態度的脅威）によるリアクタンス喚起研究を批判し、それまで軽視されてきた反態度的説得（反態度的脅威）によるリアクタンス喚起研究の重要性を指摘したことである。すなわち、説得研究領域におけるリアクタンス研究の衰微の原因を今城（2005）は、先行研究がリアクタンスの前提条件を満たす反態度的説得を除外し、リアクタンスの前提条件を満たしにくい順態度的説得のみを扱ってきたことにあると分析解明した。もうひとつは、個人主義的・相互独立的文化圏で発展してきたリアクタンス理論を、わが国のような集団主義的・相互依存的文化圏に適用する際の基本的な考え方を「自由の文脈・決定・選択肢モデル」として提案したことである。このモデルによると、自由が重要となる私的場面のような社会的文脈の場合、個人に決定の裁量権がある個人的活動内容についての決定の場合、脅かされる行動（強制される行動）のほかに実行可能な行動選択肢がある場合には、集団主義文化でも自由の脅威がリアクタンスを喚起する可能性が高い。

2. Brehm & Brehm (1981) の仮説モデル

送り手からの説得の圧力は自由への脅威として働き、説得への抵抗を受け手に生じさせる場合だけでなく、送り手の説得に対して受け手が積極的に同調しようとする場合もあることは、日常的な現象として観察されるところである。説得をはじめとするさまざまな社会的影響力は、常に自由への脅威として機能するのではなく、ポジティブな影響源として機能することも多い。このことに関して、Wicklund (1974) は、“ブーメラン変化や変化への抵抗の見られる場合でも、ポジティブな変化（追従：compliance）へと作用する力が常に存在するであろう”（p.14）と述べている。こうした考えをさらに深めた Brehm & Brehm (1981) は、自由の行使を妨げる力（自由への脅威）と自由の重要性の交互作用を仮定する仮説を提案している。この仮説では、自由への脅威が、リアクタンスといったネガティブな影響動機（以下、リアクタンス動機と呼ぶ）と、同調といったポジティブな影響動機（以下、追従動機と呼ぶ。今城（1995a）は承諾力と呼んでいる）の両方を生じさせると仮定している。つまり、自由に対する脅威は、個人にリアクタンス動機と追従動機の両方を喚起させるが、結果的にどのような行動や効果が生じるかは、リアクタンス動機と追従動機のどちらかが優勢であるか（リアクタンス動機と追従動機の合成関数）によって決定される。もし、リアクタンス動機の方が追従動機よりも優勢であれば、圧力に対するリアクタンスといったネガティブな影響現象が生じ、追従動機の方がリアクタンス動機よりも優勢であれば、圧力に対する追従といったポジティブな影響現象が生じると仮定される。

さらに、Brehm & Brehm (1981) よると、喚起されるリアクタンス動機の量は自由への脅威の直接的関数として変化するのではなく、自由への脅威と脅かされる自由の重要性の交互作用効果を反映すると同時に、喚起される追従動機の量は、自由の重要性の影響を受けず、自由への脅威の直接的関数として変化する。自由の重要性が低い場合、自由への脅威の増加と共にリアクタンス動機は増加するが、その増加率は小さく、自由への脅威が低水準の段階ですぐにリアクタンス動機は停止して最大値をとる。一方、追従動機は自由の重要性に関係なく、自由への脅威の増加と共に増加するため、追従動機の優勢度がそれ以降加速され、自由への脅威に追従しようとするポジティブな影

響が生じる。次に、自由の重要性が中程度の場合、自由への脅威の増加と共にリアクタンス動機は中程度の増加率で増加し、自由への脅威が中水準の段階までリアクタンス動機の増加は続くが、中水準の段階で停止して最大値をとり、ここでネガティブな影響の強さは最大となる。さらに自由への脅威が増加すると、追従動機のみが増加するため次第にネガティブな影響は弱まり、リアクタンス動機と追従動機が等しくなる脅威水準でネガティブな影響が消滅する。それ以降は自由への脅威の増加と共に追従動機のみが増加し、ポジティブな影響が増加する。最後に、自由の重要性が高い場合、自由への脅威の増加と共にリアクタンス動機は増加し続け、その増加率は大きく、自由への脅威の最高水準で生じるリアクタンス動機の最大値は非常に大きい。これに対して自由への脅威の増加と共に追従動機も直線的に増加し続けるが、その増加度はリアクタンス動機に比べて小さい。自由への脅威が低水準のときからリアクタンス動機の方が追従動機よりも大きいため、自由への脅威が増加するにつれて追従動機に対するリアクタンス動機の優勢度はますます強まり、ネガティブな影響が次第に大きくなっていくと予測される。

3. 解決すべき課題

Brehm & Brehm (1981) によって提案されたこの仮説モデルは、Brehm (1966) の当初の心理的リアクタンス理論の基本的枠組みを根底から揺るがすものである。仮説モデルを検証することは、心理的リアクタンス理論の発展的拡張にとって必要不可欠であるといえる。この仮説モデルに関しては、今城 (1995a) が説得に及ぼす自由の前提条件と自由の脅威の交互作用効果を実証している。今城 (1995a) が取り上げた自由の前提条件の要因は自由期待と自由の重要性の合成要因であり、自由高条件では脅威水準の増加とともに説得効果が減少する傾向があるが、自由低条件では脅威水準の増加とともに説得効果はU字型に変化することが見出された。こうした結果は、Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルを支持する証拠となるが、これまでに Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルにおける動機を直接取り上げる形で、仮説モデルの検証を試みた研究は存在しない。Brehm (1966)、Brehm & Brehm (1981)、今城 (2001) も、動機づけ状態であるリアクタンスは仮説的媒介変数であるので、直接測定することはできないという立場を取っている。しかし、本研究は、リアクタンスを敢えて動機として測定しようと試みるものであり、そのリアクタンス動機と逆の機能をもつ追従動機も併せて測定しようと試みる。

リアクタンス研究で使用されるような反態度的脅威による一般的なリアクタンス喚起状況において、①リアクタンス動機が生じるだけでなく、追従動機も同時に生じるのか、②リアクタンスの最も明確な効果である自由回復行動に対して、実際にリアクタンス動機が促進的に、追従動機が抑制的に働くのか、③自由の重要性と自由への脅威は、リアクタンス動機と追従動機をどのように規定しているのか、また、これらの動機を介して間接的に自由回復行動を規定しているだけなのか、といった疑問が生じる。

そして、リアクタンス喚起状況でリアクタンス動機が喚起されれば、リアクタンス動機の効果として自由回復行動が出現すると期待される。リアクタンス喚起状況で同時生起するかもしれない追

従動機は、リアクタンス動機の導く自由回復行動の出現を妨害する働きをもつとみなすことができる。

Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルを検討するためには、自由の重要性の要因も自由への脅威の要因も全て 3 水準以上で操作しなければならない。しかし、本研究では、これらの要因によってリアクタンス動機と追従動機がどのように影響を受けるのか、また、これら 2 つの動機が自由回復行動意思に対してどのような影響を及ぼすのか、を探索的に検討することに関心がある。そのため、研究遂行を効率的に行うことを優先し、2 つの要因を 2 水準で操作することとした。

4. 本研究の目的

集団主義文化でリアクタンスが喚起されるためには、今城 (2005) の指摘した全ての条件を満たす必要がある。すなわち、本研究は、反態度的説得 (反態度的脅威) 場面を設定し、また、自由が重要となる私的場面のような社会的文脈、個人に決定の裁量権がある個人的活動内容についての決定、脅かされる行動 (禁止される行動) のほかに実行可能な行動選択肢がない場合を使用することによって、リアクタンス喚起状況を設定する。なお、今城 (2005) は、ある行動が強制されることによってその行動の自由が脅かされる状況を念頭に置き、脅かされる行動のほかに実行可能な行動選択肢がある場合にリアクタンスは喚起されやすいと述べている。本研究では、ある行動が禁止されることによってその行動の自由が脅かされる状況を設定するので、脅かされる行動のほかに実行可能な行動選択肢がない場合にリアクタンスは喚起されやすいと考える。これは、強制脅威と禁止脅威の問題である (深田・植田, 1993)。

本研究では自由回復行動の指標として自由回復行動意思を用いる。この理由は、本研究が場面想定法によるシナリオ実験を研究方法として採用するため行動測定が不可能であり、態度などの内的反応測度の中で最も行動に近い行動意思測度を利用することが適切と考えたからである。

したがって、本研究の目的は、反態度的脅威によるリアクタンス喚起が期待される状況において、自由の重要性と自由への脅威がリアクタンス動機と追従動機に及ぼす影響、さらに、リアクタンス動機と追従動機が自由回復行動意思に及ぼす影響を検討することである。その際、自由回復行動意思に及ぼすリアクタンス動機の影響を、追従動機が妨害するかどうかという観点から検討する。

第 2 節 予備実験

1. 目的

本実験では、自由の重要性 (高・低) と自由への脅威 (大・小) を操作したシナリオを用いて、場面想定法に基づく質問紙実験を行う。場面設定としては、今城 (1995c) の調査研究で学生生活の

因子に属する行動の中から、因子負荷量と説得に対する受容－拒否の程度を参考に、「アルバイト」と「部活動」の2場面を選択した。この2場面に関して作成したシナリオによる自由の重要性操作と自由への脅威操作が適切であることを確認することが予備実験の目的である。予備実験では、実験の効率化のために、自由の重要性要因と自由への脅威要因を組み合わせ、両要因が共に低水準の条件と共に高水準の条件の2条件を設定し、以下の仮説を設けた。

仮説 1：アルバイト場面、部活動場面とも、自由の重要性高・自由への脅威大条件の実験参加者の方が、自由の重要性低・自由への脅威小条件の実験参加者よりも自由の重要性をより高く、自由への脅威をより強く認知するであろう。

なお、シナリオ操作を行っていない自由期待認知については、自由の重要性高・自由への脅威大条件と自由の重要性低・自由への脅威小条件の間で差は見られないことを確認する。

2. 方法

2.1. 実験計画と実験参加者

場面別に結果の分析を行うため、実質的には自由の重要性低・自由への脅威小条件と自由の重要性高・自由への脅威大条件から成る1要因2水準の実験参加者間要因計画であった。しかし、形式上の実験計画は、「アルバイト」場面と「部活動」場面を実験参加者内要因として扱う2要因混合計画であった。

実験参加者は、大学生男女20名（男性14名、女性6名、計20名、平均21.1歳、 $SD=2.14$ ）であり、各操作条件に10名ずつ無作為配置した。実験参加者の無作為配置は、実験材料である小冊子の無作為配付によって行った。

2.2. 実験手続きと小冊子の構成

実験は、「大学生の対人行動に関する調査」という文脈で、小冊子を利用して実施した。無作為配布した小冊子は2種類であり、「アルバイト」場面と「部活動」場面の両方を含んでいた。小冊子は、両場面が自由の重要性低・自由への脅威小条件であるシナリオあるいは自由の重要性高・自由への脅威大条件であるシナリオと各条件共通の質問紙をセットにした2種類の小冊子であった。小冊子配付後、実験参加者に対して、調査用紙の中で提示される場面にあなたが置かれていると想像して回答してほしいという口頭指示を与えた。

小冊子（A4、判片面印刷、左綴じ）の構成は、①表紙（第1ページ）、②アルバイト場面の重要性操作シナリオ（第2ページ）、③自由期待認知と自由の重要性認知の測定質問（第3ページ）、④アルバイト場面の自由への脅威操作シナリオ（第4ページ）、⑤自由への脅威認知の測定質問（第5ページ）、⑥部活動場面の自由の重要性操作シナリオ（第6ページ）、⑦自由期待認知と自由の重要性認知の測定質問（第7ページ）、⑧部活動場面の自由への脅威操作シナリオ（第8ページ）、⑨自由への脅威認知の測定質問（第9ページ）、⑩年齢と性別の測定質問（第10ページ）であった。

2.3. シナリオと実験操作

(1) **シナリオ** シナリオは、「アルバイト」と「部活動」のそれぞれの場面において、ある行動をとろうとするときに友人からその行動をやめるように、自由への脅威を与えられるというものであった。アルバイト場面では、ある店でアルバイトを始めようとしている大学生のあなたが、友人 A からその店で働くのをやめるように言語的脅威を与えられるシナリオを、部活動場面では、体育会硬式テニス部に入部しようとしている大学の新生のあなたが、友人 B からその部に入部するのをやめるように言語的脅威を与えられるシナリオを作成した。

(2) **自由の重要性操作** 例えば、アルバイト場面の自由の重要性高条件では、①大学生のあなたは、生活費を得るためにアルバイトが必要な状況にある、②アルバイトを始めようとしている店は、時給が良く、通うのに便利である、③その店以外にアルバイト先が見つかりにくい、という情報を提示した。自由の重要性低条件では、①大学生のあなたは、生活費のためにアルバイトをする必要がない、②アルバイトを始めようとしている店は、時給が良いわけでも、通いやすいわけでもない、③その店以外にもアルバイト先はたくさんある、という情報を提示した。

(3) **自由への脅威の操作** 自由への脅威は、両場面とも、友人 A から受ける言語的脅威の強弱によって操作を行った。例えば、アルバイト場面の自由への脅威大条件では、①友人 A さんはあなたがアルバイトすること自体を強い口調で反対する、②友人 A さんはあなたがその店で働くことを強い口調で反対する、③友人 A さんはあなたにその店に連絡して、アルバイトを断るように強い口調で断定的に言う、という状況設定にした。自由への脅威小条件では、友人 A さんが同様のことを穏やかな口調で婉曲的に言う、という状況設定にした。

2.4. 従属変数

(1) **自由期待認知** 自由期待認知は、「この状況で、アルバイト（部活動）をすることはどのくらいあなたの自由だと思いますか」（一般的自由期待）と「この店でアルバイトをすること（体育会硬式テニス部に入部すること）は、どのくらいあなたの自由だと思いますか」（特殊的自由期待）の 2 項目で測定した。

(2) **自由の重要性認知** 自由の重要性認知は、「一般的にアルバイト（部活動）をすることはあなたにとってどの程度重要だと思いますか」（一般的自由の重要性）と「この店でアルバイトをすること（体育会硬式テニス部に入部すること）は、あなたにとってどの程度重要だと思いますか」（特殊的自由の重要性）の 2 項目で測定した。

(3) **自由への脅威認知** 自由への脅威認知は、「あなたは、どの程度友人 A から意見を押し付けられたと思いますか」（自由への脅威認知 1）と「友人 A の発言に、どの程度圧力を感じましたか」（自由への脅威認知 2）の 2 項目で測定した。

(4) **回答方法と得点化** それぞれの質問項目に対する回答は 7 段階評定で測定した。自由期待認知については「完全に自分の自由である」～「完全に自分の自由ではない」、自由の重要性認知については「非常に重要である」～「全く重要でない」、自由への脅威認知 1 については「非常に強く押し付けられた」～「全く押し付けられなかった」、自由への脅威認知 2 については「非常に強い圧力

を感じた」～「全く圧力を感じなかった」の回答に対して7点～1点を与えて得点化した。得点が高いほど自由期待認知、自由の重要性認知、自由への脅威認知が高いことを示す。

3. 結果

自由期待認知2項目、自由の重要性認知2項目、自由への脅威認知2項目は、それぞれ項目間の α 係数が高かったため、分析には2項目の得点を加算平均した得点を使用して、2条件（自由の重要性低・自由への脅威小条件、自由の重要性高・自由への脅威大条件）間で t 検定による比較を行った。

表1のアルバイト場面および部活動場面での結果から、自由の重要性低・自由への脅威小条件の実験参加者に比べ、自由の重要性高・自由への脅威大条件の実験参加者の方が自由の重要性をより高く、また、自由への脅威をより強く認知しており、仮説1が支持された。なお、自由期待認知については、どちらの場面でも2条件間に有意差は見られないことが確認された。

表1 予備実験における各測定項目得点の平均（標準偏差）と検定結果

測度/条件	重要性低・脅威小条件 ($n=10$)	重要性高・脅威大条件 ($n=10$)	t 値 ($df=18$)
【アルバイト場面】			
自由への脅威 ($\alpha=.89$)	3.90 (1.47)	5.75 (1.59)	2.71 *
自由の重要性 ($\alpha=.74$)	3.65 (1.11)	5.75 (0.49)	5.49 ***
自由期待 ($\alpha=.90$)	6.30 (1.38)	5.85 (1.40)	-0.73 <i>ns</i>
【部活動場面】			
自由への脅威 ($\alpha=.95$)	3.40 (1.66)	5.45 (1.61)	2.80 *
自由の重要性 ($\alpha=.81$)	3.95 (1.21)	5.60 (1.24)	3.01 **
自由期待 ($\alpha=.91$)	6.20 (1.42)	6.35 (0.94)	0.28 <i>ns</i>

*** $p<.001$, ** $p<.01$, * $p<.05$

4. 考察

アルバイト場面と部活動場面の両方において、シナリオによる自由の重要性操作あるいは自由への脅威操作は、それぞれ自由の重要性認知あるいは自由への脅威認知に有意差を生じさせたが、操作に関係しない自由期待認知には有意差を生じさせなかった。したがって、実験用に作成したシナリオは、場面設定および自由の重要性操作と自由への脅威操作に関して適切であることが証明された。そして、自由期待認知が高いことから、本研究で採用したリアクタンス喚起状況は、リアクタンス喚起の第1の前提条件である自由期待が十分に満たされていることが判明した。

第3節 本実験の目的と方法

1. 目的

予備実験で場面設定の適切さが裏付けられたアルバイト場面と部活動場面、および操作の有効性が証明された自由の重要性操作と自由への脅威操作を使用したシナリオ実験を実施し、これら2つの操作要因が動機と自由回復行動意思に及ぼす効果の検討を踏まえつつ、実験参加者の内的反応（認知、動機、行動意思）を使用して、Brehm & Brehm（1981）の仮説モデルを検証することが本実験の目的である。操作要因の検討に際し、以下の仮説を設けた。

仮説2：リアクタンス動機は自由の重要性と自由への脅威の交互作用効果を反映するであろう。すなわち、脅威大条件の実験参加者の方が脅威小条件の実験参加者よりもリアクタンス動機は高くなるが、その傾向は重要性高条件の実験参加者の方が重要性低条件の実験参加者よりも顕著であろう。

仮説3：追従動機は自由の重要性に関係なく、自由への脅威の大きさによって変化するであろう。すなわち、脅威大条件の実験参加者の方が脅威小条件の実験参加者よりも追従動機が高くなるであろう。

なお、リアクタンス動機と追従動機が自由回復行動意思に及ぼす影響については、自由の重要性と自由への脅威の大きさによって規定されると予測される。しかし、本研究で設定した自由の重要性の水準（高・低）が、Brehm & Brehm（1981）の仮説モデルで設定された水準（高・中・低）のどこに位置するものであるかをあらかじめ判断することが難しかったため、2つの操作要因が反発行動意思と攻撃行動意思に及ぼす影響については、仮説を立てないまま分析を行った。

2. 実験計画と実験参加者

2つの場面（アルバイト場面と部活動場面）について、それぞれ自由の重要性（高・低）と自由への脅威（大・小）の2要因実験参加者間計画を採用した。実験手続き上は $2 \times 2 \times 2$ の3要因実験参加者間計画と同様の形態であった。

実験参加者は、大学生男女253名であり、そのうち、アルバイト場面は127名（男性58名、女性69名、平均年齢20.93歳、 $SD=0.99$ ）、部活動場面は126名（男性55名、女性71名、平均年齢20.95歳、 $SD=0.82$ ）であった。なお、もともとの実験参加者は266名であったが、記入漏れなどの欠損値があった者13名をデータ分析の対象から除いた。

3. 実験手続きと小冊子の構成

実験は、「大学生の対人行動に関する調査」という文脈のもとに、2つの場面（アルバイト場面と部活動場面）について、自由の重要性と自由への脅威の大きさの条件を組み合わせた4種類ずつのシナリオと各条件共通の質問紙をセットにした4種類の小冊子（場面を含めると8種類の小冊子）を2つの授業中に無作為配付することにより、各実験条件への実験参加者の無作為配置を実行した。小冊子の内容は、予備実験で使用したシナリオを読ませ、その後の質問項目に回答させるものであった。予備実験と同様の口頭教示のもとに実験を実施した。

小冊子（A4判、片面印刷、左綴じ）の構成は、①表紙（第1ページ）、②自由の重要性操作シナリオ（第2ページ）、③自由期待認知と自由の重要性認知の測定質問（第3ページ）、④自由への脅威操作シナリオ（第4ページ）、⑤自由への脅威認知と自由回復行動意思の測定質問（第5ページ）、⑥動機の測定質問（第6ページ）、⑦性別と年齢の測定質問（第7ページ）であった。

4. 従属変数

4.1. 自由回復行動意思

反発行動意思は、「最終的にあなたはこの店でアルバイトを（体育会硬式テニス部に入部）しようと思いませんか」（反発行動意思1）と「Aさんの意見を聞いてアルバイトするのを（体育会硬式テニス部に入部するのを）やめようと思いませんか」（逆転項目、反発行動意思2）の2項目で、攻撃行動意思は、「あなたはAさんに対して、反論をしようと思いませんか」（攻撃行動意思1）と「あなたは、発言を撤回するようAさんに抗議しようと思いませんか」（攻撃行動意思2）の2項目で測定した。

4.2. リアクタンス動機尺度と追従動機尺度

リアクタンス動機づけ指標として、禁止された行動の魅力、敵意、自己支配感が適切であるという今城（2001）の指摘に基づいて、高本・吉見・深田（2005）のリアクタンス特性尺度および今城（1986）のリアクタンス関係測定項目より、反発感情、敵意、自己支配感に関する項目を抜粋し、それらの項目が動機測定のための項目となるよう表現を修正した。また、リアクタンス喚起が自由回復行動ではなく、自由への脅威の否認や脅威者との接触の回避のような反応をもたらさうという今城（1986）の示唆に基づいて、相手の意見を無視したい、相手とは二度と関わりたくないといった項目についても今城（1986）を参考に作成した。さらに、禁止された行動の魅力に関する項目、脅威の送り手の意見を否定的に評価する項目を独自に加え、10項目をリアクタンス動機尺度項目の原案とした。

追従動機に関連する尺度は、深田（1997）の追従動機の定義に基づき、相手の意見に追従したいと感じる場合として主に次の3つを予想した。まず、自由への脅威をもたらす相手との今後の人間関係の悪化を恐れる場合には言語的脅威に従う行動をとるだろう。次に、追従動機には打算・損得勘定が関与すると考えられるため、その行動をとること、あるいはとらないことによる利益・不利益や損得から言語的脅威に従う行動を取るだろう。最後に、自分の考えや意見、行動に自信がない

場合、あるいは不安を感じている場合には相手の意見に追従する行動をとるだろう。これらの予想に基づき、多面的感情状態尺度（寺崎・岸本・古賀，1992）の「憂鬱・不安」の項目の一部、また、賞賛獲得欲求・拒否回避欲求尺度（小島・太田・菅原，2003）の項目の一部、独自性欲求尺度（岡本，1985）の項目の一部を抜粋し、修正を加えた。また、今城（1986）の承諾動機（魅力）の測定項目から一部を抜粋し、さらに、打算的な感情や認知を含む項目、脅威の送り手の意見を肯定的に評価する項目や、意見に共感する、相手に好感を持つといった項目を独自に作成し、10項目を追従動機尺度項目の原案とした。

4.3. 実験操作のチェック

自由期待認知および自由の重要性認知、自由への脅威認知をそれぞれ予備実験と同様に2項目の質問を用いて測定した。

4.4. 回答方法と得点化

それぞれの質問に対する回答は6段階評定で測定した。自由回復行動については「非常に思う」～「全くそう思わない」、リアクタンス動機と追従動機については「非常に当てはまる」～「全く当てはまらない」、自由の重要性認知については「非常に重要である」～「全く重要ではない」、自由への脅威認知1については「非常に強く押し付けられた」～「全く押し付けられなかった」、自由への脅威認知2については「非常に強い圧力を感じた」～「全く圧力を感じなかった」の回答に対して6点～1点を与えて得点化した。得点が高いほど、自由回復行動である反発行動意思や攻撃行動意思が高く、また、リアクタンス動機、追従動機、自由期待認知、自由の重要性認知、自由への脅威認知が高いことを示す。

第4節 本実験の結果

1. 実験操作のチェック

2場面（アルバイト場面と部活動場面）において、シナリオによる自由の重要性操作と自由への脅威操作が適切であったかどうかを検討するため、自由の重要性認知得点、自由への脅威認知得点をそれぞれ従属変数とする2（自由の重要性：高・低）×2（自由への脅威：大・小）の2要因分散分析を場面ごとに行った。アルバイト場面と部活動場面における各条件の人数、自由の重要性認知得点と自由への脅威認知得点、さらに自由期待認知得点の平均、標準偏差、 α 係数を表2に示した。両場面における各認知得点の下位項目間の α 係数が高かったため、分散分析には2項目の加算平均得点を使用した。

アルバイト場面について、自由の重要性認知に関する自由の重要性の主効果が有意であり

($F(1,123)=8.58, p<.01$)、重要性高条件の実験参加者は重要性低条件の実験参加者よりも自由の重要性を高く認知していた。また、自由への脅威認知における自由への脅威の主効果が有意であり ($F(1,123)=62.28, p<.001$)、脅威大条件の実験参加者は脅威小条件の実験参加者よりも自由への脅威を強く認知していた。これらより、アルバイト場面におけるシナリオ操作は自由の重要性操作、自由への脅威操作共に有効であることが確認された。

次に、部活動場面については、自由への脅威認知における自由への脅威の主効果が有意であった ($F(1,122)=63.68, p<.001$)。脅威大条件の実験参加者は脅威小条件の実験参加者よりも自由への脅威を強く認知しており、このことから自由への脅威操作は有効であることが確認された。しかし、自由の重要性認知における自由の重要性の主効果は見られず、自由の重要性操作の有効性は確認されなかった。そこで、実験操作要因の効果を検討する場合には、部活動場面のデータを省略し、アルバイト場面のデータのみを使用する。ただし、実験操作要因とは無関係な分析の場合には、アルバイト場面と部活動場面の両場面のデータを使用する。

実験操作と無関係な自由期待認知得点に関しては、アルバイト場面では重要性の主効果が有意であったが ($F(1,123)=6.03, p<.05$)、部活動場面ではいずれの効果も有意でなかった。アルバイト場面で実験操作の予想外の効果が一部見られたので、実験操作要因（自由の重要性と自由への脅威）が媒介変数（リアクタンス動機と追従動機）と従属変数（反発行動意思と攻撃行動意思）に及ぼす効果の分析は、アルバイト場面に限定するが、参考程度とする。

実験操作が不十分であったため、本研究の主要な分析は、実験操作要因を用いなくて、実験参加者の内的反応水準である自由の重要性認知と自由への脅威認知を使用する分析となる。すなわち、自由の重要性認知と自由への脅威認知に自由期待認知を加えた3変数が、リアクタンス動機と追従動機に及ぼす影響、さらに、それらの動機が反発行動意思と攻撃行動意思に及ぼす影響を検討する。

表2 各条件の人数と実験操作チェック得点の平均（標準偏差）

脅威	小		大		
	低	高	低	高	
【アルバイト場面】	<i>n</i>	32	32	33	30
自由への脅威 ($\alpha=.85$)	<i>M (SD)</i>	3.56 (0.84)	3.39 (1.06)	4.86 (1.16)	4.98 (0.97)
自由の重要性 ($\alpha=.62$)	<i>M (SD)</i>	4.34 (1.00)	4.81 (0.77)	4.50 (0.82)	4.93 (0.80)
自由期待 ($\alpha=.71$)	<i>M (SD)</i>	5.36 (0.59)	5.11 (1.16)	5.38 (0.71)	4.85 (0.97)
【部活動場面】	<i>n</i>	33	32	32	29
自由への脅威 ($\alpha=.86$)	<i>M (SD)</i>	3.17 (1.08)	3.22 (0.91)	4.77 (0.81)	4.60 (1.29)
自由の重要性 ($\alpha=.78$)	<i>M (SD)</i>	5.00 (0.92)	5.05 (0.77)	4.80 (0.71)	5.03 (0.80)
自由期待 ($\alpha=.84$)	<i>M (SD)</i>	5.56 (0.55)	5.67 (0.61)	5.47 (0.68)	5.38 (1.06)

2. リアクタンス動機尺度と追従動機尺度

リアクタンス動機尺度 10 項目と追従動機尺度 10 項目の計 20 項目について全実験参加者を対象に探索的因子分析を行った。その結果、固有値の減衰状況から判断して 2 因子解を採用した。抽出因子数を 2 因子に設定し、両因子に .40 以上の負荷量を共に示す項目、両因子に .40 以下の負荷量を共に示す項目、共通性が .20 以下の項目、解釈の難しい項目をその都度削除しながら、主因子法プロマックス回転による因子分析を 3 回繰り返した。その結果、最終的に、5 項目が削除され、15 項目 2 因子構造を得た。第 1 因子はリアクタンス動機に対応する 8 項目、第 2 因子は追従動機に対応する 7 項目から構成されていたため、第 1 因子を「リアクタンス動機因子」、第 2 因子を「追従動機因子」とした。各因子の α 係数を算出したところ、リアクタンス動機因子は .92、追従動機因子は .76 となり、いずれも高い内的整合性を有していた。また 2 つの因子間に有意な相関は見られず (-.09)、本研究で作成した尺度により独立した 2 つの動機が測定できることが示された。表 3 にプロマックス回転後の因子パターンと累積寄与率を示す。

表 3 動機尺度の因子分析結果（主因子法 promax 回転）

項目	F1	F2	共通性
リアクタンス動機因子 ($\alpha=.92$)			
リ 1 Aさんの発言を聞いて腹が立った	.88	.01	.77
リ 4 Aさんの発言を聞いてイライラした	.87	.03	.46
リ 10 Aさんの発言に対して反感を覚えた	.85	.06	.77
リ 5 Aさんのことが嫌いになった	.80	.09	.64
リ 8 Aさんの意見は相手にせず、無視したいと思った	.68	-.07	.45
リ 7 Aさんの意見に逆らいたくなった	.68	.06	.46
リ 2 Aさんの言うことは間違っていると思った	.66	-.06	.48
リ 6 Aさんとは二度と関わりたくないと考えた	.66	.13	.72
追従動機因子 ($\alpha=.76$)			
追 8 Aさんの言う通りにしておいた方が自分のためになるだろうと思った	.03	.67	.29
追 9 Aさんの意見に共感を覚えた	-.31	.66	.36
追 10 Aさんの意見はもっともだと思った	-.34	.58	.27
追 5 Aさんの期待に応えたいと思った	.19	.58	.22
追 6 Aさんの意見を聞いて不安になった	.05	.52	.46
追 4 Aさんの意見に反対して嫌な人だと思われたくないと思った	.15	.52	.58
追 7 Aさんとの関係が気まづくなりそうな論議は避けたいと思った	.28	.41	.50
	累積寄与率(%)	33.97	49.49

次に、リアクタンス動機因子と追従動機因子の因子的妥当性を検討するため、確証的因子分析を行った。その結果、2因子モデルのデータへの適合度は $GFI=.876$ 、 $AGFI=.827$ 、 $RMSEA=.093$ となり、概ね統計的に許容できる水準に達していた。確証的因子分析の結果より、あらかじめ予想していた2因子構造がおよそ妥当であることが示されたため、以降の分析はこの2因子構造に基づいて行うこととした。

3. リアクタンス動機、追従動機、自由回復行動についての分散分析

アルバイト場面におけるリアクタンス動機、追従動機、反発行動意思、攻撃行動意思の各得点の平均と標準偏差を表4に示す。

表4 アルバイト場面における動機と自由回復行動意思の平均（標準偏差）

脅威		小		大	
		低	高	低	高
自由の重要性					
リアクタンス動機	$M(SD)$	2.57 (0.79)	2.52 (0.89)	3.39 (0.76)	3.67 (1.01)
追従動機	$M(SD)$	2.75 (0.65)	2.76 (0.67)	2.97 (0.72)	2.59 (0.62)
反発行動意思	$M(SD)$	3.92 (0.94)	4.77 (0.88)	4.06 (0.82)	4.40 (0.97)
攻撃行動意思	$M(SD)$	2.61 (0.74)	2.55 (0.83)	2.99 (1.11)	3.63 (1.33)

3.1. リアクタンス動機と追従動機

因子分析により抽出された8項目の得点を加算平均したものをリアクタンス動機得点とし、2（自由の重要性：高・低）×2（自由への脅威：大・小）の2要因分散分析を行った。その結果、自由への脅威の主効果のみが有意であり（ $F(1,123)=40.21$, $p<.01$ ）、脅威大条件の方が脅威小条件よりもリアクタンス動機は大きかった。しかし、交互作用が見られなかったため、仮説3は支持されなかった。

因子分析により抽出された7項目の得点を加算平均したものを追従動機得点とし、同様の2要因分散分析を行ったが、両要因の有意な効果は何も見られず、仮説4は支持されなかった。

3.2. 自由回復行動意思

Brehm & Brehm (1981) の仮説において、リアクタンス動機と追従動機の「合合力」とされる自由回復行動意思のうち、反発行動意思2項目の得点を加算平均したものを反発行動意思得点（ $\alpha=.67$ ）、攻撃行動意思2項目の得点を加算平均したものを攻撃行動意思得点（ $\alpha=.69$ ）とし、それらを従属変数とする2要因分散分析を行った。その結果、反発行動意思において自由の重要性の主効果が有意であり（ $F(1,123)=13.17$, $p<.01$ ）、重要性高条件の方が重要性低条件よりも反発行動意思が高かった。また、攻撃行動意思において自由への脅威の主効果が有意であり（ $F(1,123)=15.64$, $p<.01$ ）、脅威大条件の方が脅威小条件よりも攻撃行動意思が高かった。

4. Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルの検証

Brehm & Brehm (1981) によると、自由の重要性と自由への脅威は、その程度によって受け手にリアクタンス動機だけでなく追従動機も生起させ、結果的に生じる行動や効果はこれら2つの動機の合成によって決定され、その前提として一定水準以上の自由期待の存在が必要である。この仮説を検証するために、アルバイト場面と部活動場面のデータを使用して、自由期待、自由の重要性、自由への脅威の3変数がリアクタンス動機ならびに追従動機に影響を及ぼし、これら2つの動機変数が自由回復行動意思である反発行動意思および攻撃行動意思に影響を及ぼすというモデルを作成し、最尤法による共分散構造分析を実施した。その際、自由期待、自由の重要性、自由への脅威の3変数に関しては、いずれも操作チェック用の認知項目（各変数につき2項目）を使用した。またリアクタンス動機および追従動機に関しては、探索的因子分析の結果、因子負荷量の高かったものから順に3項目を使用した。なお、先に行ったアルバイト場面における分散分析の結果から、リアクタンス動機に及ぼす自由への脅威と自由の重要性の交互作用効果は存在しないこと、また、別の実施した部活動場面における分散分析の結果も同様であったことから、共分散構造分析の第1ステップに自由への脅威と自由の重要性の交互作用項を組み込まなかった。

分析の結果を図1に示す。モデルの適合度指標は $GFI = .917$ 、 $AGFI = .878$ 、 $RMSEA = .061$ となり、モデルが十分にデータに適合していることが示された（初期のモデルにおいては、自由期待を測定する項目のうち1つの誤差分散 ($e6$) が負の値をとるという不適解が生じたため、当該誤差分散を非常に小さい値に設定するという制約を行った）。各認知変数が動機に及ぼす影響に関しては、リアクタンス動機には自由期待、自由の重要性、自由への脅威がそれぞれ有意な影響を及ぼしており、自由への脅威が特に強い正の影響を及ぼしていた。一方追従動機に対しては、自由への脅威のみが有意な負の影響を及ぼすことが示された。さらに動機が自由回復行動意思に及ぼす影響に関しては、自由回復行動の種類によってその影響源となる動機が異なることが示された。すなわち、反発行動意思に対しては、追従動機が強い負の影響を及ぼし、リアクタンス動機は有意な影響力をもたなかった。一方で攻撃行動意思に対しては、リアクタンス動機が強い正の影響を及ぼし、追従動機は有意な影響力をもたなかった。これらの結果は、心理的リアクタンス理論 (Brehm, 1966) の中心である、自由への脅威が心理的リアクタンスを生じさせるという仮説を支持するものである。しかしながら、自由への脅威がリアクタンス動機と同時に追従動機をも生起させるという Brehm & Brehm (1981) による修正仮説に関しては支持しない結果となった。

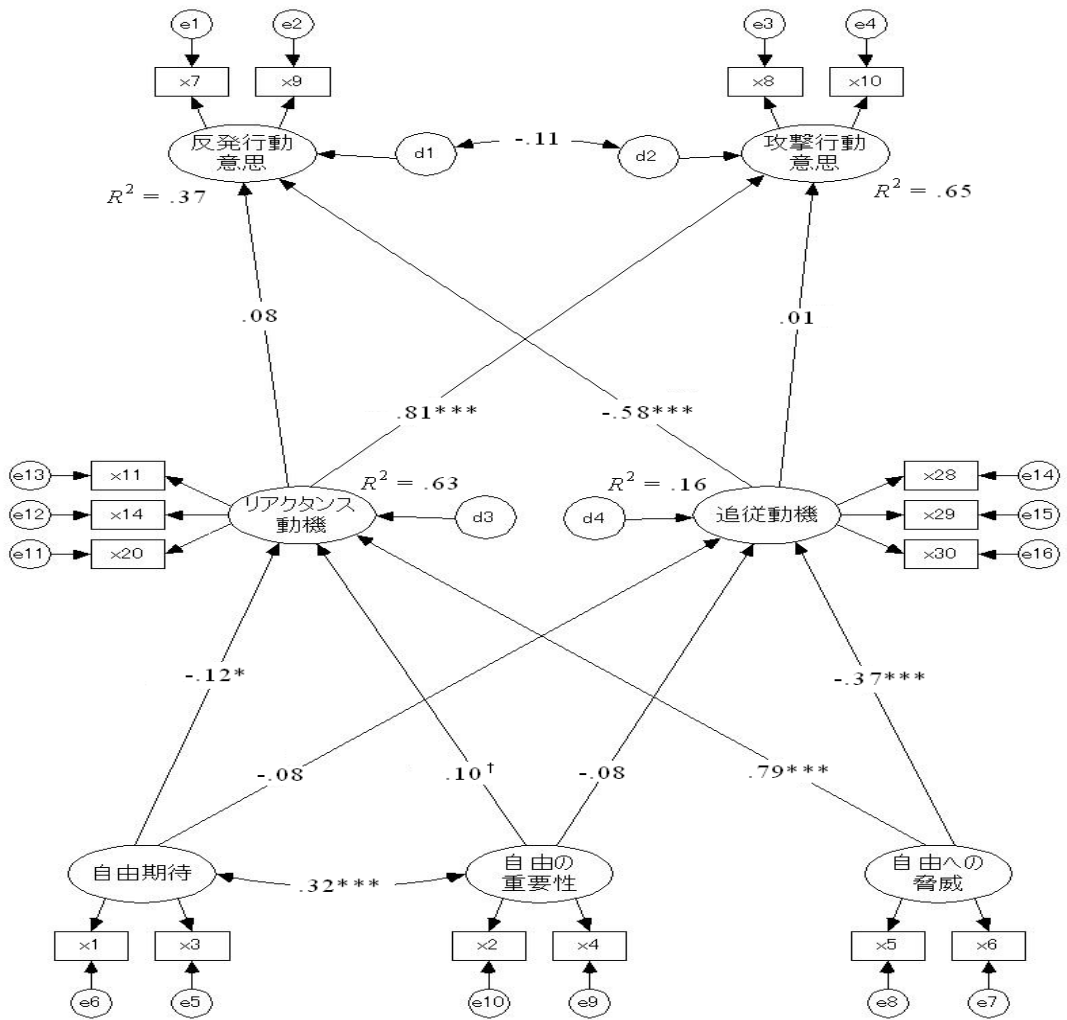


図1 仮説モデルに関する共分散構造分析結果

注: 測定方程式に関する結果は省略した。値はいずれも標準化推定値。

† $p < .10$, * $p < .05$, *** $p < .001$

第5節 本実験の考察

1. 実験で使用した場面設定、シナリオ操作、および動機尺度

本研究では、大学生にとって身近な話題であり、かつ自由期待が高く、また、自由の重要性操作と自由への脅威操作の可能な「アルバイト場面」と「部活動場面」についてのシナリオを作成した。予備実験の結果は、作成したシナリオが実験材料としては適切であることを裏付けたが、本実験の結果は予備実験の結果と矛盾を示し、矛盾の理由は明瞭でなかった。そのため、操作要因（自由の重要性と自由への脅威）の効果の検討は、参考程度とし、しかも「アルバイト場面」のみで行った。

本研究では、リアクタンス動機と追従動機を測定する尺度を作成することも付随的な目的であった。あらかじめ作成したリアクタンス動機 10 項目と追従動機 10 項目を込みにして因子分析を行った結果、最終的に 2 因子解が得られ、リアクタンス動機 8 項目と追従動機 7 項目が残った。いずれの尺度も高い内的整合性を有しており、また、確証的因子分析により 2 因子構造がおおよそ妥当であることが明らかとなった。さらに、両尺度間に相関が見られず、本研究で作成した尺度により、独立した 2 つの動機が測定可能であることが示された。リアクタンス動機尺度と追従動機尺度を作成するという本研究の付随的目的は十分に達成できたといえる。

2. 動機と自由回復行動意思に及ぼす操作要因の影響

2.1. リアクタンス動機

自由の重要性に関係なく、自由への脅威が大きくなればなるほどリアクタンス動機が強くなっており、仮説 2 と一致しない結果となった。自由の重要性低条件と高条件の 2 条件を設定したが、実際は自由の重要性を低める操作が適切でなく、設定された自由の重要性低条件が実質的に自由の重要性中条件あるいは高条件であった可能性がある。そのため、リアクタンス動機に対する自由の重要性の効果が見れにくく、比較的操作が適切であった自由への脅威の違いによる影響しか検出されなかったのだと考えられる。自由の重要性低条件の操作をどのように行うかが、今後取り組むべき課題として残った。

2.2. 追従動機

自由への脅威操作がおおよそ適切であったにもかかわらず、仮説 3 を支持しない結果となった。これは、追従動機が自由への脅威の大きさによる影響を受けず、脅威小条件においても脅威大条件においても一定であったことを示している。本研究では、自由への脅威者が「友人」である場合に限定したシナリオを使用したため、例えば目上の人から言語的脅威を受ける場合に比較すると、自由への脅威として認知されにくく、また、損得勘定や打算的感情、相手との今後の人間関係の悪化を気にするといった認知が働きにくかったのかもしれない。また、追従動機尺度の妥当性を高める努

力も必要であると考え。本研究で作成した追従動機尺度の項目内容を検討すると、主に比較的積極的な追従傾向を表す項目から構成されていることがわかる。そこで、「Aさんになんとか押し切られた感じがする」といった消極的な追従傾向を表す項目を追加することによって、追従動機尺度の修正を試みる必要があるだろう。

2.3. 自由回復行動意思

友人から自由への脅威が与えられた場合、自由の重要性が高い条件で、友人への反発行動意思が強くなることが示された。また、自由への脅威が大きい条件で、友人に対する攻撃行動意思が強くなることが示された。自由の重要性と自由への脅威が自由回復行動意思に及ぼす影響は、自由回復行動意思の種類（反発行動意思と攻撃行動意思）によって異なることが判明した。この結果から、自由回復行動として一括されがちな反発行動と攻撃行動は、性質の異なる自由回復行動である可能性が大きいことが示唆される。

3. 仮説モデルの検証

Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルから本研究で検証するモデルの結果を予測すると、リアクタンس動機に対しては、自由の重要性と自由への脅威は促進的に作用するが、追従動機に対しては、自由への脅威のみが促進的に作用すると考えられる。しかし、アルバイト場面と部活動場面のデータを使用した分析から、自由への脅威は、リアクタンス動機に対して非常に強い促進的影響を及ぼすことが解明されたが、追従動機に対して予想と逆の抑制的影響を及ぼすことが明らかとなった。自由への脅威がリアクタンス動機を促進し、追従動機を抑制したことは、本研究の場面設定がリアクタンス喚起状況として適切であったことを示す証左となるであろう。本研究で得られた結果、特に追従動機に対する自由への脅威の負の影響とリアクタンス動機に対する極めて微弱な自由の重要性の影響は、Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルの妥当性に対して疑問を投げかけ、仮説モデルの再考を迫るものである。自由への脅威の増加は、彼らが予測するように、常に追従動機の増加をもたらすのではなく、特定の条件下あるいは特定の要因の影響下では逆に追従動機の減少をもたらすこともある可能性が本研究結果から示された。そうした条件や影響要因の解明が今後の課題となる。

また、動機の影響は、自由回復行動意思の種類によって大きく異なることが実証された。すなわち、リアクタンス動機は攻撃行動意思を非常に強く促進するが、追従動機は反発行動意思を強く抑制することが判明し、リアクタンス動機と追従動機の作用する側面が異なるため、リアクタンス動機と追従動機の合成関数として自由回復行動などの最終変数を仮定する Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルは再検討しなければならない。

本研究では、Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルとは矛盾する結果が得られたが、リアクタンス喚起状況で相矛盾する2つの動機が並存し、その2つの動機が最終反応を導くという意味で、Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルの基本的枠組みは、今度のリアクタンス研究の発展にとって

有用であると評価できる。

4. リアクタンス喚起状況での動機再考

個人の行動や態度の自由を脅かす社会的影響は、その個人の内部に異なる2つの動機を喚起するという仮定が Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルの前提である。一見相反するリアクタンス動機と追従動機の間をどのように捉えることができるであろうか。Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルでは、社会的影響が喚起するリアクタンス動機と追従動機は独立した動機と見なされ、これら2つの動機の合成関数として社会的影響の結果を想定する。本研究は、基本的にこうした立場に立ち、リアクタンス動機と追従動機の測定尺度を作成し、得られた2つの動機尺度得点間の相関(因子間相関)の低さから、リアクタンス動機と追従動機は社会的影響によって並行的に喚起される、独立した動機であると解釈された、しかし、自由への脅威の増加は、予想とは逆に、追従動機を減少させることが示され、社会的影響の増加が必ずしも追従動機を増加させるわけではないことが明らかとなった。この結果は、追従動機に及ぼす自由への脅威の効果を規定する交互作用要因の存在を示唆している可能性がある。リアクタンス動機の場合は、自由への脅威の増加が単純にリアクタンス動機の増加をもたらすのではなく、自由の重要性が高くなるほど、リアクタンス動機に対する自由への脅威の正の効果が顕著になる、と Brehm & Brehm (1981) は仮定する。これと同様に、特定の交互作用要因の水準の増減と共に、追従動機に対する自由への脅威の正の効果が顕著になったり、ときには負の効果が出現したりすることがあるのかもしれない。追従動機を規定するこうした自由への脅威との交互作用要因の特定が今後の課題となりうる。

リアクタンス動機と追従動機の間には、さらに複雑である可能性を否定できない。我々は、社会的影響を受け入れたいという気持ちが強くなるにつれ、社会的影響に抵抗したいという気持ちが薄れていく経験だけではなく、一方では社会的影響を受け入れたいという強い気持ちを持ちつつ、他方ではその社会的影響に抵抗したいという矛盾した強い気持ちを併せ持つ経験をしているはずである。もしかすると、リアクタンス動機と追従動機は相互依存的に存在する部分と、独立的に存在する部分があるのかもしれない。相互依存的な部分に関しては、リアクタンス動機と追従動機は一次元連続体上の対極に位置付けられ、社会的影響がリアクタンス動機を増加すれば、追従動機はその分減少し、逆に、リアクタンス動機を減少すれば、追従動機はその分増加すると仮定できる。リアクタンス動機と追従動機に関する Brehm & Brehm (1981) および本研究の立場は、両動機の独立的な側面のみを扱う立場であるのかもしれない。この立場であれば、因子分析の手法に基づき、リアクタンス動機と追従動機を独立した動機として抽出可能であり、2つの動機尺度作成のために本研究で用意した項目がたまたま独立した部分に属する項目であったと解釈できる。しかし、リアクタンス動機と追従動機の相互依存的な部分に関しては、2つの動機を判別することは困難であり、2つの動機は表裏を成す1つの動機として落ち着くであろう。すなわち、追従動機は、リアクタンス動機の裏返しの意味しか持たない。

説得や対人コミュニケーションなどの社会的影響には、常にリアクタンス動機を喚起する可能性

と同時に、追従動機を喚起する可能性が存在することは経験上明白である。リアクタンス動機と追従動機を独立した動機であるとみなす立場は、社会的影響の効果を常に促進効果と抑制効果の両面から捉える必要があると気付かせてくれるという意義がある。しかし、この立場は、リアクタンス動機と追従動機が相互依存적であるかもしれない可能性を無視する危険性ははらむので、2つの動機の関係性を追求することを忘れてはならない。

5. 今後の課題

本研究で十分でなかった自由の重要性操作、特に自由の重要性低条件の操作が適切に行えるよう実験材料の改善を図り、Brehm & Brehm (1981) の仮説モデルを再検討する必要がある。その際、自由の重要性操作の絶対的水準が高水準と低水準に保たれるだけでは不十分である。自由の重要性が高い場合には、脅威が大きいほど説得効果は減少するが、自由の重要性が低い場合には、脅威が説得に U 字型効果を生じさせるという今城 (1995a) の知見からは、少なくとも 3 水準以上の自由への脅威操作を実施することが望ましいと判断できる。

また、2 種類の自由回復行動の違い、すなわち反発行動と攻撃行動の性質の違いを認めた上で、これらの最終変数に対する影響要因とその影響メカニズムを検討すべきであろう。

さらに、本研究では最終変数を 2 種類の自由回復行動意思（反発行動意思と攻撃行動意思）としたが、ポジティブな影響度を直接的に反映する変数（例えば、積極的追従行動意思）や禁止された諸立場の受容度（今城, 1995b）のような感受性の高い説得効果測度を追加することによって、最終変数の精度と多様性に配慮しなければならないであろう。

引用文献

Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.

Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.

深田 博己 (1997). 心理的リアクタンス理論(2) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **46**, 17-26.

深田 博己・植田 智 (1993). 心理的リアクタンスに及ぼす強制脅威と禁止脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 29-35.

今城 周造 (1986). リアクタンス喚起の測度の検討(1) 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **37**, 65-71.

今城 周造 (1995a). 自由の重要性と自由への脅威度が心理的リアクタンスに及ぼす交互作用効果：喚起小条件における脅威の U 字型効果 実験社会心理学研究, **35**, 102-110.

今城 周造 (1995b). 禁止された立場の受容にリアクタンスが及ぼす効果：自由への脅威が態度と一

- 致する場合に通常生じる効果は何か 社会心理学研究, **11**, 75-83.
- 今城 周造 (1995c). 心理的リアクタンスが行動の主要な規定因となり得る領域の探索 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **46**, 25-31.
- 今城 周造 (2001). 説得におけるリアクタンス効果の研究—自由侵害の社会心理学— 北大路書房
- 今城 周造 (2002). 説得への反発：心理的リアクタンス理論 深田 博己 (編著) 説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線— 北大路書房 pp.329-371.
- 今城 周造 (2005). 説得への抵抗と心理的リアクタンス—自由の文脈・決定・選択肢モデル— 心理学評論, **48**, 44-56.
- 小島 弥生・大田 恵子・菅原 健介 (2003). 賞賛獲得欲求・拒否回避欲求尺度作成の試み 性格心理学研究, **11**, 2, 86-98.
- 岡本 浩一 (1985). 独自性欲求の個人差測定に関する基礎的研究 心理学研究, **56**, 160-166.
- 高本 雪子・吉見 恒平・深田 博己 (2005). リアクタンス特性尺度の検討 広島大学心理学研究, **5**, 51-68.
- 寺崎 正治・岸本 陽一・古賀 愛人 (1992). 多面的感情状態尺度の作成 心理学研究, **62**, 350-356.
- Wicklund, R. A. (1974). *Freedom and reactance*. Potomac, MD: Lawrence Erlbaum Associates.

第6章 わが国の心理的リアクタンス研究

：文献案内

要約 本章では、わが国において公刊された専門書籍（辞典・事典、専門書）および学術雑誌に掲載された心理的リアクタンスに関する研究を網羅的に収集し、文献案内の形式でまとめた。文献展望を行う前段階のまとめである。第1節では、わが国の文献を紹介する前に、「心理的リアクタンス理論に関する研究の原点」である Brehm（1966）と Brehm & Brehm（1981）に触れておく。第2節では、「心理的リアクタンス理論の全体像の解明」を目的とし、心理的リアクタンス理論を俯瞰的に捉えるための情報を辞典・事典、専門書・研究書、展望論文・総説論文から提供する。第3節以降は学術雑誌に掲載された実証的研究論文に焦点を絞り、心理的リアクタンス研究を紹介する。第3節は「心理的リアクタンス理論に関する個別的課題の検討（1）：今城周造の一連の研究」、第4節は「心理的リアクタンス理論に関する個別的課題の検討（2）：上野徳美の一連の研究」、第5節は「心理的リアクタンス理論に関する個別的課題の検討（3）：深田博己の一連の研究」、第6節は「心理的リアクタンス理論に関する個別的課題の検討（4）：多様な研究者による単発的研究」である。

第1節 心理的リアクタンス理論に関する研究の原点

心理的リアクタンス理論（psychological reactance theory）は、Brehm（1966）によって提案された理論である。心理的リアクタンスとは、個人が特定の自由（freedom）を侵害されたときに喚起される、自由回復を志向した動機づけ状態（motivational state）である。わが国における心理的リアクタンス研究を紹介するにあたって、心理的リアクタンス理論に関する研究の原点である Brehm（1966）と Brehm & Brehm（1981）の著書に触れておく。

1. 心理的リアクタンス理論のオリジナル版：Brehm（1966）

1.1. オリジナル版の内容構成

Brehm（1966）の著書『心理的リアクタンスの理論（A theory of psychological reactance）』は、次のような7章構成である。

第1章 心理的リアクタンスの理論

第2章 自由の偶発的削除（impersonal elimination of freedom）

- 第3章 自由の恣意的削除 (personal elimination of freedom)
- 第4章 自由への恣意的脅威 (personal threat to freedom)
- 第5章 自由への偶発的脅威 (impersonal threat to freedom)
- 第6章 説得と態度変容
- 第7章 まとめ

1.2. オリジナル版に見る理論部分

心理的リアクタンス理論の骨子は、第1章で記述されている。第1章は、①見出し無しの序に続き、②理論、③関連概念、④理論の検証、⑤要約と計画、の5つに分かれている。重要度の高い①と②の内容は次の通りである。

①の序では、心理的リアクタンス理論の構想の出発点がおよそ次のように述べられている。行動の自由が侵害されると、人は、それ以上の自由の喪失を防ぎ、喪失した自由や脅かされた自由を取り戻す方向に働く動機づけが喚起される。この仮説的な動機づけ状態 (motivational state) は、反発力 (counterforce) と考えられるので、心理的リアクタンスと呼ぶ、と記述されている。

②の理論では、行動の自由の意味、自由侵害の正当性と合法性を含むリアクタンス強度の規定因、リアクタンスのもたらす効果 (自由の直接的回復、自由の間接的回復、自由の重要性の役割など) が記述されている。

1.3. オリジナル版に見る特徴

上記の章構成から、Brehm (1966) が構想する心理的リアクタンス理論について2つの特徴を読み取ることができる。第1に、第2章から第5章の名称が示しているように、Brehm (1966) が自由の侵害を2次元的に捉えていることが分かる。1つ目の次元は、回復の不可能な形で自由が侵害され、自由が喪失してしまう削除か、あるいは、自由が侵害されるが、自由の保持あるいは回復が可能である脅威か、という次元である。2つ目の次元は、自由の侵害が意図的に個人に向けられた恣意的な侵害であるか、あるいは、自由の侵害が無意図的で、偶発的に遭遇した侵害であるか、という次元である。したがって、自由の侵害の形態は、これら2つの次元を組み合わせた4類型で捉えられている。

第2に、第6章の名称から、心理的リアクタンス理論の様々な適用領域の中で中心的な位置を占めるのは、説得と態度変容の領域であることが理解できる。心理的リアクタンス理論で取り扱われる自由は、抽象的な自由ではなく、特定の具体的な行動の自由である。特定の行動の自由の侵害を基本と考えるにもかかわらず、特定の態度の自由も重要視されていることが窺われる。また、説得は、受け手の態度を送り手が意図した方向に変容させるコミュニケーションであるので、説得が態度の自由に対する脅威の意味をもつと解釈する。したがって、心理的リアクタンス理論は、説得への抵抗を説明する理論として強く期待されていると推測できる。

2. 心理的リアクタンス理論の修正・完成版 : Brehm & Brehm (1981)

2.1. 修正・完成版の内容構成

Brehm & Brehm (1981) の著書『心理的リアクタンス：自由とコントロールの理論 (Psychological reactance: A theory of freedom and control)』は、第1章「導入：自由、コントロール、およびリアクタンス理論」に引き続いて、次のような5部17章構成である。第1部の「理論」については次項で述べる。

第1部 理論

第2部 精選した主題

第3部 理論の応用

第4部 コントロール

第5部 結論

第2部の「精選した主題」は、第6章「説得と態度変容」、第7章「社会的関係：社会的勢力、親密な対人関係、および援助」、第8章「リアクタンスと意思決定過程」、第9章「心理的リアクタンスの個人差」、第10章「リアクタンス理論と印象管理の公式」、第11章「心理的リアクタンスの発達の側面」、第12章「心理的リアクタンスの性差」、の7章構成である。リアクタンス研究の主要領域として Brehm (1966) で唯一取り上げられた「説得と態度変容」を筆頭に、社会心理学の中心的領域とも言える「社会的関係」、「意思決定過程」、「印象管理」といった領域のほかに、リアクタンスの個人差、発達差、性差の問題がそれぞれリアクタンス研究の一領域を形成することが分かる。

第3部の「理論の応用」は、第13章「臨床的応用」、第14章「社会的影響：社会問題と消費者行動」、第15章「公式的および非公式的勢力関係への応用」の3章構成である。リアクタンス研究が社会心理学の関連領域や別の専門領域へ応用可能であることが指摘されている。

第4部の「コントロール」は、第16章「リアクタンス理論とコントロール」、第5部の「結論」は、第17章「結論：繰り返しと将来のテーマ」、の各1章構成である。

2.2. 修正・完成版に見る理論部分

Brehm (1966) の心理的リアクタンス理論オリジナル版を格段に洗練した修正・完成版の特徴は、第1部「理論」において、第2章「自由と自由への脅威」、第3章「リアクタンス強度の規定因：自由の特徴」、第4章「リアクタンス強度の規定因：脅威の特徴」、第5章「リアクタンスの効果」としてまとめられている。

第2章「自由と自由への脅威」は、「自由行動」(①自由の特徴、②知覚された自由と選択、③自由に対する欲求、の3つの見出し項目)、「脅威と削除」(①自由への脅威を構成するもの、②リアクタンス喚起の源泉、の2つの見出し項目)、「要約」、という3つの節から構成される。

第3章「リアクタンス強度の規定因：自由の特徴」は、①自由の重要性、②脅かされた自由の数と比率、③自由の相対的重要性、の3つの見出し項目から構成されている。

第4章「リアクタンス強度の規定因：脅威の特徴」は、①自由の行使を妨げる小さい圧力と大きい圧力の効果、②圧力と自由の重要性の交互作用効果、③ Wortman と Brehm のモデル、④脅威の強

度と知覚された説得意図、⑤脅威の加算：単一の自由、⑥加算効果：異なる自由、⑦リアクタンスと無力感：Wortman と Brehm の統合モデル、⑧暗黙の（含意による）リアクタンス喚起、の 8 つの見出し項目から構成される。

第 5 章「リアクタンスの効果」は、①自由の直接的回復、②間接的回復：暗黙の（含意による）回復、③主観的反応、④脅威の否定、⑤他の自由の保護、の 5 つの見出し項目から構成される。

2.3. 修正・完成版に見る特徴

第 2 章～第 5 章の組み立てから、「自由→自由への脅威→（リアクタンス強度の規定因→）リアクタンス喚起→リアクタンスの効果」という時系列的なリアクタンス過程を読み取ることができる。そして、Brehm & Brehm (1981) がリアクタンス強度の規定因を「自由」に関わる要因と「脅威」に関わる要因に大別していることも知ることができる。

Brehm(1966)のオリジナル版で最も顕著な注目を集める自由の侵害形態は、Brehm & Brehm(1981)の修正・完成版ではあまり重視されていない。削除による自由の侵害と脅威による自由の侵害に関しては、区別はされているものの、自由の削除の扱いは小さくなり、自由の脅威で自由の侵害を代表させているという印象を受けるほど、自由の脅威の重みが著しく増加している。また、恣意的侵害と偶発的侵害に関しても、自由の偶発的侵害であるという特別な断りがない限り、恣意的侵害を指すという印象を受ける。このことから、Brehm & Brehm (1981) は、自由の侵害の核心部分が恣意的脅威にあると捉えていると解釈できる。

第2節 心理的リアクタンス理論の全体像の解明

1. 心理学分野の辞典・事典にみる心理的リアクタンス理論

社会心理学を中心とする心理学分野の辞典・事典において、心理的リアクタンス理論あるいは心理的リアクタンスはどのような取り上げられ方をしているのでしょうか。

1.1. 小項目主義の辞典

上野 (2002) 小項目主義の『社会心理学小事典 [増補版]』では、上野 (2002) は、見出し項目「心理的リアクタンス」に関して、“態度や行動の自由が脅かされたときに生じる自由の回復をめざす動機づけの状態” (p.130) と定義している。そして、J. W. ブレームの提唱した心理的リアクタンス理論は、説得や社会的影響に対する抵抗の生起過程を説明する理論で、自由が脅かされたり制限されたりすると、自由回復行動として説得への抵抗などが生じる、と述べている。上野 (2002) の解説では、態度の自由に対する侵害によるリアクタンス喚起と、これに関連してリアクタンスの効果としての説得への抵抗が強調されている。

ファンデンボス (2013) 同じ小項目主義の『APA 心理学事典』では、ファンデンボス (2013) は、見出し項目「リアクタンス理論」に関して、“行動の自由への脅威や喪失に対して、心理的リアクタンス (もしくは単にリアクタンス) が生じると仮定する理論。心理的リアクタンスとは、苦痛や不安、抵抗、自由回復の願望によって特徴づけられる動機づけである。” (p.909) と定義している。これに続く説明は、行動を強制された場合と禁止された場合が混合的に記述されており、非常に分かりづらい解説となっている。

1.2. 中項目主義の特徴を併せもつ小項目主義の辞典

深田 (1995) 中項目主義的な面を併せもつが、基本的に小項目主義の『改訂新版 社会心理学用語辞典』では、深田 (1995) は、見出し項目「心理的リアクタンス理論」に関して、“心理的リアクタンス理論は、人が自由を制限される時、自由の回復を志向した動機の状態が喚起されると仮定し、この動機の状態をリアクタンスと呼ぶ。” (p.179) と定義している。そして、J. W. ブレームの提唱した理論で、心理的反発理論とも言い、態度変容に対する抵抗を説明する有力な理論であると述べている。Brehm (1966) から作成した深田 (1977) の心理的反発生起過程モデルに基づき、心理的リアクタンスの生起過程を、①自由の認識、②自由の制限、③心理的リアクタンスの生起、④心理的リアクタンスの効果、の4段階で捉えて、各段階についてかなり詳しい解説を行っている。この解説は、初期の (Brehm, 1966) の心理的リアクタンス理論を紹介している点に内容的な限界がある。

1.3. 中項目主義の事典

今城 (2009) 中項目主義の『社会心理学事典』では、心理的リアクタンス (理論) は見出し項

目として取り上げられることはなく、今城（2009）が見出し項目「説得への抵抗」を解説する中で、説得への抵抗には4側面があると述べている。この4側面の1つがリアクタンスであり、“リアクタンスとは、自由への脅威に対して生じる自由回復の動機づけである。”（p.284）と定義している。高圧的な説得により態度の自由が脅かされ、自分の態度は自分で決めたいという欲求が高まったため、圧力に反対したくなるのである。なお、他の3側面とは、疑惑（説得を受けると、人は自分を守るため相手を警戒する）、吟味（説得場面のあらゆる側面に注意を払い、徹底的に検討しようとする）、慣性（態度の3成分〔感情・認知・行動〕が一貫している態度は、変わりにくい）である。

今井（2013） 同様に、中項目主義の『最新 心理学事典』でも、心理的リアクタンス（理論）は見出し項目として取り上げられることはなく、今井（2013）が見出し項目「せつとく 説得」の解説の中で、「説得の4種の規定因」として、①送り手の属性、②説得メッセージの構成、③説得の状況、④受け手の属性を取り上げている。このうちの「②説得メッセージの構成」に関わる一面提示と両面呈示の要因に触れ、送り手の主張を裏付ける理由のみを呈示する一面提示は、“…受け手の言い分を無視するような形になり、受け手の反発すなわち心理的リアクタンス（Brehm, S. S., & Brehm, J. W., 1981）を引き起こしやすく、受け手の賛同を得にくくなる。”（p.450）と述べている。心理的リアクタンスに関する解説はわずかにこの部分だけであり、心理的リアクタンス理論を説明する記述は見当たらない。

1.4. まとめ

小項目主義の辞典と中項目主義の特徴を併せもつ小項目主義の辞典では心理的リアクタンス（理論）は見出し項目として取り上げられていて、それなりの解説が行われている。しかし、中項目主義の事典では、見出し項目として取り上げられることもなく、見出し項目「説得」あるいは「説得への抵抗」の中で非常に簡単な説明が見られるに過ぎない。

2. 専門書・研究書にみる心理的リアクタンス理論

2.1. わが国で心理的リアクタンス理論を最初に紹介した専門書（1節分）：小関（1977）

小関（1977）によると、ほとんどの説得研究は唱導方向への態度変化を扱っているが、説得への抵抗や逆効果を特有の説得現象として位置づける研究がある。『講座 社会心理学 1 個人の社会行動』の第7章「説得への抵抗」の問題を、小関（1977）は、①McGuire（1964）の接種理論、②Tannenbaum（1967）の適合性理論、③Brehm（1966）のリアクタンス理論、④おわりに、の4節で記述している。専門書の中で、わが国で最初に心理的リアクタンス理論を紹介したのは、この小関（1977）である。

小関（1977）の第3節に相当する「リアクタンス理論」は、(1)理論的基礎と仮説、(2)実験例と検証、(3)リアクタンス理論の問題点、の3つの大見出しから構成されているが、分量的には(2)実験例と検証が全体の90%弱を占める。この(2)「実験例と検証」の内容は、A自由行動の偶発的削除、B恣意的な自由の削除、C自由に対する恣意的脅威、D自由に対する非恣意的脅威、E説得と態度変

化であり、Brehm (1966) の内容を忠実に要約して紹介している。

小関 (1977) は、(1)理論的基礎と仮説のところ、自由であるという主観的通念が外的要請によって妨げられる事態では、心理的な反発感情が生じるが、こうした情動喚起の状態が心理的リアクタンスであると定義している。心理的リアクタンスに関して、Brehm (1966) は「自由回復を志向した動機づけ状態」とみなしているが、小関 (1977) は、志向性という動機づけ的性質を排除して、喚起される感情を重視し、「心理的反発感情という情動喚起状態」とみなしている点に食い違いが見られる。

2.2. 心理的リアクタンスによる説得への抵抗を扱った本格的な専門書 (1 節分) : 上野 (1989)

上野 (1989) によると、送り手の説得の意図に反して受け手の態度が唱導方向と逆方向に変化したり、唱導する立場から離れてしまったりするメカニズムを、自由回復を志向する動機づけの側面から説明するところに、心理的リアクタンス理論の特徴がある。『社会心理学パースペクティブ 1 個人から他者へ』の第 10 章「説得の過程」の第 3 節「説得への抵抗と心理的リアクタンス」を、上野 (1989) は、①基本仮説と鍵概念、②心理的リアクタンスによる説得への抵抗の実証的研究、③パースペクティブ、の 3 つの大見出しを用いて記述している。この上野 (1989) の著書は、Brehm & Brehm (1981) をベースに書かれている。

①「基本仮説と鍵概念」では、説得的コミュニケーションによるリアクタンス効果は、「態度の自由の認識→自由の脅威・制限 (脅威の知覚) →心理的リアクタンスの喚起→説得への抵抗 (ブーメラン効果ないしは態度変化の減少)」というプロセスを経て生起すると仮定している。そして、重要な概念を、(1)態度の自由、(2)自由への脅威、(3)心理的リアクタンスおよびその効果、の 3 つの小見出しを用いて記述している。

②「心理的リアクタンスによる説得への抵抗の実証的研究」では、(1)受け手とコミュニケーションの立場の食い違い (ディスクレパンシー)、(2)コミットメント、(3)検閲、(4)スリーパー効果 (リアクタンス効果の持続性)、(5)リアクタンス反応の個人差、(6)リアクタンスの発達の側面、(7)その他の関連研究、という 7 つのテーマが取り上げられている。

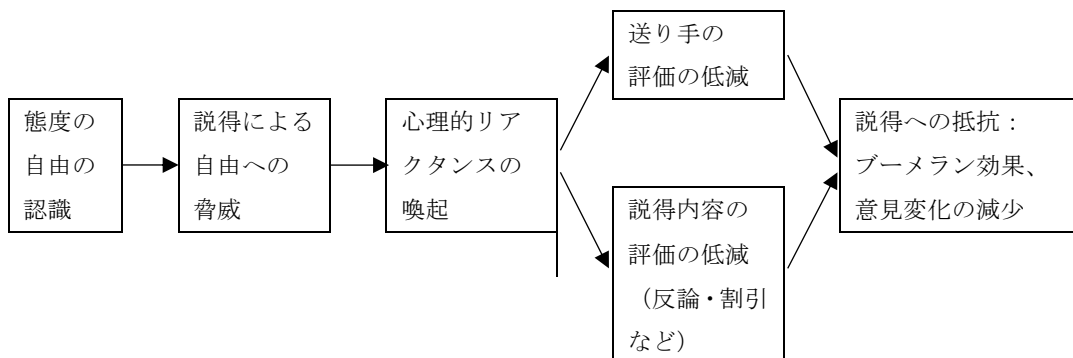


図 1 リアクタンス喚起による説得への抵抗メカニズム (上野 (1989) の図 10-7)

③「パースペクティブ」では、リアクタンス効果の多面的測定（意見変化などの明白な外示的反応だけでなく主観的反応や感情的反応などの内示的反応の同時測定）や、説得と態度変化に関するリアクタンス理論の前提条件や適用可能性、などの問題が指摘された。なお、上野（1989）は、リアクタンス喚起による説得への抵抗のメカニズムを図1のように示している。

2.3. 翻訳書に見る心理的リアクタンス理論（1節分）：ショーとコスタンゾー（1984）

ショーとコスタンゾー（1984）は、『社会心理学の理論 I*』の第8章「認知的斉合性の諸理論」の1つとして第5節「心理的リアクタンスの理論」を取り上げている。この節は、Brehm（1966, 1972）に基づいて書かれており、①自由への脅威、②リアクタンスの大きさ、③リアクタンスから生ずる結果、④コメント、から構成されている。

筆者注）*原本は、“Shaw, M. E., & Costanzo, P. R. (1982). *Theories of social psychology*. 2nd ed. New York: McGraw-Hill, Inc.”である。

①では、自由の脅威もしくは削除の生じ方（例：社会的か非社会的か）に触れている。②では、リアクタンスの大きさは、(1)特定の自由を保持しているという確信、(2)自由の重要性、(3)侵害される自由の割合、(4)自由に対する潜在的脅威（暗に示された侵害）の程度の間数であると述べている。③では、リアクタンスから生ずる結果は主に2種類あり、主観的效果は言語報告によって観察され、行動的效果は直接自由を実行するやり方と、自由の脅威者・削除者を攻撃する間接的なやり方があるとして、攻撃を間接的な自由回復行動に位置づけている。

④コメントでは、心理的リアクタンス理論は、論理的に一貫していて、比較的少数の仮定しか必要としない点が評価できるが、次のような限界と不明確さのため、理論は精度を欠くと批判している。すなわち、自由保持の確信度の規定因や、自由に対する潜在的脅威の規定因が明示されていない。また、リアクタンスの大きさが定量化されていない、リアクタンスから生ずる結果が明細化されていない（例えば、説明が「より大きい／より小さい」といった相対的形式をとっている）。

2.4. わが国で唯一の心理的リアクタンスに関する研究書（1冊分）：今城（2001）

心理的リアクタンス理論がわが国に紹介された1977年（深田, 1977; 小関, 1977）からすでに45年が経過するが、この間に心理的リアクタンスに特化した専門書・研究書は、後にも先にも今城（2001）の『説得におけるリアクタンス効果の研究 自由侵害の社会心理学』1冊だけである。今城（2001）は、1998年に東北大学に提出された同氏の博士論文に字句の変更を加えて刊行された、極めて質の高い優れた研究書である（博士（文学）の学位授与は1999年）。

本書の構成 今城（2001）の章節の構成は、表1に示す通りである。ここでは、心理的リアクタンス理論の全体像の理解に直接役立つ章について紹介する。具体的に取り上げる章は、長年リアクタンス研究に携わってきた著者ならではの心情を率直に吐露されている「はじめに」と、心理的リアクタンス理論の全容を的確にまとめられている「第1章 リアクタンス理論の概要」、心理的リアクタンス理論の抱える問題点の全容を指摘されている「第2章 リアクタンス理論の課題」を取り上げ、「第3章 態度の自由とリアクタンス」、「第4章 リアクタンス理論の適用領域」、「第5章 総合

的考察」に関しては内容紹介を省略し、「要約」の紹介を以て替える。

表1 今城（2001）の章節の構成（〔 〕内は当該の節に対応する初出論文）

はじめに
1. リアクタンス理論の概要
1.1 導入
1.2 リアクタンス理論の要点
1.3 リアクタンス理論の特徴
2. リアクタンス理論の課題
2.1 リアクタンス理論の問題点
2.2 問題設定
3. 態度の自由とリアクタンス
3.1 導入
3.2 順態度的脅威が通常もたらす効果の検討（実験1）〔今城（1995b）〕
3.3 反態度的脅威がリアクタンスに及ぼす効果の検討（実験2）〔今城（1990）〕
3.4 初期立場または前提条件がリアクタンスに及ぼす効果の検討（実験3）〔今城（1996）〕
3.5 自由と脅威がリアクタンスに及ぼす交互作用効果の検討（実験4）〔今城（1995a）〕
3.6 リアクタンスと態度変化に関する本書の主な知見
4. リアクタンス理論の適用領域
4.1 導入
4.2 リアクタンスが情動に及ぼす効果の検討（実験5）〔今城（1984）〕
4.3 リアクタンスが信念に及ぼす効果の検討（実験6）〔今城（1991a）〕
4.4 リアクタンスが禁止された行動の魅力に及ぼす効果の検討（実験7）〔今城（1994）〕
4.5 リアクタンスが話題への関心に及ぼす効果の検討（実験8）〔今城（1991b）〕
4.6 助言が拒否されやすい行動領域の探索（調査1）〔今城（1995c）〕
4.7 リアクタンス理論の適用領域に関する本書の主な知見
5. 総合的考察
5.1 本書の知見と含意
5.2 未解決の課題と展望
要約
引用文献

はじめに 「はじめに」では、態度変化の減少や唱導方向とは逆方向への態度変化といった説得への抵抗を実証できないことに対する著者の困惑や疑問、そして工夫や苦心の過程が綴られており、理論発祥の地であるアメリカ（個人主義文化圏）の理論を日本（集団主義文化圏）で検証すること

の困難さを窺い知ることができる。

試行錯誤の末に、リアクタンスを検証するための4つの条件に辿り着いたと語られている。その4つの条件とは、①リアクタンスが生じるための前提条件を被験者が満たしていること、②リアクタンスを生じさせるための圧力の操作が強すぎないこと、③説得力のある立派な説得メッセージを使わないこと、④送り手が受け手と同じ立場を主張する順態度的脅威ではなく、送り手が受け手の立場を攻撃する反態度的脅威を扱うこと、である。

リアクタンス理論の概要（第1章） 「1. リアクタンス理論の概要」は、心理的リアクタンス理論に関する非常に優れた総説・展望論文である。「1.1 導入」では、①研究への端緒と②リアクタンス理論への共感と疑問、が述べられている。

次の「1.2 リアクタンス理論の要点」は、そのタイトルが表わす通り、心理的リアクタンス理論の全体像が余すところなく、要点が簡潔に整理されている。内容構成は、①自由回復をめざす動機づけ、②リアクタンス理論の変数、③行動の自由（自由の定義、自由の強度、自由の重要性、リアクタンスの前提条件）、④自由への脅威、⑤リアクタンスの効果、（リアクタンス動機づけの測定、自由回復行動、リアクタンス喚起の主観的反応）、⑥リアクタンス理論の仮説、である。今城（2001）では、Wicklund（1974）と同様に、自由の強度（自由の期待）と自由の重要性がリアクタンス喚起の前提条件と考えられている。

「1.3 リアクタンス理論の特徴」の内容構成は、①社会心理学における位置づけ（動機づけ理論、範囲限定の理論）、②説得への抵抗における位置づけ（説得への抵抗に関する諸理論、送り手の属性の正負、一致変化・不一致変化としてのブーメラシ効果、リアクタンス理論に特異な予測）、③リアクタンス理論の意義と限界（無用な反発の回避、リアクタンス現象の特殊性）、である。

第1章「リアクタンス理論の概要」では、リアクタンス理論の2つの特徴が挙げられている。すなわち、“第1の特徴は、リアクタンス理論が説得への抵抗現象だけをしかも動機づけの観点からだけ扱うことである。第2の特徴はその特異な予測にあり、味方からの支持・肯定による逆効果を説明できるのは同理論だけである。”（p. 183）と本書末尾の「要約」でまとめられている。

リアクタンス理論の課題（第2章） 「2. リアクタンス理論の課題」では、リアクタンス理論の問題点を整理し、解決すべき問題が何かを明らかにすることによって、次に続く「3. 態度の自由とリアクタンス」における4つの実験研究、および「4. リアクタンス理論の適用領域」における4つの実験研究と1つの調査研究を導いている。

「2.1 リアクタンス理論の問題点」の内容構成は、①提唱者が指摘する課題、②リアクタンス理論への評価、③未解決の課題群、である。

「2.2 課題設定」の内容構成は、①最大の問題点—低い予測力、②本書の目的（リアクタンスの前提条件の検討、リアクタンス前提条件と脅威の交互作用、自由回復行動以外の指標、ディスクレパンシー仮説、多様な行動・場面でのリアクタンス）、である。“本書の目的は、自由の脅威（説得の圧力）が多様な条件下でもたらす効果を体系化し、それに基づいてリアクタンスの行動規定力を考察することである。”（p. 30）と述べられており、「自由—脅威—リアクタンス効果の三者間相互関係の検討」と「多様な行動・場面でのリアクタンス効果の検討」の2つの課題が設定されている。

そして、第2章「リアクタンス理論の課題」では、“まずリアクタンス理論の諸変数をその生起過程の順に個々に検討し、次に変数間の関係を吟味し、最後にこれらの法則性の適用限界を探索することが求められる。”(p.30)との考えが示された。

態度の自由とリアクタンス (第3章) 順態度的脅威による説得への抵抗は見られなかった(実験1, 3)。反態度的脅威による説得への抵抗が見られたが(実験2, 3)、ディスクレパンシー仮説は支持されず、説得への抵抗が生じるためには、リアクタンス喚起の前提条件が満たされる必要があると示された(実験3)。また、リアクタンス喚起の前提条件が満たされないときには、中程度の水準までの脅威の増大は説得への抵抗を増加させたが、それ以上の脅威の増大は説得への抵抗を減少させた(実験4)。

リアクタンス理論の適用領域 (第4章) リアクタンスの効果は意見だけではなく、情動や信念、行動の魅力、関心などでも見られた(実験5, 6, 7, 8)。説得が拒否されやすい行動領域と受容されやすい行動領域があることから(調査1)、リアクタンス理論の適用範囲は限定されると示唆された。

要約 「要約」では、本書の第1の目的は、リアクタンスが説得への抵抗をもたらす条件を特定すること、第2の目的は、リアクタンスが説得場面に及ぼす影響の大きさを評価すること、と表現されており、第2章で示された目的に関する表現に比べて、簡潔で分かりやすい。そして、得られた知見が以下の4点にまとめてある(以下の1~4は、p.189より全文引用)。

1. 「自由-脅威-リアクタンス効果の相互関係」については、自由に対する脅威の効果がリアクタンスの前提条件により異なること(実験3, 実験4, 実験6, 実験8)、また曲線的なU字型関数になる場合があることが示された。(実験4)
2. 「多様な行動・場面でのリアクタンス効果」については、態度関連の諸領域で自由回復行動が生じる可能性があること(実験5, 実験6, 実験7, 実験8)、またリアクタンスが生じやすい場面と生じにくい場面があることが示唆された(調査1)。
3. 「リアクタンスの行動規定力の評価」については、リアクタンスが説得を抑制するのは限られた狭い範囲であることが示された(実験3, 実験4)。特に、正の属性を持つ他者による不一致ブーメラン効果が生じる可能性は低いことが示唆された(実験1)。
4. 「リアクタンス理論の予測力」については、ディスクレパンシー仮説を否定した上で、説得場面におけるリアクタンス効果の全体像を相対的な水準ではあるが整理できた。

2.5. 心理的リアクタンスに関する最新の編纂書論文(1章分): 今城(2002a)

『説得心理学ハンドブック-説得コミュニケーション研究の最前線-』の第8章「説得への反発: 心理的リアクタンス理論」は、現時点で専門書に取められた今城(2002a)の最新の総説・展望論文である。今城(2002a)は、①リアクタンス理論の概要、②リアクタンス研究の現状、③リアクタンス研究の課題、の3節構成であり、末尾に研究例が4件紹介されている。

リアクタンス理論の概要(1節) 1節「リアクタンス理論の概要」は、(1)リアクタンス理論の要点と(2)リアクタンス理論の課題、の2つの大見出しから構成されている。(1)リアクタンス理論の要点は、④自由回復をめざす動機づけ、⑤行動の自由(自由の定義、自由の強度、自由の重要性、リ

アクタンス喚起の前提条件)、㉔自由への脅威、㉕リアクタンスの効果(リアクタンス動機づけの測定、自由回復行動、リアクタンス喚起の主観的反応)、㉖リアクタンス理論の仮説、の5つの中見出しから構成される。

(1)リアクタンス理論の要点の中で、“ある立場を採るように強く圧力をかける説得は、受け手の態度の自由を脅かし、リアクタンスを喚起させる。その結果、態度の自由を回復させるために受け手は唱導された立場を拒否するように動機づけられる。”(p. 320)と、今城(2002a)は、説得によるリアクタンス喚起について、分かりやすい説明をしている。また、“リアクタンス理論の主要な変数は自由と脅威である。自由への脅威がリアクタンスを喚起させ、それは多様な効果をもたらす。”(p. 330)と述べ、リアクタンス理論の変数を図2のように図示している。

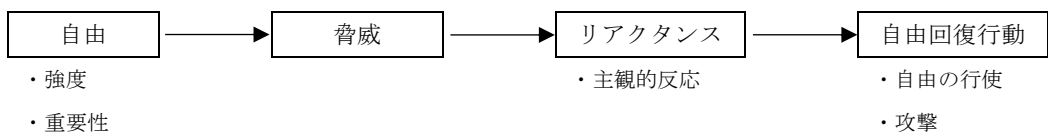


図2 リアクタンス理論の変数(今城(2002a)の図8-1)

また、今城(2002a)は、㉖リアクタンス理論の仮説の中で、Brehm(1966)とBrehm & Brehm(1981)が提出した新旧の仮説を比較し、“新旧の仮説の違いは、脅威とリアクタンスの単調増加関係が否定され、脅威とリアクタンスの関係はリアクタンスの前提条件(自由の強度と自由の重要性)の影響を受けることが明示された点である。”(pp. 336-337)と結論づけている。

(2)リアクタンス理論の課題では、リアクタンス理論の主な課題が6つの大カテゴリーと18の小カテゴリーに分類されて整理され、一覧表にまとめられている。リアクタンス研究の課題を知るためには、非常に重要な情報であるので、表2に転載した。

リアクタンス研究の現状(2節) 2節「リアクタンス研究の現状」は、(1)自由への脅威(説得文中の高圧的表現、態度・行動に関する指示や命令)、(2)ディスクレパンシー仮説(当初のディスクレパンシー仮説、順態度的脅威への限定、初期立場とリアクタンス効果、態度属性とリアクタンス効果)、(3)自由とリアクタンス効果(自由の強度、自由の重要性、自由への脅威による抵抗と承諾)、(4)リアクタンスの効果・測度(自由回復行動、リアクタンス効果の分類)、(5)リアクタンス効果の調整変数(性差、説得効果と個人差、状況差、発達差)、の5つの大見出しから構成されている。

リアクタンス研究の課題(3節) 3節「リアクタンス研究の課題」は、(1)文化差、(2)説得媒体の効果、(3)予防・回避、(4)リアクタンスの説得効果、の4つの大見出しから構成されている。

表2 リアクタンス理論の主な課題（今城 (2002a) の表 8-1)

大分類	小分類	内容
自由	自由の概念・定義	個人が自由か否かをどう規定するか 自由はどう獲得されるか
	リアクタンスの前提条件	自由の強度（期待）と重要性の測定・操作 自由（強度・重要性）と脅威強度の複雑な関係 自由以外にも前提があるか（印象管理説）
	自由の喪失	自由はいつ断念されるか 自由喪失と学習性無力感
脅威	脅威の概念	何が自由を脅かすか
	自由への複数の脅威	複数の同時的・継時的脅威の効果
効果	自由の認知的再確立	「遂行可能だ」と思うだけで自由回復は可能か
	多様な場面での表出	ある場面でどのリアクタンス効果が生じるか
	態度変化以外の効果	態度変化以外で有効なリアクタンス指標の特定
	認知的効果	認知的媒介過程の有無 リアクタンスが情報処理に及ぼす影響
	生理的效果	動機づけの直接的測定が必要 生理的指標でリアクタンスを測定できるか
態度変化	ディスクレパンシー仮説	「意見のずれが大きいほど抵抗は大きい」 この仮説に関する決着
	リアクタンス効果の持続性	リアクタンスで生じた抵抗は長続きするか
	高圧的説得の効果	禁止・強制が有効な条件の特定
差異	個人差	リアクタンスに個人差はないのか パーソナリティ特性の調整効果
	発達差	自由の獲得・断念における年齢差 自由侵害への対処法の変化
	状況差	リアクタンスが優勢な行動規定因となる条件 自由を回避し、自由から逃走する条件
一般	理論としての精度	各変数の規定因・帰結が不明確で、定性的
	日常場面での行動規定力・機能	行動に与える影響の大きさ・意味

2.6. 心理的リアクタンス理論から捉えた子どもの反発行動（1章分）：川上（1988）

川上（1988）は、子どもの反抗行動を反発行動という用語に置き換え、Brehm（1966）の初期の心理的リアクタンス理論からの解説を試みている。『発達社会心理学講座 第1巻 社会的行動の発達』の第8章「子どもの反発行動—リアクタンス理論からのアプローチ—」は、「1 反発行動とは」、「2

リアクタンス理論——反発行動の規定因——」、「3 リアクタンス理論を中心とした反発行動の規定因に関する実証的研究」、「4 発達と反発行動」、「5 反発行動と今日の問題点」の5節構成である。

第1節では、ノーマルな子どもの反発行動は認知発達に伴う必然的な行動であると考え、“反発行動とは、権威を持っている個人、あるいは社会的規範によってあるひとつの行動をとるべく力を加えられた際に、その行動とは異なる行動をとることである。”(p. 191)と定義されている。

第2節は、①説得への抵抗とリアクタンス、②リアクタンスの概念(Ⓐ行動の自由とリアクタンス喚起、Ⓑリアクタンスの程度の規定因、Ⓒリアクタンス喚起の結果)、の見出しから成る。リアクタンスは「心理的反発感情」と訳されるとし、予期していた行動の自由が削除されたり、あるいは削除の脅威にさらされたりしたときに生じる心理的に反発する感情をリアクタンスであると述べ、反発感情が喚起された状態がリアクタンスの状態であると捉えている。

第3節は、①人間の意志によらないと知覚された自由の削除とリアクタンス喚起、②人間の意志によると知覚された自由の削除とリアクタンス喚起、③人間の意志によると知覚された自由の削除への脅威とリアクタンス喚起、④人間の意志によらないと知覚された自由の削除への脅威とリアクタンス喚起、の見出しから成る。Brehm(1966)の自由侵害の4つの形態に即して、子どもを被験者とする実験的研究の例が紹介されている。

第4節では、子どもに制限を加える場合、自由を削除されるという感情を子どもがもたないように十分な説明をすることと、反発行動が生じた場合、罰を伴わない一貫したフィードバックをすることが望ましいと指摘された。また、子どもの反発行動は、子どもが自由の知覚を獲得し、同時に従うべき社会的規範を獲得し内在化していくためには、必要不可欠なものであるという見解が提出された。

第5節は、①実際場面への適用に向けて、②研究における問題点と今後の課題、の見出しから成る。

3. 学術雑誌掲載の展望論文・総説論文にみる心理的リアクタンス理論

3.1. Brehm(1966)に基づく心理的リアクタンス理論の紹介：深田(1977)

書籍によって小関(1977)が心理的リアクタンス理論をわが国に紹介した1977年に、深田(1977)は、Brehm(1966)が提唱した心理的リアクタンス理論に対し心理的反発理論という訳語を充てた。そして、主にBrehm(1966)の著書に基づき、4段階から構成される心理的反発発生過程モデルを作成した。ここで使用されている専門用語は、他の研究で使用されている専門用語と一致しない場合も多い。

心理的反発発生モデルでは、第1段階は「自由の認識」の段階であり、この自由の認識を心理的反発の前提として位置づけている。すなわち、自由の制限に対して反発が生じるためには、制限の対象となる行動をとることが自由であるという認識が必要である。自由な行動とは、そのとき、あるいは将来とりうるあらゆる行動のセットである。自由の認識には、行動の実行可能性、行動の正当性*、行動の合法性**が正に影響する。

筆者注) 原文では、*制限の正当性、**制限の合法性という表記であるが、影響の正負が逆転するため、ここでは修正して示した。

第2段階は「自由の制限」の段階であり、制限の形態には自由の除去と自由の脅威の2タイプがある。また、制限の仕方には、自由の制限が意図的に個人に向けられる個人的制限と、周囲の事情や環境によって偶然的に個人の自由が制限される非個人的制限がある。

第3段階は「心理的反発の生起」の段階である。自由を制限されると、失われた自由を回復し、脅かされた自由を防衛する方向に志向した動機が生じる。この動機の状態は、自由の制限に対する一種の反発力を意味する。反発の強度を規定する要因として、制限される自由の重要性、制限される自由の割合、脅威の程度、制限される自由の実行可能性、制限の正当性、制限の合法性がある。

第4段階は「心理的反発の効果」の段階である。心理的反発は個人の感情的側面と行動的側面に影響を及ぼす。主観的感情としては、自己の運命に対する支配感情の増加、制限された自由に対する欲求の増加、制限された自由に対する魅力の増加がある。また、自由回復の試みとしては、行動面での直接的回復と暗々の間接的回復があり、認知面での擬似的回復と自由の放棄がある。直接的回復と間接的回復のどちらが選択されるかは、直接的回復の成功確率、直接的回復による損失、間接的回復の容易さ、反発の程度と直接的回復による損失との関係、制限の正当性・合法性といった要因に依存する。

3.2. Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) に基づく心理的リアクタンス理論紹介：深田 (1996, 1997, 1998)

連続研究である深田 (1996, 1997, 1998) の展望論文は、主に Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) に基づいて、心理的リアクタンス理論の全体像を記述しようと試みた。

深田 (1996) は、①序、②心理的リアクタンスの世界、③リアクタンス理論における自由の概念、④自由侵害の形態、⑤自由における正当性と合法性、の5章構成であった。

第1章「序」に続いて、第2章「心理的リアクタンスの世界」の構成は、(1)日常生活の中でのリアクタンス現象、(2)心理的リアクタンスの定義、(3)心理的リアクタンス理論の範囲、であった。第3章「リアクタンス理論における自由の概念」の構成は、(1)自由の実感、(2)行動の自由、(3)自由の性質 (自由が存在するという知識、自由を行使する能力、自由が保持される強度、絶対的な自由と条件付きの自由)、であった。第4章「自由侵害の形態」の構成は、(1)自由の脅威と削除 (自由の削除、自由の脅威)、(2)恣意的侵害と偶発的侵害 (自由の恣意的侵害、自由の偶発的侵害)、(3)自由の侵害のタイプの意味、(4)自由の侵害と社会的勢力、(5)自由に対する脅威、(6)自由に対する内的脅威と外的脅威、(7)自由に対する外的脅威、であった。第5章「自由における正当性と合法性」の構成は、(1)自由の侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響、(2)自由の侵害の正当性と合法性が自由の信念に及ぼす影響、であった。

深田 (1997) は、⑥リアクタンス強度の規定因としての自由要因、⑦リアクタンス強度の規定因としての脅威要因、⑧自由の侵害に内在する2つの機能、の3章構成であった。

第6章「リアクタンス強度の規定因としての自由要因」の構成は、(1)規定因の概観、(2)侵害され

る自由の重要性（絶対的重要性）、(3)侵害される自由の割合、(4)侵害される自由の数、(5)侵害される自由の相対的重要性、であった。第7章「リアクタンス強度の規定因としての脅威要因」の構成は、(1)自由の侵害の程度、(2)自由の侵害の程度と自由の重要性の交互作用、(3)単一の自由に対する複数の侵害、(4)複数の自由に対する複数の侵害、(5)自由に対する暗々の侵害、であった。第8章「自由の侵害に内在する2つの機能」の構成は、(1)リアクタンス動機と追従動機、(2)重要性の低い自由が侵害される場合、(3)中程度に重要な自由が侵害される場合、(4)重要性の高い自由が侵害される場合、(5)まとめと例外、であった。

深田（1998）は、⑨リアクタンスの効果、⑩態度の自由、の2章構成であった。第9章「リアクタンスの効果」の構成は、(1)リアクタンス効果の概観、(2)自由回復の試み、(3)主観的反応の変化、(4)別の自由の保護、(5)自由の放棄、であった。第10章「態度の自由」の構成は、(1)行動の自由と態度の自由、(2)態度の自由の侵害、(3)態度の自由の重要性、(4)曖昧な中立的態度、(5)反態度的脅威と順態度的脅威、であった。

深田（1996, 1997, 1998）で相対的に最も詳しく取り上げられている内容は、第6章「リアクタンス強度の規定因としての自由要因」と第7章「リアクタンス強度の規定因としての脅威要因」と第9章「リアクタンスの効果」であるが、これらの章は心理的リアクタンス過程の核心部分であるので、当然であろう。しかし、内容的重要性に比べて、第5章「自由における正当性と合法性」と第4章「自由侵害の形態」に関する詳細な記述がみられる点が、特徴であろう。特に、自由侵害の正当性と合法性はリアクタンス強度に及ぼす影響のみでなく、自由の信念に及ぼす影響にも言及している点が注目される。加えて、自由侵害の正当性と合法性は、第9章「リアクタンスの効果」の(2)「自由回復の試み」の節でも、自由の直接的回復と間接的回復を決定する要因の1つとして論じられている。自由侵害の正当性と合法性は裏を返せば保有する自由の正当性と合法性の問題である。自由侵害の正当性・合法性は保有する自由の不当性・非合法性に繋がり、自由侵害の不当性・非合法性は保有する自由の正当性・合法性に繋がる。自由侵害あるいは保有する自由の正当性・合法性は、自由の認識段階、リアクタンス喚起の段階、リアクタンス効果の段階に密接に関わる、複雑な要因であることが分かる。

3.3. 心理的リアクタンス理論の活路を見出す「自由の文脈・決定・選択肢モデル」：今城（2005）

今城（2005）の展望論文は、「リアクタンス研究の動向と問題点」と「リアクタンス研究の方向性と課題」という2つの大見出しから構成される。

本題に至る序の部分で、明るい見通しという落ちはついているものの、「リアクタンス理論は提唱されて十数年間は多くの研究を生み出したが、その後は長い間消滅寸前あった」という文献に接した驚きが語られている。

リアクタンス研究の動向と問題点 「リアクタンス研究の動向と問題点」では、最初に2つの指摘がなされている。第1に、リアクタンス研究は途切れずに続いているが、研究の中心が説得への抵抗から臨床場面などの他領域での応用に移った。本来のリアクタンスと異なる「特性リアクタンス」尺度を多用する研究では、リアクタンス理論の進歩はない。第2に、基礎研究の遅れを取り戻

し、基礎研究の成果を蓄積することによって、現実場面へのリアクタンス理論の応用を可能にする必要がある。「リアクタンス研究の動向と問題点」は、「順態度的脅威の袋小路」と「リアクタンスと文化的要因」の2つの小見出しのもとで論じられている。

「順態度的脅威の袋小路」では、Worchel & Brehm (1970) や Snyder & Wicklund (1976) などの説得への抵抗に関する初期の研究が、順態度的脅威（順態度説得）の説得抑制効果を発見し、反態度的脅威（反態度的説得）の説得抑制効果を認めなかったことから、以降の説得への抵抗研究が、①順態度的脅威の効果を検討することになり、②大多数人々の態度が一致している「自明の理」に近い説得話題を用いる方法がとられた。①は重要性の低い態度の自由を検討することを意味し、②は別の態度をとる自由の小さい場合を扱うことを意味する。これは、リアクタンス喚起の前提条件を満たさない条件下で、わざわざリアクタンス効果（説得への抵抗）を実証することであり、当然の帰結としてリアクタンス効果の検証に失敗してきた。

「リアクタンスと文化的要因」では、西洋の個人主義文化・相互独立的文化と東洋の集団主義文化・相互依存的文化を対比させながら、日本でのリアクタンス研究が実を結ばない原因が考察された。このことは、“…集団主義の文化では、自由の期待と重要性が小さいので、喚起されるリアクタンスも小さく、さらにその表出は抑制される。それに加えて、リアクタンスを経験していないかのような自己呈示が試みられる可能性さえある。” (p. 49) という今城 (2005) のまとめの文章に集約されている。

リアクタンス研究の方向性と課題 リアクタンス研究の再興には、①自由概念の再定式化、②リアクタンス指標の見直し、③有望な適用領域の展望が必要である、と今城 (2005) は言う。①のために、自由の文脈・決定・選択肢モデル (Context-Decision-Option model of freedom: 自由の CDO モデル) を提唱した。「リアクタンス研究の方向性と課題」は、「自由の CDO モデル」、「リアクタンス指標の再検討」、「有望な検討領域」の3つの小見出しのもとで論じられている。

「自由の CDO モデル」は、集団主義文化の日本でリアクタンス研究を行う際の指針を与えてくれる。リアクタンス喚起の前提条件である自由の期待と重要性は、文化的・社会的文脈 (C)、個人のもつ決定権 (D)、実行可能な選択肢 (O) に依存するので、①自由が重要となる私的場面のような文脈で、②個人に決定の裁量権がある個人的な活動内容についての決定で、③自由を脅かされる行動のほかにも実行可能な行動選択肢があれば、日本でも自由侵害によってリアクタンスが喚起される可能性が高まる。

「リアクタンス指標の再検討」では、明白な効果以外の効果について論じられた。リアクタンスの最も明白な効果は自由回復行動であり、説得場面では、「唱導方向と逆方向への態度変化 (ブーメラン効果)」や「唱導方向への態度変化の減少」が明白な指標である。しかし、そうしたリアクタンス効果は個人主義文化圏でも容易に検出できないほどであり、集団主義文化圏の日本での検出は期待できない。ブーメラン効果は、自分の立場についての確信度の低い人が順態度的脅威を受ける場合と、自分の立場を極端化する余地のある人が反態度的脅威を受ける場合に限られる。それ以外の場合は、主観的反応 (説得者への敵意の増大や禁止された立場の魅力の増大など)、禁止された立場に関する自由強度 (確信度) や許容度の増大などを指標にすべきである、と自由の CDO モデルを一

部利用しながら提案された。

「有望な研究領域」では、リアクタンス動機づけが態度決定の主要な規定因となる「自由制約の是非」に関する話題、すなわち自由の制約を唱導する説得がリアクタンスを喚起しやすいと提案された。1 つは、決定の自由を制約し、決定に干渉する説得であり、誰に決定権があるかに関する説得である。自己決定あるいは他者決定を主張する説得であり、自由の CDO モデルの「D」に関わる。もう 1 つは、行動選択肢に関する禁止や制約を唱導する説得がリアクタンスを喚起しやすいと提案された。これは、自由の CDO モデルの「O」に関わる。

今城論文へのコメント：深田（2005） 深田（2005）は、今城（2005）論文に対するコメントを提出している。コメントの内容は、①今城論文の全体的特徴、②反態度的脅威（反態度的説得）によるリアクタンス喚起、③集団主義文化でのリアクタンス研究の在り方、④リアクタンス研究における「自由の CDO モデル」の果たす役割、⑤リアクタンス研究の展開と応用、の 5 つの見出しで構成される。今城論文の最大の特徴は、わが国で心理的リアクタンス現象を研究する際の枠組みとして「自由の文脈・決定・選択肢モデル（自由の CDO モデル）」を提案したところにある。すなわち、自由の CDO モデルに沿った研究を計画することによって、わが国での心理的リアクタンスの検証を可能にし、理論の再評価を確立すると同時に、研究の活性化を促すことができる。

3.4. 組織社会化への心理的リアクタンス理論の適用：佐々木（1990）

佐々木（1990）の展望論文は、「組織社会化」、「学習理論」、「現実的採用」、「態度変容」、「心理的リアクタンス理論」、「今後の課題」の 6 つの大見出しで構成されている。論文の副題は、「心理的リアクタンス理論からのアプローチ」であるが、心理的リアクタンス理論に関する記述は、最後の 2 つの大見出しの部分に限定される。“組織社会化（organizational socialization）とは、個人がある組織から離れ新たに別の組織に参入したとき、新しい組織内環境に適応していくために知識を獲得し、態度を形成し、行動を変容させていく過程”（pp. 59-60）であり、組織に対する内的コミットメントの形成を意味しているという。大見出し「心理的リアクタンス理論」では、スペースの約 3 分の 2 に相当する 1 ページ弱が心理的リアクタンス理論の一般的な説明部分であり、残り約 3 分の 1 に相当する半頁強が心理的リアクタンス理論に基づく組織的社会的記述に割かれているため、質量ともに物足りない。

佐々木（1990）は、組織社会化の過程を以下のように想定している。自己の欲求に適合する個人の組織選択は、個人が態度の自由を認識していることを意味する。個人は、組織に参入すると、それまでに保持していた態度の自由の修正を求められ、組織成員として期待される態度をとらない自由および期待されない態度をとる自由が脅かされ、心理的リアクタンスが喚起されて、自由を回復するように動機づけられる。組織の規範から逸脱する自由の回復は、組織から否定されるので、組織にとどまる限り、態度の自由は回復できない。そのため、自由の回復方法として離職行動がとられる。組織社会化における心理的リアクタンスの基本過程を図 3 に示す。ここでは、組織の現実と接することによって生じた心理的リアクタンスをいかに解消するかというリアクタンス解放が問題となる。しかし、リアクタンス解放を検討した研究は見当たらず、わずかに説得研究から、意見の

表明による自由の行使が態度の自由を保証し、リアクタンスの低減と説得への抵抗の緩和が生じるとの報告がある。組織社会化の過程でも、組織からの説得に対して反論のような個人の意見表明を許容することが、個人の態度の自由の保証に繋がる。「今後の課題」では、心理的リアクタンス理論自体の問題と心理的リアクタンス理論の現実場面への適用の問題が指摘された。

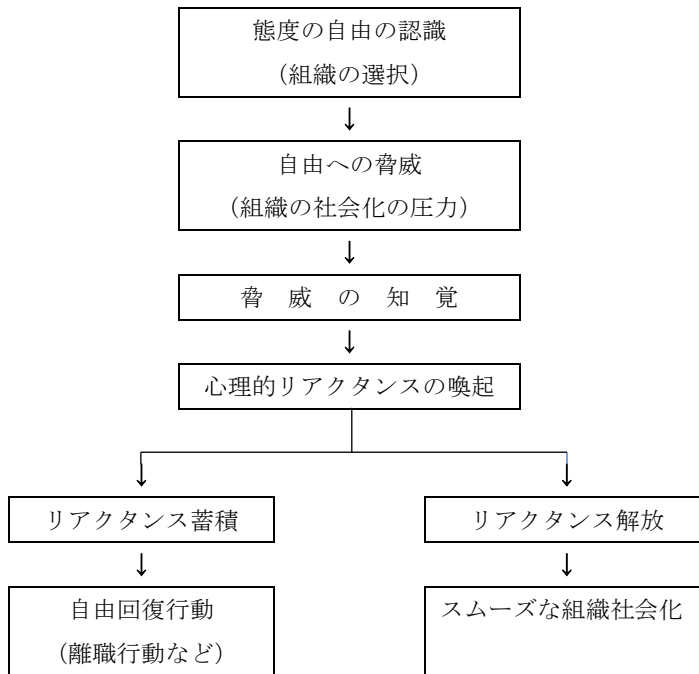


図3 組織社会化における心理的リアクタンスの基本過程 (佐々木 (1990) の図2)

3.5. 組織社会化圧力に対する若年従業員の適応過程と適応タイプ：若林 (1991)

若林 (1991) の展望論文は、「Ⅰ. 新人類をどう育成するか」、「Ⅱ. 教育訓練と世代間摩擦」、「Ⅲ. 創造的組織人の育成」、「Ⅳ. 21世紀企業人の育成」の4つの大見出しから構成されている。心理的リアクタンス理論が応用的に利用されているのは、主に「Ⅲ. 創造的組織人の育成」の部分であり、その前提となる記述が「Ⅱ. 教育訓練と世代間摩擦」に見られる。

「Ⅱ. 教育訓練と世代間摩擦」で、若林 (1991) は、現代の若者の意識の中核には、「自己表現の自由」、「自己目的追及の自由」、「選択の自由」に対する強い欲求があると考えている。企業内教育は、そうした若者の表現・行動・選択の自由に制限を加え、「会社向き」に作り直す組織社会化である。「会社の経営目標 (G)」と「職場の慣行 (H)」に関する教育を受けた若者は、経営目標の受容度と職場慣行の受容度のから仕事への動機づけに関して4種類のパターンが生じる。すなわち、経営目標と職場慣行の受容度が共に高い「会社人間」、経営目標の受容度だけが高い「創造的組織人」、職場慣行の受容度だけが高い「指示待ち人間」、経営目標と職場慣行の受容度が共に低い「疎外人」

である。新人類と呼ばれる若者世代は、育成に成功すれば創造的組織人として成長するが、失敗すれば老成した会社人間、何を考えているかわからない指示待ち人間、理由もなく辞めてしまう疎外人になる。

「Ⅲ.創造的組織人の育成」では、若手従業員が4種類の動機づけを形成していく過程を図4「組織社会化圧力に対する若手従業員の適応過程と4つの適応タイプ」に示している。“近年の若者は旧世代に比べ、①自分の気持ちに忠実であり、面白く興味のあることを追求したいという自己表現の自由、②肩肘張ったタテマエより自分を満足させる目標を追求したいという行動の自由、③自分が好きで納得できる道を選びたいという選択の自由の3つを、より強く知覚している…”(p.98)という。彼らが組織社会化の圧力に直面したとき、圧力はそれら3つの自由を制限する脅威となる。脅威が認知されると、自由を守り回復しようとする反発力(リアクタンス)が生じる。④自由への欲求が弱い場合や制裁が強大である場合には、自由は放棄され組織への同調が生じる。これは、旧世代と同じ会社人間を育てることに繋がる。⑤圧力に真っ向から反発する場合は、離職に繋がる。⑥多くの場合は、反発は表面化しないが、いつか転職したいという気持ちを抱えた仮の同調に繋がり、仕事への関与の低い、指示待ち人間となる。⑦非難などのリスクを考慮しつつ、必要な自由を行使する場合、基本的部分では組織や社会の枠組みを受け入れているが、具体的なやり方では職場の慣行にとらわれず、自分の考えやアイデアを実践する人間として創造的適応に繋がる。

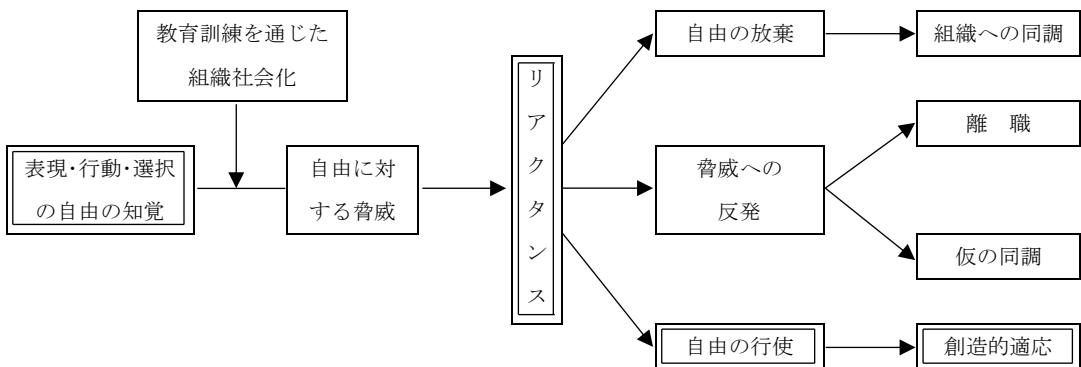


図4 組織社会化圧力に対する若手従業員の適応過程と4つの適応タイプ(若林(1991)の図1)

3.6. 心理的リアクタンス理論の最新の国際的動向の紹介：深田(2022)

心理的リアクタンス理論に関する現時点での最新の展望論文は、Rosenberg & Siegel (2017) の『心理的リアクタンス理論に関する50年の展望: この論文を読まないで(A 50-year review of psychological reactance theory: Do not read this article)』である。論文の副題はもちろんリアクタンス理論ならではのジョークである。深田(2022)は、このRosenberg & Siegel(2017)の展望論文の概要を紹介している。Rosenberg & Siegel(2017)の展望論文の特徴は、心理的リアクタンス理論に関する最近の学問分野特定の展望を補完するために、心理的リアクタンス理論の研究を領域横断的に統合し、相互

に重なり合う5つの波として、その輪郭を描こうとしているところにある。

深田(2022)では、①はじめに、②第1の波：理論の提案と検証、③第2の波：臨床心理学からの貢献、④第3の波：コミュニケーション研究からの貢献、⑤第4の波：リアクタンスの測定、⑥第5の波：動機づけへの回帰、⑦結論、という構成であり、①「はじめに」はRosenberg & Siegel(2017)の展望論文の概要を紹介するにあたって加えられた部分であり、Rosenberg & Siegel(2017)の記述には存在しない。

第1の波：理論の提案と検証 「理論の提案と検証」は、(1)心理的リアクタンス理論の仮定、(2)心理的リアクタンス理論の構成要素(自由、自由の削除あるいは脅威、リアクタンスの喚起、自由の回復)から成る。

第2の波：臨床心理学からの貢献 「臨床心理学からの貢献」は、(1)臨床心理学におけるリアクタンスの展望(調整要因としてのリアクタンス、治療におけるリアクタンスの克服、目的に合わせて使い分ける変数としてのリアクタンス)、(2)特性リアクタンスに関する論争、(3)臨床心理学における心理的リアクタンス理論の将来の方向性、から成る。

第3の波：コミュニケーション研究からの貢献 「コミュニケーション研究からの貢献」は、(1)統制的言語と自律・支援的言語、(2)リアクタンス喚起に影響するメッセージの他の特徴(回復の追記、メッセージの新奇性、物語的表現、共感、接種とリアクタンス、説得方略としてのリアクタンス)、(3)コミュニケーション研究における心理的リアクタンス理論の将来の方向性、から成る。

第4の波：リアクタンスの測定 「リアクタンスの測定」は、(1)特性リアクタンスの測定(自己報告測定、観察測定)、(2)状態リアクタンスの測定(自己報告測定、リアクタンスの生理的測定)、(3)リアクタンス測定の将来の方向性、から成る。

第5の波：動機づけへの回帰 「動機づけへの回帰」は、(1)自由の脅威の知覚と自由の回復に影響する要因、(2)リアクタンスの触媒(生起要因)の拡張、(3)リアクタンスの結果の拡張、から成る。心理的リアクタンス理論の動機づけ的なルーツに立ち戻ることが、臨床心理学、コミュニケーション、および測定における心理的リアクタンス研究を活性化すると結論づけられている。

3.7. その他

以上のほかに、上野(1990a)の展望論文「最近の説得への抵抗に関する研究」がある。この論文は、説得への抵抗を説明する代表的理論として、心理的リアクタンス理論と並び、Petty & Cacioppo(1986)のELM(elaboration likelihood model: 精査可能性モデル/精緻化見込みモデル)を取り上げている。「心理的リアクタンス理論に関する研究」についての内容構成と記述内容は上野(1989)と基本的には同じであるので、紹介を省略する。

第3節 心理的リアクタンス理論における個別的課題の検討

(1) : 今城周造の一連の研究

1. 説得への抵抗の研究

1.1. 意見変化・態度変化に及ぼすリアクタンスの効果

1.1.1. 順態度的説得と反態度的説得

今城 (1995b) 説得による自由への脅威が受け手の態度と一致する順態度的脅威(順態度的説得)が通常もたらす効果を検討するため、今城 (1995b) は、尊厳死に賛成の初期立場をもつ被験者に対して、尊厳死に賛成の説得を行った。高圧的表現を含む脅威大条件と含まない脅威小条件、説得無し(統制条件)の1要因3水準の実験を実施した。その結果、受け手と同じ立場を強く説得しても、意見変化は減少することなく、むしろ唱導方向への変化が生じていた。しかし、これと並行して、敵意などの主観的反応の増加や禁止された立場への許容度の増加が見られたので、順態度的説得が通常もたらすリアクタンスの効果は、態度レベルでの説得への抵抗ではなく、主観的反応レベルと禁止された立場への許容度の増加であると解釈された。

今城 (1990) 説得による自由への脅威が受け手の態度と反対である反態度的脅威(反態度的説得)の効果を検討するため、今城 (1990) は、授業料値上げに反対の初期態度をもつ被験者に対して、国立大学の授業料値上げに賛成の説得を行った。実験計画は、自由期待(小、大)と脅威(小、大)の2要因計画であった。床効果のため、通常の見解項目では両要因の効果は検出できなかったが、極端な意見項目に関しては、自由期待が大きいほど、また、自由の脅威が大きいほど、説得後に受け手の意見は唱導された立場から離れ、説得への抵抗が認められた。説得メッセージに対する非好意的思考に関して、自由期待が大きいほど、また、自由の脅威が大きいほど、増加することが分かった。反態度的説得は、リアクタンスを喚起させ、内面的反論を伴う説得への抵抗を生じさせることが実証された。

1.1.2. リアクタンスに及ぼす自由への脅威の交互作用的効果

今城 (1996) 今城 (1996) は、初期立場の異なる受け手(5群)に対して、スピード違反に対する厳しい取り締まりに賛成する説得を行った。実験計画は、初期立場(かなり・非常に賛成、やや賛成、中立、やや反対、かなり・非常に反対:ディスクレパンシー小~大の5水準)と自由への脅威(小、大)の2要因計画であった。態度に関して初期立場と自由への脅威の交互作用効果が見られ、中立群とかなり・非常に反対群において、脅威小条件に比べて脅威大条件で意見変化が減少し、説得への抵抗が出現した。また、リアクタンス喚起の必要条件を2種類の基準により事後的に設定したところ、態度選択の基準(態度の確信度低・話題の重要性高)あるいは脅かされる立場の自由の基準(自由の強度大・自由の重要性大)を満たす被験者群では、いずれも脅威大条件で意見変化の減少(説得への抵抗効果)が見られた。受け手の初期立場と説得メッセージの立場とのディスク

レパンシーが大きいほどリアクタンス喚起が大きいというディスクレパンシー仮説は棄却され、リアクタンス喚起の必要条件の重要性が証明された。

今城 (1995a) 説得の圧力の増大が説得効果の減少を常にもたらすかどうかを検討するため、今城 (1995a) は、初めに殺人事件の被告の有罪を唱導する検事側の主張 (説得メッセージ)、次に弁護側の主張 (リアクタンス喚起の必要条件の操作: 被告を無罪とする立場の自由の強度と重要性の大小)、最後に法律学専攻学生の意見 (自由への脅威強度の操作: 表現の圧力の大小) を被験者に提示した。実験計画は、リアクタンス喚起の必要条件 (喚起小、喚起大) と自由への脅威強度 (脅威小、脅威中、脅威大) の 2 要因計画であった。説得後の意見に関して、必要条件と脅威強度の交互作用が見られ、必要条件 (前提条件) を満たす喚起大条件では脅威が増大すると説得効果は減少したが、必要条件を満たさない喚起小条件では脅威中条件で説得効果が最も減少するという U 字型効果が見られた。

1.1.3. リアクタンスに及ぼす自由制約的立場の説得

今城 (1994) 行動の自由は、説得的コミュニケーションの表現 (高圧的表現) と内容 (自由制約的内容) の 2 側面によって受け手の自由が脅かされると考えた今城 (1994) は、リアクタンス喚起の必要条件を満たしている「大学生のアルバイトの是非」を説得話題とし、大学生のアルバイトに賛成の学生を被験者に選び、大学生のアルバイトに反対する説得的コミュニケーション (反態度的説得) を提示した。アルバイトに対する好意的評価 (説得への抵抗) は、高圧的表現の脅威大条件の方で統制条件 (説得無条件) よりも有意に増加したが、高圧的表現を使用しない脅威小条件では統制条件との差が見られなかった。受け手の行動の自由を制約する内容の説得であっても、表現が穏やかであれば、説得への抵抗が出現しないこと、高圧的表現の果たす役割が大きいことが示された。

今城 (1987) 唱導される立場自体が自由への脅威となる可能性を探るため、今城 (1987) は、大学生に対する生活指導の強化に反対の初期態度を持つ被験者に対して、指導強化が必要であるという自由制約的立場の唱導、あるいは指導強化は不必要であるという自由保護的立場の唱導を行った。実験計画は、唱導される立場 (自由制約、自由保護) と表現の圧力 (圧力小、圧力大) の 2 要因計画であった。発言の撤回要求 (説得者への攻撃) への賛否に関しては、唱導される立場間に有意差が見られ、圧力の大小にかかわらず、自由制約条件では賛成する傾向、自由保護条件では反対する傾向があった。発言撤回要求を提出する意思を示した被験者は、圧力の大小にかかわらず、自由制約条件で約 30% 出現した。唱導方向への態度変化 (説得の承諾-拒否) に関しては、自由保護的立場の唱導における圧力大条件における承諾傾向が顕著であり、たとえ表現が高圧的であっても、唱導される立場が自由保護的であれば、承諾が促進されることが判明した。

1.2. 特殊な説得のリアクタンス効果

1.2.1. 疑問の余地を否定する説得

今城 (1991a) 疑問の余地のある事柄に関して、疑問の余地を否定し、疑う自由を脅かす説得メッセージがリアクタンス喚起に及ぼす効果を解明しようと、今城 (1991a) は、長時間の情報機器

(VDT) 作業が健康障害をもたらすという説得メッセージを使用し、脅威要因（脅威小、脅威大）を操作し、事後的に被験者の初期立場も分析に使用した。その結果、初期立場が説得メッセージの立場に近かった受け手は、脅威大条件で、説得後信念は唱導された立場により近くなり（正の説得効果）、初期立場が説得メッセージの立場から遠かった受け手は、脅威大条件で唱導された立場からより離れる傾向があった（説得への抵抗効果）。また、疑う自由の期待と脅威の交互作用が見られ、疑う自由を期待する受け手は、脅威大条件で非好意的思考が増加した。半信半疑の人に疑問の余地がないと強調しすぎるやり方は逆位効果を招きかねないと指摘した。

1.2.2. 関心を強要する説得

今城 (1991b) 説得話題に関する自分の立場に確信のある人の場合には、その話題に関心をもたないという選択肢は現実には存在しないが、確信のない人の場合には、関心をもたないあるいは関心を失うという選択肢はありうると考えた今城 (1991b) は、長時間の VDT 作業が健康障害をもたらすという説得メッセージを使用し、確信度（高、低）と自由への脅威（大、小）の 2 要因実験を行った。自由への脅威の操作は、脅威大条件で、説得話題に関心をもつように求める高圧的な表現を加えることによって行った。説得話題への関心度に関して、確信度と脅威の交互作用が有意であり、確信度低群では、脅威大条件で関心度が減少する傾向、確信度高群では、逆に脅威大条件で関心度が増加する傾向が見られた。無関心な人に対する強い説得は逆効果になる可能性が大きいですが、関心のある人に対する強い説得は逆効果の危険性は小さい、と判明した。

1.2.3. 中庸な立場あるいは極端な立場を唱導する反態度的説得

今城 (1992) ディスクレパンシーと必要条件がリアクタンスに及ぼす効果を明らかにしようとして、今城 (1992) は、尊厳死に賛成の初期態度をもつ受け手に対して、尊厳死に反対する反態度的説得を行った。実験計画は、ディスクレパンシー（小、大）、自由への脅威（脅威小、脅威大）、リアクタンス喚起の必要条件（低群、高群）の 3 要因計画であった。なお、ディスクレパンシー小条件では「尊厳死にどちらかと言えば反対」の立場を唱導し、ディスクレパンシー大条件では「尊厳死に絶対反対」の立場を唱導した。必要条件低群と高群は、必要条件の指標（＝初期立場の確信度×話題の重要性評定値）の中央値分割により事後設定した。その結果、表現が押しつけがましくない場合には（＝脅威小条件）、ディスクレパンシーが大きいほど敵意や説得への抵抗が大きく、また、ディスクレパンシーが小さい場合には、表現が押しつけがましいほど（＝脅威大条件）敵意や説得への抵抗が大きかった。

1.2.4. 高圧的説得への抵抗の動機としてのリアクタンスと調和維持

今城 (2018) トリアンディス (2002) は、「個人主義－集団主義」と「垂直的－水平的」の二次元的分類に基づき、人間を 4 類型で捉え、それぞれの類型の人々の主要な価値について、水平的個人主義者は「独自性」、垂直的個人主義者は「達成」、水平的集団主義者は「協力」、垂直的集団主義者は「義務」であるとみなしている。今城 (2018) は、水平的個人主義的であるほど、反発の理由に自由侵害を挙げるであろうが、水平的集団主義的であるほど、反発の理由に調和攪乱を挙げるであろうと仮定した。親から高圧的な説得を受ける仮想場面を 5 場面設定し、各場面における自由侵害を理由とする反発の程度と調和攪乱を理由とする反発の程度を測定した。また、トリアンディス

(2002) の 4 つの下位尺度から成る 32 項目の個人主義・集団主義尺度を使用した。2 つの個人主義から自由侵害へのパスと、2 つの集団主義から調和攪乱へのパスを引き、パス解析を行った結果、水平的個人主義から自由侵害へのパス ($\beta = .32$) と水平的集団主義から調和攪乱へのパス ($\beta = .29$) が有意であり、当初の仮説が支持された。高圧的説得に対して、自由侵害を理由に反発したのは、すなわちリアクタンスによって説得に抵抗したのは水平的個人主義者だけであった。これに対して、高圧的説得に対して、調和攪乱を理由に反発したのは、すなわち、調和維持動機によって説得に抵抗したのは水平的集団主義者であった。

1.3. 情緒経験に及ぼすリアクタンスの効果

1.3.1. 漫画評価

意見は高次の認知過程の所産であるため、社会問題に対する意見変化の減少（説得への抵抗）にはリアクタンスが反映されにくい、感情的な経験内容にはリアクタンスが反映されやすいと考えた今城は、比較的弱い感情で、個人の自由である笑いを取り上げ、漫画評価事態での感情に及ぼすリアクタンスの効果を検証する一連の研究を行った。

Imajo (1981, 1982) Imajo (1981) の実験 3 と Imajo (1982) では、漫画を面白く感じるようにと圧力をかける自由への脅威強度（脅威小、脅威大）が操作されたが、漫画評価（面白さなど）に関して脅威小条件と脅威大条件の間に差は見られなかった。しかし、脅威大条件は、脅威小条件よりも、説得者に対する好意度を減少させ（Imajo, 1981 の実験 3）、自己方向づけ感を増加させていた（Imajo, 1982）。このように、情緒の自由への脅威によって、主観的反応のレベルではリアクタンスが喚起されることが示唆されたが、説得への抵抗のレベルでは確認されなかった。

今城 (1984) 同様に今城 (1984) は、実験 1 で、漫画を面白いと感じるようという圧力によるリアクタンス喚起を、自由への脅威（脅威小、脅威大）と性別（男性、女性）の 2 要因計画に基づいて検討した。全体的傾向として、漫画評価は脅威の増大により男性で否定的に、女性で肯定的になった。また、脅威の増大によって、主観的反応である説得者への好意度は増加し、自己方向づけ感が増加し、男性のみで説得者への攻撃意図が増加していた。男性被験者を使用した実験 2 では、圧力の方向を「面白い」（肯定的）と「つまらない」（否定的）の 2 方向で操作した。実験計画は自由への脅威（脅威小、脅威大）と唱導方向（肯定的圧力、否定的圧力）の 2 要因計画であった。漫画評価の全体的傾向として、脅威の増大により、肯定的圧力条件では漫画評価はより否定的となり、否定的圧力条件ではより肯定的になった。また、脅威の増大によって、実験 1 と同様な主観的反応における効果が確認された。

1.3.2. 歌唱評価

Imajo (1983) 歌唱評価事態を用いた Imajo (1983) は、歌を高く評価するようという圧力によるリアクタンス喚起を、自由への脅威である歌手（説得者）からの社会的圧力（圧力小、圧力大）と歌手の歌への自我関与（自我関与情報無、自我関与情報有）の 2 要因計画に基づき検討した。全体的傾向として、歌唱評価に関する圧力と自我関与の交互作用効果が見られ、自我関与情報無条件では、説得の圧力が増大すると歌唱評価が低下し、圧力小条件では、自我関与情報が加わる

と歌唱評価が低下し、リアクタンス喚起が検証された。しかし、リアクタンスに関して、圧力と自我関与の加算効果は見られなかった。

1.4. 広告によるリアクタンス効果

1.4.1. 意見広告が喚起するリアクタンスによってもたらされる説得効果の増大現象

今城 (2009a) 説得に及ぼす「絶滅の危機」情報の影響に関心を寄せた今城 (2009a) は、アマミノクロウサギを保護しようと訴える意見広告による説得効果を検討した。実験計画は、脅威（統制、絶滅危機）と性別（男性、女性）の2要因計画であった。統制条件は、特別天然記念物であるアマミノクロウサギを保護しようという趣旨の意見広告であり、絶滅危機条件は、絶滅の危機に瀕しているアマミノクロウサギを保護しようという趣旨の意見広告であった。絶滅の危機情報によって、男性では保護に賛成する説得後意見が減少したが、これは保護する自由が断念されたためと解釈された。逆に、女性では絶滅危機情報によって保護に賛成の説得後意見が増加し、リアクタンスが説得への抵抗ではなくて説得の促進効果をもたらす可能性を示した点が注目に値する。

1.4.2. 説得の対象が受け手自身か他者かによる意見広告の効果の違い

今城 (2012) 他者に向けられた圧力の大きいコミュニケーションがリアクタンスを生じさせるのか、承諾を生じさせるのかを解明するために、今城 (2012) は、小説を読むべきだという意見広告による説得効果を検討した。そして、対象が受け手自身である圧力は受け手に抵抗を生じさせるが、対象が他者である圧力は受け手に承諾を生じさせるであろうと仮定した。大学生を実験参加者とし、実験計画は、圧力（大、小）と対象（大学生：受け手自身、高校生：他者）の2要因計画であった。その結果、従属変数の一部である小説への態度に関して、①圧力大条件では、他者ではなく自分が説得対象である場合に承諾は減少した、②大学生対象（自分が対象）条件では、圧力が大きいほど承諾は減少したが、高校生対象（他者が対象）条件では、圧力が大きいほど承諾は増加する傾向があることが分かった。

1.4.3. 製品広告による製品入手可能性の制約が購買意図に及ぼす効果

今城 (2013) 入手可能性が制約されると製品の魅力が高まり、その製品への購買意図が増加すると仮定した今城 (2013) は、500ml のペットボトルのお茶の製品広告がその製品に対する受け手の魅力、購買意図、評価に及ぼす効果を検討した。統制条件、数量制約条件、時間制約条件の3条件が設定された。数量制約条件では、「本日、残りわずか」「あと2本！」という表現で、当日購入できる製品が残り少ないと伝えた。時間制約条件では、「季節限定」「この秋だけの味わい」「本日最終日！」という表現で、翌日以降は製品を入手できなくなると伝えた。統制条件では、「お茶は、こちらで販売しております」という表現で、入手可能性には触れなかった。統制条件に比べて、時間制約条件は、製品の魅力、評価、購買意図を増加させたが、数量制約条件はそうした効果を示さなかった。

2. リアクタンスの基礎的研究

2.1. 心理的リアクタンスが説得への抵抗を生じさせやすい行動領域

今城 (1995c) 助言が拒否されやすい行動領域を探索することによって、今城 (1995c) は、心理的リアクタンスが行動の主要な規定因となりうる領域を特定しようと試みた。44 個の行動に関して、説得に対する「受容－拒否」の程度を、他者から助言されときに「ありがたく拝聴する」(1 点) から「干渉されたことに怒りを感じる」(7 点) までの 7 段階で評定を求めた。5～7 点がリアクタンス喚起の主観的反応(敵意)を示す。受容－拒否得点の因子分析の結果、5 因子が抽出され、個人的資源因子と発達課題因子で説得を拒否する傾向が認められた。また、受容－拒否得点に関する、衣食住と言語の領域における公的場面と私的場面間の比較から、総じて私的場面で説得を拒否する傾向が強かった。このように、説得話題自体が個人の自由に関係する場合に、リアクタンスが説得の受容－拒否を決定する可能性が高いことが示唆された。

2.2. 心理的リアクタンス喚起の測度

今城 (1985) 送り手の自負が脅威の源泉となりうるかという問題を抱えつつ、リアクタンス喚起時の諸反応の相互関連を検討した研究に、今城 (1985) がある。今城 (1985) では、送り手が自分の歌への賞賛を強要する説得メッセージを受け手に提示し、その説得メッセージの中で、賞賛の強要(圧力小、圧力大)と賞賛の原因帰属(外的: 仲間の社交辞令的配慮、内的: 自分の歌のうまさ)の 2 要因が操作された。その結果、送り手の自負は脅威の源泉として有望であることが示唆されたが、説得への抵抗(歌唱評価)へは影響しなかった。被説得時のバイアス(評価の割引、賞賛の外的帰属、歌い手の過大評価認知)は、リアクタンス喚起の測度として有効であることが証明された。そして、使用したリアクタンス効果の測度である 15 項目の因子分析の結果、3 因子が抽出されたが、第 2 因子は押しつけを感じ、反発を覚えながらの賞賛という反応パターンの因子であり、対抗力(反発)と同調(受容)の併存を捉えることに成功した点が注目される。

今城 (1986) リアクタンス喚起の諸効果の問題を取り上げた今城 (1986) は、脅かされた自由の行使以外のリアクタンス喚起の測度を中心に検討した。英会話学習の必要性を強調し、その実行を求める説得メッセージを提示し、自由への脅威(圧力小、圧力大)を操作した。リアクタンス効果に関しては、Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) に準拠し、①自由の直接的回復、②自由の間接的(含みによる)回復、③リアクタンス喚起に伴う主観的反応、④脅威の否認、⑤他の自由の保存、の枠組みを利用して 17 項目のリアクタンス効果を測定した。その結果、①に属する 4 項目のうち、3 項目(意見、態度、行動意図)では脅威条件間に差は見られず、1 項目(攻撃意図)でのみ有意差が見られるにとどまった。しかし、②～⑤に属する 13 項目のうち脅威条件間で有意差が見られなかったのはわずか 1 項目だけで、残りの 12 項目では、リアクタンス理論の予測する方向での脅威条件間の有意差あるいは傾向差が見られた。なお、諸測度間の相互関連を検討するために、圧力大条件のデータを使用した因子分析の結果、2 因子(対人的・外交的・積極的リアクタンス経験の因子、個人的・内向的・消極的リアクタンス経験の因子)が抽出された。

2.3. リアクタンス特性尺度の信頼性と妥当性

今城 (2000) リアクタンス動機づけの個人差に関しては、リアクタンスの生じやすさ・生じにくさを個人の特性として捉える立場がある。リアクタンス特性を測定するために最初に開発されたのが Merz (1983) のリアクタンス測定質問紙 (以下、Merz 尺度と略称) である。今城 (2000) は、18 項目 (4 因子) の Merz 尺度を翻訳し、尺度の妥当性と信頼性を検討した。因子分析の結果、Merz 尺度は、4 因子構造であることが確認された。しかし、リアクタンス理論の 4 つの基本変数に照らして尺度の因子的妥当性を検討したところ、得られた第 1 因子「説得への抵抗」と第 2 因子「行動の自由」が理論の基本変数である「自由回復行動」と「自由の期待・重要性」にそれぞれ対応していたものの、尺度には基本変数「自由への脅威」と「リアクタンス喚起」の内容が含まれていなかった。Merz 尺度の内容的妥当性を高めるためには、リアクタンスとは無関係な第 3 因子「規範への抵抗」と第 4 因子「屈折抵抗」の項目を削除し、欠落した 2 つの基本変数に対応する内容の項目を追加する必要があると判明した。なお、Merz 尺度の信頼性に関しては、項目-全体相関の低い項目が一部見られたが、クロンバックの α 係数は.81 であり、尺度全体の内的-一貫性は高かった。

今城 (2002b) 今城 (2002b) は、2 つのリアクタンス尺度の信頼性と妥当性を比較検討し、文化差を反映した集団主義や独自性および説得効果とリアクタンス特性との関係を検討した。Hong & Page (1989) リアクタンス尺度 (以下、Hong 尺度) と Dowd, Milne, & Wise (1991) の治療リアクタンス尺度 (以下、TRS)、山口・岡・丸岡・渡辺・渡辺 (1988) の集団主義尺度、山岡 (1993) の独自性尺度が使用された。また、3 種類の説得場面で脅威操作 (脅威大、小) が行われ、説得効果が測定された。因子分析の結果、Hong 尺度と TRS は共に 3 因子が抽出され、 α 係数によって両尺度の信頼性が確認された。Hong 尺度得点と TRS 得点は共に、3 つの説得場面のうちの 2 場面の説得効果と負の相関を示し、説得への抵抗と密接に関係することが示された。また、Hong 尺度得点と TRS 得点は共に、独自性と正の相関、集団主義と負の相関を示した。結果はいずれも予測した方向と一致し、両リアクタンス尺度の日本語版の信頼性と妥当性が裏付けられた。ただし、TRS の「自由のための主張」因子の内容をリアクタンスの定義に合致するように修正する必要があると指摘された。

今城 (2003) 今城 (2003) は、説得場面でリアクタンス効果を調整するパーソナリティ変数および説得効果とリアクタンス特性 (Hong 尺度と TRS) との関係を検討した。友人から街頭募金を促される場面を用い、自由への脅威 (脅威大、脅威小) が操作された。両尺度の信頼性は、 α 係数と再検査信頼性によって確認された。因子分析の結果、14 項目の Hong 尺度では、2 因子 (自由制約への感情的反発、承諾へのリアクタンス) が抽出され、28 項目の TRS では、3 因子 (主張性、反抗、非同調) が抽出された。2 つのリアクタンス尺度得点と他のパーソナリティ特性得点 (自己評価、内的統制、外的統制、学習性無力感、私的自己意識、公的自己意識) との相関は、全体的に低かった。リアクタンス特性得点 (尺度得点と因子別得点) を中央値分割することによって、高群と低群を設定し、説得効果に関してリアクタンス特性 (高、低) と脅威 (大、小) の 2 要因分散分析を行った。有意な交互作用が得られたのは TRS の「反抗」因子得点に関してのみであったが、交互作用の現れ方は今城 (2002a) で得られた交互作用とは異なるものであった。

第 4 節 心理的リアクタンス理論における個別的課題の検討

(2) : 上野徳美の一連の研究

1. 説得への抵抗の研究

1.1. 順態度的説得におけるメッセージの圧力の効果

上野 (1991b) 説得メッセージの圧力(態度選択の自由への脅威)が説得の受容と抵抗に及ぼす影響とその心理過程を検討した上野(1991b)は、文学作品を読むように唱導する説得メッセージを、唱導方向に賛成の初期態度をもつ受け手に提示した。メッセージの圧力(大、小)が操作され、メッセージ無しの統制条件を加えた3条件が設定された。ほぼ同一の2つの実験を通して、説得メッセージの圧力が小さい場合は、肯定的・受容的な反応を生じさせた。しかし、圧力が大きい場合は、反論(非好意的思考)や否定的感情を引き起こし、メッセージ内容や送り手に対する評価低減を生じさせ、唱導方向への意見変化を抑制した。このように、圧力の小さい順態度的説得は、説得の受容をもたらすが、圧力の大きい順態度的説得は、心理的リアクタンスという動機づけの喚起により否定的な感情や認知反応を生起させることによって、説得への抵抗を生じさせることが実証された。

1.2. 順態度的説得におけるメッセージの反復と圧力の効果

上野 (1984) 上野(1984)は、説得による自由への脅威(メッセージの圧力)が大きいときには唱導方向の態度変化が抑制されるが、この傾向は、説得が1回限りでなく反復される場合に顕著になり、また、脅威が小さいときには、どちらの場合にも唱導方向への態度変化が生じるであろう、と予想した。そして、文学作品を読むように唱導する説得メッセージを、唱導方向に賛成の初期態度をもつ受け手に提示した。説得メッセージの提示回数(1回、2回)と脅威(大、小)が操作され、メッセージ無しの統制条件も設定された。態度変化得点に関しては脅威要因の主効果に傾向が見られたにすぎず(唱導方向への変化:脅威大<脅威小)、唱導方向と逆方向へ態度変化した受け手の比率の分析から、脅威要因の主効果が検出され、脅威が大きくなると唱導方向への態度変化が抑制されることが分かった。リアクタンスとメッセージ内容の評価に関して、脅威要因の主効果が見られ、脅威が大きくなるとリアクタンスが増加し、メッセージ内容の評価が減少した。しかし、メッセージの提示回数(説得の反復)の要因の効果は全く見られず、方法論上の問題点が浮き彫りとなった。

上野 (1991a) 説得メッセージの反復と圧力が説得の受容と抵抗に及ぼす影響とその心理過程を検討した上野(1991a)は、文学作品を読むように唱導する説得メッセージを、唱導方向に賛成の初期態度をもつ受け手に提示した。説得メッセージの提示回数(1回、3回、5回)と圧力(大、小)が操作された。メッセージの圧力が小さい場合は、説得に対して受容的・肯定的反応が生じたが、メッセージの圧力が大きい場合は、説得に対して拒否的・否定的反応が生じた。メッセージ評価や意見に関しては、メッセージの反復と圧力の交互作用が見られ、メッセージの圧力が小さい場合に

は、提示回数と説得効果の間に逆 U 字型（3 回提示が最も効果大）の関係の傾向が見られたが、メッセージの圧力が大きい場合は、U 字型（3 回提示が最も抵抗大）の関係の傾向が見られた。メッセージの反復提示によって生じる説得への抵抗効果は、リアクタンス喚起に伴う否定的な感情反応や認知反応に媒介されることが解明された。

1.3. メッセージの圧力、送り手の特性および受け手の特性の効果

1.3.1. メッセージの圧力と送り手の信憑性の効果とその持続性

上野（1987） 自由への脅威と送り手の特性がリアクタンス現象に及ぼす効果およびその持続性を検討した上野（1987）は、高校生を受け手とし、学校でしっかり勉強していれば塾に行き必要はないと唱導する説得メッセージの効果を検討した。メッセージの圧力である自由への脅威（大、小）と送り手（女性教師〔専門性高〕、母親〔専門性低〕）の2要因計画であり、意見に関しては時間経過の要因（直後、3カ月後）を加えた3要因計画であった。リアクタンスに関しては、2要因の交互作用が見られ、送り手が母親で、高圧的な説得をした場合に、心理的リアクタンスは最も大きくなった。送り手の評価に関しては、高圧的な説得をする送り手に対する評価が低くなり、メッセージ内容の評価に関しては、送り手が母親である場合にメッセージ内容に対する評価が低くなり、意見変化に関しては、高圧的でない説得は唱導方向への意見変化を生じさせるが、高圧的な説得は唱導方向とは逆方向への意見変化を生じさせた。意見変化の持続性に関しては、送り手が母親の場合のみ、説得直後に見られた圧力条件間の差（唱導方向への変化：脅威大<脅威小）が3カ月後には消失していた。

1.3.2. メッセージの圧力、送り手の信憑性、受け手の年齢の効果

上野（1988） 説得に対する抵抗の発達の側面に注目した上野（1988）は、学校でしっかり勉強していれば塾に行き必要はないと唱導する説得メッセージの効果を検討した。実験計画は、自由への脅威であるメッセージの圧力（大、小）、メッセージの送り手（女性教師〔専門性高〕、母親〔専門性低〕）、受け手の年齢（小5、中2、高2）の3要因計画であった。意見変化に関して、脅威の主効果が見られ、脅威が小さい場合は唱導方向への意見変化が生じ、脅威が大きい場合は唱導方向とは逆方向の意見変化が生じていた。脅威と年齢との交互作用も見られ、脅威が小さい場合は年齢が高くなるほど唱導方向への意見変化が減少し、脅威が大きい場合は唱導方向への意見変化が U 字型（中2で最小）を示した。脅威が大きい場合、中2で最大の説得への抵抗、すなわちブーメラン効果が出ることが判明した。

1.3.3. 反態度的説得におけるメッセージの圧力、送り手の魅力、受け手の年齢の効果

上野（1990b） 説得に対する抵抗の発達の側面に注目した上野（1990b）は、できるだけ漫画を読まない方が良いと唱導する説得メッセージを、唱導方向に反対の初期態度をもつ受け手に対して提示した。実験計画は、説得メッセージの圧力（大、小）、送り手の教師の魅力（大、小）、受け手の年齢（小4、小6、中2）の3要因計画であった。なお、魅力は、外見的・身体的魅力ではなく、内面的・人間的魅力を取り上げた。全体的に、魅力的な送り手は、受け手に肯定的・受容的な反応を生じさせ、魅力的でない送り手は、否定的反応（否定的感情反応、抗議意図、メッセージの評価

低減)を生じさせた。魅力的でない送り手が受け手にもたらす否定的反応はリアクタンスによって説明され、送り手の魅力は説得に対する抵抗を軽減する役割を果たすと示唆された。また、意見変化に関して、圧力と年齢の交互作用が見られ、圧力が小さい場合には、年齢発達とともに唱導方向への意見変化は増加する傾向にあったが、圧力が大きい場合には、逆に、意見変化は減少する傾向にあり、説得への抵抗が中2で最も顕著になった。

1.3.4. 順態度的説得におけるメッセージの圧力と受け手の独自性の効果

上野 (1986) 説得による態度の自由への脅威(メッセージの圧力)が大きい方が小さいよりもリアクタンスは大きくなり、こうした傾向は独自性の高い受け手の方でより顕著になると予想した上野(1986)は、青年の社会参加に賛成の初期態度をもつ受け手に対して、青年の社会参加を唱導する説得メッセージを提示した。実験計画は、自由への脅威(大、小)と受け手の独自性(高、低)の2要因計画であった。独自性は、尺度得点の平均値分割によって事後設定された。心理的リアクタンス(反発感情など)と送り手の信頼性評価に関して、脅威と独自性の交互作用が見られ、脅威が大きい場合の独自性高群で、リアクタンスは最も大きく、信頼性評価は最も低かった。しかし、意見変化に関しては、脅威と独自性の効果は全く検出されなかった。意見変化という顕在的な説得への抵抗では、予想した要因の効果が見られなかったが、潜在的な説得への抵抗を意味するリアクタンスと送り手の評価では、予想した要因の効果が見られ、また、相関分析の結果、唱導方向への意見変化は、独自性やリアクタンスと負の相関、送り手の評価と正の相関を示しており、潜在レベルでの説得への抵抗の存在が明らかとなった。

1.3.5. 順態度的説得におけるメッセージの圧力と受け手の性の効果

上野 (1994) 説得メッセージの圧力が大きい場合、女性は説得を受容しやすく、男性は説得への抵抗を示しやすくと予想した上野(1994)は、文学作品を読むように唱導する説得メッセージを受け手に提示した(受け手の初期態度は唱導方向と同じ)。実験計画は、メッセージの圧力(大、小)と受け手の性別(男性、女性)の2要因計画であった。好意的思考と意見に関して、受け手の性の主効果がみられ、説得に対して女性は受容的な反応を、男性は否定的な反応を示す傾向があった。好意的思考、反論、送り手の評価に関して、2要因の交互作用が見られ、メッセージの圧力が小さい場合には性差が認められないが、メッセージの圧力が大きい場合には、女性は受容的な反応を、男性は否定的な反応を示し、被影響性の性差はメッセージの圧力が大きいときに出現することが解明された。

1.4. 順態度的説得を用いた反復説得事態におけるメッセージの圧力と意見表明の効果

上野・小川 (1983) 自由の事前行使による心理的リアクタンスの消失にヒントを得て、反復説得事態におけるリアクタンス喚起を検討した上野・小川(1983)は、説得による態度の自由への脅威(説得メッセージの圧力)が大きい場合には唱導方向への意見変化が抑制されるが、説得の途中で意見表明の機会があれば、そうした説得への抵抗は消失すると予想した。また、脅威が小さい場合には、意見表明の有無にかかわらず、唱導方向への意見変化が生じると予想した。そして、文学作品を読むように唱導する説得メッセージを、唱導方向に賛成の初期態度をもつ受け手に提示し

た。実験計画は、脅威（大、小）と意見表明（有、無）の2要因計画であり、メッセージ無しの統制条件も設定された。意見変化に関して、脅威が小さい場合に比べて脅威が大きい場合は意見変化が抑制され、また、意見表明がない場合には脅威が大きくなると意見変化は抑制された。そのほか、リアクタンスは脅威大条件で増加すること、送り手への信頼性評価は脅威大・意見表明無し群で最低であることが分かった。事後分析として、明確に意見表明をしている受け手に絞って再分析したところ、統制条件と比較して、他の3群は唱導方向への意見変化を示したにもかかわらず、脅威大・意見表明無し群のみが唱導方向への意見変化を示さず、説得への抵抗が確認された。

1.5. 上野の研究における方法論的特徴

上野の9件の研究にはいくつかの方法論的特徴がみられる。第1の特徴は、9研究の全てが、心理的リアクタンスを媒介とする説得への抵抗を扱っていることである。第2の特徴は、9研究の全てで、態度の自由への脅威要因（説得メッセージの圧力要因）を脅威大（圧力大）と脅威小（圧力小）の2水準の独立変数として取り上げていることである。第3の特徴は、9研究中6研究が順態度的説得の効果を検討していて、1研究のみが反態度的説得の効果を検討していることである。第4の特徴は、9研究全てが、顕在的な説得効果の指標として、態度変化・意見変化を測定していることである。第5の特徴は、9研究全てが、心理的リアクタンスの指標として、反発感情を中心とする否定的感情反応を測定していることである。第6の特徴は、9研究すべてが送り手の評価および／あるいはメッセージ内容の評価を測定していることである。

2. 上野の博士論文：上野（1993a）

上野（1993a）は、1993年に広島大学へ提出された同氏の博士論文『説得への抵抗に関する実験的研究』である。論文題目には心理的リアクタンスという用語は使用されていないが、同論文は実質的に心理的リアクタンス理論に基づく説得への抵抗研究であると判断できる。第2章から第5章までの実証的研究部分は10件の実験的研究から構成されているが、10件中8件は心理的リアクタンス研究であり、残りの2件も心理的リアクタンスと予期的反論を主な心理過程とする予告（forewarning）による説得への抵抗に関する研究である。

2.1. 目的

博士論文の要約版である「学位論文審査資料」（上野, 1993b）の中で、“本研究の目的は、説得に関わる基本要因が受け手の態度や意見に及ぼす影響とその心理過程を説得への抵抗の側面を中心に総合的に究明することである。”（p. 5-6）と述べられている。

基本要因として、①説得メッセージの要因（メッセージの圧力〔自由への脅威〕の大きさ、メッセージの反復）、②送り手の特性（信憑性、魅力）、③受け手の特性（独自性傾向、年齢、性別）、④状況要因（予告）を取り上げ、未解決な課題を実験的に検討している*。また、説得への抵抗（説得後意見〔意見変化〕）とその生起過程（認知的反応、感情的反応〔反発感情など〕、送り手への評価、

メッセージ内容への評価)を多面的に測定している。

筆者注) *第5章で検討された意見表明の要因について触れられていないが、意見表明の要因は送り手の要因であると同時に状況要因(意見表明の機会)としての性質を強くもつ。

2.2. 構成

上野(1993a)の博士論文は、以下の表3に示す通りの6章構成である。

表3 上野(1993a)の博士論文の構成と対応する初出論文

論文題目	説得への抵抗に関する実験的研究
第1章	序論
第1節	説得と態度変化に関する社会心理学的研究
第2節	説得への抵抗に関する社会心理学的研究
第3節	本研究の課題と目的
第2章	説得への抵抗に及ぼすメッセージ要因の効果
第1節	メッセージの圧力が説得の受容と抵抗に及ぼす効果 [上野(1991b)]
第2節	メッセージの反復と圧力が説得の受容と抵抗に及ぼす効果 [上野(1991a)]
第3章	説得への抵抗に及ぼす送り手および受け手の特性の効果
第1節	送り手の信憑性と受け手の年齢の効果 [上野(1988)]
第2節	送り手の魅力と受け手の年齢の効果 [上野(1990b)]
第3節	受け手の独自性の効果 [上野(1986)]
第4節	受け手の性の効果 [上野(1994)]
第4章	説得への抵抗に及ぼす状況要因の効果
第1節	予告のタイプとタイミングの効果 [上野(1981)]
第2節	予告による抵抗効果の持続性 [小川・上野(1980)]
第5章	説得への抵抗の低減
第1節	説得への抵抗の低減に及ぼす意見表明の有無の効果 [上野・小川(1983)]
第2節	説得への抵抗の低減に及ぼす意見表明の程度の効果 [未発表論文*]
第6章	まとめと展望
第1節	実験研究によって得られた知見
第2節	本研究結果の示唆する説得への抵抗の生起過程
第3節	将来の研究課題
引用文献	

注1) 第2章～第5章の各節の題目の後に示した [] 内の初出論文は、筆者が追記した。

注2) *第5章第2節は、上野・小川(1983)の意見表明有条件のデータを意見表明の程度という観点から再分析した未発表論文である。

2.3. 結論

2.3.1. 得られた知見

上野（1993a）の博士論文で得られた知見について、上野（1993b）は次の10点に要約している。以下は、上野（1993b, pp. 16-17）の全文引用である。

- ①説得メッセージの圧力（態度の自由に対する脅威）は、説得の受容や抵抗を規定する重要な要因である。特に説得メッセージの圧力が大きいほど、説得に対する抵抗や拒否反応が強く生じる。
- ②メッセージの反復提示は、説得の受容や抵抗を規定する重要な要因であるとともに、メッセージの圧力の大きさと相互作用し、説得の受容や抵抗を引き起こす。
- ③送り手の特性としての信憑性の影響は受け手の年齢水準によって異なり、メッセージの圧力が大きい場合には、送り手の信憑性が高い時でも受け手の発達段階によって説得への抵抗や反発が起こりうる。
- ④送り手の特性としての内面的・人間的魅力が、説得の受容や抵抗を規定する有意な要因になる。また、送り手の魅力の要因は説得に対する抵抗や反発を積極的に軽減する役割を果たす。
- ⑤受け手の特性としての年齢要因は、説得の受容や抵抗を左右する重要な個人変数である。年齢発達のみにみると、中学生の段階（青年期前期）で説得に対する抵抗や反発が最も生じやすい。
- ⑥個人特性としての受け手の独自性は、説得への抵抗を規定する有意な要因である。独自性傾向の強い者ほど、圧力の強い説得に対して、抵抗や反発を示す傾向がある。
- ⑦受け手の性（性別）は、説得の受容や抵抗を規定する要因になりうるとともに、説得の圧力と相互作用する。すなわち、説得の圧力が増すほど、男女差が大きくなり、女性では説得を受容する反応が見られるのに比べ、男性ではむしろ説得への抵抗や反発が見られる。
- ⑧（リアクタンスに直接関係しない第4章に対応しているため省略）
- ⑨説得に対して自己の考えを自由に述べるという意見表明（態度の自由の行使）は、説得への抵抗を低減し緩和する上で有効な役割を果たす。さらに、意見表明が明確になされるほど、抵抗の低減効果が一層高まる。意見表明は一種のカタルシス効果の役割を果たしている。
- ⑩説得に対する抵抗の媒介過程として、心理的リアクタンスの喚起とそれに伴う感情的反応（否定的感情反応）や認知的反応（非好意的思考や反論）が重要な役割を果たしている。さらに、こうした内的反応に関連して送り手やメッセージ内容に対する評価の割引が生じ、その結果としてブーメラン効果や唱導方向への意見変化の抑制が起こる。

2.3.2. 示唆される説得への抵抗の生起過程

上野（1993a）は説得への抵抗の生起過程や媒介過程を理論的に考察し、それを上野（1993b）は次の5点に要約している。以下は、上野（1993b, p. 17）の全文引用である。

- ①説得への抵抗（意見変化の抑制やブーメラン効果）の生じる基礎過程として、心理的リアクタンスが喚起されたり、説得メッセージを積極的に処理しようとする動機づけが生じたりする。また、両者の相互作用も起こり得る。
- ②そのような動機づけの高まりによって、説得に対する否定的な感情反応や認知反応が生起する。両者の反応には正の相関が見られるが、状況によって感情的反応が優勢な場合と認知的反応が優勢

な場合とがある。受け手にとって、説得メッセージの論議・内容が重要な意味をもつ場合は、認知的反応がより優勢に生じ、説得のなされ方や送り手の特性の方が意味をもつ場合は感情的反応がより優勢に生じるであろう。

③こうした否定的な感情反応や認知反応が生じると、抵抗現象の一面として、説得の送り手やメッセージの内容に対する評価の割引が起こりやすくなる。

④説得への抵抗は、以上の①～③の過程を経て生じると考えられる。ただし、②のような内的な抵抗や反発が潜在的に生じても、外面的には積極的な抵抗や反発が現れない場合もある。受け手の自我関与が高くない場合や送り手の影響力が強い場合には、外面的、積極的な抵抗は抑制されやすい。

⑤（リアクタンスに直接関係しない第4章に対応しているため省略）

第 5 節 心理的リアクタンス理論における個別的課題の検討

(3) : 深田博己の一連の研究

1. 本節での取り扱い

深田博己の一連の研究については、心理的リアクタンス生起過程モデルを検討した 3 件の研究は、第 2 章の第 2 節～第 4 節にその全文を掲載し、自由の侵害が喚起する 2 つの動機に関する研究は第 5 章にその全文を掲載した。また、心理的リアクタンスの喚起を規定する基本的な要因の効果に関して検討した研究は、第 3 章の第 2 節～第 6 節でその概要を紹介し、心理的リアクタンス理論を子どもの反抗現象に応用した研究は、第 4 章でその概要を紹介した。したがって、記述の重複を避けるため、本節では、深田博己の一連の研究についての内容紹介は省略し、研究論文を列挙にするにとどめる。この一連の研究の具体的内容については、第 2 章から第 5 章の対応する部分を参照していただきたい。なお、この一連の研究では、研究方法の特徴として、投影法的な性格をもつ場面想定法による質問紙実験が使用されている。

2. 個別課題を検討した実証的研究

深田・山根・植田 (2016a, 2016b, 2017) は、心理的リアクタンスの生起過程を、また、深田・樋口・疋田 (2009) は、心理的リアクタンス喚起状況下でのリアクタンス動機と追従動機の発生を検討した。

深田 (2003)、深田・木村・牧野 (1997)、深田・戸塚・児玉 (2003) は、対人コミュニケーションによる自由侵害の正当性が心理的リアクタンスに及ぼす効果を、深田 (1977)、深田・戸塚・湯 (2001)、戸塚・大月・樋口・深田 (2001) は、コミュニケーションの検閲が心理的リアクタンスに及ぼす効果を、高本・吉見・深田 (2005) は、リアクタンス特性尺度の有効性を、深田・神谷・疋田・樋口 (2007) と山香・深田 (2006) は、自己愛的リアクタンス理論の妥当性を検討した。

心理的リアクタンス理論を子どもの反抗現象に応用した深田 (1983, 1986a, 1994)、深田・坪田・周 (1993)、深田・植田 (1993)、深田成子 (1986b)、坪田・深田・周 (1992) は、母親に対する子どもの反抗を、深田・木村 (1996)、深田・木村・牧野 (1997, 1998)、深田・植田 (1991) は、教師に対する児童・生徒の反抗を検討した。また、深田 (1990) は、子どもの反抗を誘発する母親の言葉を明らかにした。

第 6 節 心理的リアクタンス理論における個別的課題の検討

(4) : 多様な研究者による単発的研究

1. 説得への抵抗と心理的リアクタンスに関する基礎的研究

1.1. 順態度的説得による自由への脅威と送り手の信憑性の効果に関する準実験

佐々木 (1993a) 佐々木 (1993a) は、4 実験群と 1 統制群に対して授業のクラス単位で被験者を配置するという事前-事後測定法を利用した 2 つの準実験を行った。第 1 実験では、学校でのコンピュータ教育の推進を唱導する説得メッセージを、唱導方向に賛成の初期態度をもつ受け手に提示した。実験計画は、脅威 (大、小) 送り手の信憑性 (高、低) の 2 要因計画であり、説得メッセージを提示しない統制群も設定された。脅威要因の主効果が見られ、脅威が小さい場合に、唱導方向への態度変化が増加し、また、脅威が大きい場合に、心理的リアクタンスが増加し、送り手に対する好意度が低下した。第 2 実験は、信憑性操作をより明確にし、攻撃意図の測度を加えて、警察による交通取り締まりの強化を唱導する説得メッセージを、唱導方向に賛成の初期態度をもつ受け手に提示し、実施された。態度変化に関しては要因の効果が検出されず、攻撃意図に関しては交互作用が見られ、脅威が大きい場合に、信憑性の低い送り手は攻撃意図を増加させることが分かった。

1.2. 反態度的説得におけるユーモアのリアクタンス低減効果

牧野 (2000) 説得場面における心理的リアクタンスに及ぼすユーモアの効果を検討した牧野 (2000) は、大学での成績評価を厳しくすることを唱導する説得メッセージを、反対の初期態度をもつ大学生に提示した。仮説は、ユーモアが心理的リアクタンス喚起を抑制し、特に遊戯的ユーモアの方が攻撃的ユーモアよりも心理的リアクタンスの抑制効果が大きいというものであった。実験計画は、遊戯的ユーモア群 (説得メッセージ+遊戯的ユーモア刺激)、攻撃的ユーモア群 (説得メッセージ+攻撃的ユーモア刺激)、統制群 (説得メッセージのみ) の 1 要因計画であった。心理的リアクタンスは、統制群に比べて、2 種類のユーモア群の方が有意に小さく、ユーモアが心理的リアクタンスの喚起を抑制していることが判明した。しかし、遊戯的ユーモア群と攻撃的ユーモア群の間に差は見られなかった。これは 2 種類のユーモアの操作が受け手に区別されなかったことが原因である可能性が高い。

以上のほかに、関連する研究に**宮内 (2004)**がある。説得話題に対する受け手の自我関与度と説得メッセージの反復提示が態度に及ぼす影響を検討した宮内 (2004) は、メッセージの反復 (2 回、5 回) と自我関与 (高、低) を独立変数とし、4 実験群と 1 統制群に対してゼミ単位に被験者を配置する準実験を行っている。態度に関して、反復提示回数と自我関与の交互作用を仮定し、交互作用を説明する変数の 1 つとして心理的リアクタンスを使用している。

1.3. 参考にしにくい研究

1.3.1. 順態度的説得を用いた反復説得自体における自由への脅威と意見表明の効果

高橋・佐々木 (1989) 上野・小川 (1986) の研究を追試した高橋・佐々木 (1989) は、警察による交通取り締まりの強化を唱導する説得メッセージを、唱導方向に賛成の初期態度をもつ受け手に提示した。実験計画は、脅威 (大、小) と意見表明 (有、無) の 2 要因計画であり、説得メッセージを提示しない統制群も設定された。意見表明は、説得メッセージの 1 回目と 2 回目の提示の間に行われた。態度変化の結果に関しては、表示された態度変化の数値と本文の記述内容の間に決定的な矛盾が存在し、理解不可能である。本文では脅威要因の主効果が有意と記述されているが、数値では脅威条件間の差は認められない。脅威が大きい場合に、本文では意見表明条件間の差が有意と記述されているが、数値では差は全く認められない。本文では、統制群と脅威大・意見表明無し群の間に有意差があり、ブーメラン効果が生じていると記述されているが、数値ではどの条件にもブーメラン効果は認められず、逆に説得の促進効果なら認められる条件がある。筆者の推測によると、①脅威要因の主効果と意見表明要因の主効果を取り違え、②脅威大条件と脅威小条件の数値表示の入れ替わり、③意見表明有り条件と意見表明無し条件の数値表示の入れ替わり、④統制群との有意な差を示した実験群の取り違え、④ブーメラン効果生起の判断基準の誤解、の可能性が考えられるが、確証はない。

1.3.2. 順態度的説得と反態度的説得によるリアクタンスに及ぼすポライトネスの効果

長津・相川 (2009) ポライトネスには、話し手自身を控え目に聞き手に示す消極的な配慮がある。長津・相川 (2009) は、説得によるリアクタンスに及ぼす消極的ポライトネスの効果を検討した。「授業中に携帯電話を操作するのはやめよう」と唱導する説得メッセージを大学生の受け手に提示した。メッセージの文章は、文末の丁寧語の使用・不使用と直接形・否定疑問形の組み合わせから 4 タイプを作成した。実験計画は、文章タイプ (4 タイプ)、測定時期 (説得前、説得直後、説得 1 週間後) の 2 要因計画であり、このほかに、説得前態度によって事後的に受け手を順態度説得群 (説得に賛成の初期態度群) と反態度説得群 (説得に反対の初期態度群) に分割し、分析は群別に行われた。操作チェック項目 (説得文の丁寧さ) の結果に基づき、ポライトネス低群、中群、高群にまとめ直し、各想定変数に関するポライトネス (3) × 測定時期 (3) の分散分析が行われた。その結果、順態度的説得の場合、最も重要度の高い直接的態度に関して、交互作用が認められ、説得前の時点でポライトネス低群の得点の方が高かったと報告されている。これは、被験者の無作為配置が失敗していることを意味する。自由期待度に関する説得前の測定値も、ポライトネス条件によって 2 倍以上と極めて大きい差が認められることから、無作為配置の失敗は明らかである。説得前後の測定が実施されているにもかかわらず、変化量 (事後得点 - 事前得点) を指標とする分析、あるいは事前得点を共変量とする事後得点の分析が採用されていない。したがって、有意な効果が報告されていても本当に効果が存在するかどうか判断できないし、効果が検出されなかった場合でも効果が存在する可能性があり、分析結果が全て信頼できない。

2. 社会問題の解決への心理的リアクタンス理論の適用

2.1. 心理的リアクタンス理論からの幻滅による離職行動の分析モデルの検討

佐々木 (2006) 新入社員の幻滅経験がその後の組織社会化に及ぼす効果に注目した佐々木 (2006) は、「心理的リアクタンス理論からの幻滅による離職行動の分析モデル」を提案し、モデルの妥当性を実証的に検討した。モデルは、幻滅がリアクタンスを喚起し、そのリアクタンスが離職傾向を増加するという時系列的な影響関係と、現実的職務予告が幻滅を低減し、垂直的交換関係が離職傾向を低減する要因となりうること、また、幻滅がパースペクティブ（キャリア、人間関係、職務周辺的なことに関する今後の見通し）の影響要因になりうることを予測している。機械メーカーグループの大卒総合職正規従業員である新入社員 1289 名に対して、入社時、入社 2 カ月後、入社 11 カ月後の 3 回にわたる調査を実施した。調査内容は、①パースペクティブ（4 側面についての今後の見通し）、②職務満足度、③組織コミットメント、④思考リスト（心理的リアクタンスの程度の判定）、⑤垂直的交換関係（上司との人間関係）、⑥現実的職務予告（会社組織や職場生活に関する入社前の情報）、⑦予定勤続年数、であった。調査の結果、組織参入前に抱いていた期待と組織の現実の間のギャップから幻滅を感じたときに喚起された心理的リアクタンスが離職傾向を高めること、上司との垂直的な交換関係の構築が職務満足感を高めて離職傾向を緩和すること、現実的職務予告が幻滅を低減することが判明し、モデルの妥当性が検証された。

組織社会化過程における新入社員の態度変容に注目した**佐々木 (1993b)** は、高卒・専門学校卒・短大卒の女性新入社員 56 名を対象に、幻滅経験と入社 8 カ月後の態度・行動の変化との関係を検討しているが、この研究では心理的リアクタンスは直接測定され、利用されていない。

2.2. 自動車利用抑制コミュニケーションがもたらす心理的リアクタンス

藤井 (2003) 都心部への自動車乗り入れは社会的ジレンマであると考えた藤井 (2003) は、心理的リアクタンス理論と認知的不協和理論から次のような共通の仮説を導いた。公共交通で都心を来訪する傾向の強い人々は、自動車乗り入れの抑制を呼びかけるコミュニケーションによって、自動車乗り入れを抑制する方向に態度や行動を変容させる可能性が高いが、自動車で都心を来訪する傾向の強い人々は、そうしたコミュニケーションによって十分な効果が生じないばかりか、場合によっては心理的リアクタンスが喚起され、自動車乗り入れをさらに助長する方向に態度と行動を変容させるという逆効果を生じさせる可能性がある。京都市に自動車を用いて来訪している人々に第 1 回の調査票 2400 枚を手渡しし、539 名から回収し、第 2 回調査への協力に同意した 369 名に第 2 回の調査票を郵送し、245 名から回収した。第 2 回調査の際に、対象者を無作為に 2 群に分類し、一方には調査票のみを、もう一方には調査票とコミュニケーション文書（京都市への自動車乗り入れ抑制の必要性を訴える文書）を郵送する形で実験操作が行われた。第 1 回と第 2 回の調査では、①自動車での乗り入れ自主規制意図、②公共交通での乗り入れ意図、③自動車規制の受容意識、などが測定された。

第2回調査で測定された①②③のそれぞれを目的変数とし、④第1回調査で測定したそれぞれの変数、⑤第2回調査でのコミュニケーションの有無のダミー変数（コミュニケーションダミー）、⑥公共交通での都心来訪回数（回／月）とコミュニケーションダミーの積、⑦自動車での都心来訪回数（回／月）とコミュニケーションダミーの積、の4変数を説明変数とする重回帰分析を行った。その結果、①②③のいずれの変数に関しても、④の変数の正の効果が有意であり、約1か月前の心理が約1か月後の心理に影響しているという状態依存効果が確認された。また、①②③のいずれの変数に関しても、⑥の変数の正の効果が有意であり、公共交通で都心を来訪する頻度が高い個人ほど、コミュニケーションの説得効果が大きいことが裏付けられた。さらに、②の変数に関して、⑦の変数の負の効果の傾向が認められ、自動車で都心を来訪する頻度が高い個人ほど、コミュニケーションの説得効果が小さい傾向があると判明した。

心理的リアクタンスの存在を明確化するため、対象者を3分類（㉞公共交通で週2回都心に来訪している個人、㉟公共交通と自動車で週1回ずつ都心に来訪している個人、㊱自動車で週2回都心に来訪している個人）し、上記の①と②の変数に関する推計値を算出した。その結果、コミュニケーションに接触することによって、㉞の個人は①と②が増加したが、㉟の個人には小さい効果しか見られず、㊱の個人は逆に①と②が減少した。以上のように、仮説は支持された。

2.3. 自転車安全利用に関する情報提供がもたらす心理的リアクタンス

服部・大森・長田（2021） 心理的リアクタンス理論の観点から、服部他（2021）は、自転車利用のルール・マナー遵守を促す交通安全教育に関する情報提供が受け手の意識変容に及ぼす効果を検討した。商店街での法令違反となる自転車の「傘差し運転」と「ながらスマホ運転」、およびマナーである「押しチャリ」（自転車から降りて、押して歩く）の3種類の運転方法に関して、Webアンケート調査の中で、ルール・マナー遵守を促す情報を高校生・大学生に提示した。3種類の運転方法ごとに、情報提供に使用した文章（命令的メッセージ、放任的メッセージ）と写真（ルール・マナー遵守の写真、ルール・マナー違反の写真）の2要因が操作され、文章と写真の組み合わせによって4グループが設定された。命令的メッセージは、文章の末尾が「～は絶対にやめましょう／やりましょう」、放任的メッセージは、文章の末尾が「～するかしないかはあなたの判断に任せます」であった。情報提供の前後で、3種類の運転方法に関して、行動意図（～しようと思うか）を含む4項目で安全運転意識が測定された。

その結果、高校生は、ごく一部の例外を除く12条件（3運転方法×4グループ）中11条件で、2種類の文章と2種類の写真の組み合わせである4種類の情報提供によって、3種類の運転方法に関する安全行動意図が促進され、安全運転意識が向上した。唯一安全運転行動意図が向上しなかった条件は、「押しチャリ」を奨励するために「命令的メッセージ」と「ルール・マナー遵守写真」を使用したグループであり、法令違反ではなく単なるマナーである「押しチャリ」に関して「命令的メッセージ」と「ルール・マナー遵守写真」を使用したことが心理的リアクタンスを生じさせた可能性がある」と解釈された。

これに対し、大学生は、12条件中4条件で安全行動意図の向上を示すにとどまった。しかも、こ

の4条件中3条件は、「放任的メッセージ」と「ルール・マナー違反の写真」を組み合わせた場合であり、こうした情報の場合に限りリアクタンスが生じなかったと解釈された。大学生に対しては、「命令的メッセージ」や「ルール・マナー遵守写真」はリアクタンスを生じさせる可能性があるとして解釈された。大学生における効果は1か月後も持続した。また、自転車利用頻度や事故経験等が自転車安全運転意識に影響することも明らかになった。

2.4. 原子力発電に対する態度形成と説得メッセージの高圧的表現が態度変容に及ぼす効果

若林・中村・斎藤（1990） 説得的広報活動に関する模擬実験として若林他（1990）は、受け手の態度の形成の程度、説得の方向、メッセージの高圧的表現の要因が原子力発電に対する態度に及ぼす影響について実験的に検討した。態度形成の高い受け手は、低い受け手に比べて、①順態度的説得*よりも反態度的説得に接触したときに、また②高圧的表現を含む説得に接触したときに、強い抵抗を示すであろう、という仮説であった。

筆者注）*若林他（1990）は向態度的説得という用語が使用しているが、他の研究と用語を統一するために順態度的説得と表現した。

原子力発電に対して不明確な意見をもつ被験者に限定し、事前調査の7週間後に、本実験を行った。実験計画は、被験者の態度形成（態度形成高、態度形成低）、説得の方向（順態度的説得、反態度的説得）、メッセージの高圧的表現（脅威低、脅威高）の3要因計画であり、すべて操作変数であった。説得メッセージ提示後に、思考内容リスト（好意的考え、中性的考え、反論）、心理的反発尺度（反発など3項目）、メッセージ評価尺度（正しい意見かなど3項目）、情報源評価尺度（専門性など3項目）、原子力発電に対する評価・感情尺度（肯定的5項目、否定的5項目）、に回答させた。得られた主要な結果は次の7点であった。

- ①態度形成の低い受け手は、高い受け手に比べ、説得メッセージに接触すると、これとは無関係な中性的考えを多く生み出す。
- ②態度形成の高い受け手は、低い受け手に比べ、説得メッセージに接触すると、これに好意的な考えを多く生み出す。
- ③態度形成の低い受け手が反態度的説得に接触するとき、メッセージに高圧的表現が含まれている方が反発感は減少する。
- ④態度形成の高い受け手が反態度的説得に接触するとき、メッセージに高圧的表現が含まれている方が反発感は増加する。
- ⑤説得メッセージに高圧的表現が含まれていない方が、メッセージの正しさが高く評価される。
- ⑥態度形成の低い受け手は、高圧的表現が含まれているメッセージに接触すると、唱導方向への態度変容が生じる。
- ⑦態度形成の高い受け手は、高圧的表現が含まれていないメッセージに接触すると、唱導方向への態度変容が生じる。

仮説1は支持されなかったが、仮説2は支持された。原子力発電に関する知識の獲得と認識の深化を目指した活動に重点を置く広報のあり方が必要であると結論づけている。

2.5. 小笠原諸島のエコツアーにおける心理的リアクタンス

服部・杉本・菊地 (2018) 服部他 (2018) は、エコツーリズムの現場での行為の制限によって観光客に心理的リアクタンスが生じているか否か、およびその要因に関して小笠原諸島のエコツアーを事例に取り上げ検討した。自然を観光資源として利用するエコツーリズムは、自然資源の保全が求められ、自然資源の持続的利用のため、資源管理施策を実施することがある。主な施策として、特定の地域に入れる人数の上限を決める制限、特定の地域に入る際に徴収する環境負担金、特定の行為の制限がある。研究対象となった森林生態系保護地域内で課せられる行為の制限は、①規定ルート以外の通行禁止、②自然物の採取禁止、③外来種対策の作業の強制であった。研究対象としたエコツアーは、海ツアー、森山歩きツアー、ハートロックツアーであった。これらのツアー観光客にアンケート用紙を配付し、30部の有効回答を得た。アンケートでは、心理的リアクタンスの指標として、④ガイドの解説が生じさせる制限の認知（行動の不自由さ）、⑤威圧感の認知（押しつけがましさ）、⑥攻撃（反感）、⑦感情的反発（嫌な感じ）、⑧行動的反発（制限遵守意図）、⑨制限の必要性を測定し、心理的リアクタンスの要因として、制限を知った時期、エコツアー体験歴、エコツアー参加意欲、小笠原島歴の有無、性別、年齢層を測定した。心理的リアクタンスの指標に関しては、④「制限の認知」でのみ、リアクタンスを喚起された人が3種類の制限で17%~30%見られるにとどまり、心理的リアクタンスはほとんど生じていなかった。この結果は、行為を制限する理由がツアーガイドによって説明されていたこと、世界遺産に登録され自然資源が保護や保全の対象であると観光客に認知されていることなどから、解釈された。

2.6. 限定商品に対する消費者の購買行動と心理的リアクタンス

鈴木 (2008) 心理的リアクタンスが限定商品に対する消費者の購買行動に及ぼす効果を鈴木 (2008) は調査によって検討した。限定商品とは、“販売する期間、数量、地域、チャンネルなどを企業が限定することによって、消費者が商品を自由に入手できない状態で販売される商品” (p.204) と定義される。心理的リアクタンスに係る仮説は、①入手困難性を認知した商品に対して、消費者の評価は高くなる（自由への脅威と主観的反応の関係）、②入手困難性を認知した消費者は、入手困難性を認知していない消費者と比べて、限定商品をより購入する（自由への脅威と自由回復行動の関係）であった（このほかに、独自性欲求と他の消費者特性に関する仮説あり）。4種類の限定商品のそれぞれについて、①限定商品の購買に関して自由への脅威（入手困難性）を感じたか、②限定商品はそうでない商品と比べて魅力的か、③実際に限定商品を買ったことがあるか、④その理由を尋ねた。また、購買行動の要因として、その他5変数を測定した。入手困難性認知得点の高低によって調査対象者を2群に分類したところ、入手困難性を強く感じた消費者は、そうでない消費者と比べて、4種類全ての限定商品をより魅力的であると評価し、より購入してしまうことがあった。限定商品の入手困難性の認知によって消費者に喚起された心理的リアクタンスがその限定商品の購入を促していることが実証された。

これに関連して、心理的リアクタンス理論に依拠した三村（2009）は、限定品を購入する消費者のパーソナリティ特性について報告している。

3. 教育場面における心理的リアクタンス

3.1. 心理的リアクタンス喚起を防ぎ、説得効果を高める言葉がけ

清田・堀井（2017） 2つの研究を通して、清田・堀井（2017）は、教授・学習場面において心理的リアクタンスの喚起を防ぎ、説得効果を高める言葉がけを検討した。第1研究では、描画を利用した場面想定法により、教授が大学生に対して読書を勧める説得場面を設定した。言葉がけの内容として、次の3条件が操作された。①ポジティブ条件：読書による利点を強調（読書をすることで新しいことに気づき、自分を変えることができます。もっと本を読みなさい!）、②ネガティブ条件：読書をしないことの不利益を強調（読書をしないから、新しいことに気づいて自分を変えることができないのです。もっと本を読みなさい!）、③ノーマル条件：統制条件（もっと本を読みなさい!）。説得の前後に、読書に対する価値観（5項目）と普段のあるいは今後の読書量（4項目）を測定し、説得後のみの測定項目もあった。その結果、ネガティブ条件は論拠の正当性と低めた（リアクタンスを喚起した）が、読書量に関しては、3条件の全てで説得の効果が見られた。第2研究では、第1研究と同様の説得場で、言葉がけの内容を、①一般論・命令形、②一般論・勧誘形、③体験談・命令形、④体験談・勧誘形、の4条件が操作された。一般論は「読書をすることで新しいことに気づき、自分を変えることができます」、体験談は「私は、読書をすることで新しいことに気づき、自分を変えることができました」、命令形は「みなさん、もっと本を読みなさい!」、勧誘形は「みなさん、もっと本をよみましょう」とした。読書の価値観に関しては、体験談・勧誘形条件以外の3条件で説得効果が見られたが、効果量は小さかった。命令形に比べ勧誘形はリアクタンス喚起を抑制することも示された。2つの実験を通して、受け手の利益になる内容であれば、高圧的説得でも説得効果は生じるが、その場合でも、心理的リアクタンスが生起していること、心理的リアクタンスを回避するためには、利点や体験談を提示し、選択を受け手の自由意思に任せるのが良いと示唆された。

3.2. 学級の社会的目標の提示が心理的リアクタンスと目標の共有に及ぼす影響

大谷・山村（2017） 学級の社会的目標を向社会的目標（集団生活の中で達成することが望ましい向社会的な目標）と規範遵守目標（最低限守ることが求められる義務や規律に関する目標）に二分した大谷・山村（2017）は、規範遵守目標が強調される学級では、向社会的目標が強調される学級に比べて、統制的な雰囲気のため教師が強調する目標を共有することが難しくなる可能性があるかと仮定した。そして、規範遵守目標は、向社会的目標に比べ、心理的リアクタンスを起しやすく、心理的リアクタンスを媒介し目標の共有を低下させる、という仮説を設けた。新学期に新担任が学級目標を強調する場面で、5コマ漫画を利用した場面想定法により設定し、小学5・6年生に提示した。向社会的目標場面では、①「あなたのクラスの担任の先生は新しい先生です。どんな人かと言

うと……」、②「授業中は静かにしよう。宿題や提出物はきちんと出すようにしよう」、③「このクラスのルールは周りの人に迷惑をかけないことです」、④「係の仕事など自分の仕事はきちんとしよう」、⑤最後にまとめの文言を「決まりやルールを守ることを大切にしています。」と提示した。規範遵守目標場面では、担任の台詞部分が、②「相手の気持ちを考えて行動しよう」、③「友だちや他の人を思いやりようにしよう」、④「このクラスのルールは、友だちを悲しませないことです」、④「困っている人がいたら、声をかけてあげるようにしよう」であり、まとめの文言を⑤「友だちや周りの人を思いやることを大切にしています」と提示した。心理的リアクタンスはネガティブ感情とネガティブ認知を7項目で、目標の共有は「先生の言うことを守ろうと思う」など3項目で測定した。その結果、規範遵守目標は、向社会的目標に比べ、大きい心理的リアクタンスを生じさせたが、目標の共有に場面差はなかった。しかし、2水準参加者内計画の媒介分析の結果、仮説が支持された。

以上のほかに、**鹿内・栗原・渡辺・伊藤・石田（2007）**は、心理的リアクタンスを作文の動機づけに活用する試みとして、看図作文の授業開発に関する研究が報告している。また、心理的リアクタンス理論の視点から**高橋（2020）**は、希少性に注目した経済学習に関する授業実践を報告している。

4. そのほかの心理的リアクタンス研究

4.1. 自己評価維持モデルの視点からの心理的リアクタンスの検討

佐々木（2007） 佐々木（2007）は、自分にとって関与度の高い話題について、心理的に近い他者から説得を受け、心理的リアクタンスが喚起されているにもかかわらず無理やりその他者の唱導方向へ態度を変化させられることより、自己評価の低下の危機が訪れた場合、自己評価維持のための比較過程が生じるか否かを検討した。被験者とサクラのペアで実験に参加した被験者に「中学校での能力別クラス編成に賛成」、サクラに「反対」のプレゼンテーションをさせ、その後、約20人の聴衆にどちらのプレゼンテーションが効果的か判断させ、その結果（サクラの方が効果的）を知らせた。独立変数は、社会的圧力（高低：サクラのプレゼンテーションが高圧的かどうか）と強制承諾（有無：プレゼンテーションの優劣の結果によっては自分の意見を変え、そのことを聴衆の前で表明するか否か）の2要因計画であった。その結果、①社会的圧力の増加は、心理的リアクタンスの喚起を増加させ、サクラに対する心理的距離が低下させた。②社会的圧力が高くて承諾が強制される条件下では、自己評価の低下が生じ、話題への関与度が低下した。話題への関与度の低下は比較過程が生じている可能性を示唆するが、自己評価が維持されていないことから、実験手続き上の問題点が指摘された。

4.2. リアクタンス特性尺度の日本語版作成とリアクタンス特性の効果

小口・岡田（1999） 小口・岡田（1999）は、研究1で、Hong（1992）の「Hong 心理的リアクタ

ンス尺度」(14項目、4因子)を邦訳し、その妥当性と信頼性を検討した。因子分析の結果、「働きかけ」、「選択の自由」、「反同調」の3因子を抽出した。因子構造はHong(1992)と異なっていた。再検査信頼性などの方法で尺度の信頼性が確認された。また、得られた邦訳版尺度の併存的妥当性を検討するため、リアクタンス尺度の全体得点および因子別得点と他の9尺度あるいはその15下位尺度得点との相関分析を行い、リアクタンス尺度の全体得点と独自性、マキャベリズム、セルフ・モニタリングとの有意な正の相関関係が確認され、リアクタンス尺度の因子別得点との間にも予想と一致する方向での相関関係が確認された。

研究2では、説得メッセージの圧力が大きい場合に心理的リアクタンスが強く喚起されるであろうが、その傾向はリアクタンス特性高群で顕著であろうと予測した。合成洗剤シャンプーではなく石鹸シャンプーを使用するよう唱導された。実験計画は脅威(大、小)とリアクタンス特性(高、低)の2要因計画であり、態度変化(理解度、使用意向度)、リアクタンス、送り手評価が測定された。態度変化のうちの理解度に関して、脅威とリアクタンス特性の交互作用が認められ、リアクタンス特性高群では脅威小条件の方が態度変化は大きかったが、リアクタンス特性低群では脅威大条件の方が態度変化は大きかった。リアクタンス関連の測度に関しては、脅威大条件の方が、またリアクタンス特性高群の方が「反発」は大きいなどの結果が得られた。

研究3では、集団分極化状況において、リアクタンス特性の高い者は、集団討議後の回答で、一般的に他者の意見が変化する方向とは逆の方向に意見が変化することが多いと予測した。「心臓病の手術の成功確率が何%であれば手術を受けるか」という話題を用い、個人で決定した値と集団討議後に決定した値の差を求め、差の値がマイナスまたは0であった者を同調(リスク・シフト)群、プラスであった者を反同調(コーシャス・シフト)群とした。集団討議によって決定がリスクな方向へ変化していることが確認された。リアクタンス特性の影響に関しては、リアクタンス特性の第3因子「反同調」でのみ、予測が支持された。

4.3. コンピュータ上の判断での心理的リアクタンスの発生

古賀・北島・竹田(2008) コンピュータ上の判断によって心理的リアクタンスが喚起されるかどうかを古賀他(2008)は検討した。ディスプレイ上に2つのアイテムを1組としてランダムに繰り返し提示した。アイテムは、携帯電話、果物、食べ物、ラッピングの4種類であった。被験者の課題は、2つの対象がランダムになるように選択することであった。試行数は、1つのアイテムにつき80試行、合計320試行であった。被験者が選択を変えた次の試行で、前の試行で被験者が選択した方のアイテムを矢印あるいはキャラクタの手で指すようにした。矢印の提示条件は、①アイテムのみが出現する統制条件、②無表情のCGキャラクタ(手で指す)が出現する無表情条件、③笑顔のCGキャラクタ(手で指す)が出現する笑顔条件、④無表情のCGキャラクタと矢印が出現する矢印条件、の4条件であった。条件①は被験者個人の選択傾向の基準(ベースライン)を示し、条件②~④と条件①との比較により、リアクタンス量を計測できる。心理的リアクタンスが生じてるのであれば、選択変更後に、2回続けて選択する確率が、統制条件より小さくなると予想される。統制条件の連続選択率は50%前後であったが、矢印条件の3つのアイテムでは、40%前後まで有意

に減少している。無表情条件の携帯電話、笑顔条件の携帯電話では、連続選択率の減少は有意傾向であった。このように、コンピュータ上の判断でも、選択肢を指示されると心理的リアクタンスが喚起されることが判明した。しかし、CG キャラクタが選択肢を指示する場合は、心理的リアクタンスは消失するか、あるいは非常に弱くなり、誘導する画像の種類が心理的リアクタンスに影響する可能性が示唆された。

引用文献

- Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, J. W. (1972). Responses to loss of freedom: A theory of psychological reactance. In J. W. Thibaut, J. T. Spence, & R. C. Carson (Eds.), *Contemporary topics in social psychology*. Morristown, NJ: General Learning Press. pp. 53-78.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- Dowd, E. T., Milne, C. R., & Wise, S. L. (1991). The therapeutic reactance scale: A measure of psychological reactance. *Journal of Counseling and Development*, **69**, 541-545.
- ファンデンボス, G. R. (監修) 繁樹 算男・四本 裕子 (監訳) (2013). リアクタンス理論 APA 心理学大辞典 培風館 p. 909.
- 藤井 聡 (2003). 自動車利用抑制コミュニケーションに対する心理的リアクタンスについての理論実証研究 土木計画学研究・論文集, **20**, 563-569.
- 深田 博己 (1977). コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要 第一部, **26**, 259-269.
- 深田 博己 (1983). 心理的反発に関する発達的研究 島根大学教育学部紀要 教育科学編, **17**, 31-39.
- 深田 博己 (1986a). 幼児の心理的反発に及ぼす順態度的脅威と反態度的脅威の効果 島根大学幼年期教育研究, **3**, 19-27.
- 深田 博己 (1990). 心理的反発を喚起する言語刺激のタイプ 広島大学教育学部紀要 第一部, **39**, 157-166.
- 深田 博己 (1994). 心理的リアクタンスにおける性差と年齢差 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **43**, 125-133.
- 深田 博己 (1995). 心理的リアクタンス理論 小川一夫 (監修) 改訂新版 社会心理学用語辞典 北大路書房 pp. 178-179.
- 深田 博己 (1996). 心理的リアクタンス理論(1) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **45**, 35-44.
- 深田 博己 (1997). 心理的リアクタンス理論(2) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **46**, 17-26.
- 深田 博己 (1998). 心理的リアクタンス理論(3) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **47**, 19-28.
- 深田 博己 (2003). 心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性と合法性の効果 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部(教育人間科学関連領域), **52**, 179-188.
- 深田 博己 (2005). 心理的リアクタンスの利用可能性—今城論文へのコメント— 心理学評論, **48**, 57-60.
- 深田 博己 (2022). 心理的リアクタンス理論の展開: Rosenberg and Siegel (2017) の展望論文の概要

- 広島文教大学心理学研究, **4(1)**, 1-16.
- 深田 博己・樋口 匡貴・疋田 容子 (2009). リアクタンス喚起状況でのリアクタンス動機と追従動機
の役割 説得交渉学研究, **1**, 33-50.
- 深田 博己・神谷 真由美・疋田 容子・樋口 匡貴 (2007). ナルシシスティックリアクタンス理論の
検討(2) 広島大学心理学研究, **7**, 71-86.
- 深田 博己・木村 堅一 (1996). 教師の言語的脅威に対する小・中学生の反発—順態度的脅威と反態
度的脅威— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **45**, 45-54.
- 深田 博己・木村 堅一・牧野 幸志 (1997). 小・中学生の反発に及ぼす教師の言語的脅威の正当性
の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **46**, 27-32.
- 深田 博己・木村 堅一・牧野 幸志 (1998). 小・中学生の反発に及ぼす教師あるいは同級生の言語
的脅威の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **47**, 29-35.
- 深田 博己・戸塚 唯氏・児玉 真樹子 (2003). 心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性と脅
威の性質の効果 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部(教育人間科学関連領域), **52**, 189-
197.
- 深田 博己・戸塚 唯氏・湯 永隆 (2001). 態度変容に及ぼす検閲の効果 広島大学大学院教育学研
究科紀要 第三部(教育人間科学関連領域), **50**, 273-280.
- 深田 博己・坪田 雄二・周 玉慧 (1993). 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス(2)
—日本と台湾の比較— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 37-43.
- 深田 博己・植田 智 (1991). 進路決定場面における教師に対する生徒の反発反応 広島大学教育学
部紀要 第一部(心理学), **40**, 95-102.
- 深田 博己・植田 智 (1993). 心理的リアクタンスに及ぼす強制脅威と禁止脅威の効果 広島大学教
育学部紀要 第一部(心理学), **42**, 29-35.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2016a). 心理的リアクタンス過程の検討(1): 母親に対する子ども
の反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(1)**, 19-34.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2016b). 心理的リアクタンス過程の検討(2): 教師に対する生徒の
反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(1)**, 35-46.
- 深田 博己・山根 嵩史・植田 智 (2017). 心理的リアクタンス過程の検討(3): 強制脅威と禁止脅威
に対する反発 広島文教女子大学心理学研究, **3(2)**, 23-34.
- 深田 成子 (1986b). 子供の心理的反発に及ぼす母親の言語的脅威の効果 鳥取女子短期大学研究
紀要, **15**, 84-91.
- 服部 直樹・大森 宣暁・長田 哲平 (2021). 心理的リアクタンスに着目した自転車安全利用に関す
る情報提供の効果検証: 高校生・大学生を対象として 交通工学論文集, **7(2)**, A60-A67.
- 服部 陽太・杉本 興運・菊地 俊夫 (2018). 小笠原諸島のエコツアーにおける心理的リアクタンス
小笠原研究年報 (首都大学東京), **41**, 65-81.
- Hong, S. M. (1992). Hong's Psychological Reactance Scale: A further factor analytic validation. *Psychological
Reports*, **70**, 512-514.

- 今井 芳昭 (2013). せつとく 説得 藤永 保 (監修) 最新 心理学事典 pp. 449-452.
- Imajo, S. (1981). Freedom and reactance in feeling states. *Tohoku Psychologica Folia*, **40**, 84-98.
- Imajo, S. (1982). Effects of reactance and impression management on evaluation of a cartoon. *Tohoku Psychologica Folia*, **41**, 7-15.
- Imajo, S. (1983). Effects of psychological reactance on evaluation of a singing: Communicator's ego-involvement as a source of threat to freedom. *Tohoku Psychologica Folia*, **42**, 51-60.
- 今城 周造 (1984). 情緒経験に及ぼすリアクタンスの効果——漫画評価事態における検討—— 心理学研究, **55**, 268-274.
- 今城 周造 (1985). リアクタンス喚起時の諸反応の相互関連(1)——脅威の源泉としての送り手の自負—— 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **36**, 51-58.
- 今城 周造 (1986). リアクタンス喚起の測度の検討(1) 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **37**, 65-71.
- 今城 周造 (1987). 自由制約的立場の唱導によるリアクタンス喚起 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **38**, 47-53.
- 今城 周造 (1990). 反態度的な脅威によるリアクタンス喚起 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **41**, 83-91.
- 今城 周造 (1991a). 疑問の余地を否定する表現が説得後信念と認知反応に及ぼす効果—脅威操作の型とリアクタンス喚起(1)— 社会心理学研究, **6**, 88-97.
- 今城 周造 (1991b). 心理的リアクタンスが話題への関心に及ぼす効果——関心の強要による関心の低減—— 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **42**, 19-24.
- 今城 周造 (1992). ディスクレパンシーと必要条件がリアクタンスに及ぼす効果——中庸または極端な立場の唱導—— 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **43**, 81-87.
- 今城 周造 (1994). 圧力を伴わない行動制約的立場の唱導が禁止された行動の魅力に及ぼす効果 : アルバイト禁止の教官指導に対する学生の反応 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **45**, 123-130.
- 今城 周造 (1995a). 自由の重要性と自由への脅威度が心理的リアクタンスに及ぼす交互作用的効果—喚起小条件における脅威のU字型効果— 実験社会心理学研究, **35**, 102-110.
- 今城 周造 (1995b). 禁止された立場の受容にリアクタンスが及ぼす効果: 自由への脅威が態度と一致する場合に通常生じる効果は何か 社会心理学研究, **11**, 75-83.
- 今城 周造 (1995c). 心理的リアクタンスが行動の主要な規定因となり得る領域の探索 岩手県立盛岡短期大学研究報告, **46**, 25-31.
- 今城 周造 (1996). 初期立場と自由への脅威が心理的リアクタンスに及ぼす交互作用効果 心理学研究, **66**, 431-436.
- 今城 周造 (2000). Merz リアクタンス尺度日本語版の作成 北海道教育大学紀要 教育科学編, **50(2)**, 29-34.
- 今城 周造 (2001). 説得におけるリアクタンス効果の研究 自由侵害の社会心理学 北大路書房
- 今城 周造 (2002a). 説得への反発 : 心理的リアクタンス理論 深田 博己 (編著) 説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線— 北大路書房 pp. 329-371.

- 今城 周造 (2002b). リアクタンス特性と集団主義・独自性・説得効果の関係 心理学研究, **73**, 366-372.
- 今城 周造 (2003). リアクタンス尺度とパーソナリティ・説得効果の関連 北海道教育大学紀要 教育科学編, **53(2)**, 1-9.
- 今城 周造 (2005). 説得への抵抗と心理的リアクタンス——自由の文脈・決定・選択肢モデル—— 心理学評論, **48**, 44-56.
- 今城 周造 (2009a). 「絶滅の危機」情報が説得効果に及ぼす影響: リアクタンス理論からの検討 説得交渉学研究, **1**, 51-59.
- 今城 周造 (2009b). 説得への抵抗 日本社会心理学会 (編) 社会心理学事典 丸善 pp. 284-285.
- 今城 周造 (2012). 他者に向けられた圧力の大きいコミュニケーションの説得効果—圧力がリアクタンスまたは承諾をもたらすのはどんな場合か?— 昭和女子大学生生活心理研究所紀要, **14**, 1-9.
- 今城 周造 (2013). 製品入手可能性の制約が購買意図に及ぼす効果—リアクタンス理論による分析— 昭和女子大学生生活心理研究所紀要, **15**, 1-10.
- 今城 周造 (2018). 個人主義・集団主義が高圧的説得への抵抗の理由に及ぼす効果: 抵抗の動機としてのリアクタンスと調和維持 学苑・人間社会学部紀要 (昭和女子大学), **928**, 1-7.
- 川上 和久 (1988). 子どもの反発行動—リアクタンス理論からのアプローチ— 古畑 和孝 (編) 発達社会心理学講座 第1巻 社会的行動の発達 学芸図書 pp. 190-211.
- 清田 奈甫・堀井 俊章 (2017). 教授・学習場面における説得効果を高める言葉かけ—心理的リアクタンス喚起を防ぐには— 教育デザイン研究 (横浜国立大学大学院教育学研究科), **8**, 71-79.
- 古賀 恭子・北島 律之・竹田 仰 (2008). コンピューター上の判断における心理的リアクタンスの測定 電子情報通信学会技術研究報告 ヒューマン情報処理, **108(182)**, 63-66.
- 小関 八重子 (1977). 説得への抵抗 水原泰介(編) 講座社会心理学第1巻 個人の社会行動 東京大学出版会 pp.229-271.
- 牧野 幸志 (2000). 心理的リアクタンスに及ぼすユーモアの効果 高松大学紀要, **34**, 43-52.
- McGuire, W. J. (1964). Inducing resistance to persuasion: Some contemporary approaches. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*. Vol.1. New York: Academic Press. pp. 191-229.
- Merz, J. (1983). Fragebogen zur Messung der Psychologischen Reactanz. *Diagnostica*, **29**, 75-82.
- 三村 浩一 (2009). 限定品を購入する消費者像——心理的リアクタンス理論から見えるパーソナリティ特性 日経広告研究所報, **43(2)**, 46-50.
- 宮内 丈仁 (2004). 受け手の自我関与度と説得メッセージの反復提示が態度に及ぼす影響 流通経済大学大学院社会学研究科論集, **11**, 89-105.
- 長津 麻衣・相川 充 (2009). 順態度的メッセージにおけるポライトネスが態度変容に及ぼす効果 東京学芸大学紀要 総合教育科学系, **60**, 123-130.
- 小川 一夫・上野 徳美 (1980). 説得的コミュニケーションにおける予告効果の持続性 広島大学教育学部紀要 第一部, **29**, 107-113.

- 小口 孝司・岡田 尚子 (1999). リアクタンスの3次元—「私」の・「好き」・「勝手」— 昭和女子大学生生活心理研究所紀要, **2**, 14-31.
- 大谷 和大・山村 麻予 (2017). 学級の社会的目標が心理的リアクタンスと目標の共有に及ぼす影響 心理学研究, **88**, 499-503.
- Petty, R. E., & Cacioppo, J. T. (1986). *Communication and persuasion: Central and peripheral routes to attitude change*. New York: Springer-Verlag.
- Rosenberg, B. D., & Siegel, J. T. (2017). A 50-year review of psychological reactance theory: Do not read this article. *Motivation Science*, Advance online publication, 1-20.
- 佐々木 政司 (1990). 組織化と態度変容——心理的リアクタンス理論からのアプローチ—— 経営行動科学, **5(2)**, 59-66.
- 佐々木 政司 (1993a). 自由への脅威とコミュニケーターの信憑性が説得への抵抗に及ぼす効果 名古屋大学教育学部紀要 教育心理学科, **40**, 203-214.
- 佐々木 政司 (1993b). 組織社会化過程における新入社員の態度変容に関する研究——幻滅経験と入社8ヶ月後の態度・行動の変化—— 経営行動科学, **8(1)**, 23-32.
- 佐々木 政司 (2006). 新入社員の幻滅経験がその後の組織社会化に及ぼす効果 一宮女子短期大学紀要, **45**, 55-62.
- 佐々木 政司 (2007). 心理的リアクタンスにおける自己評価維持の効果 一宮女子短期大学紀要, **46**, 7-13.
- 鹿内 信善・栗原 裕一・渡辺 聡・伊藤 公紀・石田 ゆき (2007). 看图作文の授業開発 (I) —心理的リアクタンスを作文の動機づけに活用する試み— 北海道教育大学紀要 教育科学編, **57(2)**, 101-111.
- Snyder, M. L., & Wicklund, R. A. (1976). Prior exercise of freedom and reactance. *Journal of Experimental Social Psychology*, **12**, 120-130.
- 鈴木 寛 (2008). 限定商品に対する消費者購買行動の理論的・実証的研究——心理的リアクタンス理論と独自性理論を中心に—— 企業研究, **14**, 201-223.
- ショー, M. E. & コスタンゾー, P. R. (1984). 酒井 春樹 (訳) 心理的リアクタンスの理論 ショー, M. E. & コスタンゾー, P. R. (著) 古畑 和孝 (監訳) 社会心理学の理論 I サイエンス社 pp. 263-267.
- 高橋 勝也 (2020). 希少性に着目した経済学修—心理的リアクタンスの視点から— 中等社会科教育研究, **38**, 47-54.
- 高橋 超・佐々木 政司 (1989). 自由への脅威と意見表明が説得への抵抗に及ぼす効果—コミュニケーターの信憑性に対する評価を中心として— 愛知教育大学研究報告 教育科学編, **38**, 133-140.
- 高本 雪子・吉見 恒平・深田 博己 (2005). リアクタンス特性尺度の検討 広島大学心理学研究, **5**, 51-68.
- トリアンディス, H. C. 神山 貴弥・藤原 武弘 (編訳) (2002). 個人主義と集団主義—2つのレンズ

- を通して読み解く文化 北大路書房 (Triandis, H. C. (1995). *Individualism and collectivism*. Westview Press)
- 戸塚 唯氏・大月 義明・樋口 匡貴・深田 博己 (2001). 検閲効果に及ぼすリアクタンス傾向の影響 広島大学心理学研究, **1**, 69-78.
- 坪田 雄二・深田 博己・周 玉慧 (1992). 母親の言語的脅威に対する児童の心理的リアクタンス—日本と台湾の比較— 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), **41**, 49-56.
- 上野 徳美 (1981). 説得への抵抗に及ぼす予告の効果 心理学研究, **52**, 173-177.
- 上野 徳美 (1984). 説得の反復と自由の脅威が説得への抵抗に及ぼす効果 実験社会心理学研究, **23**, 147-152.
- 上野 徳美 (1986). 自由への脅威と受け手の独自性がリアクタンス現象に及ぼす効果 心理学研究, **57**, 228-234.
- 上野 徳美 (1987). 自由への脅威と送り手の特性がリアクタンス現象に及ぼす効果ならびにその持続性 茨城大学教養部紀要, **19**, 1-11.
- 上野 徳美 (1988). 説得によるリアクタンス効果の発達社会心理学的研究 茨城大学教養部紀要, **20**, 21-32.
- 上野 徳美 (1989). 説得への抵抗と心理的リアクタンス 大坊 郁夫・安藤 清志・池田 謙一 (編) 社会心理学パースペクティブ1 個人から他者へ 誠信書房 pp.250-271.
- 上野 徳美 (1990a). 最近の説得への抵抗に関する研究 茨城大学教養部紀要, **22**, 9-28.
- 上野 徳美 (1990b). 教育場面における説得への抵抗に関する発達的研究 教育心理学研究, **38**, 251-259.
- 上野 徳美 (1991a). メッセージの反復と圧力が説得の受容と抵抗に及ぼす効果 実験社会心理学研究, **31**, 31-37.
- 上野 徳美 (1991b). コミュニケーションの圧力が心理的リアクタンス、認知反応、および態度に及ぼす効果 茨城大学教養部紀要, **23**, 111-122.
- 上野 徳美 (1993a). 説得への抵抗に関する実験的研究 広島大学博士論文 広島大学大学院教育学研究科
- 上野 徳美 (1993b). 学位論文審査資料 説得への抵抗に関する実験的研究 広島大学博士論文 広島大学大学院教育学研究科
- 上野 徳美 (1994). 説得的コミュニケーションに対する被影響性の性差に関する研究 実験社会心理学研究, **34**, 195-201.
- 上野 徳美 (2002). 心理的リアクタンス 古畑 和孝・岡 隆 (編) 社会心理学小辞典〔増補版〕 有斐閣 p. 130.
- 上野 徳美・小川 一夫 (1983). 自由の脅威と意見表明が説得への抵抗に及ぼす効果——反復説得事象におけるリアクタンス効果について—— 心理学研究, **54**, 300-306.
- 若林 満 (1991). 21世紀企業人は育てているか—若年世代の企業内教育を求めて— 産業訓練, **37**, 94-101.

- 若林 満・中村 雅彦・斎藤 和志 (1990). 先端技術に対する態度の変容(3): 原子力発電に対する態度形成と説得メッセージの高圧的表現が態度変容に及ぼす効果 名古屋大学教育学部経営行動科学研究会(組織パーソナリティ研究グループ) 研究報告書
- Wicklund, R. A. (1974). *Freedom and reactance*. Potomac, MD: Lawrence Erlbaum Associates.
- Worchel, S., & Brehm, J. W. (1970). Effects of threats to attitudinal freedom as a function of agreement with the communicator. *Journal of Personality and Social Psychology*, **14**, 18-22.
- 山口 勸・岡 隆・丸岡 吉人・渡辺 聡・渡辺 久哲 (1988). 合意性の推測に関する研究(1)——集団主義的傾向との関連について—— 日本社会心理学会第29回大会発表論文集, 176-177.
- 山岡 重行 (1993). ユニークネス尺度の作成と信頼性・妥当性の検討 社会心理学研究, **9**, 181-194.
- 山香 玲子・深田 博己 (2006). ナルシシスティックリアクタンス理論の検討 広島大学心理学研究, **6**, 103-121.

第7章 心理的リアクタンス理論の展開： Rosenberg and Siegel (2017) の概要

要約 本研究の目的は、Brehm (1966) によって提出された心理的リアクタンス理論の50年にわたる展開を理解するための一助として、最新の展望論文である Rosenberg & Siegel (2017) の概要を紹介することである。Rosenberg & Siegel (2017) の展望論文では、重なり合う5つの波として過去の諸研究が統合的に示されている。本論文の構成は、①はじめに、②第1の波：理論の提案と検証、③第2の波：臨床心理学からの貢献、④第3の波：コミュニケーション研究からの貢献、⑤第4の波：リアクタンスの測定、⑥第5の波：動機づけへの回帰、⑦結論、の7節構成である。なお、Rosenberg & Siegel (2017) の論文中に引用されている重要度の高い文献については、補助資料として示した。

キーワード：心理的リアクタンス理論、Rosenberg & Siegel (2017)、研究展望

第1節 はじめに

本節は、Rosenberg & Siegel (2017) の展望論文を紹介するにあたって筆者が書き下ろした部分であり、Rosenberg & Siegel (2017) の内容紹介そのものではない。

1. 心理的リアクタンス理論とは

心理的リアクタンス理論 (psychological reactance theory) は、Brehm (1966) によって理論の基本的枠組みが提出され、Brehm & Brehm (1981) によって理論の洗練化が行われた。心理的リアクタンス理論では、個人の自由が侵害される時、その個人は侵害された自由を回復しようと動機づけられると仮定し、その動機づけ状態を心理的リアクタンスと呼んだ。心理的リアクタンス理論で取り上げられる自由は、原則的に行動の自由 (freedom of behavior / behavioral freedom) であり、派生的に態度の自由 (attitudinal freedom) が取り上げられる。また、自由の侵害は、侵害圧力によって自由が脅かされる場合を自由の脅威 (threat) と考え、行動の自由の脅威が喚起する心理的リアクタンスを主として扱う。加えて、回復不可能な形で自由が侵害される場合を自由の削除 (elimination) と呼んで区別し、行動の自由の削除が喚起する心理的リアクタンスを扱うこともある。

心理的リアクタンス理論が扱う行動の自由は、一般的で抽象的な行動の自由ではなくて、特定の

具体的な行動の自由である。すなわち、行動 X（例えば、深夜にゲームをする）や行動 Y（例えば、日曜日に毎週ゴルフをする）に従事する自由といった具体的な行動の自由が問題となる。同様に、態度の自由も、一般的で抽象的な態度の自由ではなくて、特定の態度対象に対する特定の態度の自由である。すなわち、特定の態度（例えば、深夜のゲーム）に関して特定の態度位置 X（例えば、肯定的態度）や態度位置 Y（例えば、否定的程度）をもつことの自由といった具体的な態度的立場をとることの自由が問題となる。

なお、本稿では、「自由な行動」を「自由行動」と表記する。また、「自由の脅威あるいは削除」という表記は、「特定の行動をとる自由を脅かすこと、あるいは取り除くこと」を意味し、「自由の回復」という表記は、「特定の行動をとる自由を取り戻すこと」を意味する。自由の脅威と自由の削除を包括する用語として「自由の侵害」という用語を用いる。

2. 心理的リアクタンス理論に関する最新の展望論文

心理的リアクタンス理論に関する研究の動向をまとめた最新の論文として Rosenberg & Siegel (2017) の展望論文が存在する。Rosenberg & Siegel (2017) は、L. Festinger が Brehm の論文指導教員であり、1956 年に Brehm 自身が認知的不協和に関する実証的研究 (Brehm, 1956) を公表していることを踏まえ、心理的リアクタンス理論の原点が認知的不協和理論 (Festinger, 1957) にあると断じている。

心理的リアクタンス理論に関する最近の学問分野特定の展望 (Quick, Shen, & Dillard, 2013; Steindl, Jonas, Sittenthaler, Traut-Mattausch, & Greenberg, 2015) を補完する目的のもとに、Rosenberg & Siegel (2017) は、コミュニケーション研究、社会心理学、臨床心理学といった領域横断的に心理的リアクタンス理論の研究を統合し、さらに既存のリアクタンス測度の統合を提案している。具体的には、相互に重なり合う 5 つの波 (wave) の輪郭を描こうと試み、最終的に、動機づけとしての心理的リアクタンスに立ち戻ることによる心理的リアクタンス研究の発展の方向性を示そうとしている。5 つの波とは、理論の提案と検証 (第 1 の波)、臨床心理学からの貢献 (第 2 の波)、コミュニケーション研究からの貢献 (第 3 の波)、リアクタンスの測定 (第 4 の波)、動機づけへの回帰 (第 5 の波) である。なお、この展望論文の 5 つのキーワードは、「コミュニケーション、動機づけ、説得、リアクタンス、抵抗」である。

3. 本稿の目的

本稿は、Rosenberg & Siegel (2017) の展望論文『心理的リアクタンス理論に関する 50 年の展望 : この論文を読まないで』の概要を紹介することが目的である。

本稿では、心理的リアクタンスという用語を多くの場合リアクタンスと省略表記するが、これら 2 つの用語は全く同義である。

なお、Rosenberg & Siegel (2017) の論文文中での引用文献数は非常に多く、150 件以上に達する。

Rosenberg & Siegel (2017) の展望論文の概要を紹介するにあたって、本稿では、比較的重要度の高い引用文献を三分の一程度利用した。内容紹介に利用した引用文献に関しては、巻末に補助資料の形で文献情報として示す。

第2節 第1の波：理論の提案と検証

1. 心理的リアクタンス理論の仮定

心理的リアクタンス理論は、下記の2つの仮定に基づき成立している。

第1に人間は、自分が実行できると信じている自由な行動のセット (a set of free behaviors) をもっている。自由な行動とは、過去に実行した行為、現在実行している行為、そして将来も実行できる行為である。

第2に人間は、自分の自由な行動が脅かされたり、削除されたりするとき、その自由を取り戻そうと動機づけられる。

これらの2つの仮定から、リアクタンスを喚起する「自由」と「脅威」の特徴に関して多くの予測が導かれるし、リアクタンスのもたらす結果についても多くの予測が導かれる。

2. 心理的リアクタンス理論の構成要素

理論を明確化するために、心理的リアクタンス理論をその構成要素に分解し、生起順序に従って構成すると、①自由の存在、②自由の削除あるいは脅威、③リアクタンスの喚起、④自由の回復、となる。

2.1. 自由

理論の第1の構成要素（自由）は、理論の第1の仮定に由来する (Brehm, 1966)。人々は、すべての行動が自由であると考えているわけではなく、自由行動は次の2つの条件が充足されるときにのみ存在する。①人々が自由に気づいていて（自由が存在することを知っていて）、②その自由を行使できると思っているときである。自由は主観的であるので (Brehm & Brehm, 1981)、自分が自由をもっていて、それを実行できると思っていれば、その自由は存在する (Wicklund & Brehm, 1968)。

2.2. 自由の削除あるいは脅威

理論の第2の構成要素（自由の削除あるいは脅威）は、理論の第2の仮定に由来する。自由の侵害は嫌悪事象であり (Brehm, 1966)、侵害された自由を回復したいという動機づけ（心理的リアクタンス）を生じさせる。行動の遂行を完全に妨害する侵害（例えば、厳罰を伴う徹底的な禁止令）

は、自由の削除である。また、自由を妨害するが削除しない侵害（例えば、説得や忠告のような社会的影響の試み）は、自由の脅威である。興味深いことに、人々は、有益な行為でさえも行動選択の自由への脅威と解釈するかもしれない。例えば、サクラが参加者を援助すると、参加者は好意に対するお返しをしなければならぬという圧力を感じ、「お返しをする／しない」自由を脅かされるため、リアクタンスが喚起される（Krishnan & Carment, 1979）。

2.3. リアクタンスの喚起

ある脅威からどのくらいのリアクタンスを人々が感じるかは、自由の特徴と脅威それ自体の特徴という2つの広範な要因によって決定される（Brehm, 1966）。

2.3.1. 自由の特徴

脅威が喚起するリアクタンスの量は、脅かされる自由の比率と脅かされる自由の重要性によって決定されると示唆された（Brehm & Brehm, 1981）。脅かされた自由の割合と数が大きいほど、リアクタンスの喚起が大きくなるという予測は、初期に支持されたが（Wicklund, Slattum, & Solomon, 1970）、この予測を検討する後続研究はほとんど実施されていないうえに、非支持を報告した例外的研究が見られる（Grabitz-Gniech, Auslitz, & Grabitz, 1975）。また、ある特定の自由だけがある欲求を充足するときには、他の自由もまたその欲求を充足するとき比べて、その特定の自由に対する脅威はより大きいリアクタンスを喚起するであろうという予測（Brehm, 1966）に関しては、検討した研究はない。

2.3.2. 脅威の特徴

より深刻な脅威がより大きいリアクタンスを喚起するという仮説（Brehm, 1966）に関しては、強い社会的影響の企図は、弱い社会的影響企図に比べて、より大きい反対行動を生じさせることが早期に証明された（Heilman, 1976）。この仮説に関しては、さらに、多くの研究によって広範な状況で支持されてきた。

脅威的な他者が自分を説得しようとしているという知覚が、その個人のリアクタンスを増加させるであろうという仮説（Brehm, 1966）に関しては、原子力プラントの説得話題を使用した Heller, Pallak, & Picek（1973）によって実証された。すなわち、説得者の影響意図の強い条件の方が、弱い条件よりも、参加者は説得者の唱導する立場により強い反対を生じさせた。また、メタ分析の結果から、Benoit（1998）は、メッセージの説得意図に関する事前警告（forewarning）がメッセージ提示後の受け手の態度変容（説得方向への変容）を抑制する結果を報告した。

リアクタンスを喚起し、自由を回復するという現象が生じるためには、個人の自由に対して脅威が恣意的に向けられる必要はなく、そうした現象は、偶発的に遭遇した暗黙の脅威（implied threat）であっても起こりうるという仮定されるが（Brehm, 1966）、この仮定は Andreoli, Worchel, & Folger（1974）によって証明された。例えば、別の人物の自由に対する脅威を観察することによって生じるリアクタンスを代償的リアクタンス（vicarious reactance）という（Sittenenthaler, Traut-Mattausch, & Jonas, 2015）。

2.4. 自由の回復

2.4.1. 行動的結果

リアクタンスを経験すると、リアクタンスは2つの影響形態を見せる。リアクタンスの最も率直な影響形態は侵害された自由を行使することを含む (Brehm, 1966 : ブーメラン効果)。例えば、飲酒年齢が18歳から21歳に引き上げられると、新たに年齢制限に引っ掛かった大学生 (新たに飲酒の自由が侵害された18歳~20歳の大学生) は、21歳以上の成人した大学生よりも、さらに多量の飲酒をする (Engs & Hanson, 1989)。なお、侵害された自由を直接行使できない場合、社会的含意 (social implication) によって自由を回復することができる。例えば、誰か別の人が類似した行動をとるのを見ることによって、自由を回復することができる。

2.4.2. 主観的結果

リアクタンスを経験すると、リアクタンスは、自由の行使のほかに、主観的反応という影響形態を見せる。人々の自由が脅かされる時、その脅かされた行動に対する魅力が増加するのと同じように、脅かされた行動に対する欲求が増加する (Brehm & Rozen, 1971; Brehm, Stires, Sensenig, & Shaban, 1966)。また、人々は、脅威の源泉に対する敵意を示したり (Nezlek & Brehm, 1975)、評価低減 (derogation) をしたり (Rains, 2013) することによって、リアクタンスに随伴する不快を減少できる。

2.4.3. リアクタンス低減の失敗

人々のリアクタンスの低減の試みが最終的に失敗に終わるときがある (Brehm & Brehm, 1981)。そうなると、リアクタンス喚起は止まり、人々はコントロールの喪失感あるいは放棄感を覚える (Wortman & Brehm, 1975)。これは、学習性無力感 (Seligman, 1975) の考えに基づいており、自由の脅威が存在しているが、脅威を克服する能力も、自由を回復する能力も自分にはないと、人々が認識している状態である。自由回復が中程度に困難であると人々が認識するときに、自由回復を目指した動機づけ (リアクタンス) が大きくなるが (Mikulincer, 1988)、自由回復が不可能と認識するときには、リアクタンスは小さくなる。

第3節 第2の波：臨床心理学からの貢献

心理的リアクタンス理論の臨床心理学領域への適用可能性については Brehm & Brehm (1981) が指摘している。Brehm (1966) が提案した心理的リアクタンスは一時的な状態変数としての状態リアクタンス (state reactance) である。しかし、Shoham, Trost, & Rohrbaugh (2004) によると、臨床心理学領域へ心理的リアクタンスを拡張した成果の1つは、リアクタンスを特性として概念化したことである。特性リアクタンス (trait reactance) は、“あたかも自分の自由が脅かされたかのように、状況を知覚し反応する一貫した傾向” (Kelly & Nauta, 1997, p. 1124) と定義される。臨床心理学では、クライアントのリアクタンスに着目した3つの相互関連のアプローチが見られる。

1. 臨床心理学におけるリアクタンスの展望

1.1. 調整要因としてのリアクタンス

第1のアプローチは、特性リアクタンスが治療効果を調整する要因と見なす(Shoham et al., 2004)。セラピストの勧告は自分の自由を脅かすとクライアントが知覚するとき、セラピストからの影響に対しクライアントには抵抗する傾向が出現し、治療効果が妨害される(Tracey, Ellickson, & Sherry, 1989)。例えば、特性リアクタンスの低いクライアントに比較して、特性リアクタンスの高いクライアントは、満足と変化への期待が小さく、治療や医学的勧告への追従が低下する傾向がある。

1.2. 治療におけるリアクタンスの克服

第2のアプローチは、リアクタンスのもたらすネガティブな影響を回避することに焦点化する。ここでは、セラピストは、治療における自由選択をクライアントに申し出ることによって、リアクタンス喚起を予防し、治療効果を高めることを追求する(Beutler, 1979)。この技法を使用した研究は、概ね支持的な結果を示している。例えば、治療措置を選択できる場合の方が、特定の治療措置を一時的に割り当てられる場合よりも、クライアントはその治療措置を高く評価し、つらさ感を高める(Gordon, 1976)。

1.3. 目的に合わせて使い分ける変数としてのリアクタンス

第3のアプローチは、クライアントの特性リアクタンスの水準を考慮しながら、セラピストの介入方略を変化させて、高い治療効果を求める(Beutler, 1979)。例えば、特性リアクタンスの低いクライアントに対する治療は、クライアントの自立と意思決定能力を高めることを目的とするべきであるが、特性リアクタンスの高いクライアントに対する治療は、クライアントに高いリアクタンス傾向があること気づかせ、受容的なファシリテーターとしてセラピスト自身を示すことを目的とするべきである(Dowd & Seibel, 1990)。

2. 特性リアクタンスに関する論争

特性リアクタンスに関しては否定的な評価が多い。特性リアクタンスの使用と構成概念妥当性に疑問をもつMiron & Brehm (2006)は、リアクタンス特性尺度の項目が感情を測定していて、それらの項目の説明力が低いので、リアクタンスをパーソナリティ特性として概念化することから得られるものはほとんどないと断言している。同様に、リアクタンスの特性としての概念化に疑問をもつShoham et al. (2004)は、“(a)リアクタンスは安定した特性ではないかもしれない、(b)特性として現に測定されているものはリアクタンスという構成概念を反映していないかもしれない”(p. 182)と述べている。こうした特性リアクタンスに関する疑問の例として、高脅威メッセージによる説得力は、Hong 心理的リアクタンス尺度(Hong & Page, 1989)の高得点者の方が、低得点者よりも、大きいという結果を、すなわち理論からの予測と逆の結果を報告した Silvia (2006)の研究が挙げ

られる。

3. 臨床心理学における心理的リアクタンス理論の将来の方向性

心理的リアクタンス理論が臨床心理学領域で発展するためには、特性リアクタンス測度の心理測定的不安定性という問題を解決しなければならない。解決の方向性としては、①特性リアクタンスを妥当な方法で測定する方法を確立すること、②特性リアクタンスではなくて、リアクタンス喚起の強弱に結びつく他のパーソナリティ特性（例えば、タイプ A/B パーソナリティ：自由の脅威に対する反応が異なる）に注目すること、の2つがある。

心理的リアクタンス理論が臨床心理学領域で発展するためには、コミュニケーション研究領域で解明された、リアクタンス喚起を増減するメッセージのタイプを考慮する必要がある。すなわち、臨床家は、クライアントに対する自らの使用するコミュニケーション・タイプ（介入方略）とクライアントのリアクタンスとの交互作用を考慮しなければならない。例えば、直接的な行動勧告に比べて、関係構築に焦点化したセラピストの非指示的介入は、特性リアクタンスの高いクライアントに対してより効果的である、というクライアントの特性リアクタンスとセラピストのメッセージ・タイプとの交互作用が注目される（Beutler, Moleiro, & Talebi, 2002）。また、クライアントの現在の精神状態とセラピストのメッセージ・タイプとの交互作用が治療効果を予測する可能性がある。例えば、抑うつ症状の軽い人々の場合と異なり、抑うつ症状の重い人々の場合、統制的メッセージだけでなく、全てのメッセージが状態リアクタンスを高めることが報告されている（Lienemann & Siegel, 2016）。

第4節 第3の波：コミュニケーション研究からの貢献

心理的リアクタンス理論の説明力は、臨床心理学領域と同時発生的にコミュニケーション研究領域でも検討され始めた（Quick et al., 2013）。この領域の生産的な研究としては、高脅威と低脅威の反飲酒メッセージに対する反応を実験的に検討した Bensley & Wu（1991）があり、この研究を契機にリアクタンス喚起を増減するメッセージ特徴に関する研究が発展した。

1. 統制的言語と自律－支援的言語

脅威的なコミュニケーションがリアクタンスを喚起するであろうという Brehm（1966）の示唆に沿って、コミュニケーション領域では、リアクタンス過程に及ぼす統制的メッセージの効果を検討してきた。ここでの典型的な研究は、統制的メッセージと自律－支援的メッセージを対比的に扱う。なお、統制的メッセージとは、「しなければならない、すべきである」（must, ought, should）とい

う表現を使用する高脅威メッセージであり、また、自律-支援的メッセージとは、「おそらく、かもしれない」(perhaps, possibly, maybe) という表現を使用する低脅威メッセージである (Miller, Lane, Deatrick, Young, & Potts, 2007)。アルコール消費を抑制するメッセージを用いた Bensley & Wu (1991) の実験では、低脅威メッセージよりも高脅威メッセージの方がより大きいリアクタンスを生じさせ、参加者の飲酒がより多くなるというブーメラン効果が報告された。こうしたパラダイムはコミュニケーション研究における心理的リアクタンス理論の検証の標準である。多くの研究がこのパラダイムを使って、健康や消費行動など多様な文脈で、統制的コミュニケーションがリアクタンスを喚起することを繰り返し証明した。

2. リアクタンス喚起に影響するメッセージの他の特徴

強い言葉のメッセージが一貫してリアクタンスを喚起することが確認されると、次の段階では、リアクタンスを減少させるメッセージの特徴に注目が集まった (Quick et al., 2013)。

2.1. 回復の追記

説得メッセージのもたらすリアクタンスを減少させる方略の 1 つは、メッセージの末尾に選択の自由を思い出させるメモ、すなわち回復の追記 (restoration postscripts; Brehm & Brehm, 1981) を含むことである。回復の追記は、「選択はあなたの自由である／あなたは自分で決定する自由がある」といった自由回復を確認させる追記文である。追記の有無を操作した Bessarabova, Fink, & Turner (2013) によると、追記は、低脅威メッセージの喚起するリアクタンスには影響しなかったが、高脅威メッセージの喚起するリアクタンスを緩和した。このデータは、メッセージ作成者がリアクタンスの危険 (例えば、源泉の評価低減) を避けつつ、メッセージの恩恵 (例えば、明瞭性) を得ることができることを示唆する。

2.2. メッセージの新奇性

メッセージが新奇であるという認知は、リアクタンス喚起を減少させ、メッセージの効果を増加させる (Kang, Cappella, & Fishbein, 2006)。こうした現象に関しては、高いメッセージ感覚価 (message sensation value : メッセージの形式的・内容的な視聴覚的特徴が感覚的・感情的・覚醒的反応を誘発する程度) をもつコミュニケーションは、メッセージの統制的側面から受け手の注意を引き離すという説明と一致する。ちなみに、Quick (2013) は、受け手がメッセージの新奇性を高く知覚するとき、受け手の報告する自由の脅威の知覚が減少することを示した。

2.3. 物語的表現

説得メッセージに物語的表現 (narrative) を用いると、リアクタンス効果が減少し、説得効果が増加することが示されてきた (Quick et al., 2013)。例えば、Moyer-Gusé & Nabi (2010) は、ドラマ風のテレビ番組 (物語的表現を含むコミュニケーション) とニュース番組 (統制メッセージ) で 10

代の妊娠の問題を取り上げた。物語的表現は、物語の登場人物への受け手の同一視を増加させ、番組の説得意図（安全なセックスの推奨意図）に対する受け手の知覚を減少させた。その結果、受け手のリアクタンスが減少し、安全なセックス意図が増加した。

2.4. 共感

リアクタンス低減方略には、受け手に共感を喚起するメッセージ内容を使用することによって、受け手の怒りや反論を抑制するやり方がある。受け手がメッセージ中の登場人物に共感を覚えるならば、その人物への同一視が生じ、その人物からのメッセージは脅威が小さいと知覚する。例えば、反喫煙と反飲酒のメッセージを使用した Shen (2010) は、状態共感の高低を操作し、状態共感がリアクタンスを減少することによって、間接的に説得効果を高めることを示した。

2.5. 接種とリアクタンス

迫り来る説得という態度の脅威に対して予防接種することと事前に警告することが同義に捉えられているが、接種 (inoculation) と事前警告 (forewarning) は全く異なる概念である。したがって、Rosenberg & Siegel (2017) の記述内容は理解不能であり、本項目の紹介は省略する。

2.6. 説得方略としてのリアクタンス

リアクタンス喚起を有効な説得方略として、社会運動家が使用できる場合がある。例えば、反タバコのキャンペーンでは、タバコは行動を統制しようとする体重過剰の不潔な暴漢として提示されたので、キャンペーンに対するリアクタンスは明らかに好ましい結果である禁煙を含むものとなる (Zucker, Hopkins, Sly, Urich, Kershaw, & Solari, 2000)。また、受動喫煙は、人々のきれいな空気を呼吸する自由に対する脅威となるため、人々の怒り (リアクタンス) は望ましい行動 (反喫煙運動) を促進する (Quick, Bates, & Quinlan, 2009)。

3. コミュニケーション研究における心理的リアクタンス理論の将来の方向性

コミュニケーション研究は、心理的リアクタンス理論の研究において中心的役割を担ってきた。コミュニケーション研究領域からの今後の心理的リアクタンス研究には以下のような方向性が挙げられる。①脅かされる自由の割合と数が多いほど、喚起されるリアクタンスは大きくなるという Brehm (1966) の提出した未検討課題を解決する。②大量のコミュニケーション研究は対人コミュニケーションを取り上げてきたが、リアクタンス喚起と結びつく対人的な非言語的手がかりを検討する。③臨床的研究がほとんど考慮してこなかったリアクタンス改善方略 (例えば、物語的表現の使用) のような新しいアプローチをカウンセリング領域に持ち込む。④状態レベルの動機づけに関わる変数 (例えば、不確かさ/確信のなさ) を考慮することは、メッセージの開発に新たな洞察をもたらす。

第5節 第4の波：リアクタンスの測定

リアクタンスは自由回復を志向した動機づけ状態であるが、状態リアクタンスは測定不可能であるという Brehm (Brehm, 1966; Brehm & Brehm, 1981) の主張を受け入れて、初期の研究は、行動や態度において出現するブーメラン効果や削除された自由の魅力増加など、リアクタンスの喚起に直接結びついた結果を査定することによって、リアクタンス喚起を査定した。特性リアクタンスの測定は1983年に始まったが (Merz, 1983)、状態リアクタンスの測定は2005年に始まった (Dillard & Shen, 2005; Lindsey, 2005)。

1. 特性リアクタンスの測定

1.1. 自己報告測定

リアクタンスを特性として捉える考え方から次の3種類の著名な測定が開発された。①心理的リアクタンス測定質問紙 (Questionnaire for Measuring Psychological Reactance: QMPR; Merz, 1983)、②治療的リアクタンス尺度 (Therapeutic Reactance Scale: TRS; Dowd, Milne, & Wise, 1991)、③Hong 心理的リアクタンス尺度 (Hong Psychological Reactance Scale: HPRS; Hong & Page, 1989) の3種類である。

1.1.1. 心理的リアクタンス測定質問紙

抵抗や反抗の概念に基づいて開発された Merz (1983) の「心理的リアクタンス測定質問紙」は、18項目 (項目例: 誰かが私の個人的な選択の自由を制限するとき、私は強く反発する) であった。質問紙がある程度の表面的・内容的妥当性をもつと示唆する研究がある一方、因子構造に問題があると指摘する研究もある。質問紙のオリジナル・バージョンがドイツ語であり、翻訳を必要とする点にも質問紙の妥当化の困難さの一因がある。

1.1.2. 治療的リアクタンス尺度

Brehm (1966) のリアクタンスの描写に基づいて開発された Dowd et al. (1991) の「治療的リアクタンス尺度」は、28項目 (項目例: 何をすべきか私に話しかける権威の人物に、私は憤慨する) であった。尺度の収束的妥当性や識別的妥当性を支持する研究がある一方、尺度が一次元的である点を批判する研究もある。

1.1.3. Hong 心理的リアクタンス尺度

「心理的リアクタンス測定質問紙」の心理測定的欠陥の改善を目指した Hong et al. (Hong, 1992; Hong & Faedda, 1996; Hong & Page, 1989) は、改訂を繰り返し、「Hong 心理的リアクタンス尺度」を作成した。この尺度は、4因子 (制限された選択に対する情緒的反応、追従へのリアクタンス、他者からの影響への抵抗、忠告や勧告へのリアクタンス) から構成される11項目 (項目例: 自由で独立した意思決定ができないときには、欲求不満になる) の尺度であった。尺度の妥当性が証明され

る一方、尺度の構造的欠陥を指摘する研究も存在する。

1.2. 観察測度

特性リアクタンスの指標として患者の声の調子を使用した Shoham-Salomon, Avner, & Neeman (1989) は、患者の声を3つの基準について4人の評定者に評定させた。そして、声の調子が「悪意に満ちて、抑制的ではなく、激しい」場合、患者は高い特性リアクタンスをもつと考えた。特性リアクタンスの音声測度に関しては、妥当性の検証も不十分であり、この音声測度を採用した研究も極めて限定されるが、自己報告以外の技法を使用して特性リアクタンスを測定する試みは、後の状態リアクタンスにおける自己報告以外の測定技法の開発を刺激した。

2. 状態リアクタンスの測定

2.1. 自己報告測度

リアクタンスを本来の状態として捉える立場から、よく使用される妥当な自己報告測度には次の3種類がある。①絡み合いモデル (intertwined model; Dillard & Shen, 2005)、②Salzburg 状態リアクタンス尺度 (Salzburg State Reactance Scale: SSR Scale; Sittenthaler, Traut-Mattausch, Steindl, & Jonas, 2015)、③健康警告へのリアクタンス尺度 (Reactance to Health Warnings Scale: RHWS; Hall, Sheeran, Noar, Ribisl, Bach, & Brewer, 2016) の3種類である。これ以外にも、状態リアクタンスの自己報告測度は存在するが、それらの測度は概して1回限りの使用に終わっている。例えば、潜在的に有用な4項目の状態リアクタンス尺度 (Lindsey, 2005) などがあるが、詳細な検討は行われていない。

2.1.1. 絡み合いモデル

自己報告尺度による状態リアクタンスの測定を最初に試みたのは Dillard & Shen (2005) であった。彼らは状態リアクタンスを直接的に測定するために、4つのモデルを設定した。すなわち、状態リアクタンスは、①純粋に認知的である、②純粋にネガティブな情動／感情である、③ネガティブな感情と認知の結合したもので、それぞれが別々の成分である、④ネガティブな感情と認知の結合したもので、2つの成分が絡み合っている、の4つであった。認知的反応はソート・リスティング (thought-listing) 手続きで、感情は4項目の怒り尺度で測定され、④の「絡み合いモデル」が支持された。怒りとネガティブな認知との絡み合った結合が態度や行動意図に及ぼす脅威の効果を媒介することは、多くの研究によって繰り返し支持された。

筆者注：絡み合いモデルの測度に関するこれ以上の具体的な説明は見られない。

2.1.2. Salzburg 状態リアクタンス尺度

Dillard & Shen (2005) の「絡み合いモデル」の測度が説得研究と測定研究以外で、あるいは大学生の標本以外でほとんど検証されてこなかったと批判した Sittenthaler, Traut-Mattausch, Steindl et al. (2015) は、自由の脅威が存在する全ての領域での適用可能な尺度の開発を目指した。リアクタンス喚起を生じる3つの仮想シナリオ (①アパートを借りようとしている学生、②よく使うコーヒー

メーカーを除去させられる従業員、③魅力的なクラブへの入場を許さない用心棒)の1つを参加者に提示した。そして、その反応から、3因子(リアクタンス経験〔情動経験〕、否定的態度、攻撃的行動意図)から構成される10項目の「Salzburg 状態リアクタンス尺度」を作成した(項目例:関連するインターネット・サイトでネガティブな批評を広めることによって、彼の評判を台無しにしたいか?)。作成された尺度は、内的一貫性が高く、他の状態リアクタンス尺度との高い相関を示し、収束的妥当性が証明された。

2.1.3. 健康警告へのリアクタンス尺度

Dillard & Shen (2005)の「絡み合いモデル」に基づいて、Hall et al. (2016)は、健康メッセージに対するリアクタンスに特化した「健康警告へのリアクタンス尺度」を開発した。それぞれ3項目から成る9因子27項目の尺度であった。項目数の多さが実用性を低下させると考えたHall, Sheeran, Noar, Ribisl, Boynton, & Brewer (2017)は、3項目の「短縮版健康警告へのリアクタンス尺度 (Brief RHWS: BRHWS)」を作成した(項目例:この警告は私を操作しようとしている)。Hall et al.の2つの研究結果は、収束的妥当性や予測妥当性ととも、内的一貫性と再検査信頼性を示した。

2.2. リアクタンスの生理的測定

心臓血管活動の変化から、自由の脅威への反応に関わる動機づけの強度を捉えることができるという考えに基づき、Sittenthaler, Steindl, & Yonas (2015)は、リアクタンス喚起の生理的測定について検討した。違法の、あるいは合法の自由制限を受ける人々の生理的喚起の違いに注目した。その結果、違法な自由の脅威に直面した人々の心拍は即時的に増加したが、合法的な自由の脅威に直面した人々の心拍の増加は遅延された。このようにリアクタンス反応は、即時的な生理的成分と同様、遅延的でより認知的な成分の両方によって特徴づけられた。

3. リアクタンスの測定の将来の方向性

「Salzburg 状態リアクタンス尺度」と「健康警告へのリアクタンス尺度/短縮版健康警告へのリアクタンス尺度」に関しては、構成概念妥当性の問題が存在する。これらの尺度を構成する項目は、リアクタンスそれ自体ではなくて、リアクタンスの先行要因(例えば、自由の脅威)を査定しているように思える。怒りと否定的認知の結合としてリアクタンスを測定し続けるべきである。そうすることによって、「絡み合いモデル」を含む3種類の自己報告測度を洗練していかねばならない。加えて、怒りやネガティブな認知をもたらす他の動機づけ状態と明確に区別できるように、「絡み合いモデル」の識別的妥当性を確認すべきである。これにより、構成概念妥当性の査定が補完される。なお、リアクタンス喚起の生理的測定の開発は続けるべきである。

第6節 第5の波：動機づけへの回帰

心理的リアクタンスが動機づけの構成概念であることは、Brehm（1966）の記述“…リアクタンスは単に不快な緊張として定義されるのではなく、…むしろ特定の方向、すなわち自由の回復を志向した動機づけ状態である。”（p. 11）からも明らかである。しかし、心理的リアクタンス理論における動機づけという中心性は、Miron & Brehm（2006）が動機づけの性質を強調するまでは、軽視されてきた。ここでは、心理的リアクタンス理論における動機づけの中心性に焦点化しつつ、心理的リアクタンス理論の潜在力を最大化する3つの方法（①自由回復の望ましさと自由脅威の知覚に影響する要因、②自由脅威以外のリアクタンスの触媒〔catalysts: リアクタンスを生起させるもので生起要因的な意味をもつ〕、③怒り、ネガティブな認知、およびブーメラン効果以外のリアクタンスの結果）を提案する。この第5の波「動機づけへの回帰」は、Rosenberg & Siegel（2017）の展望を最も特徴づけるパートであるにもかかわらず、その論理は必ずしも明快ではなく、理解が困難であるため、抽象的で簡単な紹介にとどめる。

1. 自由脅威の知覚と自由の回復に影響する要因

リアクタンスの動機づけ状態を前提としつつ、心理的リアクタンス理論を発展させる第1の方法としては、リアクタンス過程に及ぼす精神状態（states of mind）の調整的役割を検討するやり方がある。精神状態の例としては、確信がなく傷つきやすいと感じているか、あるいは確信があって安全だと感じているかといった側面があり、こうした精神状態の側面が自由回復の行動意図に及ぼす影響を検討することができる。また、精神状態が縮小的であるか（例えば、怒りを感じている状態）、拡張的であるか（例えば、意気高揚した状態）が、自由脅威の知覚の程度やリアクタンスの増減に及ぼす影響を検討できる。

2. リアクタンスの触媒（生起要因）の拡張

次に、第2の方法としては、直接的な自由の脅威や削除以外の、心理的リアクタンスを喚起する経験を考慮するやり方がある。初期の1970年代の研究は、意思決定や特定の立場への公的なコミットメントがリアクタンスを喚起することを示したが、最近の研究は、直接的で明白な言語的脅威が心理的リアクタンスに及ぼす影響を扱ってきた。初期の立場に立ち戻り、例えば、集団カテゴリー化のような、微妙な暗黙の自由脅威がリアクタンスに及ぼす影響を検討できる。

3. リアクタンスの結果の拡張

第3の方法としては、リアクタンス喚起が人々の行動や認知に及ぼす広範な影響を検討するやり

方である。新たに検討すべき行動や認知としては、例えば、創造性の減少、浅慮、よりリスクな意思決定、不正行為者を罰する意思、などが考えられるが、このほかに、ポジティブな感情（例えば、強い、断固とした）への影響も考えられる。また、対人的な自由脅威であれば、相互作用のパートナーに対する後続の認知や評価が影響を受ける可能性がある。

第7節 結論

心理的リアクタンス理論に関する先行研究を重なり合う5つの波として統合した。①臨床心理学では、特性リアクタンスが有効な構成概念であるかどうかを第1に決定しなければならない。これに付随して、リアクタンス傾向に関係するパーソナリティ変数に焦点化し、コミュニケーション研究から測定的進歩の恩恵を得ることができる。②コミュニケーション研究では、未解決のまま残されている理論の基本的な問題の検討も含みつつ、心理的リアクタンス理論を前面に押し出した研究を続けるべきである。③リアクタンスの測定的研究では、生理的測度の洗練も含めて、複数の種類の測度を組み合わせた測度の開発を継続することができる。④動機づけ的研究では、自由脅威の知覚に影響する要因や、自由回復の望ましさに焦点化した研究、リアクタンスの触媒（生起要因）の範囲やリアクタンスの結果の範囲を査定する研究が待たれる。心理的リアクタンス理論の動機づけのルーツに立ち戻ることは、臨床心理学、コミュニケーション、および測定における心理的リアクタンス研究を活性化すると期待される。

引用文献

- Brehm, J. W. (1956). Postdecision changes in the desirability of alternatives. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, *52*, 384-389.
- Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- Festinger, L. (1957). *A theory of cognitive dissonance*. Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Quick, B. L., Shen, L., & Dillard, J. P. (2013). Reactance theory and persuasion. In J. P. Dillard & L. Shen (Eds.), *The Sage handbook of persuasion: Developments in the theory and practice*. 2nd ed. Thousand Oaks, CA: Sage. pp. 167-183.
- Rosenberg, B. D., & Siegel, J. T. (2017). A 50-year review of psychological reactance theory: Do not read this article. *Motivation Science*, Advance online publication, 1-20.

Steindl, C., Jonas, E., Sittenthaler, S., Traut-Mattausch, E., & Greenberg, J. (2015). Understanding psychological reactance: New developments and findings. *Zeitschrift für Psychologie mit Zeitschrift für Angewandte Psychologie*, **223**, 205-214.

補助資料 :

本稿で紹介した Rosenberg and Siegel (2017) の引用文献情報

- Andreoli, V. A., Worchel, S., & Folger, R. (1974). Implied threat to behavioral freedom. *Journal of Personality and Social Psychology*, **30**, 765-771.
- Benoit, W. L. (1998). Forewarning and persuasion. In M. Allen & R. W. Preiss (Eds.), *Persuasion: Advances through meta-analysis*. Cresskill, NJ: Hampton Press. pp. 139-154.
- Bensley, L. S., & Wu, R. (1991). The role of psychological reactance in drinking following alcohol prevention messages. *Journal of Applied Social Psychology*, **21**, 1111-1124.
- Bessarabova, E., Fink, E. L., & Turner, M. (2013). Reactance, restoration, and cognitive structure: Comparative statics. *Human Communication Research*, **39**, 339-364.
- Beutler, L. E. (1979). Toward specific psychological therapies for specific conditions. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, **47**, 882-897.
- Beutler, L. E., Moleiro, C., & Talebi, H. (2002). Resistance in psychotherapy: What conclusions are supported by research. *Journal of Clinical Psychology*, **58**, 207-217.
- Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. Oxford, England: Academic Press.
- Brehm, J. W., & Rozen, E. (1971). Attractiveness of old alternatives when a new attractive alternative is introduced. *Journal of Personality and Social Psychology*, **20**, 261-266.
- Brehm, J. W., Stires, L. K., Sensenig, J., & Shaban, J. (1966). The attractiveness of an eliminated choice alternative. *Journal of Experimental Social Psychology*, **2**, 301-313.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. London, England: Academic Press.
- Dillard, J. P., & Shen, L. (2005). On the nature of reactance and its role in persuasive health communication. *Communication Monographs*, **72**, 144-168.

- Dowd, E. T., Milne, C. R., & Wise, S. L. (1991). The Therapeutic Reactance Scale: A measure of psychological reactance. *Journal of Counseling and Development*, **69**, 541-545.
- Dowd, E. T., & Seibel, C. A. (1990). A cognitive theory of resistance and reactance: Implications for treatment. *Journal of Mental Health Counseling*, **12**, 458-469.
- Engs, R., & Hanson, D. J. (1989). Reactance theory: A test with collegiate drinking. *Psychological Reports*, **64**, 1083-1086.
- Gordon, R. M. (1976). Effects of volunteering and responsibility on the perceived value and effectiveness of a clinical treatment. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, **44**, 799-801.
- Grabitz-Gniech, G., Auslitz, K., & Grabitz, H. (1975). The strength of the reactance effect as a function of the absolute size and the relative reduction of freedom space. *Zeitschrift für Sozialpsychologie*, **6**, 122-128.
- Hall, M. G., Sheeran, P., Noar, S. M., Ribisl, K. M., Bach, L.E., & Brewer, N. T. (2016). Reactance to health warnings scale: Development and validation. *Annals of Behavioral Medicine*, **50**, 736-750.
- Hall, M. G., Sheeran, P., Noar, S. M., Ribisl, K. M., Boynton, M. H., & Brewer, N. T. (2017). A brief measure of reactance to health warnings. *Journal of Behavioral Medicine*, **40**, 520-529.
- Heilman, M. E. (1976). Oppositional behavior as a function of influence attempt intensity and retaliation threat. *Journal of Personality and Social Psychology*, **33**, 574-578.
- Heller, J. F., Pallak, M. S., & Picek, J. M. (1973). The interactive effects of intent and threat on boomerang attitude change. *Journal of Personality and Social Psychology*, **26**, 273-279.
- Hong, S. (1992). Hong's Psychological Reactance Scale: A further factor analytic validation. *Psychological Reports*, **70**, 512-514.
- Hong, S., & Faedda, S. (1996). Refinement of the Hong Psychological Reactance Scale. *Educational and Psychological Measurement*, **56**, 173-182.
- Hong, S., & Page, S. (1989). A psychological reactance scale: Development, factor structure and reliability. *Psychological Reports*, **64**, 1323-1326.
- Kang, Y., Cappella, J., & Fishbein, M. (2006). The attentional mechanism of message sensation value: Interaction between message sensation value and argument quality on message effectiveness. *Communication Monographs*, **73**, 351-378.
- Kelly, A. E., & Nauta, M. M. (1997). Reactance and thought suppression. *Personality and Social Psychology Bulletin*, **23**, 1123-1132.
- Krishnan, L., & Carment, D. W. (1979). Reactions to help: Reciprocity, responsibility and reactance. *European Journal of Social Psychology*, **9**, 435-439.
- Lienemann, B. A., & Siegel, J. T. (2016). State psychological reactance to depression public service announcements among people with varying levels of depressive symptomatology. *Health Communication*, **31**, 102-116.
- Lindsey, L. M. (2005). Anticipated guilt as behavioral motivation an examination of appeals to help unknown

- others through bone marrow donation. *Human Communication Research*, **31**, 453-481.
- Merz, J. (1983). A questionnaire for the measurement of psychological reactance. *Diagnostica*, **29**, 75-82.
- Mikulincer, M. (1988). The relationship of probability of success and performance following unsolvable problems: Reactance and helplessness effects. *Motivation and Emotion*, **12**, 139-153.
- Miller, C. H., Lane, L. T., Deatrick, L.M., Young, A. M., & Potts, K. A. (2007). Psychological reactance and promotional health messages: The effects of controlling language, lexical concreteness, and the restoration of freedom. *Human Communication Research*, **33**, 219-240.
- Miron, A. M., & Brehm, J. W. (2006). Reactance theory – 40 years later. *Zeitschrift für Sozialpsychologie*, **37**, 9-18.
- Moyer-Gusé, E., & Nabi, R. L. (2010). Explaining the effects of narrative in an entertainment television program: Overcoming resistance to persuasion. *Human Communication research*, **36**, 26-52.
- Nezlek, J., & Brehm, J. W. (1975). Hostility as a function of the opportunity to counteraggress. *Journal of Personality*, **43**, 421-433.
- Quick, B. L. (2013). Perceived message sensation value and psychological reactance: A test of the dominant thought disruption hypothesis. *Journal of Health Communication*, **18**, 1024-1038.
- Quick, B. L., Bates, B. R., & Quinlan, M. M. (2009). The utility of anger in promoting clean indoor air policies. *Health Communication*, **24**, 548-561.
- Quick, B. L., Shen, L., & Dillard, J. P. (2013). Reactance theory and persuasion. In J. P. Dillard & L. Shen (Eds.), *The Sage handbook of persuasion: Developments in the theory and practice*. 2nd ed. Thousand Oaks, CA: Sage. pp. 167-183.
- Rains, S. A. (2013). The nature of psychological reactance revised: A meta-analytic review. *Human Communication Research*, **39**, 47-73.
- Seligman, M. P. (1975). Helplessness: On depression, development, and death. New York, NY: W H Freeman/Times Book/Henty Holt & Co.
- Shen, L. (2010). Mitigating psychological reactance: The role of message-induced empathy in persuasion. *Human Communication Research*, **36**, 397-422.
- Shoham, V., Trost, S. E., & Rohrbaugh, M. J. (2004). From state to trait and back again: Reactance theory goes clinical. In R. A. Wright, J. Greenberg, & S. S. Brehm (Eds), *Motivational analyses of social behavior: Building on Jack Brehm's contributions to psychology*. Mahwah, NJ: Erlbaum. pp. 167-185.
- Shoham-Salomon, V., Avner, R., & Neeman, R. (1989). You're changed if you do and changed if you don't: Mechanisms underlying paradoxical interventions. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, **57**, 590-598.
- Silvia, P. J. (2006). A skeptical look at dispositional reactance. *Personality and Individual Differences*, **40**, 1291-1297.
- Sittenthaler, S., Steindl, C., & Jonas, E. (2015). Legitimate vs. illegitimate restrictions - a motivational and physiological approach investigating reactance processes. *Frontiers in Psychology*, **6**, Online

- publication, Article 632.
- Sittenthaler, S., Traut-Mattausch, E., & Jonas, E. (2015). Observing the restriction of another person: Vicarious reactance and the role of self-construal and culture. *Frontiers in Psychology*, **6**, Online publication, Article 1052.
- Sittenthaler, S., Traut-Mattausch, E., Steindl, C., & Jonas, E. (2015). Salzburger State Reactance Scale (SSR Scale): Validation of a scale measuring state reactance. *Zeitschrift für Psychologie mit Zeitschrift für Angewandte Psychologie*, **223**, 257-266.
- Tracey, T. J., Ellickson, J. L., & Sherry, P. (1989). Reactance in relation to different supervisory environments and counselor development. *Journal of Counseling Psychology*, **36**, 336-344.
- Wicklund, R. A., & Brehm, J. W. (1968). Attitude change as a function of felt competence and threat to attitudinal freedom. *Journal of Experimental Social Psychology*, **4**, 64-75.
- Wicklund, R. A., Slattum, V., & Solomon, E. (1970). Effects of implied pressure toward commitment on ratings of choice alternatives. *Journal of Experimental Social Psychology*, **6**, 449-457.
- Wortman, C. B., & Brehm, J. W. (1975). Response to uncontrollable outcomes: An integration of reactance theory and the learned helplessness model. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*. Vol. 8. New York, NY: Academic Press. pp. 277-336
- Zucker, D., Hopkins, R. S., Sly, D. F., Urich, J., Kershaw, J. M., & Solari, S. (2000). Florida's "truth" campaign: A counter-marketing, antitabacco media campaign. *Journal of Public Health Management and Practice*, **6**, 1-6.

補章 警告の説得抑制効果における 心理的リアクタンスの媒介機能

要約 本章では、説得に先行して提示される警告が説得効果を抑制する現象に心理的リアクタンスが密接に関与しているか否かを明らかにする。本章は、「第1節 警告とは何か」、「第2節 事前警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス」、「第3節 事後警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス」、「第4節 虚偽説得における警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス」の4節構成である。

第1節 警告とは何か

1. 警告と事前警告

説得的コミュニケーションに関する研究の主たる関心は、説得効果を促進する要因や技法に向けられてきた。しかし、一部の研究は、説得効果を抑制する要因や技法に関心を向けるようになった。後者の説得への抵抗を扱う理論や技法には、心理的リアクタンス理論 (Brehm, 1966; Brehm & Brehm, 1981) や接種理論 (McGuire, 1964) などがあり、警告技法もその中に含まれる。

警告 (warning) は、事前警告 (forewarning) と同一視されてきた経緯がある。そのため、わが国では“forewarning”に対して予告という訳語を用いることも多い。これは、最初に事前警告と事後警告 (afterwarning) を対比的に取り上げて検討した Kiesler & Kiesler (1964) が事後警告の効果を否定したことに、事後警告の実験操作の困難さも加わり、深田・有倉 (1992) が事後警告の有効性を再検討するまで、約30年間にわたって事後警告が注目されることはなかったためである。

なお、警告に関する専門書としては深田 (2006a) があり、深田 (2005) の展望論文も収録されている。また、事前警告の展望論文には、上野 (1983, 2002) がある。

2. 事前警告の定義と説得抑制効果

深田 (2005) によると、事前警告とは、説得メッセージに先行して提示される簡潔な情報であり、説得に関係する情報の1種であるが、論拠を全く含まず、それ自体は単独では何ら説得力をもたない事前情報である。

「事前に警告することは事前に武装させることである」 (Papageorgis, 1968; Wood & Quinn, 2003) という格言が示す通り、事前警告が説得抑制効果をもつことは、Benoit (1998)、深田 (2005)、Quinn & Wood (2004)、Wood & Quinn (2003) の展望論文で確認されている。

3. 事前警告の説得抑制効果を媒介する心理過程の位相

事前警告が説得効果を抑制する心理過程は、事前警告の情報内容によって異なることが指摘されている。これに関連して、事前警告と説得の関係を時系列的に整理すると、①事前警告の提示、②事前警告後－説得前の心理過程、③説得メッセージの提示と説得中の心理過程、④説得後－説得効果測定前の心理過程、⑤説得効果の測定、という5つの位相として捉えることができる。

第2節 事前警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス

1. 事前警告のタイプと心理過程の関係に関する研究の原点

Hass & Grady (1975) は、事前警告をその情報内容から、①後で接触する説得メッセージの「話題と立場*」(topic and position : 以下、TP タイプと略称)に関する簡潔な事前情報、②後で接触する説得メッセージの送り手である説得者の「説得意図」(persuasive intent : 以下、PI タイプと略称)に関する簡潔な事前情報、の2つに大別した。このTPタイプとPIタイプが事前警告の基本タイプであり、Papageorgis (1968) の「警告」と「説得文脈」に対応する。なお、Hass & Grady (1975) は、TPタイプとPIタイプのほかに、立場(説得方向)を含まない「説得話題のみ」(topic only : 以下、TOタイプと略称)に関する簡潔な事前情報も挙げているが、TOタイプを取り上げた先行研究は少ない。

筆者注) *立場とは、説得方向・唱導方向のことである。

Hass & Grady (1975) では、TPタイプの事前警告は、事前警告から説得までに10分間の遅延を導入したときのみ説得抑制効果を生じさせたが、PIタイプの事前警告は、遅延の有無にかかわらず説得抑制効果を生じさせた。この結果から、TPタイプの事前警告は、10分間の事前警告後－説得前の位相で説得メッセージに対する反論(予期的反論)を受け手に生じさせることによって、また、PIタイプの事前警告は、事前警告後－説得前の位相で瞬時に心理的リアクタンスを受け手に生じさせることによって説得抑制効果をもたらす、とHass & Grady (1975) は仮定した。

2. 単一タイプの事前警告と心理的リアクタンス

実際に、事後警告後－説得前の心理過程を測定した上野(1981)では、TPタイプの事前警告は遅延がある場合に、また、PIタイプの事前警告は遅延がない場合に説得抑制効果をもつことを見出した。そして、事前警告後－説得前の位相で、PIタイプの事前警告は心理的リアクタンスを生じさせるが、TPタイプの事前警告は反論だけでなく、心理的リアクタンスも生じさせることを発見した。小川・上野(1980)も、TPタイプとPIタイプの事前警告が説得抑制効果と心理的リアクタンスを生じさせることを見出した。

3. 結合タイプの事前警告と心理的リアクタンス

事前警告に関する先行研究で使用された説得的コミュニケーションの特徴を分析した深田(1983)

は、非情緒的アピールが使用されていることを指摘した。そして、説得的コミュニケーションとして情緒的アピールを使用すれば、説得者の情緒喚起意図 (emotion-arousing intent : 以下、EI タイプと略記) という新たなタイプの事前警告が存在すると提案した。EI タイプは、情緒の種類によって多様な下位タイプが存在する。深田 (1983) は、恐怖アピール (恐怖喚起コミュニケーション) に注目し、説得者の「恐怖喚起意図」(fear-arousing intent : 以下、FI タイプと略称) に関する事前警告を取り上げ、FI タイプの事前警告が事前警告後一説得前の位相で防衛的回避感情を生じさせ、説得への抵抗を導くと仮定した。

単一タイプの事前警告に比べて、結合タイプの事前警告は、生じる心理過程が加算され、説得抑制効果が加算されるかどうか、という疑問がある。恐怖アピール説得を用いた深田 (1983) は、TP タイプと PI タイプと FI タイプという 3 種類の単一タイプの事前警告と、これらの組み合わせである 4 種類の結合タイプの事前警告の効果を比較検討した。その結果、TP・PI・FI 結合タイプと PI・FI 結合タイプの事前警告のみが強恐怖アピールに対する説得抑制効果を生じさせ、結合タイプの事前警告が説得抑制効果を加算的に出現させていた。事前警告後一説得前の心理過程は複雑であり、PI 単一タイプと FI 単一タイプの事前警告、および FI タイプを要素に含む TP・FI 結合タイプ、PI・FI 結合タイプ、TP・PI・FI 結合タイプの事前警告は心理的リアクタンスを増加させた。しかし、PI タイプと FI タイプが結合しても、心理的リアクタンスが加算されるわけではなかったし、逆に、TP タイプと結合することによって PI タイプのもつ心理的リアクタンス喚起効果が抑制された。

また、恐怖アピール説得に対する PI・FI 結合タイプの事前警告の効果を検討した Fukada (1986) は、事後警告後一説得前、説得中、説得後の 3 位相の心理過程と説得後の態度 (行動意思) を測定した。その結果、PI・FI 結合タイプの事前警告が説得抑制効果をもち、事前警告後一説得前に心理的リアクタンスを増加させ、説得中に反論を増加させ、唱導方向への態度変容を抑制することを見出した。こうした PI・FI 結合タイプの事前警告の説得効果抑制過程は、深田 (2006b) のパス解析によって確認されている。

結合タイプの事前警告の効果に関しては、必ずしも加算的傾向があるとは言えず、解明には今後の研究を待たねばならない。

4. 事前警告の評価的性質と心理的リアクタンス

Papagergis (1968) は、説得に及ぼす事前警告の効果は、事前警告に付与された評価的性質によって規定されると主張している。例えば、TP タイプの事前警告は、情報成分 (説得メッセージの存在や研究目的に関する事実情報) と説得成分 (説得者の意図や期待に関する伝達・示唆情報) の両方を含む場合と、情報成分のみから成る場合があり、前者の場合はポジティブあるいはネガティブな性質をもつが、後者の場合はニュートラルな性質をもつ。

深田・周 (1993) は、ポジティブ、ネガティブ、あるいはニュートラルな性質をもつ TP タイプの事前警告、およびニュートラルな性質をもつ TO タイプの効果を検討した。その結果、ネガティブな性質をもつ TP タイプの事前警告のみが、事前警告後一説得前の位相で反論と心理的リアクタンスを増加させ、説得抑制効果を生じさせていた。

恐怖アピール説得を用いた深田 (2003) は、ニュートラルな評価的性質である TO 単一タイプと、補助的に TO・FI 結合タイプの事前警告の効果を検討した。その結果、TO 単一タイプの事前警告は、事前警告後一説得前の心理過程にも、説得効果にも影響しないことが確認された。TO・FI 結合タイ

プの事前警告は、事前警告後－説得前の位相で心理的リアクタンスを生じさせたが、説得効果に影響することはなかった。

5. まとめ

PI タイプの事前警告だけでなく、FI タイプや TP タイプの事前警告も、事前警告後－説得前の位相で心理的リアクタンスを生じさせ、説得効果を抑制することが明らかになった。そして、事前警告後－説得前の位相で生じた心理的リアクタンスは、説得中に反論を増加させる可能性が示唆された。しかし、PI タイプや FI タイプや TP タイプの事前警告が単一で使用されるときに比べて、結合的に使用されるときに、結合される各タイプの効果が単純に加算されるわけではなく、加算される場合、加算されない場合、ときには減算される場合があり、効果の様相は複雑であることが示唆された。

第 3 節 事後警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス

1. 事後警告と心理的リアクタンス

1.1. 事後警告のタイプ

事前警告には、説得メッセージに関する事前情報である TP タイプと TO タイプ、説得者の意図に関する PI タイプや FI タイプが存在するが、事後警告は受け手がすでに説得メッセージに接触したあとに提示されるので、説得メッセージに関する事前情報である TP タイプと TO タイプは存在しない。事後警告には、説得者の意図に関する事前警告（PI タイプや FI タイプなど）しか存在しない。

1.2. 事後警告の説得抑制効果を媒介する心理過程の位相

事後警告と説得の関係を時系列的に整理すると、①説得メッセージの提示、②事後警告の提示、③事後警告後－説得効果測定前の心理過程、④説得効果の測定、という 4 つの位相として捉えることができる。

1.3. 事前警告と事後警告の比較

PI タイプの警告を用いて、事前警告と事後警告を比較した Kiesler & Kiesler (1964) は、事前警告の説得抑制効果を確認したが、事後警告の効果を見いだせなかった。PI・FI 結合タイプの警告を用いた深田・有倉 (1992) は、事前警告の説得抑制効果と事後警告の説得促進効果を発見した。事後警告の説得促進効果は予想と異なるものであり、事後警告直後の反論や心理的リアクタンスからは説明できなかった。

1.4. 事後警告の効果と心理過程

続いて、PI タイプを用いて、事後警告要因（有り、無し）と事後警告後－説得効果測定前に 5 分

間の遅延要因（有り、無し）を導入した深田（1999）の実験1では、事後警告が説得効果に影響しなかったものの、事後警告後－説得効果測定前の位相で反論（遡及的反論）の増加と、遅延有り条件での心理的リアクタンスの増加傾向と源泉の評価低減傾向を見出した。

1.5. まとめ

事後警告の説得抑制効果は証明されなかったが、反論や心理的リアクタンスの発生が認められ、心理過程のレベルでは事後警告による潜在的な説得への抵抗の発生の可能性が認められた。

2. 二段階説得における警告の効果

2.1. 二段階説得とは

反社会的で狂信的な宗教集団であるカルトは、信者獲得のためという真の目的を隠して受け手に近づき、第1段階で偽りの説得（例えば、ヨガの教室に参加しよう）を行い、応じた受け手に第2段階で目的とする説得（例えば、幸福になれる講話を聴こう）を行う。第1段階の説得を「偽装説得」、第2段階の説得を「隠蔽説得」と呼ぶ。

2.2. 二段階説得における警告

二段階説得における警告には次のようなやり方がある。第1段階の偽装説得に接触する前に偽装説得に対する事前警告を単独で提示する方法と、偽装説得だけでなくそのあとの隠蔽説得の両方に対する事前警告を二重に提示する方法がある。これは、単独事前警告と二重事前警告である。

また、すでに第1段階の偽装説得に接触してしまった場合には、第2段階の隠蔽説得に接触する前に、偽装説得に対する事後警告を単独で提示する方法と、偽装説得に対する事後警告と隠蔽説得に対する事前警告を併用して二重に提示する方法がある。これは、単独事後警告と二重事後事前警告である。

ここでは、第2段階の隠蔽説得に対する事前警告が加わることによって、警告の効果が促進されるかどうか、が関心事となる。

2.3. 二段階説得における心理過程の位相

二段階説得では、①偽装説得に対する単独事前警告の提示／偽装説得と隠蔽説得に対する二重事前警告の提示、②事前警告後－偽装説得前の心理過程、③偽装説得メッセージの提示と偽装説得中の心理過程、④偽装説得に対する単独事後警告の提示／偽装説得と隠蔽説得に対する二重事後事前警告の提示、⑤単独事後警告後－説得効果測定前の心理過程／二重事後事前警告後－説得効果測定前の心理過程、⑥説得効果の測定、となる。

筆者注）隠蔽説得メッセージは提示しないで、実験は終了する。

2.4. 単独事前警告と二重事前警告

TP・PI結合タイプの事前警告を使用した深田（2004a）は、2つの実験を通して、単独事前警告に比べて、二重事前警告が偽装説得抑制効果を増加させることを実証した。こうした二重事前警告の偽装説得抑制効果には、二重事前警告後－偽装説得前の位相における否定的思考の増加や心理的リアクタンスの増加、偽装説得中の否定的思考や心理的リアクタンスの増加、肯定的思考や共感反応

の減少、偽装説得後の送り手評価やメッセージ評価の低減など、多様な認知的反応と感情的反応が媒介過程として関与している可能性が示唆された。

2.5. 単独事後警告と二重事後事前警告

偽装説得に対するPIタイプの事後警告と隠蔽説得に対するTP・PI結合タイプの事前警告を用いた深田（2004b）は、2つの実験を通して、偽装説得に対する単独事後警告が、偽装説得に対する事後警告と隠蔽説得に対する事前警告から成る二重事後事前警告と同等な偽装説得抑制効果をもつことを明らかにした。単独事後警告と二重事後事前警告の偽装説得抑制効果に関与する媒介過程はやや異なり、上記の⑤の位相において、単独事後警告は共感反応の減少とメッセージ評価の低減を引き起こすが（実験1）、二重事後事前警告は心理的リアクタンス（実験1）と否定的思考（実験2）を引き起こすことが示された。

2.6. まとめ

事後警告が説得抑制効果をもつことが実証された。また、単独事前警告や単独事後警告に比べて、二重警告（二重事前警告と二重事後事前警告）の説得抑制効果の媒介過程には、否定的思考と並んで心理的リアクタンスが大きく関わっていることが証明された。

第4節 虚偽説得における警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス

1. 研究の背景

1.1. 悪質商法と詐欺に対する大学生の遭遇経験と被害経験、および警告接触経験

悪質商法と詐欺に対する大学生の遭遇経験と被害経験に関して、深田・石井・児玉・樋口（2008）は、19種類の悪質商法と9種類の詐欺に関する被調査者自身の直接経験と、友人の大学生の経験の見聞である間接経験を調査した。その結果、直接遭遇経験者は悪質商法24.1%と詐欺37.0%、間接遭遇経験者は悪質商法10.8%と詐欺24.1%であり、間接遭遇経験が直接遭遇経験を下回っていたことから、情報の共有が不十分であると解釈された。なお、直接被害経験者は悪質商法1.6%と詐欺3.2%であった。

悪質商法や詐欺に対する被害防止のために警告が有効な手段であるかどうかを検討するために、深田・石井（2009）は、キャッチセールス（悪質商法）と架空請求（詐欺）を取り上げ、大学生の警告接触経験や、意思決定時の警告考慮度や警告効果度などを調査した。その結果、悪質商法と詐欺の直接遭遇経験者のうちの38.9%と41.1%が警告直接接触経験者であり、警告直接接触経験者は、商品購入時・金銭支払い時に警告を考慮し、警告が役立ったと報告していた。悪質商法と詐欺に対する防御技法としての警告の有効性が実証された。

1.2. 説得概念の拡張としての擬似説得と虚偽説得

説得は、送り手が説得メッセージを使用して、受け手の態度や行動を送り手の意図した方向へ変容させるコミュニケーションである。深田・児玉・樋口・蔵永・辻口（2009c）は、膨大な研究成果の蓄積を誇る説得研究の知見と枠組みを、社会的影響コミュニケーションに適用することによって、社会的影響コミュニケーション全般の研究の進展が期待できると考えた。教育場面での訓話や、宗教場面での説教や説諭、公共場面での広報など、説得の知見と枠組みを適用する社会的影響コミュニケーションを疑似説得と位置づけ、さらに疑似説得の中でも、真実でない情報を用いる悪質商法、詐欺、カルトの勧誘など、虚偽・欺瞞のコミュニケーションを特に虚偽説得と命名した。

2. 説得者の虚偽意図に関する警告効果の媒介因としての心理的リアクタンス

真実の情報を用いることを前提とする説得研究からは逸脱するかもしれないが、欺瞞に満ちた説得者・勧誘者からの被害を防ぐために、深田（2005, 2006a）は、社会的要請に応える形で警告概念を拡張し、説得者の虚偽意図（deceptive intent：以下、DI タイプと略称）の警告を扱う研究の実施の緊急性を強く主張した。

悪質商法の手口であるチラシ広告による虚偽説得に及ぼす事前警告の効果を検討するために、深田他（2009c）は、TP タイプ、PI タイプ、DI タイプの3種類の事前警告（無事前警告を含む）の効果を比較した。その結果、無事前警告条件に比べると、PI タイプの事前警告は説得促進効果を示し、このPI タイプの事前警告の効果に比べると、DI タイプの事前警告は相対的に説得抑制効果を示した。事前警告効果を媒介したのは、TP タイプの場合が説得中の肯定的感情、PI タイプの場合が送り手評価、DI タイプの場合がメッセージ評価であり、心理的リアクタンスは媒介要因として関係しなかった。

詐欺の手口である通知文書（架空請求）による虚偽説得に及ぼす事前警告の効果を検討するために深田・樋口・深田（2009a）は、深田他（2009c）と同様の条件設定に性要因を加えた実験（事前警告4×性2）を行った。その結果、TP タイプの事前警告は否定的思考を増加させることによって、PI タイプの事前警告は送り手評価を低下させることによって、DI タイプの事前警告は肯定的思考を減少させることによって、それぞれ説得効果（振込行動意思）を抑制することが判明した。ここでも心理的リアクタンスは媒介要因として関係しなかった。

詐欺の手口である通知文書（架空請求）による虚偽説得に及ぼす事前警告の効果を検討するために深田・石井・塚脇（2009b）は、TP タイプ、PI タイプ、DI タイプの3種類の単一タイプの前警告と4種類の結合タイプの前警告と無事前警告に性要因を加えた実験（事前警告8×性2）を行った。その結果、DI 単一タイプとPI・DI 結合タイプの前警告が不安・動揺とメッセージ評価を低減することによって説得効果（振込行動意思）を抑制することが解明された。またしても、心理的リアクタンスは媒介要因として関係しなかった。

詐欺の手口である通知文書（架空請求）による虚偽説得に及ぼす事後警告の効果を検討するために深田・平川・塚脇（2010a）は、PI タイプ、DI タイプ、EI タイプの3種類の単一タイプの事後警告と4種類の結合タイプの事後警告と無事後警告に性要因を加えた実験（事後警告8×性2）を行った。その結果、①EI タイプの事後警告が含まれる場合には、PI タイプの事後警告は説得効果（連絡行動意思）を抑制すること、②PI タイプの事後警告はないが、EI タイプの事後警告がある場合には、DI タイプの事後警告は説得効果（振込行動意思）を抑制することが分かった。DI タイプの事後警告の説得抑制効果にはメッセージ評価の低下が関わっていた。ここでも心理的リアクタンスは無関係

であった。

詐欺の手口である通知文書（架空請求）による虚偽説得に及ぼす説得者の虚偽意図に関する事前警告と事後警告の効果を検討するために深田・平川・塚脇（2010b）は、DI 単独事前警告、DI 単独事後警告、DI 二重事前事後警告、無警告の4条件を設定した。その結果、①DI 単独事前警告とDI 単独事後警告が説得効果（連絡行動意思）を抑制すること、②事後警告は、否定的思考を増加させることによって、説得効果（連絡行動意思、振込行動意思）を抑制することが解明された。ここでも心理的リアクタンスは無関係であった。

3. まとめ

虚偽説得に対する事前警告や事後警告には説得抑制効果が見られたが、媒介要因としての心理的リアクタンスの役割を確認することはできなかった。

引用文献

- Benoit, W. L. (1998). Forewarning and persuasion. In M. Allen & R. W. Preiss (Eds.), *Persuasion: Advances through meta-analysis*. Cresskill, NJ: Hampton Press. pp. 139-154.
- Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- 深田 博己 (1983). 恐怖喚起コミュニケーションにおける予告効果 心理学研究, **54**, 286-292.
- Fukada, H. (1986). Psychological processes mediating persuasion-inhibiting effect of forewarning in fear-arousing communication. *Psychological Reports*, **58**, 87-90.
- 深田 博己 (1999). 説得に及ぼす事後警告の効果とその生起機制 広島大学教育学部紀要 第一部 (心理学), **48**, 79-88.
- 深田 博己 (2003). 説得に及ぼすニュートラルな評価的性質の事前警告の効果 広島大学心理学研究, **3**, 21-30.
- 深田 博己 (2004a). 二段階説得に対する単独事前警告と二重事前警告の効果 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部(教育人間科学関連領域), **53**, 193-202.
- 深田 博己 (2004b). 二段階説得に対する単独事後警告と二重事後事前警告の効果 広島大学心理学研究, **4**, 31-41.
- 深田 博己 (2005). 説得への抵抗における警告の役割 心理学評論, **48**, 61-80.
- 深田 博己 (2006a). 説得に対する防御技法としての警告技法の開発に関する研究 北大路書房
- 深田 博己 (2006b). 説得前と説得中の位相における事前警告効果の生起機制 深田 博己 説得に対する防御技法としての警告技法の開発に関する研究 北大路書房 pp. 66-78.
- 深田 博己・樋口 匡貴・深田 成子 (2009a). 通知文書による虚偽説得に及ぼす事前警告の効果 広島大学心理学研究, **9**, 71-79.
- 深田 博己・平川 真・塚脇 涼太 (2010a). 虚偽説得に及ぼす虚偽説得者の意図に関する事後警告の

- 効果 広島大学心理学研究, **10**, 27-36.
- 深田 博己・平川 真・塚脇 涼太 (2010b). 虚偽説得に及ぼす説得者の虚偽意図に関する事前警告と事後警告の効果 広島大学心理学研究, **10**, 37-46.
- 深田 博己・石井 里絵 (2009). 悪質商法と詐欺に対する大学生の警告接触経験 広島大学心理学研究, **9**, 61-70.
- 深田 博己・石井 里絵・児玉 真樹子・樋口 匡貴 (2008). 悪質商法と詐欺に対する大学生の遭遇経験 広島大学心理学研究, **8**, 197-208.
- 深田 博己・石井 里絵・塚脇 涼太 (2009b). 虚偽説得に及ぼす虚偽説得者の意図に関する事前警告の効果 広島大学心理学研究, **9**, 81-99.
- 深田 博己・周 玉慧 (1993). 説得に及ぼす予告の評価的性質の効果 実験社会心理学研究, **33**, 70-77.
- 深田 博己・児玉 真樹子・樋口 匡貴・蔵永 瞳・辻口 朋美 (2009c). チラシ広告による虚偽説得に及ぼす事前警告の効果 説得交渉学研究, **1**, 19-32.
- 深田 博己・有倉 巳幸 (1992). 説得に及ぼす事前警告と事後警告の効果 広島大学教育学部紀要第一部(心理学), **41**, 41-47.
- Hass, R. G., & Grady, K. (1975). Temporal delay, type of forewarning, and resistance to influence. *Journal of Experimental Social Psychology*, **11**, 459-469.
- Kiesler, C. A., & Kiesler, S. B. (1964). Role of forewarning in persuasive communications. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, **68**, 547-549.
- McGuire, W. J. (1964). Inducing resistance to persuasion: Some contemporary approaches. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology. Vol. 1*. New York: Academic Press. pp. 191-229.
- 小川 一夫・上野 徳美 (1980). 説得的コミュニケーションにおける予告効果の持続性 広島大学教育学部紀要 第一部, **29**, 107-113.
- Papageorgis, D. (1968). Warning and persuasion. *Psychological Bulletin*, **70**, 271-282.
- Quinn, J. M., & Wood, W. (2004). Forewarnings of influence appeals: Inducing resistance and acceptance. In E. S. Knowles & J. A. Linn (Eds.), *Resistance and persuasion*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates. pp. 193-213.
- 上野 徳美 (1981). 説得への抵抗に及ぼす予告の効果 心理学研究, **52**, 173-177.
- 上野 徳美 (1983). 説得的コミュニケーションにおける予告の効果に関する研究 実験社会心理学研究, **22**, 157-166.
- 上野 徳美 (2002). 予告情報と説得 深田 博己 (編著) 説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線— 北大路書房 pp. 499-539.
- Wood, W., & Quinn, J. M. (2003). Forewarned and forearmed? Two meta-analytic syntheses of forewarnings of influence appeals. *Psychological Bulletin*, **129**, 119-138.

【著者紹介】

深田 博己（ふかだ ひろみ）

1948年 島根県に生まれる

1971年 広島大学 教育学部 心理学科 卒業

1976年 広島大学 大学院教育学研究科 実験心理学専攻 博士課程 単位修得退学

現在 広島文教大学 人間科学部 心理学科 教授

文学博士 / 広島大学 名誉教授

専門 社会心理学

（実験社会心理学、対人社会心理学、コミュニケーション社会心理学）

主 著 『説得と態度変容 ―恐怖喚起コミュニケーション研究―』（単著） 北大路書房
（1988年）

『中国人留学生と日本』（岡益巳・深田博己の共著）白帝社（1995年）

『インターパーソナル・コミュニケーション ―対人コミュニケーションの心理学―』
（単著） 北大路書房（1998年）

『コミュニケーション心理学 ―心理学的コミュニケーション論への招待―』（編著）
北大路書房（1999年）

『説得心理学ハンドブック ―説得コミュニケーション研究の最前線―』（編著）
北大路書房（2002年）

『特集 説得の心理学』（心理学評論 第48巻第1号）（編著） 心理学評論刊行会
（2005年）

『説得に対する防御技法としての警告技法の開発に関する研究』（単著） 北大路書房
（2006年）

『心理学研究の新世紀 第2巻 社会心理学』（監修／編著） ミネルヴァ書房（2012
年）

『心理学研究の新世紀 第1巻 認知・学習心理学 / 第3巻 教育・発達心理学 /
第4巻 臨床心理学』（監修） ミネルヴァ書房（2012年）

『親切の心理学』（広島文教大学心理学研究叢書 第1巻）（単著） 広島文教大学心理
学会（2019年）

『コミュニケーションの心理学：卒業論文・修士論文指導の副産物』（広島文教大学心
理学研究叢書 第2巻）（単著） 広島文教大学心理学会（2022年）

広島文教大学 心理学研究叢書 第3巻

『自由の心理学：心理的リアクタンス理論』

2023年（令和5年）2月10日 発行

著者 深田 博己

発行 広島文教大学 心理学会（会長 植田 智）

〒731-0295 広島市安佐北区可部東1-2-1 広島文教大学人間科学部心理学科内

印刷 株式会社 中本本店

〒730-0004 広島市中区東白島町13-15

TEL 082-221-9181

Hiroshima Bunkyo University Studies in Psychology

Volume 3

The Psychology of Freedom:

Psychological Reactance Theory

Hiromi FUKADA, Ph.D

Psychology Society of Hiroshima Bunkyo University

February 2023